

148
整理番号 衛校 C-7143-1
小番号 53
発行部数 600
発行年月日 28.12.8

海軍作戦通信史

警備隊術科学校

整理番号 術校 C-7143-1

小番号

発行部数

600

発行年月日

23.12.8

海軍作戦通信史

警備隊術科学校

作
戦
通
信
史

作 戦 通 信 史 目 次

第一編 通信関係諸機関の組織並に其の運用……………	一	第二章 海軍に於ける電波伝播性能研究の経過……………	二六
第一章 中央に於ける通信に関する諸組織……………	一	第四章 通信部編制に関する諸問題……………	三三
第一節 総説……………	一	第一節 特務班の独立……………	三三
第二節 軍令部(附大本営通信部)……………	一	第二節 第四部長の第一連合通信隊司令官兼任……………	三三
第三節 海軍省……………	二	第五章 連合通信隊の編成……………	三三
第二章 艦船部隊並に地方に於ける通信に関する諸組織……………	六	第一節 第一連合通信隊の編成……………	三三
第一節 各鎮守府、警備府の通信……………	六	第二節 第三連合通信隊の編成……………	三三
第二節 海軍工廠(工作部)……………	六	第六章 部外通信の指導に関する政策……………	三四
第三節 艦船部隊の通信科編成……………	七	第一節 船舶通信の管制……………	三四
第一項 艦船……………	七	第二節 漁船通信の指導……………	三五
第二項 航空隊……………	七	第七章 国際通信の指導に関する政策……………	三五
第三項 通信隊……………	八	第一節 国際通信政策に対する海軍の態度……………	三五
第二編 通信政策……………	九	第二節 日独通信協定……………	三五
第一章 通信計画に基く通信施設の拡充に関する諸施策……………	九	第三節 其他枢軸諸国との交渉……………	三六
第一節 通信関係施設の拡充及び新式化……………	九	第三編 通信計画並に経過……………	三七
第二節 南洋群島通信施設の整備……………	二二	第一章 総論……………	三七
第三節 部外会社送信機の徵用……………	二九	第二章 昭和十六年に於ける海軍戦時通信計画……………	三六
第四節 艦艇電波竝に通信兵器の整備……………	二九	第一節 昭和十六年度帝国海軍戦時通信計画要領要旨……………	三六
第二章 要員の充実に關する諸施策……………	三三	第二節 対米英蘭作戦に關し通信計画上特に採りたる方策……………	四一
第一節 電信員、暗号員の養成……………	三三	第三章 戦勢の推移に應ずる通信計画の改変……………	四四
第二節 士官要員の問題……………	三七	第一節 第一次改変の経緯……………	四四
第三節 戦時急速養成の問題……………	三七	第二節 昭和十八年改正海軍通信規程主なる改正要点……………	四四
第三章 電波選定に關する問題……………	三六	第三節 第二次改変の経緯……………	四四
第一節 一般経過……………	三六	第四章 連合艦隊の通信計画……………	四六

第一節	連合艦隊基本通信計画	四
第二節	第一段作戦通信計画	四
第三節	第二段作戦通信計画	(削除)
第四節	第三段作戦通信計画	(削除)
第五章	第一段作戦の通信	三
第一節	全般の経過	三
第二節	機動部隊の作戦通信	三
第一項	ハワイ作戦の通信	三
第二項	印度洋作戦の通信	三
第三節	南方部隊の作戦通信	(削除)
第六章	第二段作戦の通信	三
第一節	全般の経過	三
第二節	MI作戦の通信	三
第一項	通信計画	三
第二項	経過の概要	三
第三項	作戦に影響を及ぼせる主要事項	三
第三節	アリューシャン作戦の通信	三
第一項	通信計画	三
第二項	経過の概要	三
第四節	ソロモン方面作戦の通信	三
第一項	概説	三
第二項	MO作戦の通信	三
第一目	通信計画	三
第二目	経過の概要	三
第三項	第八艦隊の通信計画	三
第一目	梗概	三
第二目	通信計画の概要	三
第四項	第一次ソロモン海戦の通信	三
第一目	通信計画の概要	三

第二目	経過の概要	三
第五項	第二次ソロモン海戦の通信	三
第一目	通信計画	三
第二目	経過の概要	三
第六項	基地航空部隊の通信	三
第一目	概説	三
第二目	通信計画の概要(11AFラポール進出後の計画)	三
第三目	経過の概要	三
第七項	南太平洋海戦の通信	三
第一目	通信計画	三
第二目	経過の概要	三
第八項	第三次ソロモン海戦の通信	三
第一目	通信計画	三
第二目	経過の概要	三
第五節	マーシャル方面作戦の通信	(削除)
第七章	第三段作戦の通信	三
第一節	全般の経過	三
第二節	北方部隊の作戦通信	(削除)
第三節	ソロモン、ビスマーク方面の作戦通信	(削除)
第四節	あ号作戦の通信	三
第一目	通信計画	三
第二目	経過	三
第五節	捷号作戦の通信	(削除)
第六節	沖繩作戦の通信	三
第一項	概説	三
第二項	第五航空艦隊の作戦通信	三
第三項	第一航空艦隊の作戦通信	三
第七節	決号作戦の準備	三

第一章	第一項	決号作戦通信計画要領……………	八七
	第二項	中央の決号作戦通信計画要領……………	八七
	第三項	水上水中特攻部隊通信計画要領……………	九四
	第四項	海軍総隊司令部決号作戦通信計画要旨……………	九七
	第五項	第三航空艦隊の決号作戦通信計画要旨……………	九八
	第六項	第五航空艦隊の決号作戦通信計画要旨……………	一〇〇
	第七項	第十航空艦隊の決号作戦通信計画要旨……………	一〇〇
第二章	第二項	作戦準備の経過……………	一〇一
	第一項	中央に於ける諸施策……………	一〇一
	第二項	海軍総隊司令部の作戦準備……………	一〇三
	第三項	主要部隊の通信戦備概況……………	一〇五
第八章	第一節	航空作戦の通信……………	一〇
	第一節	概説……………	一〇
	第二節	機動部隊の通信……………	二〇
	第三節	基地航空部隊の通信……………	二二
	第四節	本土防空作戦の通信……………	二二
	第一項	概説……………	二二
	第二項	本土防空作戦通信整備計画要旨……………	二二
	第三項	整備経過の概要……………	二三
	第五節	飛行機隊の通信……………	二三
	第一項	概説……………	二三
	第二項	通信組織……………	二四
	第三項	無線兵器……………	二五
	第四項	飛行機の無線機装……………	二八
	第五項	通信実施……………	二三
	第六項	無線航法……………	二三
第九章	第一節	海上交通保護作戦の通信……………	二六
	第一節	概説……………	二六
第二節	第一項	開戦時に於ける海上護衛作戦の通信……………	(削除)

第三章	第一項	海上護衛司令部設置後の通信……………	(削除)
	第一項	概説……………	(削除)
	第二項	海上護衛司令部通信計画……………	二六
	第三項	経過の概要……………	二七
	第四項	通信戦備の概要……………	二九
第十章	第一節	潜水艦の作戦通信……………	二三
	第一節	概説……………	二三
	第二節	通信計画の要旨……………	二三
	第三節	通信実施経過の概要……………	二四
	第四節	主要兵器の交遷と作戦に及ぼせる影響……………	二四
第十一章	第一節	通信謀報……………	(削除)
第十二章	第一節	電波戦……………	(削除)
第十三章	第一節	通信防衛……………	二六
	第一節	暗号及び呼出符号……………	二六
	第一項	開戦前の暗号計画と緒戦期前後の実施経過……………	二六
	第一項	概要……………	二六
	第一項	計画……………	二六
	第二項	使用暗号図書及び暗号機器……………	二七
	第三項	経過の概要……………	二八
	第二項	MI作戦後の計画変更と其実施経過概要……………	二八
	第一項	MI作戦による暗号事故……………	二八
	第二項	暗号計画の変更……………	二八
	第三項	実施経過……………	二九
	第三項	暗号区制の実施並に終戦前後の経過概要……………	四〇
	第一項	暗号区制の実施……………	四〇
	第二項	終戦前後の概況……………	四〇
	第四項	暗号に関する諸制度……………	四四
	第一項	制度……………	四四
	第二項	暗号の整備……………	四四

第五項	暗号図書の配布組織	一四三
第一目	配付機構	一四三
第二目	配付の実施	一四四
第六項	暗号事故と其対策	一四四
第七項	我暗号強度保持に対する判断	一四五
第二節	交信法	一四六
第一項	通信防衛対策委員会	一四六
第二項	改正交信法の要点	一四八
第四編	戦備	一五一
第一章	物的戦備	一五一
第一節	通信関係戦備一般経過	一五二
第二節	無戦通信戦備経過	一五三
第一項	通信隊の整備	一五三
第二項	航空基地の整備	一五三
第三項	水上特攻基地の整備	一五四
第四項	航空特攻基地整備	一五四
第五項	艦船の整備	一五四
第六項	航空機の整備	一五五
第三節	有線通信施設戦備経過	一五五
第四節	電波兵器戦備経過	一五五
第一項	一般経過	一五五
第二項	陸上電波兵器の整備	一五六
第一目	陸上見張所の整備	一五六
第二目	測的用電波兵器整備	一五七
第三目	艦船の整備	一五七
第四目	航空機の整備	一五八

第一編 通信関係諸機関の組織並に其の運用

第一章 中央に於ける通信に関する

諸組織

第一節 総説

海軍通信政策の基本は作戦計画に於ける通信の円滑なる実施を準備すると共に平時通信の円滑なる運営を主目的とするは申す迄もない。

右の目的に於ける為軍令部に通信主務部（第四部）を置き通信関係基本事項を担当し之が決定事項に基き海軍省、艦政本部、航空本部等は之が実施を担当した。従つて軍令部主務部に於ける方針決定は通信戦力の基礎となつた。

即ち軍備に於ては年度作戦計画に基き之が整備を海軍省に要求し海軍省に於ては予算資料、能力等を具体的に勘案し之が整備に努めた。

通信諸法規及び暗号書表は軍令部に於て起草し海軍省に商議し海軍省は之が実施に當つた。

第二節 軍令部（附大本営通信部）

第一 軍令部第四部

一、所掌事項

(イ) 第九課

- (一) 通信計画
- (二) 通信管制に関する事項
- (三) 通信法規に関する事項
- (四) 国際通信に関する事項
- (五) 通信に関する教育訓練及び兵器施設に関する事項

- (六) 通信の取締及び検閲に関する事項
- (七) 通信の防衛及び通信諜報（実施に関する事項を除く）に関する事項

(ロ) 第十課

- (一) 通信計画の一部（暗号）
- (二) 通信に関する教育訓練及び兵器施設に関する事項の一部（暗号）
- (三) 暗号書表の編纂及び改補に関する事項
- (四) 暗号の構成並に暗号書表の維持に関する事項
- (五) 部内通信の取締に関する事項
- (六) 軍令部発受の電報処理
- (七) 編成及び定員

第十課	兼出部兼	課長	部員	陸軍佐尉官	一
	出仕員	大中中	中少佐	一	一
第九課	兼出部兼	課長	部員	陸軍佐尉官	一
	出仕員	大中中	中少佐	一	一
第九課	兼出部兼	課長	部員	陸軍佐尉官	一
	出仕員	大中中	中少佐	一	一
第十課	兼出部兼	課長	部員	陸軍佐尉官	一
	出仕員	大中中	中少佐	一	一

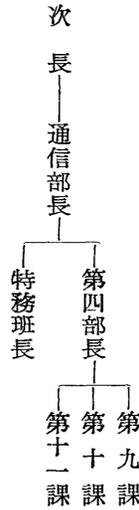
- #### 第二 軍令部特務班
- ##### 一、所掌事項
- (一) 通信諜報実施計画
 - (二) 通信諜報の実施
 - (三) 通信諜報上必要なる諸研究

- (四) 通信課報上必要なる教育訓練（通信術に関する事項を除く）
 - (五) 通信課報資料の入手獲得
- 二、編成及び定員

第三 大本営通信部

一、編成

出 仕	特務班長	少 将
” ”	特務班員	大 中 佐
” ”	特務班員	少 佐 大 尉
		九 一 一



(註)

- (一) 通信部長は第四部長特務班長より先任者なる場合は第四部長の兼任とし然らざる場合は次長の兼任とす
- (二) 第十一課は通信檢閲及び取締並に防衛に関する事項を掌理す
- 二、所掌事項其他は軍令部第四部及び特務班の項に同じ

第三節 海軍省

第一 軍 務 局

通信に関する兵備其他の実施に関する事項は一切軍務局第一課の所掌事項とし主務局員一名を配して居た。

(註)

昭和十三年兵備の緊急整備の必要上兵備局新設せられ通信に関する兵備実施上の事項は一切兵備局第一課の所掌事項となつたが戦況苛烈となるに及び連絡の緊密化其他の状況に応じ兵備局を解消再び軍務局第一課に移疎された。

第二 艦 政 本 部

一、総 説

艦政本部は海軍艦政本部令の定むる所に従い概ね左の事務を掌理する

- (イ) 兵器（航空兵器を除く）の計画、審査、造修、研究及び実験
- (ロ) 兵器（航空兵器を除く）の準備、保管、供給

- (ハ) 有線通信装置の計画、審査、造修、研究、実験及び管理
- (ニ) 海軍工作庁の設備（航空関係の設備を除く）の計画及び審査
- (ホ) 艦船兵器（航空兵器を除く）の造修に要する軍需品工場等の軍需工業動員

そして其隸下に造兵監督官を置き且第二海軍技術廠、海軍工廠及び工作部を区処下に持つた。

即ち戦備実施に関する直接監督機関である。

一般電気通信に関する事項は第三部の所掌で一課乃至四課に分轄担任した。

二、所 掌

(イ) 第三部第一課

第三部に於ける所掌事項に関し左の事務を掌処す。

- (一) 所掌事項に関する予算に関する事
 - (二) 所掌物件の準備、保管及び供給に関する事
 - (三) 所掌兵器の兵器簿に関する事
 - (四) 所掌物件の生産に関する事
 - (五) 各課事務の連絡綜合に関する事
 - (六) 所掌事項に関する資材の調節、需給に関する事
 - (七) 所掌物件に関する部内外工場の設備及び労務並に軍需部に於ける所掌兵器関係の設備に関する事
 - (八) 所掌物件の監督事務に従事する造兵監督官及監督助手に関する事
 - (九) 所掌物件の造修に従事する技術科士官以下の教育及び本務に関する事
- こと
- (一) 所掌物件の造修に従事せしむべき目的を以て養成する技術学生、生徒の教育に関する事
 - (二) 所掌事項の出師準備に関する事
 - (三) 庶務に関する事
 - (四) 統計及び年報材料に関する事
 - (五) 所掌物件の造修価格の調査に関する事
 - (六) 他課の所掌に属せざる事

(四) 第三部第二課

(一) 無線兵器、有線兵器及び工作物たる有線通信装置の計画及び造修

(二) 第三部第一課所掌の事項を除く) に関する事

(三) 所掌物件及び其材料の研究実験及改良に関する事

(四) 所掌物件の現状及び来歴に関する事

(五) 所掌物件及び其材料に関する仕様書の調製及び契約書案中技術に

関すること

(六) 所掌兵器の兵器定数標準に関する事

(七) 所掌物件を造修する即外工場の関係技術に関する事

(八) 所掌物件に関する発明又は考案の審査及び採否に関する事

(九) 所掌事項に関する技術会議の議案に関する事

(五) 第三部第三課

一、電気兵器(発電機用原動機を除く)及び艦装品又は機関たる電動

機の計画造修(第三部第一課所掌事項を除く)に関する事

二、航空関係電気兵器の艦船装備に関する事

三、所掌物件及び其材料の研究実験及び改良に関する事

四、所掌物件の現状及び来歴に関する事

五、所掌物件及び其材料に関する仕様書の調製及び契約書案中技術に

関すること

六、所掌兵器の兵器定数標準に関する事

七、所掌物件を造修する即外工場の関係技術に関する事

八、所掌物件に関する発明又は考案の審査及び採否に関する事

九、所掌事項に関する技術会議の議案に関する事

(六) 第三部第四課

(一) 音響兵器の計画及び造修(第三部第一課所掌事項を除く)に関する

事

(二) 所掌物件及其材料の研究、実験及び改良に関する事

(三) 所掌物件の現状及び来歴に関する事

(四) 所掌物件及び其材料に関する仕様書の調製及契約書案中技術に

関すること

(五) 所掌兵器の兵器定数標準に関する事

(六) 所掌物件を造修する即外工場の関係技術に関する事

(七) 所掌物件に関する発明又は考案の審査及び採否に関する事

(八) 所掌事項に関する技術会議の議案に関する事

(備考)

(一) 昭和十七年四月所掌事項の一部変更を実施し第三部の所掌であつ

た音響関係兵器及び磁気関係兵器は第六部の所掌となつた。

(二) 昭和十九年十二月航空最優先の方針に応ずる為艦政本部第三部長

は航空本部第五部長を兼務し夫々の関係業務を一人で運営するこ

となつた、此の制度変更に伴い艦政本部第三部及び航空本部第

五部の組織を変更することとし昭和二十年四月より実施した。

第三 航空本部

一、総 説

航空本部は海軍航空本部令の定むる所に従い概ね左の事務を掌理する

(イ) 航空兵器の計画、審査、造修(艦船装備を除く)研究、実験、準備

保管、供給

(ロ) 航空に関する陸上設備及び航空兵器の艦船搭載設備の計画及び審査

(ハ) 航空兵器の造修に要する軍需品、工場等の軍需工業動員

(ニ) 航空術の教育

そして其隸下に第二海軍技術廠及び造兵監督官を置き且各海軍航空廠

を技術に關し区処した。

即ち航空兵器及航空関係陸上施設等の戦備実施に關する直接監督機関

であり且航空術に關しては教育局の分担事項を兼任した

二、所 掌

(イ) 第四部第一課

(一) 航空関係の無線兵器及び電気兵器(関係兵器並に航空隊及び航空

基地に於ける地上無線兵器及び電気兵器を含む以下同じ)の計画、

試製研究、実験及び改良に関する事

(二) 航空関係の無線兵器及び電気兵器の工作庁に於ける造修に關する

こと

第四

電波本部

一、設立に到る経緯

開戦以来電波兵器の作戦に及する影響の甚大なるに鑑み之が研究兵器化並に整備促進に関し關係各部に於て鋭意研究機關の強化充実を必要と認め之が具体策に関し種々研究中であつたが当時の海軍大臣島田大將は電波兵器の不振は艦政本部及航空本部等に於ける行政機構にありとし關係各部の強力なる反対にも拘らず電波本部の設立を決定した。当時軍務局、軍令部、航空本部、艦政本部の主務者は左の理由に依り中央行政機構の新設には極力反対した。即ち、

(イ)電波兵器の不振は研究機關の弱体に依るものにして之が拡充強化を第一とすべきで行政機構新設強化は機構を複雑にするのみで躍進的進歩せしむる道に非ず

(ロ)艦政本部と航空本部と対策等の地位に電波本部をつくるも電波兵器の研究試作並に整備に関しては各工廠航空廠の積極的援助なくしては不可能であり又当時の資材の枯渇の際独立せる電波本部では資材の獲得不可能の実状であり電波本部の設立は電波兵器の改善進歩の促進に何等寄与するものに非ず

而れ共海軍大臣は之等反対意見に拘らず昭和十九年三月電波本部の新

(三)航空關係の無線兵器及び電気兵器の裝備に關すること
 (四)航空關係の無線兵器及び電気兵器の準備、保管及び供給に關すること
 (五)こと第四部各課の事務の連絡及び綜合に關すること

(六)所掌航空關係部外工場の關係技術に關すること

(七)所掌物件に關する仕様書の調製及び契約書案中技術に關すること

(八)所掌物件の出師準備に關すること

(九)所掌物件に關する發明又は考案の審査及び採否に關すること

(十)所掌物件に關する技術に従事する技術士官以下の教育及び本務に關すること

(十一)所掌事項に關する技術會議の議案に關すること

(十二)統計及び年報材料に關すること

(十三)統計及び年報材料に關すること

(十四)統計及び年報材料に關すること

(十五)統計及び年報材料に關すること

設を命じ従来艦政本部及び航空本部の所掌した電波兵器通信兵器、並に音響兵器の研究実験に關する事項を掌理することとなつた。

二、編制及び所掌

電波兵器、通信兵器及び音響兵器の研究試作に關する行政事項を掌理し其の構成は左の通である。

総務部 第一課 一、庶務及び一般事項

二、予算に關する事項

三、

第二課 一、研究試作の企画に關する事項

技術部 第三課 一、通信兵器の研究試作に關する技術的事項

第四課 一、電波兵器の研究試作に關する技術的事項

第五課 一、音響兵器の研究試作に關する技術的事項

四、電波本部と艦政本部、航空本部との關係業務に關する協定

(別紙)

第五 第二技術廠

一、第二技術廠設立に到る経緯

開戦当初電波兵器及び通信兵器の技術的研究は航空機に關するものは海軍航空技術廠、艦船及び地上關係のものは海軍技術研究所之れを担当したが航空機用電波兵器の研究遅々として進まず之が主たる原因は海軍航空技術廠に於ける電波兵器研究技術陣容の貧弱なる点にあつたので海軍技術研究所に於ても之が研究を援助の方策を構したが実績挙げらず茲に於て制度上の抜本的改革を行う必要を認められ昭和十九年十一月委員会組織により新制度の研究に着手し相互に關係深き波動關係兵器の強力なる綜合研究機關設立の結論に到達、海軍電波本部を解消し海軍技術研究所、海軍航空技術廠及び横須賀海軍工廠に属したる關係機關を統合し昭和二十年二月十五日第二海軍技術廠設立せられた。

二、所掌及び編成

波動兵器の研究実験に關する事項を掌理し其の構成は左の通りである

総務部 第一課 一、庶務及び一般關係事項

第二課

- 二、運転交通及び通信の連絡及び統一に關すること
 - 三、出師準備計画の一般事項に關すること
 - 四、其他雜事項
- 一、研究、実験及び試作の綜合企画並に綜合統制に關すること

- 二、戦訓及び訓練成果の調査に關すること
- 三、研究機関に關する調査、利用及び連絡に關すること

第三課

- 四、研究及実験の連絡は研究業績の調査
 - 五、研究資料の蒐集、整理及び保管
- 一、兵器の生産、裝備、取扱及び調整に關する技術指導の按画統制

基礎研究部

- 一、各部に共通なる開發研究
- 二、真空管の研究
- 三、空中線の研究
- 四、部員及び材料の研究

電波兵器部

電波兵器に關すること

通信兵器部

無線兵器及び有線兵器に關すること

音響兵器部

音響兵器に關すること

磁氣兵器部

磁器兵器に關すること

光熱兵器部

光波兵器及び熱波兵器に關すること

會計部

医務部

工員養成所

横須賀工廠内に横須賀出張所を置き主として波動応用兵器（航空関係兵器を除く）の裝備に關する研究実験及実用上の審査に当らしめた。

第二章 艦船部隊並に地方に於ける

通信に関する諸組織

第一節 各鎮守府警備府の通信

各鎮守府警備府は各直屬通信隊を持ち通信実施に当らしめ通信参謀は通信実施に関する計画実施に関し司令長官を補佐した。

第二節 海軍工廠（工作部）

海軍工廠は艦部及び兵器（航空兵器を除く）及工作物たる有線通信装置の造修、購買及び実験に関することを掌るもので各所に応じ鎮守府司令長官に隸屬したが技術上のことに關しては艦政本部長又は航空本部長の区処を受くることに定められて居た。

一、横須賀工廠

(イ) 造兵部

(ロ) 電池実験部

(ハ) 通信実験部

二、呉工廠

(イ) 電気部

(ロ) 電気実験部

三、佐世保工廠

造兵部

四、舞鶴工廠

造兵部

五、沼津工廠

(イ) 無線部

(ロ) 航空無線部

六、大湊工作部

鎮海工作部

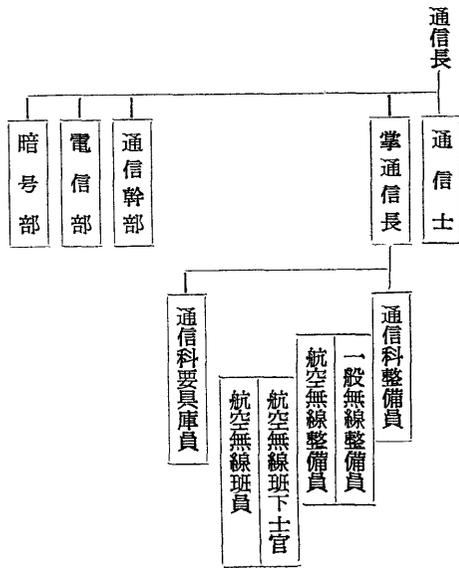
馬公工作部

電気工場

第三章 艦船部隊の通信科編成

第一節 艦 船

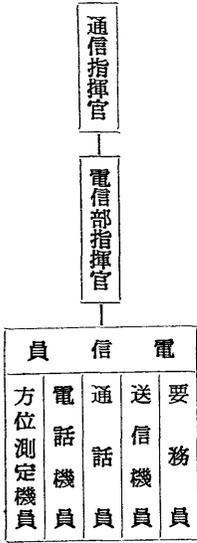
一、通信科



二、通信幹部

通信指揮官—通信指揮官附—通信幹部附
 (通信長) (通信士)
 補助員
 通信伝令員

三、電信部

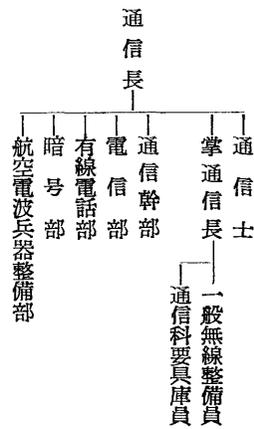


四、暗号部



一、通信科

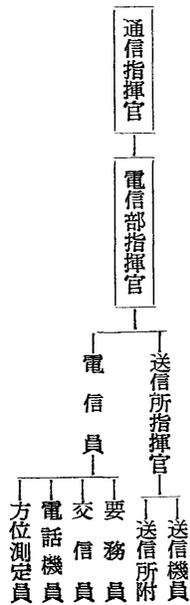
第二節 航空 隊



二、通信幹部

艦船に同じ

三、電信部



四、有線電話部



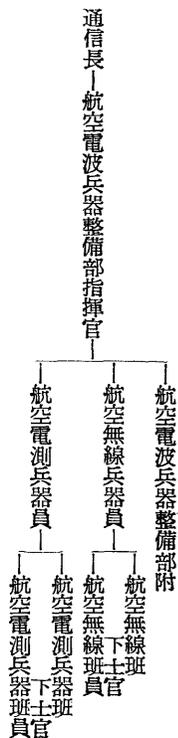
五、暗号部

艦船に同じ

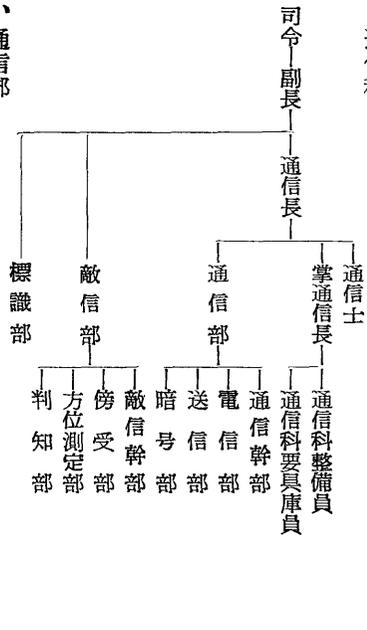
六、航空電波兵器整備部

一、通信科

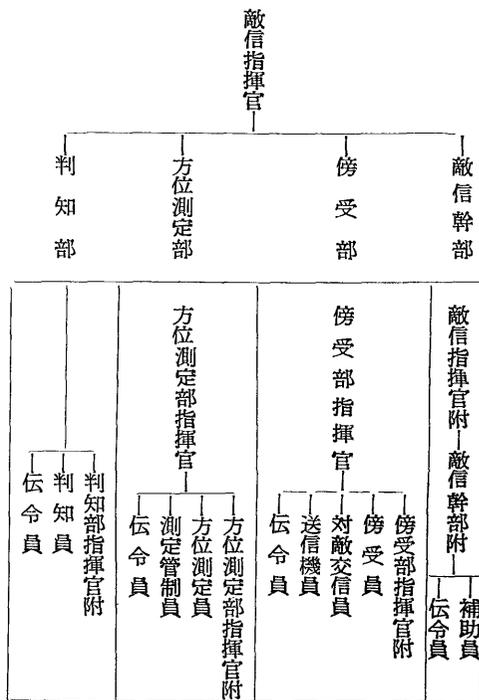
第三節 通信隊



二、通信部



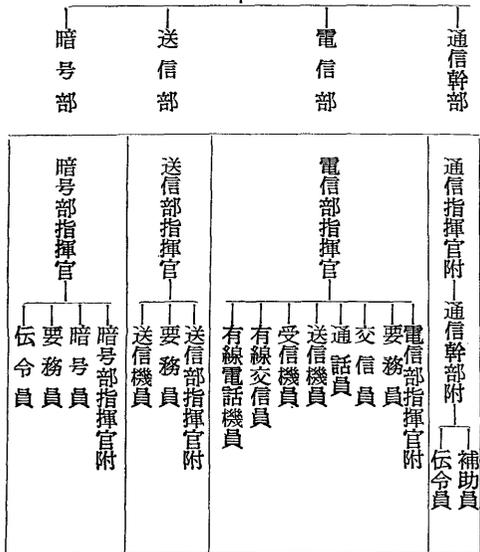
三、敵信部



四、標識部



通信指揮官
(通信長)



第二編 通信政策

第一章 通信計画に基く通信施設の
拡充に関する諸施策

第一節 通信関係施設の拡充及新式化

昭和六年上海事変の戦訓に基き海軍通信機構の改善、兵器の新式化、通信計画の改善に伴う施設の増備、要員の養成等予算の許す範囲内に於て実現を期し来りしが航空機の発達に伴う作戦方式の変遷と無線通信技術の進歩特に方位測定技術の進歩特に通信諜報技術の進歩は電波放射管制を極度に警戒するの要を生じ而も広範なる地域に展開する基地航空部隊との密接なる協同を必要とする為一層広範囲の通信機構を必要とするに到り、海軍通信の機構と陸上通信機関を骨幹とする一組織に改変するの必要を生じた。而し当時は尙海上兵力の整備に主力を傾注し陸上通信機関の整備は遅延として進まざる実状であつた。
 たまたま昭和十二年支那事変勃発するや再び上海事変の轍を踏むの愚を繰返し漸く陸上通信機関の整備に力を注ぐに到りしが海上兵力を主とする(四)副中枢としての地方通信隊の拡充並に新設

従来の墮勢は一掃するに困難にして其の実施は徹底を欠きたる恨みなしとせざる状況であつた。
 戦備計画に基く実施の状況は別表の通りであつて之を要するに艦船通信施設の整備、新式化は年度戦時編成艦船の整備に止め、通信隊施設の拡充及び所要航空基地通信施設の施設整備に残余予算の大宗を注入し整備に努むる方針を採つた。

一、通信中枢としての通信隊施設の拡充強化
 (イ)東京通信隊の拡充

東京通信隊は全海軍通信組織の中枢として最も強力なる通信中枢とす昭和十二年着工昭和十六年秋完成、其の主なる内容は次の通である。

- (一) 零式〇三号送信機一基の新設
- (二) 九七式短〇一号送信機
- (三) 九八式短〇二号送信機
- (四) 九九式短二号送信機
- (五) 傘型空中線を撤去、逆L型空中線新設
- (六) 超短波無線管制施設の施設の新設

通信隊	拡充並に新設の方針	受信		施設		送信		施設	
		地上	耐弾	地上	耐弾	地上	耐弾	地上	耐弾
大湊通信隊	北方作戦に対する通信中枢として整備拡充す	長受2 短受2 特受2 防空指揮所10	長受2 短受2 特受2 防空指揮所7	長送5吉1 短送1吉2 中送1吉2 特送〇、五吉1	長送〇、五吉1 中送1吉2 短送2吉2 特送2中五号1	長送〇、五吉1 中送1吉2 短送2吉2 特送2中五号1	長送〇、五吉1 中送1吉2 短送2吉2 特送2中五号1	長送〇、五吉1 中送1吉2 短送2吉2 特送2中五号1	長送〇、五吉1 中送1吉2 短送2吉2 特送2中五号1

HP『海軍砲術学校』所蔵史料

備考	パラオ	トラック及びパラオ・サイパン	高雄通信隊	呉通信隊	舞鶴通信隊	佐世保通信隊
<p>一、施設概要は整備完成時に於ける全数量を示す 二、地上施設及の耐弾施設の内容は空襲の激化に伴い逐次其大部を耐弾に移装せり</p>	<p>一、トラック及びパラオは前進根拠地として通信機能を保有するを目標として新設 二、サイパンは中継基地としての通信機能を有するを目的として新設</p>	<p>南方作戦に対する通信中枢として整備拡充す</p>	<p>艦隊基地としての通信機能を持するを主眼とせり(従つて呉、柱島泊地間の管制線による艦隊旗艦よりの送信管制をも整備せり)</p>	<p>対蘇作戦に対する通信中枢として整備す</p>	<p>一、大陸方面作戦に対する通信中枢として更に強化整備す 二、支那事変に關聯速急に整備拡充す</p>	
	<p>(本隊) 特大2 特受16 二号電1</p>	<p>(本隊) 特受17 二号1 (新庄) 特大206 長受2 短受2 短送1 短方2 二式中方1 短送1 短方2 二式中方1</p>	<p>(本隊) 長受2 短受2 特受11 二送電1 五吉1 (中黒瀬) 特受15</p>	<p>(本隊) 長受2 特受11 短送1 ○(志樂) 五吉1 二号電1 特受13</p>	<p>二送電1 特送1 五吉1 長(満場) 短大1 短大3 特受22 短送1 短方3 中方1 二式中方1</p>	
	<p>特受20</p>	<p>(本隊) 特受12 特送1 二五</p>	<p>(防空指揮所) 特受10</p>	<p>(防空指揮所) 特受6</p>	<p>○、五吉1 短送五吉1 ○、二吉2 一吉5 特送1 五吉3 二五吉1</p>	
	<p>長送1 二吉2 1 短送2 二吉2 1 長送2 二吉2 1 特受1 二吉2 1</p>	<p>長(夏) 短送2 二吉1 1 長(冬) 短送1 二吉1 1 長(春) 短送1 二吉1 1 長(秋) 短送1 二吉1 1 特受2 二吉4 二号電1</p>	<p>長(鳳山) 短送1 二吉1 1 短送1 二吉2 1 長受2 7 特受2 二吉1 1 中送2 二吉1 1 特受2 二吉1 1</p>	<p>長(上) 短送1 二吉3 1 短送1 二吉2 1 特送1 二吉1 1 ○、二五吉1</p>	<p>長(上) 短送1 二吉1 1 短送1 二吉1 1 中送1 二吉1 1 短送1 二吉1 1 中送1 二吉1 1 短送1 二吉1 1</p>	

二、通信諜報関係通信施設の拡充

(イ) 傍受機関の拡充

昭和十一年東京通信隊の分遣隊として大和田に設置せられた傍受専門の受信所は支那事変中の実績其他により拡充の要望増加し、概ね左の要領により拡充に努力せり。

(ロ) 大和田通信隊の拡充

中央に於ける通信諜報綜合実施機関としての機能充実を目途とし整備拡充に努力し、本戦中利用せる主要施設は大型受信機二三台、小型受信機約二〇〇台、方位測定機長中短合計一三台であつた。

(ハ) 地方傍受機関の拡充

傍受機関を傍受目標に近接せしむることは資料獲得上極めて有利なりしも予算其他の關係上、専門傍受所設置不能の方面に対しては既存の通信隊に人員機材を配し之を利用するの方針を採つた。

尙欧州方面の通信の傍受東京方面は地理的に電波が極北を通過する關係上受信能率不良の為之を避け受信能率大なる地域に對歐洲傍受の必要を生じ之の目的の爲新庄を強化することとした。之等増備の概要は左の通である。

区分	傍受機関	傍受目標	施設の概要
傍受専門地方機関	高雄通信隊 新庄分遣隊	印度洋方面 支那方面 英本國方面	短波大型受6 長波受2 二号電2 長方1 短方2 二式中方1 短送〇、五吉1
	舞鶴通信隊 中北條分遣隊	對蘇	特受9 長方2 中方2 短送一吉1 〇、五吉1
人員機材を配し作業せし機	占守通信隊	對米 (アリシュー アラシヤン 方面)	特受26 二号電1
	会文分遣隊	對蘇	特受17 長方2 中方2 短方3 短送一吉1 〇、五吉1

関

第六通信隊 (クエゼリン)	對米 (ハワイ方面 米本國方面)	特受12 長方3 中方3 短方4 短送一吉1 〇、五吉1
------------------	------------------------	---

(ロ) 方位測定機構の整備充実

従来我海軍の方位測定機構の構想は言わば近視眼的であつて戰略的情報の入手に關しては考慮されて居らなかつたが航空機の發達、通信諜報技術の發達等の為戰略的情報の入手が要求せられるに至り方位測定機の技術的進歩も亦之を可能とするに到つた。そこで左の方針のもとに附表の如き方位測定組織を整備することとなつた、日本列島及び南洋群島の長大なる地理的條件は之の目的に極めて有利であつた、即ち一、艦隊作戦に協力するを目標とする組織

二、内戦部隊の作戦に協力するを目標とする組織

の二組織に大別し各々の作業遂行に必要な機材の配置を計画した。開戦後南西太平洋諸地域の占領により当初の計画に追加せられたものを加え其の概要は別表の通りである。

一、主として艦隊作戦に協力するを目標とする組織(中央方位測定組織)

中枢測定機関	測定機関	目標
東京	占守、根室、大湊 横須賀、潮岬、父島 サイパン、トラツク ヤルト、クエゼリン	太平洋方面
東京	横須賀、潮岬 吳、サイパン 新庄、バラオ	西南太平洋方面
舞鶴	大湊(艦作) 新発田、中北條 鎮海、会文、永興	南西方面 (非ジャバ マレ、印 方面)
舞鶴	新南群島、バラオ 海南島	日本海方面

(備考) 一、第一段作戦に依り南西太平洋諸地域を占領せる後も本構想には一部追加せる外改変を加えなかつた。

二、括弧内は第一段作戦後に加入したるものである。

二、主として内戦部隊の作戦に協力するを目標とする組織

(地方方位測定組織)

中核測定機関	測定機関	目標
横須賀	横須賀、父島、南島、大湊、根室	本州東岸方面
呉	潮岬、宮崎、高知、佐世保、沖繩	本州南岸方面
佐世保	佐世保、沖繩、鎮海、新庄、馬公、旅順	東支那海方面
鎮海	佐世保、鎮海、舞鶴	朝鮮沿岸
舞鶴	舞鶴(新発田、中北條)、大湊(関根、鱧作、野寒)、羅津(会文、永興)	日本海方面
新庄	海南島(昭南)	南支那海方面

第二節 南洋群島通信施設の整備

南洋群島の兵術的価値は航空機の発達と共に其の重要性を増加し屢次の演習並研びに究の結論より兵術上及び保安上同地域一円に亘り保安通信施設の必要を生じ亦通信上の見地よりも前項記述の通り陸上通信機関及び方位測定機関傍受機関の設置の必要を強力に要望せらるるに到つた。

右の要望に基き之が整備に着手するに決した。

之が計画の概要は既述の通り要するに、パラオ、トラック、クエゼリンには前進根拠地として通信機能を又、サイパンは其の中継基地としての通信機能を保有せしむるを目的とし又方位測定機構の一環としての方位測定所を整備するにあつた。

而して先ず昭和十四年度軍備充実計画(④計画)に依り左の通信関係諸施設

の整備に着手した。

- (イ) パラオ、トラック、ポナペの各航空基地の無線航法施設の整備
- (ロ) パラオ、トラックに通信計画に基く無線通信施設の整備
- (ハ) ポナペ、メレヨン、ウルシーに方位測定所の新設
- 次で昭和十五年軍備充実計画により
- (イ) パラオ、トラック各航空基地の無線航法施設の追加整備
- (ロ) ヤルトの無線通信施設の整備
- (ハ) トラック方位測定所整備

更に昭和十六年度軍備充実計画(急)を以て南洋群島方面所要基地の通信施設中未整備のもの全面的整備に着手した。

斯くして昭和十六年末開戦直前に於ては一応通信上は所要の仮施設完成しありたるも耐弾式となり居る所は僅少にして開戦後之が整備に努力せる状況であつた。

而して其後マーシャル方面を失陥し新にサイパンが内南洋防備の中核として重要性を増加するに到り之が急速強化に着手せるも既定計画の完成を見ずして之を失陥するに到つた。

HP『海軍砲術学校』所蔵史料

通							分 区		
関根	父島		大和田	横須賀			通信隊		
	硫黄島	扇浦		八丈	白瀧	初声	隊 遣 分 名 器 兵		
2						3	式 七 八	長 波	方 位 測 定 機
1	1	3	3	1	1		号一式三九	中 波	
	1	3	1			3	式 九 八	式 動 移	方 位 測 定 機
1		1	2	1	1		型 式 一 二	短 波	
1		1	1					九 三 式	短 波
4	1	3	6	1	1	3	改 式 三	テ ー エ ム 式	
			2					移 短 便 輕	テ ー エ ム 式
	1			1		1	一 改 二 改 一 改 二 改		
1					1				話 電 号 二
1 (改1)	1 (1型)		1 (1型改2)			1	式 二 九 (用上陸)	長 波	
			1				式 七 九 (改1)	短 波	受 信 機
1 (改1)			4・19 (改1)			1	式 二 九 (改1)	特 機	
2			2 (改1)			7	三 改 四 改	九 三 式	特 機
7	4	2	128	4	4	20	式 三		
			8						送 信 機
							号 三 号 四	式 二 九	
								号 三 短 式 五 九	短 波
	1 (改1)					1	号 四 短 式 五 九		
			1	1	1		号 五 短 式 五 九	特 機	
			1				四 式 一 九		
							五 式 七 九		
1 (改1)	1	1 (改1)	6	1	1	2・1 (改1)	(改)短	鑑 査 機	
1 (改1)	1 (改1)	1 (改1)	3 (改1)	1 (改1)	1 (改1)	2 (改1)	(改)長		
3 KW×1	15KVA×2	6KVA×2	60KVA×1 25KVA×1	15KVA×2	15KVA×1	40KVA×1	機 電 発	直 電	
5 KW×1			5KW×2 7KW×2 20KW×2			50KW×2 15KW×2 7KW×1			
			1型×12 5型×200			5型×10 6型×40	事 記		

方位測定所通信施設整備状況(十九、十二、一現在)

HP『海軍砲術学校』所蔵史料

溝場	呉	舞鶴		大阪	占守			大湊		
	宮崎	中北條	新発田	潮岬	松輪	武蔵		野寒	艦作	根室
1										
	1	1	1	1	2	1		1	1	1
		1	1		2	1		1	1	1
1	1			1						
1	1	1	1	1			2			1
						1		1		1
3	2・1 (移動)	2	2	1	2	1	3 (移動)	2	1	2
	2									
				1					1	
				1						
1	1	1	1						1	1
1 (1型)						1 (1型)		1 (1型)		
1 (1型)										
2 (改1)										
1 (1型)										
9		2(改なし)5	2(改なし)5					2		
3	7	2		4	6	6	15	11	4	10
								2		
										1(1・2式)
					1					1(改1)
		1	1							
		1(改1)	1(改1)		1(改1)					
1 (改1) 3	1 (改1) 1	2 (改1) 1	2 (改1) 1	1 (改1) 1	2	1	3	1(改1)	1	2 (改1) 1
3 (改1)	1 (改1)	2 (改1)	2 (改1)	1 (改1)	2	1	1	1 (改1)	1 (改1)	2 (改1)
40KVA × 1	6 KVA × 1	25KVA × 1	25KVA × 1	6 KVA × 2	60KVA × 2			15KVA × 1	15KVA × 1	6KVA×1 6KW×1
15KW×2 5KW×2					5KW×2 20KW×2					10KW×1

HP『海軍砲術学校』所蔵史料

信

第 六 卷 リ ン ゼ ク ラ	第 四 ク ラ ツ ト	第 二 ク ラ ツ ト	高 雄	鎮 海			羅 津		佐 世 保		
				新 庄	平 海	洛 東	牛 島	永 興	会 文	種 子 島	額 娃
3	3		1	1	2	1	1	2	1	1	1
3	3			1	2	1	1	2	1		
										1	1
	2										
1			1					1			
3	2 (移動)	2 (移動)	4	1	2	1	1	2	1	1	1
					1	1	1	1			
1			1	1					1	1	1
				1		1					
1	1							1		1	1
2 (1型)	1 (1型)		1 (1型)								
			6 (改1)								
5			1 ()					12			
7	7	10	19	4	6	4	4	5	4	4	4
1 (改1)											
1								1			
1			1					1			
					1						
					1						
				1		1	1				
1 (改1)	1 (改1)	1	1 (改1)	1	2	1	1	2 (改1)	1	1	1
1 (改1)	1 (改1)	1	1 (改1)	1 (改1)	1	1 (改1)	1 (改1)	1 (改1)	1 (改1)	1 (改1)	1 (改1)
6KVA×2 15KVA×1 150KVA×2	15KVA ×2	15KVA ×1	40KVA ×1	15KVA ×2	25KVA ×2	15KVA ×2	15KVA ×1	25KVA ×1	15KVA ×2	15KVA ×1	15KVA ×1
25KW×2 80KW×2	5KW×2		15KW ×2 5KW×2					16KW ×2			
2型×120											

HP『海軍砲術学校』所蔵史料

隊											
第三十三 オダニ バ分	第三十二 ラマニ ニ分	第三十五 本隊	第三十四 ポアン		第三十二 バスヤ		第十二 蘭		第十 昭南		第八 ウラバ マガニ タス分
			三 バク 一分	二 ポア ン分	四 分	二 バス ヤ分	三 ンダ ア マン 分	二 蘭 員分	三 ンサ バ分	二 昭 南分	
1	1		1	1	1	1	1				1
										1	
		1	2	2		2	2	2	2	2	2
	3		2	2	2						
3		2 (移動)				3	2	2	2	2	1 (移動) 2
1									1		
								1			
1	1 1 (1型)		1 2 (1型)	1 1 (1型改2)		1 1 (1型)			1	1	1 1(1型改1) 1(1型改2)
25	15	10	11	6	7	5	14	18	5	15	20
			1 (改1)				1 (改1)				
							2 (改1)				
			1 (改1)				2 1 (改1)				
	1 (改1)		1	1 (改1)		1			1		1 (改1)
							1 (二式中 五号改1)				1 (二式 中五号)
1 (改1)	1・1 (改1)	2	5	3	1	3	5	2	3	2	3
1 (改1)	1・1 (改1)	1	3	1	1	1	3		1		1
6KVA×1 6KW×2	15KVA ×1	3KVA×1 25KVA×1	15KVA×3 60KVA×1	15KVA ×2		25KVA ×2	6KVA×2 60KVA×2		15KVA ×2		15KVA ×2
							7KW×2 30KW×2				

HP『海軍砲術学校』所蔵史料

隊 備 警		隊 地 拠 根							
大島	南島	(第三十三) ルツマ (サカ)	(第三十二) バツク (バリ)	(第十一) (印) (西)	(第十) (ミ) 基 地	海南 藤橋	馬公 鉄泉尾	旅順 土城子	沖繩 小祿
		1 (マ) (カ)		2 (分)			3		1
	2	1		1		2		1	
	2			1			3	1	1
1	1								1
	1								
2	2	2 (移動)	2 (移動)	2	2 (移動)	3 (移動)	3	1	1
	1								
	2			1					
	1	1		1					
	2 (1型)	1 (1型)	1 (1型)	1					
								4	2
12	22	5	12	7	5	6	2		18
2 (改1)	2 (改1)					2			
	4 (改1)					2			
					1 (改1)				
					1 (改1)				
		1 (二式 中五号)							
3	2 (改1) 4	1	1	1	1 (九九式 短)	2 (改1)	1 (改1)	1 (改1)	2
2	2 (改1) 3	1	1	1	1 (九九式)	2 (改1)	1 (改1)	1 (改1)	1
40KVA × 2	15KVA×2 60KVA×2	15KVA × 1	15KVA × 1	6KVA×2	6KVA×1	60KVA × 2	3KW×3	3KW×1	25KVA × 1
	7KW×2 30KW×2					5KW×2 30KW×2		3KW×1	
	4型×120					4型×120 6型×125			

別表

14		13		12		年次
年度予算による戦備充 実計画	昭和十五年軍備充実計 画	年度予算による戦備充 実計画	支那事変関係 第三次戦備促進 計画	昭和十四年度軍備充 実計画 (④計画)	年度予算による戦備充 実計画	日支事変関係 第一次戦備促進 計画 日支事変関係 第二次戦備促進 計画
	一四、三軍令部商議		一三、一〇、二八軍令部商議 発動	一三、五、一〇軍令部商議		一二、八、二三軍令部商議 一二、九、二九発動 一二、二、一〇、二五軍令部商議 一三、二、一発動
各通信隊の全面的に設備を拡充す	一、戦時要員の充実に 昭和十八年末迄に最 小限左の充員可能を 目途とし急速養成す 特修兵 掌電信 一八、〇〇〇〇〇 高雄通信隊の拡充強 化(台湾、澎湖、南島 及硫黄島航空基地無 線航法施設を) 三、パオ、トラック、 南島、硫黄島航空基 地無線航法施設を 昭和十五年迄に整備 す 四、昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 通信隊の整備 (一)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (二)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (三)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (四)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (五)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (六)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (七)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (八)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (九)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (十)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (十一)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (十二)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (十三)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (十四)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (十五)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (十六)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (十七)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (十八)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (十九)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (二十)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (二十一)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (二十二)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (二十三)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (二十四)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (二十五)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (二十六)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (二十七)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (二十八)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (二十九)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (三十)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (三十一)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (三十二)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (三十三)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (三十四)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (三十五)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (三十六)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (三十七)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (三十八)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (三十九)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (四十)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (四十一)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (四十二)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (四十三)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (四十四)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (四十五)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (四十六)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (四十七)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (四十八)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (四十九)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (五十)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (五十一)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (五十二)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (五十三)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (五十四)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (五十五)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (五十六)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (五十七)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (五十八)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (五十九)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (六十)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (六十一)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (六十二)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (六十三)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (六十四)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (六十五)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (六十六)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (六十七)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (六十八)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (六十九)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (七十)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (七十一)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (七十二)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (七十三)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (七十四)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (七十五)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (七十六)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (七十七)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (七十八)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (七十九)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (八十)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (八十一)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (八十二)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (八十三)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (八十四)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (八十五)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (八十六)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (八十七)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (八十八)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (八十九)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (九十)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (九十一)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (九十二)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (九十三)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (九十四)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (九十五)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (九十六)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (九十七)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (九十八)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (九十九)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備 (百)昭和十五年迄に 左の諸施設の整備	大和田通信隊の拡張整備	既定養成計画の促進の外特に欠陥大なる有章兵の急速養成	一、既要望による左の基地の無線航法施設の整設、トラック、パ ラオ、ボナベ、台湾南部及び幌筵 二、無線通信計画に基づく無線通信施設整備 (一)昭和十四年度末迄に大湊、パオ、トラック無線通信施設整 備 (二)昭和十六年度末迄にボナベ、メレオン、ウルシー方位測定所 整備 (三)昭和十四年度戦時編成による各艦船の無線施設を成るべく速 に整備 (四)昭和十四年度末迄に航空無線兵器を新式化する	東京通信隊船橋送信所施設拡充及び兵器の新式化―三ヶ年繫続工事 予算成立工事開始 二、防備及び航空関係施設の整備 有章兵の多数養成	一、現に実施中の航空基地の整備促進 二、防備計画実施上必要なる通信隊の施設整備 三、要員の充実に及ぶ養成
					工事遅延十六年 完成	

年度戦時通信計画により遠距離通信実施の為戦時部外会社所有の大力量送信機の徴用は計画せられて居たが、之が具体的計画即ち会社との携約管制線の準備等具体的施策は構じられていなかった。
昭和十六年の初頭に到り内外の情勢、戦争勃発の虞濃厚となるに及び之が具体的準備を進めざれば陸軍の徴用により海軍要望の兵器の徴用不可能となる情勢を生ずるに到り通信院、陸軍関係との具体的折衝を行い戦時海軍の徴用すべき送信機に関し協定が成立した、其の内容左の通りにして概ね終戦迄継続せられた。

第三節 部外会社送信機の徴用

第四節 艦艇電波並びに通信兵器の整備

(イ)艦艇無線兵装整備に充当する予算は極めて微々たるもの之を適当に運用して能率よく戦備を進めることに非常な苦心を払った。

昭和十二年八月支那事変勃発当時における日本海軍保有の艦艇は約三百三十隻(百二十五万屯)で其の主なるものは次の通りであつた。

戦艦	一〇	航空母艦	一〇	巡洋艦	三五
駆逐艦	一三六	潜水艦	八〇	海防艦	九
敷設艦艇	一二	掃海艇	一六	駆潜艇	三
砲艦	一三	水雷艇	一〇	特務艦	一〇

17	16	15
年度予算による戦備充 実計画	(改)昭和十六年軍備補 充計画	年度予算による戦備充 実計画
年度予算による戦備充 実計画	一七、六、三〇軍令部商議	戦備通信計画に基く部外送信機の徴用並に有線通信施設の整備委嘱
東京通信隊戸塚送信所の新設 (昭和十八年三月末完成の予定)	航空兵力(通信兵器其他関係事項を含む)完成を第一とす	一、④計画の一ヶ年繰上完成 二、南洋群島方面の所要基地整備
昭和二十年三月 完成		

② 計画
建造中のものは②計画(昭和九年より四ヶ年継続)及び③計画(昭和十二年より五ヶ年継続)の艦艇で其の内容は次の表の如きものであつた。

備考	噸数	隻数	艦種
(2)1本計画は四ヶ年の継続建造中計画なり	20,000	2	空母
(2)1成立予算額は約四二八、一八八、〇〇〇円ナリ	27,000	3	機上水母
	17,000	2	艦洋巡
	9,500	1	水艦 潜母
	20,480	14	艦逐駆
	3,900	2	巡 潜水艦
	2,800	2	大海 水雷艦
	9,520	16	艇雷水
	270	1	艇潜駆
	19,000	2	油 特務艦
	9,000	1	工 艦
	510	3	潜 駆特
	129,480	48	計

③ 計画

備考	噸数	隻数	艦種
(2)1本計画は五ヶ年継続建造計画なり	128,000	2	戦艦
(2)1成立予算額は約八〇六、五四九、〇〇〇円ナリ	40,000	2	空母
	13,500	2	敷設艦
	3,200	2	設艦
	36,000	18	艦逐駆
	4,400	2	甲 潜水艦
	13,650	7	乙 潜水艦
	10,900	5	丙 潜水艦
	2,620	4	艦砲
	3,440	4	艦防海
	3,780	6	艇海掃
	2,610	9	艇潜駆
	3,610	5	艇敷敷
	10,360	1	運 特務艦
	1,400	1	測 艦
	277,460	70	計

④ 計 画

昭和十四年には④計画（六ヶ年継続）が成立した、この時期は国際情勢が可成り険悪になつて居り本計画は予想される事態の急変に備えたものであつた。

備考	噸数	隻数	艦種
(2)(1)本計画は六ヶ年の継続建造計画なり 成立予算は一、二〇五、七八〇、〇〇〇円なり	124,000	2	艦 戦
	30,360	1	艦母 空航
	4,650	1	艇行 飛母
	26,000	4	乙 巡洋艦
	16,000	2	丙 巡洋艦
	5,800	1	艦習練
	1,600	1	艦網 設急
	36,720	18	甲 駆逐艦
	16,200	6	乙 駆逐艦
	2,200	1	甲 潜水艦
	29,250	15	乙 潜水艦
	15,000	10	海大
	3,780	6	艦海掃
	1,760	4	艇潜駆
	7,200	10	艇設敷
	4,460	1	艦務特(油)
	324,980	83	計

これ等の新艦は逐次竣工したが種々の事情（主として機関関係兵器準備）により最初の線表より幾分ずれたことは事実である。

新艦に対する無線兵器の準備は予算にも生産上も大なる困難を認めなかつた。但し戦備促進を叫ばれ初めた昭和十五年頃からは短波橋の潜水艦用送信機、大型短波送信機等特種のもは漸次生産が予定より後れ勝ちになつてきた。

昭和十六年十二月太平洋戦争に突入してからは戦況の推移に伴い更に軍備の拡張を必要とし、且つ、戦訓等を考慮した新建艦計画が樹てられた。これを◎計画と呼び主として小艦艇の整備に力が注がれたものである。更に戦局の進展と共に艦艇の損耗、作戦の変更等を加味し◎改計画が実施せられた。

昭和十二年以降毎会計年度別の艦艇竣工状況を示せば概ね次表の通りで戦闘中期以後の竣工状況は労務、資材、運輸等の逼迫から計画線表に比べ相当の変更を余儀なくせられたものである。

年度	艦種
昭和十二年	艦戦
1	母航
2	巡 艦
12	潜 艦
1	防海 設敷艦
	掃 艦
	潜 艦
	砲
4	水 輪
20	計

二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三
			1	1			
	4	3	6	5	1	1	3
	1	2	2	1	2	1	1
	6	32	13	9	9	7	1
	21	37	43	21	11	6	1
	18	112	35	2	4		
	2	1	5	5	4	3	1
	4	6	5	2		2	4
	4	16	14	12	3	4	5
					1	2	1
	5	58	7				
	52	126	252	65	47	31	20
							18

(イ) 出師準備用無線兵器、真空管等の準備は所謂出師準備計画書に基き主として軍需品整備費を充当して整備した。

然し乍ら出師準備計画書は其の基礎に可成りの仮定があつた為と作戦の進展状況により当然変更を予想されるものであつた為、必ずしもこれに全幅頼ることなく在庫量を考慮し将来の見透をつけつつ準備すべき兵器の種類並に數量を決定した。

真空管に関しては太平洋戦争開始迄に三回に亘り約六千万円を準備しT M式短移動電信機は昭和十五年初め頃からは民間生産の全能力（月産約三五組）の長期継続注文を發した如きは、其の一例であつた。

昭和十五年頃から戦備促進が強調され出師準備計画書に依る商船、漁船等が続々と徴備せられ特設艦船として改装せられた。

大型商船は特設空母及び特設巡洋艦に小型漁船及びビキヤツチャーは特設掃海艇、特設駆潜艇並に特設監視艇に變つて行つた。

これ等の改装の場合無線兵装の整備は割合に困難なものの一つであつた。出師準備計画書に載つてゐる固有無線兵器は実物と異なる場合が多く予定以上に新兵器と換装しなければならなかつた。然し最も困難を感じた事は無線兵器を増設又は換装する場合電信室拡張の問題と船固有電源の一樣でない問題であり、小さい船ほど困難の程度は大であつた。

(ロ) 昭和十六年に入つてからは特設艦船の大量急速整備、各種艦艇の無線兵器の増備並に換装及び通信指揮室、電信室の改装等の整備工事が相繼ぎ在泊期間の短縮と工事量の増大に依り工作庁は繁忙を極めた。

一方欧州戦争に於て英、独両国が電波探信儀を使用しておるとの情報

が入つてからは、之が実施に対する兵術上の要求熾烈となり之が研究促進及び兵器化に異常な努力を傾注し兵装部門も装備の立場より之に協力した。

開戦直後から昭和十七年初頭は開戦戦備の継続作業として新造改装艦艇の促進を主とし、併せて特設徴用船舶の整備が活潑に実施し何れも既定計画に基き概ね順調に経過した電波兵器は此の頃漸く試製兵器の準備が終り五月中旬に対飛行機見張用として二号一型電波探信儀を軍艦伊勢に又対水上艦艇見張用として二号二型電波探信儀を軍艦日向に装備して最初の実用実験が行われた。

この結果二号一型は空母、巡洋艦、戦艦の順序に極めて積極的に新艦既成艦を問わず装備が始められたが、二号二型は稍々遅れて水上艦艇用は十八年三月、潜水艦用は同年四月に夫々四十三号駆逐艇及び伊百五十八潜水艦から装備が始められた。

昭和十七年四月末から前線の状況活潑化し五月中旬より逐次損傷艦艇の被害に対する戦訓が齎され之が防止極限に関する対策に腐心すると共に、新艦及び改装艦の一部改計画並に復旧工事に要する労務、資材等の關係から艦装の簡易化が積極的に考慮せられた。即ち戦訓として対空火器の極度の増強に伴う空中線の整備、被爆に依る空中線の落下防止乃至極限、中甲板以上の電信諸室の無力化に対する之が配置、通信力の分散温存対策等又艦装に關しては備装費支辨兵器の統一簡易化、指揮通信装置の簡略化無線用二次電池の全廃又は節減其の他小兵器類の整理等である。之が為従来の艦装工事標準に根本的に改訂を余儀なくされ、昭和十七年中期より逐次改正実行に移された。

一方敵の反攻の激化に対応して電波兵器の要求熾烈となり万難を排して之が整備に努力されたが、増備兵器なるが故に区々たる艦型に装備上の苦心も一方ならず、従つて其の成果も一様でなく実用と実験とが相半ばする状況にあつた。特に艦船飛行機の燃料の窮迫と工事期間の極端なる縮減は公試の廃止状態となり造修後の確認が不可能となつたことは非常なる苦痛であつた。

電波兵器の急速整備は又生産面に至大の影響を来し資材、労務施設等

の配分は之が重点を従来の一般無線兵器から電波兵器に移り為一般無線兵器の計画、種類、數量等到大検討を加ふる必要に迫られた。

即ち九九式特送信機（潜水艦用）、九五式短送信機等平時に計画された所謂「凝つた」兵器の廃止又は簡略化、代換資材に依る性能低下の黙認等が之である。然し一方戦訓及び用兵上の見地から新兵器の計画も亦必要とせられ、例えば南方に於ける電波伝播の關係上新中波送信機の計画、短移動電信機の中波改造及び分散応急用小型電信機の計画等が実施せられた。以上の外作戦海域の縮小、陸上通信隊の利用等により送信力量も次第に緩和されたので多少の異論はあつたが思切つた兵器の整理を断行之に生産実績に見通して勘案、昭和十八年六月より兵装標準の改訂に着手逐次実行に移された。

各科特修兵別定員対現員比較表

			12. 1. 1	13. 1. 1	14. 1. 1	15. 1. 1	16. 1. 1	17. 1. 1	18. 1. 1	19. 1. 1	20. 1. 1	
電 信 員	定員	高等科 普通科 計	2,479	3,598	3,921	4,708	5,578	6,580	3,911 3,825 7,736	6,095 7,631 13,726	6,745 9,352 16,097	
		高等科 普通科 計	4,005	5,437	5,948	7,347	8,954	12,539	2,890 12,369 15,459	3,446 15,962 19,408	4,410 25,216 29,626	
	現員	高等科 普通科 計										
		高等科 普通科 計										
	定員対 現員比	高等科 普通科 計										
		高等科 普通科 計										
役務 定員	高等科 普通科 計	3,743	4,767	5,108	5,932	8,699	13,152		6,335 9,979 16,314	8,323 12,419 20,742	12,907 18,385 31,297	
	高等科 普通科 計								2,739 11,528 14,267	3,326 14,477 17,803	4,947 22,135 27,122	
補充可 能員数	高等科 普通科 計	3,696	4,959	5,347		7,960	11,468					
	高等科 普通科 計											
役定対 補充 可能比	高等科 普通科 計											
	高等科 普通科 計											
暗 号 員	定員	高等科 普通科 計		312	342	411	476	703	821	1,689	2,518	
		高等科 普通科 計										
	現員	高等科 普通科 計		212	372	539	730	1,219	2,171 2,984	716 3,736 4,452	1,044 7,137 8,181	
		高等科 普通科 計										
	定員対 現員比	高等科 普通科 計										
		高等科 普通科 計										
役務 定員	高等科 普通科 計		442	508	629	865	1,350	2,061	5,694	8,976		
	高等科 普通科 計											
補充可 能員数	高等科 普通科 計		206	363	505	719	1,184	2,174 2,930	662 3,502 4,164	900 6,171 7,071		
	高等科 普通科 計											
役定対 補充 可能比	高等科 普通科 計											
	高等科 普通科 計											
電 測 員	定員	高等科 普通科 計								57 16 73	489 683 1,172	
		高等科 普通科 計										
	現員	高等科 普通科 計								250 1,489 1,739	978 10,114 11,092	
		高等科 普通科 計							654			
	定員対 現員比	高等科 普通科 計										
		高等科 普通科 計										
役務 定員	高等科 普通科 計								824 1,005 1,829	3,235 6,978 10,213		
	高等科 普通科 計											
補充可 能員数	高等科 普通科 計								245 1,273 1,518	883 8,719 9,602		
	高等科 普通科 計											
役定対 補充 可能比	高等科 普通科 計											
	高等科 普通科 計											

第二章 要員の充実に関する諸施策

第一節 電信員、暗号員の養成

従来艦隊決戦を主流とする兵術思想に立脚して艦船の定員は一直主義を立前としあり之を通信科編成にも適用せられ陸上の諸部隊も亦艦船定員を基礎として之を準用せられるのが実状であつた。

然るに航空部隊の発達が将来戦の様相を変化せしめ又戦時編成部隊の急激なる増加を予想せしむるに到り通信科要員の養成計画に大変革を嚮望し別図の様な急激な増勢を示したが電信員に於ては終始高等科電信員の不足に悩み暗号員に於ては絶対量の尠大なる不足に悩んだ。

暗号員に關しては従来暗号員を必要とするのは戰略時機であり戰術場面に於ては電話の使用により専務暗号員は左程大人数を必要としないとの見界を持し居りたるもの如く且亦暗号の編纂方針に關して確たる理論及び見透を有して居なかつた様である。

従つて通信科要員は電信員を主流とし暗号員は高電信員不適のものがその主流をなしその数も微弱なるものであつて暗号員は少数なる専務員と弾庫員等の兼務暗号員を以て編成せられて居た。

而して航空戦の発達、作戦部隊の増大、作戦海域の拡大等の諸情勢は通信量の急激なる増加を生来し無線技術の進歩亦通信謀報の発達を来し暗号の複雑化し暗号員の増員とその専門化を要求せらるること切なるものあり昭和十二年暗号員の分科教育を採用せらるるに到つた。

暗号員の定員は暗号の組成方式（取扱難易）通信量と密接なる関連のもとに計画決定せらるべきもので従つて電信員の定員とは相関性を有し一定の割合の存すべきものである。

前表に示す如く其の発足当時に於ける電信員対暗号員の比率は其の後多少は改善せられたるとは言え終戦に到る迄不合理なる状況の儘終始した。

この欠陥は、通信要務の不円滑延ては作戦に極めて大なる影響を与へたることは事実である。

通信要員増加に対する要求は要員源の問題、教育方式の改善等困難なる問題と戦ひ打開に努力せられたが前述の如く常に高い練度を有する高等科電信員の不足に悩み通した実状であつた。

これに更に油を注いだものは電波兵器の出現による電測員の養成問題である。

基地 航空部隊 通信科 基本定員

航空戦隊司令部	航空艦隊司令部	所配		配置		
		長	信	通	分	通
	1	長	信	通		
		長	隊	士	信	通
	1	2	通	掌	電	信
		1	長	信	電	隊
		1	附	隊		
		1	長	号	暗	号
		1	官	官	士	備
			准	特		号
		1	暗	掌		
	3	6	通	特	特	信交機対
	6	6	信	交	高	電信
			器	兵	一	
	2	2	信	電	普	暗
	5	15	員	話	電	線有
			員	話	電	線有
						(章無)員務要
			部	備	整	以
			官	指	准	士
			部	備	整	上
						官
			整	高	無	
			整	普	線	
			整	高	電	
			整	普	測	
			話	電	線	有
			員	備	整	整

昭和十七年電波探信儀出現と共に電測員の急速養成が重大問題となりその根幹員に兵器取扱に担能なる電信員を間拔せらるるの止むを得ざる状況に立到つた 兵器に担能な電信員は交信技術に於ても優秀で結局優秀電信員を失ふこととなり高等科電信員の不足を益々増大することとなり通信術に重大なる影響を与へた。

兵器の発達、短期間教育の必要、員の不足は更に分科教育の必要を生じた。

従来電信員の主流は交信員でその中の一部のものが兵器員の配置にあつたが兵器整備員も亦専門化せしむる必要を生ずるに到つた。

斯くして兵器技術の進歩に伴う技術向上の問題は分科教育により補いつつ且急速増員の対策をとつたが定員の不足に対しては臨時増加により必要止を得ざる部に対し概ね三直を立前としてその負荷の軽減を計りつつあつた。

ガダルカナル作戦以来基地航空戦激烈を極むるに到り空地分離の方式採用の要を要求されて居たが電信員の絶対量の不足等の為実現の運びに到らなかつたが昭和十九年ア号作戦の失敗以後海軍の主力が陸上航空部隊となるに及び航空部隊の空地分離を実施することとなり先ず主作戦部隊に対し実施することとなつたが制度の大規模変更は不利を伴うもので人事局其の他の関係者と協議接衝の結果次表の如き通信科定員の標準を定め之を基本定員として基地数に依り乙航空隊及びAFsf司令部の要員の総数を算定規定

HP『海軍砲術学校』所蔵史料

記 事	隊 空 航 乙						隊 空 航 甲							本 部	
	戊 基 地	丁 基 地	丙 基 地	乙 基 地	甲 基 地	本 部	飛行機		隊行飛行偵			隊行飛行攻			
							丙 戦	甲 乙 戦	fp	fsr	fa	fr	fc		tb
						1									1
				1	1										0~1
						1									1
					1		1	1							1
			1	1	1					1	1	1	1	1	
						1									1
				1	2										
			1	1	2										
						1									
				3	3		1	1	3	3	3	3	3	3	3
		4	6	8	13		3	3	3	3	3	33	3	3	3
		0	2	3	3										
4	13	19	34	50											
2	10	10	15	35			2	2	3	3	3	3	3	3	
3	12	12	18	30											
1	6	6	15	21											1
						1									1
						1	1	1	2 [△]		1 [△]	1 [△]	1 [△]	1	2
	2	2	2	2	1	2	2	4	2	2	2	2	4	4	1
	8	8	8	8	1	2	4	2	2	2	2	2	4	4	1
	2	2	2	2		2	2	2		2	2	4			
	6	6	6	6		2	2	2		2	2	6			
	3	3	5	10											

一、甲航空隊には各飛行隊を基幹とし定員を定む
 二、乙航空隊は担当基地の種別、数に応じ定む
 三、各種基地の区別左の如し
 甲基地 航空艦隊司令部使用基地
 乙基地 航空戦隊司令部使用基地
 丙基地 攻撃飛行隊、偵察飛行隊常駐又は機動基地
 丁基地 戦闘飛行隊常駐又は機動基地
 戊基地 退避基地
 四、航空電波兵器整備員は主力を甲航空隊に配属す
 五、高整備には差当高通信（航空兵器）を充當す
 六、准士官以上の項中隊附は対機交信員を充當するものとす
 七、整備部附の現△は電波兵器整備専修者を充當す

員との差を臨時増減員することとなり之に對する補充は補充可能現員と睨み合せ重要方面より逐次実現することとなつた。

右の基本定員の算出の規準は左の如きものである。

(一) 通信計画に基き一直所要員を基礎とし、電信員四直、暗号員は三直を立前とす

(二) 暗号員は原則的には電信員と同数とするを必要とするも補充可能員數に照合し実狀に即せざることとなるを以て要務員制度を採用し其の不足を補充する

(三) 航空兵器整備員を兵器整備の實狀に即する如く増員す

(四) 飛行隊に附屬せしむる要員は技術優秀なる者最小限とし、空地分離の利点と従來の固有編成制度の有したる固有兵器に深く親灸する利点を活用せしむることとす

之が實施に當ては補充可能現員の狀況より重点的配備を行うに決し、先ず當面の急である比島方面の基地通信能力の強化と海上護衛作戰部隊の強化に最重点を置き次表の如き要領により充員實施のこととなつた。

本計画に基き急速に配員を急ぎつつあつたが輸送途上に於ける海没、輸送戰事故等の為優秀なる電信員の多數を失ひ、次期充員に多大の影響を与えた。

特に電信員補充プールの底を払つて注入した比島方面は其能力發揮に到らずして瓦解し時間的余裕を失うに到り、台灣、沖繩、本土方面の作戰に充當すべき要員の根幹を失ひ、更に通信術力の著しい低下を來すに到つた。

昭和二十年一月に至り大本營は同年秋期以降本土侵攻必至なりとの情況判斷のもとに作戰計画變更を考慮し、本土及び之が防衛に緊要なる大陸要域の邀撃態勢の確立を企図するに到つた。

當時通信科員の狀況は既述の通りであつて極めて憂慮すべき状態であつたが、教育の全面的停止通信科員の補充能力を失うに到ること明白にして其の波及する所極めて大であるので、同年四月先ず左の要領に依り第一次緊急措置を採用實施した。即ち

(一) 学生、生徒

其大部六月上旬卒業可能の状態にあつたので通信科幹部著しい不足の状

記事	GEB					13AF			12AF		3AF				2AF		1AF				備考		
	九五	一三	九〇	九〇	一海護司令部	甲航	馬來	東印	甲司令	北東	甲司令	南方	關東	九州	南西	甲司令	台灣	甲司令	濠比	南比		中比	北比
百分比は欠員に對する補充の概量を示す。	50	60	100	60	50	/	/	/	/	/	/	/	/	50	40	100	50	100	/			100	
	100	100	100	100	100									100	100	100	100	100				100	
	25	20	/	20	/	30	30	30	/	/	50	/	50	50	30	/	40	/	/	/	/	/	/
	100	100		100		100	100	100		100		100	100	100		100							
	25	20	/	20	/	30	30	30	/	/	50	/	50	50	30	/	10	/	/	/	/	/	/
	100	100		100		100	100	100		100		100	100	100		100							

第十九年十二月末迄に完了

第二十二年二月末迄に完了

第二十年四月末迄に完了

況に鑑み、六月上旬繰上卒業を目途として教育を続行極力内容の充足に努力す

但し准士官学生の術科教育は中止し直に配員す

(二)高等科練習生の新規採用は之を中止し、現に在校中のものの教育は続行極力卒業時期の繰上げに努力す

(三)其他の教育は続行す

右の措置により中堅電信員の高練生入校による実施部隊の術力の低下を防止するに努め、訓練による練度の向上に専念することとした。

而しながら本土決戦に対する作戦準備の進捗するに従い、又敵航空兵力の本土来襲の激化するに従い通信術力の低下に対する欠陥愈々顕著となり重大なる決意をなすの時機に到達した。

依つて昭和二十年六月通信学校教育を全面的に停止し、其教官及び教員を以て重点に対する通信力の質的強化を策し、繰上卒業の練習生を以て要員の不足を充実し、名実共に全力を本土決戦に投入の態勢を採つた。

本件に關しては決号作戦準備の項に詳述する。

第二節 士官要員の問題

第三節 戦時急速養成の問題

第三章 電波選定に関する経緯

第一節 一般経過

海軍の通信電波は近年に於ては短波を専用した。之は電波伝播に関する基礎的研究に立脚して居ることは言を俟たない。

短波通信の研究進展に伴い小出力による遠距離通達可能なる短波通信が海軍通信の主流として全面的に採用せられたことは、当然のことであり贅言を要しない所である。

電波伝播特性の研究の進歩に連れて中波を海軍主要通信に採用する問題は屢々論議されたが、所謂艦隊内近距離通信として採用したるのみにて主通信には採用されなかつた。戦争中期に到り主戦場が赤道附近となり、且陸上航空機が戦鬪の主体なるに及び夜間黎明の作戦通信に中波を特に必要とすることが明かとなり、兵器準備の方面に於て大なる欠陥あること明かとなり、通信実施上大なる障害を生ずるに及んだ。

昭和十四、五年頃中波を海軍主通信に採用しなかつた主なる理由は左の如きものであつた。

一、当時の戦術思想の影響を受け艦隊決戦の爲には艦隊内近距離中波通信のみにて充分であり、陸上通信機関の協同は短波及び長波通信により、之を補足可能であると考え、実際に経験した様な方式の基地航空戦の如き状況は予想しなかつた。

二、当時米国海軍が中波を全面的に使用しあることは通信諜報資料により明かであり、戦時之等との混信を回避し、更に対敵防衛上よりも之が大規模使用を避くる方有利なりと考えた。

(註) この思想は当時の第四部長降幡中将の主張であり、九課主務者田村三郎中佐は中波の全面的採用を強く主張した。

右の様な情況で大戦となつたが、戦争中期以後如実に中波通信の立遅れの為実施部隊は非常な苦心を重ねた。

第二節 海軍に於ける電波伝播性能研究の概要

我海軍に於ける電波伝播及び電離層研究は昭和五年頃より当時の技術研究所所員箕原勉中将(当時少将)伊藤庸二大佐(当時大尉)主として之の研究に着手した。

即ち Appleton が最初に行つた干渉法により実験を開始した、Appleton の最初の実験が一九二六年であることを思えば、日本海軍に於ける研究開始が之より僅かに四年後と言ふ事は着眼に値するであらう。

斯く最初は干渉法で実験を行つたが間もなくインパルス法に改めた。之は今次の戦争に於て使用せられた電波兵器の基礎となつたものであるが、之は送信所から極めて鋭い 10 sec^{-4} 位のインパルスで変調された電波を発射し、直接地表面に沿つて来る電波と上空電離層で反射して来る電波との時間差を測定することにより、電離層の見掛けの高さは測定出来る。

最初実験は送信機を目黒海軍技術研究所内に受信機を神奈川県橋本村受信所及び平塚市海軍火薬廠内海軍技術研究所平塚受信所に置いて同時に記録を取る様にした。周波数は二〇〇KC台、四〇〇KC台、八〇〇KC台で行われたが主として四〇〇KC台で固定周波連続測定を行つた、其の結果は昼間九〇〜一一〇KM、夜間二〇〇KM附近に電離層が存在することを知つた、其以来固定周波数(多くは四〇〇KC)で電離層高の連続写真記録が取られた。

昼間に於ける九〇〜一一〇KMの層と夜間に於ける二〇〇KMの層とは異なる層であることが Appleton によつて言われ同氏は一九三〇年に前者をE層、後者をF層と名付けた。

斯くして海軍に於ける電離層測定は固定周波による層高の連続観測を以て開始せられたが、昭和七年十一月には流星との關係が研究せられ、昭和九年二月十四日の南洋群島ローソップ島に於ける日食に際しては關係員を派遣し調査を行い、南方地方に於ける電離層の状況を明かにするを得た。

海軍技術研究所平塚実験室に於ては、世界各地の實際電波の強度を測定し一日中又時季によつて如何に変化するかを研究した。

此頃迄の電離層の測定は層高を測定するのみで時々周波数を変化して之

れが如何に変化するかを検するのみで通信に重要な最高使用周波数を決定する電子密度（或は突抜周波数）の測定は行われなかつた。

他方昭和七年には通信省電気試験所難波捷吾氏は Eckersley の行つたと殆ど同様な方法で Burrows によつて整理公表せられた英米間の短波電界強度測定記録を利用して、電波の電離層通過の際の減衰係数を定めて上空電離層を作製、遠距離通信に對する短波電界強度を計算する方法を發表した。

昭和九年より電離層の層高を測定すると共に、突抜周波数の測定が開始された。之の実験により周波数を連続的に除々に変化して高めて行くと、最初はE層で反射して居たものが周波数が高まるとE層を突抜けてF層より反射して来る。更に周波数を高めて行くと遂にはF層をも突抜けて電波は地球外に逸することが判明した。斯くして昭和九年より主として新川技師により電離層の突抜周波数並に層高の測定実験が目黒の海軍技術研究所に於て行われる様になり、其の結果により東京を中心としての通信の最高使用周波数が昼夜、又一年中の四季に於て求めることが出来る様になつた。且利用可能の最低周波数は送信機の出力に依り Eckersley が行つた如く電波のE層通過又は反射の場合の減衰によつて生ずるものであるが、この減衰の問題は實際的に非常に面倒であり、理論的にも未知係数が非常に多いので今日に於ても種々の異論がある。故に實際通信の種々の周波数の電波を色々の距離一年中の各時季に依り電界強度を實際に測定し、之から帰納して減衰値を定めるのが最も至当であるが、之には多数の電界強度測定器、長年月の観測、綿密な整理を必要とし非常に手数がかかるので現在に於ても完全に行われて居ない。斯くして通信計画樹立の根本となる利用出来る最高周波数は送信機出力に無関係に電離層突抜周波数より導出することが出来又利用出来る最低周波数は電界強度測定及び電離層特にE層の綿密観測によりて引出されることが判明し、通信電波選定の基礎は電離層測定と電界強度測定にあることが明かになつた。

主として新川技師、山本技術大尉等の手に依り電離層の測定器械も次第に改善せられて行き、昭和十一年六月十九日の北海道の日食観測の際には送受信機を連結し周波数を連続変化し突抜周波数を写真より読取出来る自

働装置が考案された。

電離層研究が通信計画に必要な資料を提供することが出来る様になつた。電離層の突抜周波数を測定出来る様になつたのは昭和九年以後であつて、昭和九年乃至昭和十二年頃迄に明になつたことは次の諸項である。

一、E層は日変化に於ても年変化に於ても太陽高度 α と共に電子密度が変化し、大体 $\propto \cos \alpha$ に比例して居る、之れは Chapman によつて述べられた理論と一致して居る

二、E層には正規の反射の他に Sporadic 反射と呼ぶ不正規反射がある

三、F層は昼間F₁層とF₂層に分れるが冬季はF₁層は表われない夜間はF₂層のみとなる。F₁層の日変化年変化はE層よりは乱れるが大体 $\propto \cos \alpha$ に近い変化をなす。併しF₂層の日変化は Chapman の理論と甚しくずれて居る。即ち日変化に於ては正午を中心として対称では無く日出と共に突抜周波数は急激に上昇するが日没後は割合に緩かに（特に夏季は）下降し曉に於て最小となる。且日々による変動が可成り多く一〇〜二〇%に及ぶ年変化に於ては二回の極小があり、冬十二月〜一月と夏六月に極小となり、春秋に極大がある。之れは著しく Chapman の理論と異つて居る

次に本大戦中に於ける研究の成果を年次を追ひ概述する。

一、昭和十六年頃

電離層の測定は連続して観測されその突抜周波数（電子密度）及び電高並に層高のデータが得られ日々変化、季節変化に加えて年々変化太陽黒点との関係等が研究された。

電子密度と太陽黒点との間には次の如き関係がある

(イ) 電子密度の日々の値と太陽黒点の日々の値との間には著しい相関関係は認められない

(ロ) 併し電子密度の月平均と太陽黒点の月平均との間には著しい正の相関関係が認められ平行的に変化して居る

故に太陽黒点周期と共に通信に使用可能な電波の周波数は変化して行く。即ち黒点最大期には高い周波数の短波迄用いる事が出来る。高い周波数は減衰が少いので通信が容易であるのに対し、黒点最小期に於ては

突抜周波数が低い為余り高周波の短波は電離層を突抜け使用出来ず減衰の方は太陽黒点と一〇％位しか変じないので、通信が非常に六つかしい事が判つた。昭和十四年九月よりは南洋地方に於ける電離層を観測する為、パオに観測所が設備され観測が開始された。之により赤道地方に於ける通信に対する有力なる資料が得られることになつた。

昭和十四年十二月には東京に於ける観測と電界強度観測を基とした減衰計算により近距離及び中距離短波伝播図表が発行された。

之の図表は 300KM、500KM、700KM、1000KM、1500KM、2000KM 2500KM の距離毎に十二月、一月、二、三、四月、五、六、七月、八、九月、十、十一月に對する周波数、時刻及び電界強度の相互關係を表わすもので中緯度、太陽黒点極大期の通信計画の指針を与うるものである。

昭和十五年九月には、パオに於ける一年間の観測を基として、南洋地方に於ける近距離及び中距離短波伝播図表が海軍技術研究所より出版配布された。

昭和十六年四月には學術研究会議電波研究委員会で提唱せられて居た電波物理研究会官制公布せられ、この際更に電波物理研究所に昇格すべき陸海軍通信省共同後援し、電波伝播及び電離層の研究を行うことになつた。

昭和十六年九月漢口及び台湾を通ずる日食に際しては、電波物理研究会及び国際電気通信は漢口に、海軍技術研究所電気試験所は台湾に於て日食観測を行つた。

昭和十三年四月より六月には一〇〇〇〜四〇〇〇KC の中波の電波の通信距離五五〇哩の通信実験を行い、中波帯電波の昼夜季節により、通達状況を明にして昭和十五年十二月には海軍技術研究所により樺太、敷香に観測所設置せられ、高緯度地方の観測が得られる様になつた。

昭和十六年十二月大東亞戰爭勃發するに及び、赤道地方の通信状況の不良を伝えられ、大々的に赤道地方に観測網を拡げることになつた。

二、昭和十八年頃の成果

昭和十七年七月先に出された中緯度並に赤道地方に於ける伝播図表に敷香のデータによる伝播図表を加え更に遠距離伝播の図表を加えて

大部の電波伝播図表が技研より配備された。併して図表は太陽黒点最大期のデータを基としたため太陽黒点最小期に際して實際通信と相異なる所相当大なるものがあつた。

赤道地方に於ける短波は、太陽黒点最小期と赤道地方の黎明期突抜周波数急激減小並に赤道地方の大なる減衰の為、不良を伝えらるること多く、之に對し中波の使用を夜間黎明近距離に對して是非必要とするに到つた。

斯る状況下に南方占領地域に於ける観測を必要とするに到り、陸軍は昭南、バンドン、マニラ、ラングーンに、海軍は幌筈、クエゼリン、マカツサル、サバン、ラポールに観測所を開設する計画を樹立し、要員は何れも電波物理研究所を主体として構成することになつた。

陸軍は昭和十八年一月より昭南、バンドン、ラングーン、マニラの順に開設し、海軍は昭和十八年七月よりクエゼリン、幌筈、マカツサル、ラポール、ペナン順に出発した。

ラポール班は途中海没し、クエゼリン班は現地到着観測準備中全員玉碎するに到つた。何れも電波伝播研究の貴い犠牲であつた。

幌筈、マカツサル、ペナンは順調に開設され貴重な資料を提供した。

三、昭和二十年頃の成果

南方各地域のデータが得られて来て各地方の電離層情況が明かとなつて来たので、技研より毎月電波伝播情況の速報と次月の予報とを必要方面に配布し通信に利用可能となつた。

戰況の進展するにつれ、航空機に對する電波伝播の研究が切要され且是非共必要となつた。

航空機は移動迅速にして行動範囲広く一航程昼夜間各一波且航空機の送信機出力は小であり、受信機の機中雑音の為数 db の損失あり、併しながら飛行高度高き為地表波の到達領域は地上相互の場合よりは相当延る故に、戦闘機の如く近距離に行動するものに於ては、地表波が使用電波通達の役割の半を占むることが明かとなつたので、海上及び陸上に於ける飛行高度と地表到達区域との關係を計算して横空を通じて航空部隊に配布した。且〇〜五〇〇KM迄の空間波及び地表波を考慮して円形時

計型のカード式航空用伝播図表を作製、横空を通じ各航空部隊に配布した。

電波物理研究所横山英太郎氏を主任研究員とする戦時研究一二号として、短波実用周波数便覧が配布された。之れは時間と距離を軸にして周波数を Parameter として初心者には見安く、便利なものであつたが、2MC、3MC、4MC、5MC 等に於て特に日中の減衰に甚だしい誤りがあり、航空機其の他に於て夜間黎明の作戦電波として中波の使用が強調せられて居た時期であり、之が誤謬を訂正の上各部隊に配布せられた。

次に電波組織編成上直接関係ある電波通達性能の研究成果の要点を記述すると次の如くである。

一、昭和九年 観測所 東京

太陽黒点最少期に相当し東京に於ける F₂ 層の垂直打撃突抜周波数は、正午に於て春秋六〇・八 MC、夏冬五〇・五〇六 MC、正午に於ては十二月一月、二・三 MC、夏季四〇・八 MC であつた。

通信可能短波領域は非常に狭く困難で通信距離に於て

昼間波 五 MC ~ 一三 MC

夜間波 二 MC ~ 六 MC

二、昭和十二年 観測所 東京

太陽黒点数は急激に上昇し太陽活動期に入り F₂ 層の突抜周波数は正午に於て春秋期一三〇・七 MC、夏冬期七〇・八・七 MC となり、通信可能周波数領域は著しく増大し通信は平易に行れわる様になつた。

昼間波 九 MC ~ 二五 MC

春秋期 七 MC ~ 一八 MC

夏冬期 三 MC ~ 八 MC

夜間波 五 MC ~ 一 MC

通信は平易となり大体 4MC 以上の短波領域で通信に支障なく中波の使用を特に必要としない様になつた。

出力一 KW 程度以上に於ては一波による通信可能距離範囲相当大で、場合によつては周波数を適当に選べば昼夜間一波で押し通すことも可能のことがある情況となつた。

三、昭和十六年 観測所 東京、パラオ、敷香

太陽黒点は昭和十三年を大体極大として漸次下降期に入り、電離層の突抜周波数も大分下つて来、東京に於ては正午に於て春秋冬期八〇・十 MC、夏期七 MC 程度に下つた。正午に於ては冬季三 MC、夏季六 MC となり、パラオに於ては正午に於て春秋期九〇・十 MC、夏冬期八〇・九 MC、正午に於ては春秋期八〇・九 MC、夏冬期六〇・七 MC となる。併し黎明期には急激に三 MC 程度に下る。樺太に於ては正午に於て春秋冬季七〇・八・五 MC、夏季五〇・五〇七 MC、正午に於ては冬季三 MC、夏季五・五 MC

通信状況は昭和十三年頃より太陽黒点の漸次減少すると共に、次第に狭められ通信困難となり、夜間波としては近距離に於ては三 MC 程度の電波を必要とする情況となつた。

南方に於ては正午附近迄は昼間の情態より大して電子密度の下降著しくないが、黎明に到つて急激に下降するので黎明の作戦電波の選定が非常に六ヶ敷くなつた。

中間波 中緯度 七〇・一六 MC

低緯度 五〇・一三 MC

高緯度 三〇・七 MC

四、昭和十七、十八、十九、二十年 観測所 東京、パラオ、豊原、幌筈

昭南、ラングリン、バンドン、マニラ、マカッサル、ペナン

太陽黒点は昭和十八、十九年を最小期として居るので、通信困難を極めて南方黎明期に於ては一・五 MC に迄降ることも時々あり、夜間黎明近距離の電波としては二〇・四 MC の中波の使用必至となり、昼夜間波の切替時間の厳密な検討を必要である。昼間波としても余り高い短波が選べないので減衰多く一波で通信可能領域を狭められ通信系の計画甚だ困難となつた。

昼間波 五 MC ~ 一三 MC

夜間波 二 MC ~ 六 MC

第四章 通信部編制に関する諸問題

第一節 特務班の独立

通信課報作業の指導実施は軍令部第十一課が担当して来たが、支那事変以後国際情勢の緊迫化するに従い各部の要求も逐次増大し、益々機関の拡充を要する状況となつた。

之に伴い軍令部第十一課内に中央課報機関独立の気運が生じて来た。独立を要望する第十一課関係員の主なる意見は左の諸点であつた。

(イ) 暗号解読及び通信課報作業に対する当局の認識不足は人的配員の貧弱、予算の僅少等各種の面に於て作業の不振を生来しあり、従て優秀なる指導者の不足、作業の成果の掌らぬ点等相関聯して志気沈滞し、将来をも暗黒ならしめて居る現状を打破し、之を發達せしむる為には或る程度の企画性を持たしめ之に情報的性格を加味せしむる要がある。

(ロ) 情報機関としての性格を有し通信のみではなく、又其機構の拡張とも関聯し独立せしむる必要がある。

当時の第四部主腦者並に九課主務者は之に反対であつて其主なる理由は左の通である。

(イ) 通信課報作業は作業の結果として表わする事項は情報ではあるが、根本は広義の通信に包含せられ、通信技術の基礎上に諸種の学問を導入して之が目的を完遂せしむるべきもので、亦味方通信保護にも極めて密接なる関聯を有し、通信を含む総合的統制のもとに發達せしむべきである。

(ロ) 戦争実施上に於ても通信とは分離すべからず、基礎計画の面に於ては統制を必要とする。

斯くて兩々其主張を譲らず論争されたが昭和十五年始頃より各方面から検討せられ、結局実行機関を主とするとの條件のもとに独立を承認し、昭和十五年末左の方針に沿ひ独立の実現を見るに到つた。即ち

(一) 名称を特務班とし概ね部に準ずる態勢とすること
(二) 実施を主とする機関とすること

(三) 職員中一名第三部直屬第四部九課部員を兼務し、情報並に作戰上の要求に基き実施上の諸要素を斟酌し計画を立案、之を基とし通信計画、情報計画に通信課報基礎計画を加うることを

(四) 実施に関する計画は特務班之に任ずること

(五) 教育訓練人員養成は特務班之を担任すること

(六) 通信課報資料の発布は特務班之を行うこと

斯くして誕生した當時の特務班の配員は概ね左の通であつた。

班	長	出仕	少将大佐	一
首席班員	出仕	大中佐		
甲班	部員	中少佐		

(兼第三部部員第四部九課部員)

第二節 第四部長の第一聯合通信隊司令官兼任

昭和十九年六月敵のサイパン攻略により、同地に進出中の第一聯合通信隊司令官は玉碎するに到つた。従来設立本来の目的より稍々逸脱して通信課報作業に傾きつつあつた聯合通信隊を本来の軌道に乗せ、海軍作戰通信の実施上強力なる指導機関を必要と認められて居たので、其の再建に非常な努力を払つたが、主として司令官幕僚の人選に非常な困難に逢着した。

特に司令官には適當な人なく当時第四部長も欠員中であり、第三聯合通信隊司令官の解隊により、同隊司令官大佐大西敬一が第四部長に補せられることとなつたので、東京通信隊に全海軍通信の強力なる統制指導力を要求しあり、且通信課報部と作戰部との一層緊密なる連絡を必要とする情勢にあつたので、多少官制上疑問の点はあつたが第四部長が第一聯合通信隊司令官を兼務することとし、同時に幕僚として第九課乙部員(法規關係担当部員)を同隊參謀を兼務せしむることとし、昭和十九年八月二十日發令されるに到つた。

第五章 聯合通信隊の編成

第一節 第一連合通信隊の編成

作戦部隊の増加、作戦海域の増大、通信防衛強化の必要等の為、陸上通信機関の機能強化は緊急実施の必要があつたが、従来艦隊に於ける通信科幹部並に要員は内容充実し其の練度も亦所機の域に達して居たが、陸上通信機関は其の人的内容貧弱で術力亦充分ならず、各鎮守府警備府司令長官の指揮下にあつて聯合艦隊の作戦通信に対する協力は積極的でないとの非難もあり、之が統一運用の要切なるものある状況に拘わらず、其の実施は之等の要望を去ること極めて大なるものであつた。

此の状況に鑑み通信実施に關し、聯合艦隊司令部並に大本營の通信に關する綜合指導力を發揮せしめると共に、通信作業能力を一層強化する為、第一聯合通信隊を編成せられ、海軍大佐柿本権一郎初代司令官に補せられたり。

即ち特設聯合通信隊は特設通信隊二隊以上を以て、之を編成することとし、昭和十六年五月東京海軍通信隊及び大和田通信隊を以て第一聯合通信隊を編成せられた。

而して其運用を容易ならしめる為、軍令部総長の指示権と聯合艦隊司令長官の指揮権とを定めた。即ち

昭和十六年五月十五日 内令第五一五号

特設聯合通信隊司令官、海軍通信隊司令及特設通信隊司令に対する軍令部総長の通信に關する指示並に鎮守府、特設警備府及警備府所属の通信隊司令に対する聯合艦隊司令長官の通信一部指揮に關する件左の通定めらる

(一) 特設聯合通信隊司令官、海軍通信隊司令及び特設通信隊司令は用兵作戰上必要とする通信に關し軍令部総長の指示を承く

(二) 鎮守府司令長官、特設警備府司令長官及び警備府司令長官は部下通信隊司令をして其の本務を妨げざる限り聯合艦隊の通信実施、敬信利用及び方位測定に關し、聯合艦隊司令長官の指揮を承けしむるものとす

第二節 第三聯合通信隊の編成

第一段作戦終了後南西方面占領地域に新設せられたる通信隊は、其幹部に応召者の多数を含み居る為、艦隊に対する通信隊の協力、特に方位測定の管制等其運用極めて不如意であつた。

然るに昭和十八年に到り、南西方面に対する敵の反攻をも予期せらるる情勢となつたので、同地域の通信隊を強力に統制し、且指導する一機関を必要とするの要望強まり、昭和十八年八月第三聯合通信隊を新に編成し、南西方面艦隊に附屬せしめた。

之により同方面の通信は著しく強化せられたが、其後通信幹部の不足が顯著となるに及び、同方面の通信も概ね軌道に乗り一部基幹要員を南西方面艦隊司令部に残置せしむることにより、第三聯合通信隊司令部の存在必ずしも必要とせず、大局的見地より之を解消することとなり、昭和十九年八月編成後一年にして之を解散した。

第六章 部外通信の指導に関する政策

第一節 船舶通信の管制

従来部外通信の指導に關しては積極的政策を採り非ざりしも、船舶通信に關する主動權は海軍が之を掌握するとの方針は終始一貫不変の方針であつた。

然し船舶裝備の兵器は長波電信機が主であつて、短波電信機を有するものは海軍の助成金を受けて居る一部の優秀船のみであつた。

然し商船の裝備して居つた無線電信機の多くは周波数の偏差が大で、船舶通信の管制は相當に困難を感ぜられたし、又戦時商船隊の護送に際しても又一般の護衛作戦上より見るも不利とし、又困難が大きかつたので、昭和十五年頃周波数の偏差の限定を規定し、遂次電信機を改善に努めたので船舶通信の統制に關する紋上の困難を除去して一段の進歩を認めた。

而し商船特に遠洋に航海する商船を開戦時又は戦時管制する為には、短波通信を必要とするので従来海軍の助成金の交附を受ける優秀船には之の程目的に沿う如く指導し来たが、開戦後船舶護衛作戦実施上その必要を痛感し、船舶關係の事務が海軍に移管せられたる際規格の制定に際し、之の要求を加味し短波長波同時通信可能ならしむる様改革することとした。

兵器の面に於て前述の如く改善に努力する一方、護衛作戦上通信実施に關し指導の要を痛感し、対潜警報の円滑なる通達、重要船舶の行動予定の暴露防止等主として海上交通保護作戦上の要求に基き主要海岸局に武官を派遣し、通信の実施に關し具体的且積極的なる指導をなすこととなり、昭和十七年七月銚子、角島、潮岬、長崎、落石、基隆の各海岸局に武官を派遣した。

其後同様の要求に基き上海、青島、木浦、那覇の四海岸局にも武官を派遣した。

第二節 漁船通信の指導

昭和十二年防空法が施行せられて遠洋出漁の漁船が防空情報の通報の義務を生じた。

そこで漁船基地等に於て講習会等を行つて、通信省が主となり海軍は之が援助を行い之が指導に努めて来た。

従来漁船は漁期に従い漁場交錯するもので例えば、焼津の漁船が支那海に行動し、串木野の漁船が三陸沖に行動する等のことを通例とし、而も之等漁船は其の根拠地と通信するを原則とするので、防空法上の見地よりすれば之等情報系路の整理を必要とせられる訳だが、漁船会社としては経済上の理由に依り、通信の統一は喜ばぬ処で之等を利用する為に新に基地通信網を作成するには相當の予算を要するので、其の重要度を大局より勘案し、遂に実現に到らなかつた。

第七章 国際通信の指導に関する政策

第一節 国際通信政策に対する海軍の態度

一言にして表明すれば、国際通信政策に対しては従来共海軍としては積極的政策を採用しなかつた。

海軍通信政策遂行に必要な事項に關し、通信省に対し支援した程度であつたと言へる。

即ち兵術的見地より見たる電波配分の問題、技術的事項に關する支援等で積極的政策は採らなかつた。

第二節 日独通信協定

(イ) 協定成立の経緯

昭和十六年日独軍事協定成立するや (一)日独両海軍間に於ける情報の交換、連絡の緊密化等の必要上、東京ベルリン間の直接通信の必要を生じたこと (二)必要資材等の交換供給等の為、実施せられたる所謂柳船に對する保安通信の実施等の必要上軍事日独通信協定が締結せられた。

本協定に対し海軍としては対独本国又は独艦船に對する通信は総て日本海軍通信機關之を代行することとし、国内にある独官憲が日本近海にある独船に對する直接交信乃至は独本国に對する直接通信は一切認めないとの基本方針であつたが、実施に對する具体的事項研究の結果、相当讓歩した内容の協定が成立した。

(ロ) 通信協定の要旨

(一)東京ベルリン両海軍省間の直接通信

(1) 送信所並に兵器

日本海軍 東京通信隊船橋送信所

独海軍 ノルトグアイヒ海軍送信所

を使用するものとし、送信機人力二十キロ程度のもの一台中に専用す

(2) 常時連絡とし電波は空間の状況当時の通達状況に應じ、其都度協定のこととす

(3) 在ベルリン日本大使館内及び在東京独大使館内より直接交信可能のこととす

(二) 独船に對する情報の放送

(1) 日本近海に近接する独船舶並に潜水艦に對し敵潜水艦、機雷等に對する情報を放送す

(2) 電波東京第二放送電波を使用し、同放送にて実施中の對船舶通信に類似の通信様式を以て該放送を実施す

(三) 独船と日本海軍通信隊との通信

交信担任電信局	電波	通信時間	呼出符号
銚子海岸局			
在シンガポール海軍通信隊			
在ジャカルタ海軍通信機關			

差当り銚子海岸局及び在シンガポール海軍通信隊との交信を実施す
ジャカルタ海軍通信機關との交信施設完成後実施す

(四) 日本潜水艦と独海軍電信所との通信

ノルトグアイヒ電信所又は潜水艦基地電信所は独船舶通信と同要領により所要の情報を放送す

(五) 東京、シンガポール、ジャカルタ、ペナン所在の独海軍代表機關、在独占領地

日本海軍機關に對し、夫々本国通信並に船舶通信の直接受信を許容す

(六) 実施の概要

(一) 昭和十七年実施当初に於ては所謂独の柳船に對する通信を協定通り実施した

(二) 昭和十九年初頭に到り、一層本協定による通信の取扱範圍を拡大し、占領地に所在する独並に日の海軍代表機關の電報を海軍通信系による

取扱を認めた

(三)昭和十九年初期更に亦独潜水艦がペナン基地を利用し、作戦するに到つてペナン所在の独電信機を日本工廠機関により装備し、独電信員に依り独潜との自由通信を認めるに到つた

但し本電信機は公式には日本海軍に所有権を有するものと協定せられた

(四)ノルトダイヒ東京間の通信は其使用電波に付周到なる検討が加えられたが、昼間は概ね通信不能で季節により多少の変化はあつたが一八〇〇頃より〇七〇〇頃迄は常時良好なる通信が実施せられた

(五)本通信は独の降伏迄終始実施せられた

(六)独国に派遣せられた日本潜水艦の通信は本協定通り実施されたが、併せて日本潜水艦は東京及び昭南との通信可能なる限り之を利用したと申すまでもない

第三節 其他枢軸諸国との交渉

前記日独通信協定は秘密協定であつたが、伊海軍は間もなく本通信協定の存在を探知し、之に加入を要求して来たが、伊国の動向に対し疑問を持たれたので同国の要求を拒絶せられた。而し其後我国近海に在る伊国船舶の行動に際し対潜対機雷情報の受信を許容したことが数回あつた。

昭和十八年伊太利の枢軸脱落に依り、呼出符号等の全面的変更を実施した。

第三編 通信計画並に経過

第一章 総論

海軍の全通信は作戦計画に基き軍令部起案の通信計画に準拠し海軍大臣の定めたる海軍通信規程（附属諸規程を含む）を規準として運営せられ、各艦隊内に於て、各艦隊司令長官は自隊の通信実施に必要な細目の規程を定め実施上の円滑を図るものであつて、連合艦隊司令長官の定むる連合艦隊通信規程を各作戦部隊の通信規程の根幹とし、麾下以外の艦隊の通信規程は大体之にならうを例とした。

故に實質に於ては全海軍の通信は細部に到る迄同一の思想、同一の規程により律せられて居たと言ふことが出来るのであるが、このことは通信の本質上当然のことである。従つて各作戦に当り軍隊区分に依り臨時に編成せられたる作戦部隊の通信計画は特殊の細目に関する事項を定めるに止まつた。

以下各作戦に於ける各部隊の通信計画の記述も海軍通信規程の変遷と連合艦隊の策定せる通信計画及び其変遷を主とし、爾余の経過に関して特殊なる事項に就てのみ記述することとする。

第二章 昭和十六年に於ける海軍戦

時通信計画

第一節 昭和十六年度帝国海軍戦時

通信計画要領要旨

一、要旨

- (イ) 現行通信規程を骨子として現計画に大なる変更を加えずして作戦通信に移行し得るを計画の主眼とす
- (ロ) 戦時の膨大なる通信量消化に応ずる為左の処置を構じ作戦通信の円滑を期す

- (ハ) 主要作戦前進根拠地の通信能力を強化し作戦通信中枢とす
- (ニ) 東京通信隊放送能力を強化し補助通信中枢の負担を軽減す
- (ホ) 通信防衛上有線通信の利用を重視す、之に依り併せて主副通信隊の無線通信の負担の軽減を企図す
- (ヘ) 無線通信管制を強化し対敵通信防衛の実施を重視す

二、部内通信の実施

(イ) 無線通信

左の外現行海軍無線通信規程に依り之を実施す

(一) 戦時増設せらるべき新編部隊を含み各部隊の電波組織を策定す

(二) 戦時円滑なる作戦通信実施の為左の通信隊の機能強化を実施当該方面の作戦通信中枢たらしむ

全海城 東京通信隊

南西方面 高雄通信隊

南東方面 第四通信隊 (トラック)

北東方面 大湊通信隊

大陸方面 佐世保通信隊

(ロ) 通信組織概要

別紙昭和十六年に於ける海軍無線通信規程要旨参照

(四) 対敵通信防衛上速達性電波使用の抑制を重視す

(ロ) 有線通信

対敵通信防衛上有線通信の利用を特に重視す

(一) 海底線利用可能なる通信隊間の通信は有線通信を主用す

(二) 艦隊泊地よりの最寄通信隊送信機の有線に依る遠隔管制を実施す

三、陸軍との通信

(イ) 陸軍との通信は海陸軍無線交信規程上陸作戦綱要に基き実施する外、細目に關しては其都度協定を実施するを原則とす

(ロ) 陸海軍使用電波は別に協定し細項に關しては各作戦方面に協定し相互妨害を避くる如くす

四、部外通信の管制

(イ) 船舶通信

船舶秘密通信規約に依り実施す

(ロ) 防空通信

船舶防空通信及び海軍見張所望楼等の防空通信に關しては左諸規程に依り海軍之を管制す

(一) 船舶防空監視心得

(二) 航路標識防空監視心得

(ハ) 海上交通保護通信

海上交通保護に關する通信に關しては内戦部隊通信計画に基き実施す

五、対敵通信

(イ) 通信諜報

(一) 対米英通信諜報作業を主目標とし対蘇支通信諜報作業を副目標とす

(二) 通信諜報作業の主目的を戦術的情報資料の獲得に置く

(三) 中央機関の主眼を敵通信の解説並に綜合情況判断資料の獲得に置き地方機関の主眼を右に關する資料の獲得並に其他の手段に依る判断資料の獲得に置く

資料の獲得に置く

(ロ) 通信攻撃

(一) 戦術的通信攻撃を主とし各艦隊に於て計画実施するを原則とす

(二)通信攻撃は海軍偽電妨信規程に基き実施するを本則とするも情況に
 応じ細目に關し其都度指示す

六、通信防衛

- (イ) 暗号書表
- (ロ) 呼出符号
- (ハ) 無線封止
- 電波輻射管制の徹底化に依る対敵防衛の強化を重視す
- (ニ) 有線通信の利用に依り傍受資料の封止を企途す

(附 録)

別 紙

昭和十六年に於ける海軍無線通信規程の要旨 別紙

昭和十六年に於ける海軍無線通信規程の要旨

(註) 資料焼失の為關係者の記憶に依る

一、通信区及び通信系

(イ) 通信区 (附 図)

遠距離通信区	東京通信隊の通信距離内を遠距離通信区とし近距離通信区以外の所在艦船は東京通信隊を中枢として通信す
近距離通信区	副無線艦所たる通信隊の通信距離内を近距離通信区とし所在艦船は当該補助通信系に依り通信す
(註)	通信区は行動艦船が何れの通信隊と通信すべきやを区分せるものにして通信区に対する電波を定めず当該通信系電波に依り通信するものなり

(ロ) 通信系

中央放送通信系	東京通信隊より部内外一般及び在外武官宛通信
主無線通信系	東京通信隊を中枢とし対副無線艦所との通信
補助無線通信系	各補助無線艦所を中枢とし系内無線艦所との通信
副無線通信系	各副無線艦所を中枢とし補助無線艦所との通信
部隊通信系	艦所又は鎮守府警備府部隊内相互間の通信

二、通 則

- (イ) 各通信隊を当該方面に於ける通信中枢とす
- (ロ) 各通信系所属艦所は特に定むるものの外所属通信系中枢通信隊を介して所要の各部と通信するを原則とす
- (ハ) 総無線艦所は中央放送通信系に属するものとす
- (ニ) 艦隊長官旗艦又は其の他の無線艦所にして必要ある場合には主無線通信系に属し東京通信隊と直接通信することを得

三、放送通信系通信

(イ) 一般放送

部内又は部外一般宛電報及び在外武官宛電報を送信す(長波及び短波)放送に依り処理すべき電報の内容左の通り

- (一) 部内一般宛電報
- (二) 部外船舶宛電報
- (三) 在外武官宛電報

(四) 新聞電報、水路告示、氣象電報

(ロ) 潜水艦放送(超長波)

本放送の受信艦所を主として太平洋方面所在潜水艦とす

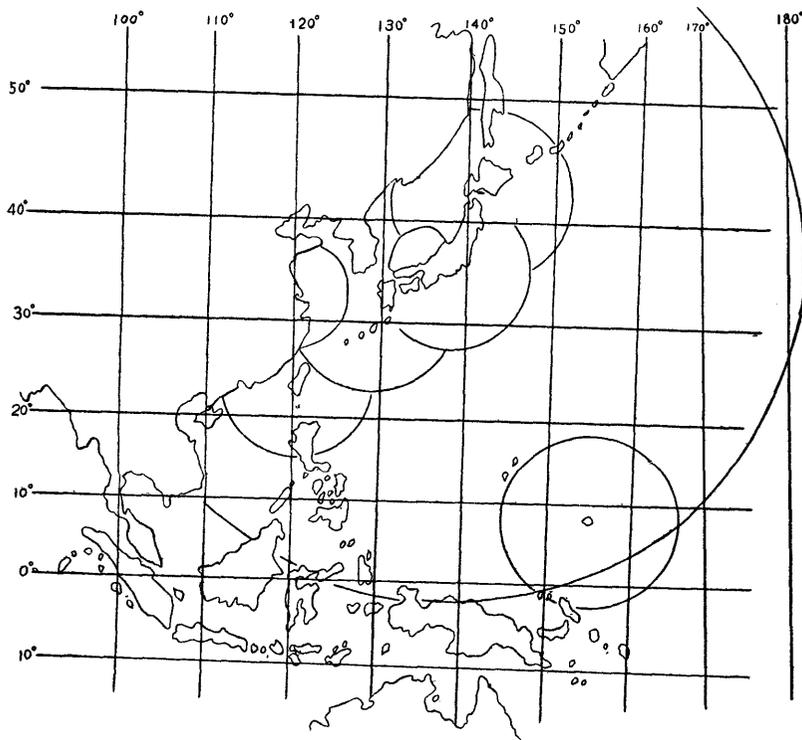
四、主副及び補助通信系の概要別図の通り

- (イ) 主副及び補助通信系の概要別図の通り
- (ロ) 通信配備、通信時間及び通信電波

通信系		中枢無線艦所		通信系所属無線艦所	通信時間	通信電波
主無線通信系	甲	東京通信隊	大湊、横須賀、トラック、呉	大湊、横須賀、トラック、呉	毎奇数時の始めより	
	乙		舞鶴、佐世保、上海、高雄	舞鶴、佐世保、上海、高雄	毎偶数時の始めより	
副無線通信系	大湊	占守、稚内				
	横須賀	父島			毎偶数時の始めより	
	トラック	サイパン、パラオ、ルオット				
	呉	大阪				
佐世保	鎮海、旅順、上海					
上海					毎奇数時の始めより	

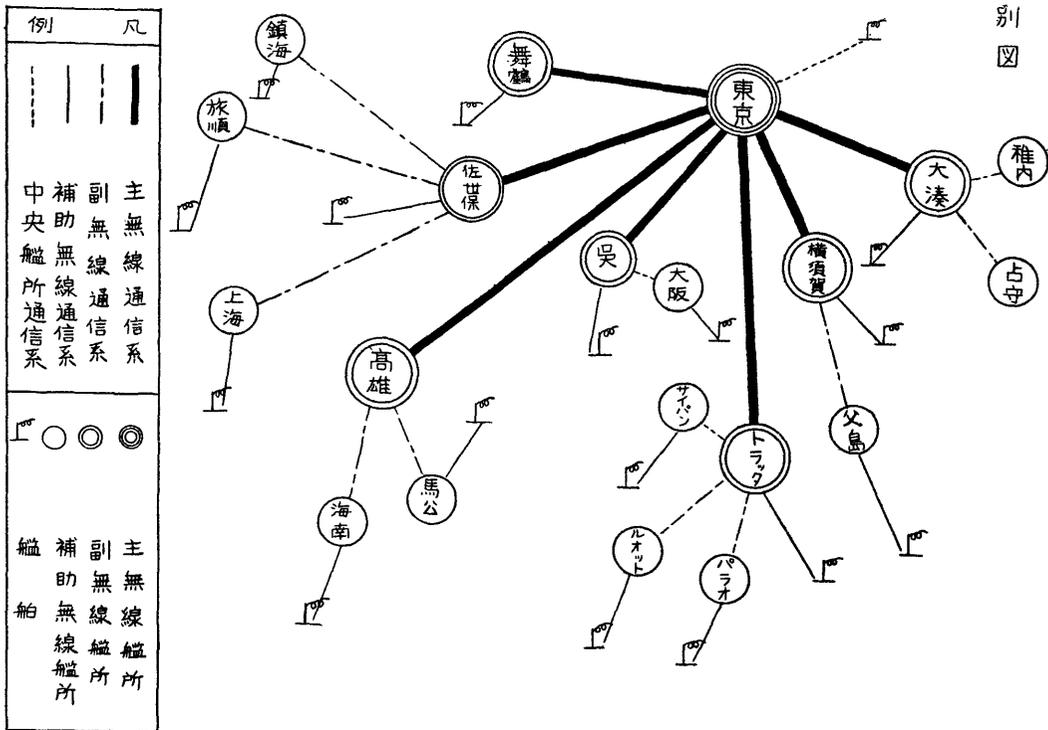
- 五、部隊通信系通信
艦隊及び鎮守府警備府部隊の通信は別に定むる電波組織に基き当該部隊指揮官所定に依り実施す。
- 六、其他
(イ)艦所は船舶秘密通信規約に定むるの外各所属長官所定に依り遭難電波(五〇〇kc)の待受を行う
(ロ)艦所は所属長官所定に依り緊急信電波(二一五kc)の待受を行うもの

補助無線通信系												高 雄					
海 南	馬 公	高 雄	上 海	鎮 海	旅 順	佐 世 保	舞 鶴	大 阪	パ ラ オ	サイ バ ン	ト ラ ッ ク	父 島	横 須 賀	占 守	稚 内	大 湊	馬 公、海 南
系内各無線艦所																	
後開始す						電報送信終了						隊の自己関係					
電報送信終了						隊の自己関係						電報送信終了					
												各通信					
												共有ノ					
												送受信					
												使用ス					



- とす
(イ)艦所は緊急を要する場合は緊急信電波を以て所要の対手を呼出たる後所定の電波に依り之と直接交信することを得
- (ロ)方位測定
(イ)方位測定の主目標を太平洋作戦海域の敵目標に置き日本海域、支那海及び大陸方面目標を副目標とす
(ロ)方位測定並に同管制の実施は海軍無線方位測定同管制規程に基き実施す
- 附 図

別図



第二節 対米英蘭作戦に關し通信計畫上

特に採りたる方策

一、陸上通信機關の強化

(イ) 高雄通信隊の強化

南方部隊の作戦通信中枢として高雄通信隊通信能力の強化に努む

(ロ) 施設の強化

高雄警備府施設の一部として実施中の計畫を促進した。

(ハ) 人的強化

当時 possible の範圍に於て之が増員強化を実施し、又更に能力強化の目的で第一聯合通信隊司令部の高雄進出を懇請せしが諸種の事情に依り実現を見るに到らなかつた。(詳細別項参照)

(ニ) 第八一通信隊の新設

南方部隊の作戦特に馬來部隊の作戦通信中枢として南部仏印進駐後西貢に通信隊を急速設置した。

本通信隊は馬來部隊作戦に重大影響を有するので馬來部隊指揮官の通信幕僚をして第八一通信隊の司令を兼任せしめ純然たる作戦的見地より相当大巾の自由裁量を認め之が急速なる完成を期した。

(イ) 第四通信隊の強化

第四艦隊を基幹とする内南洋部隊の作戦通信中枢として第四通信隊の能力を強化、同隊の作戦に全市協力せしむ

(ロ) 本通信隊の強化は年度計畫として実施中であつたが諸種の事情に依り工事が遅延して居たので之が急速整備を企図した

(ニ) 東京通信隊の強化

戦時激増すべき通信量消化並に全作戦部隊に対する重要作戦通信速達の為東京通信隊放送通信の強化を実施す。

二、特殊作戦に対する協力

(イ) 第一航空艦隊の作戦に対する協力

第一航空艦隊に対する協力の主眼とする所は

(一) 日米交渉に伴う和戦決定及情報等の確実なる通達と攻撃成果の確実なる通達

(二) 艦隊行動の秘匿

であつて本目的達成の爲左の措置を講じた。

(一) 特定交信系の新設

東京通信隊対第一航空艦隊間に左の要領に依り特定通信系を新設した。第一航空艦隊に対する通信は東京通信隊一般放送系に依る放送通信使用。

第一航空艦隊の東京に対する通信は特定電波に依る放送通信として東京通信隊の再放送又は解信に依り通達確認の手段とした。

本通信には略語、呼出符号を特定し其形式は一般商船の呼出符号、略語等に類似せしめた。

(二) 東京放送局の外地向け日本語放送の利用

特定略語に依り放送主として日米交渉の結果に伴う和戦決定の確実なる通達に併用した。

(三) 擬瞞通信の実施

第一航空艦隊が其訓練地出發時機以後其行動を秘匿する爲主として九州南部航空基地所在部隊をして艦隊が右訓練地附近に所在訓練続行中なる如く擬瞞通信を実施す。

右擬瞞通信実施に策応第一航空艦隊最も最重なる電波輻射管制を行ひ呼出符号の変更電波の一部変更をも実施せり。

(四) 単冠灣集合時択捉島より島外への一切の通信を管制し艦隊行動の漏洩防止を策す

右期間艦隊より發する通信は悉て大湊に空輸大湊通信隊より処理せしめる如くにした。

(四) 潜水艦作戦通信に対する協力

作戦行動中に対する潜水艦に対する通信の爲在佐佐美、長波送信機を利用する超長波(一七、五kc)に依る放送を実施す。

右は東京通信隊に於て管制することとし東京通信隊第四放送として実施せり。

(八) 南方部隊の作戦通信に対する協力

攻略作戦に伴い陸軍部隊との通信連絡を確保並に根拠地隊の作戦通信の爲、移動通信隊を編成、馬來部隊に第九一通信隊、菲島部隊に第一通信隊を附屬せしめた。

三、南方作戦に関する陸海軍協定

本協定の最も重視せる処は兩軍電波の妨害であつたが、平時電波協定を実施して居らなかつたので(陸軍は其使用電力少なりし爲、海軍としては其必要を認め居らず)早急には全面的協定成らず兩軍に於て混信となるべき電波を極力避くることとして實際に於て妨害を回避することに協定した。

南方作戦に関する陸海軍通信に関する協定は左の通である。

南方作戦通信に関する陸海軍中央協定

一、陸海軍最高司令部相互間の連絡

陸軍側最高司令部の位置に応じ東京、高雄、西貢各海軍通信隊を経由するを本則とす

二、上陸部隊と所属司令部間の輸送間に於ける連絡

(一) 海上護衛輸送中の通信は海軍護衛指揮官の統制に従うを本則とす

(二) 各作戦方面に於ける上陸部隊と所属司令部間の連絡に關し海軍は概ね左の要領に依り陸軍の通信を担任し若くは之に協力するものとし実施に際しては陸海軍指揮官間に於て状況に適應する如く之を協定するものとす

(三) 上陸軍司令部と総司令部間の連絡は所要に応じ海軍之に協力す

(四) 上陸部隊(先遣部隊)と所属司令部間の連絡は上陸部隊(先遣部隊)の上陸迄主として海軍之を担任す

(五) 上陸直後に於ける部隊と所属司令部間の連絡は海軍之に協力す

三、大本營直轄陸軍部隊の後方連絡

大本營直轄陸軍部隊にして固有の通信機關を有せざる独立部隊の後方連絡は海軍之を担任す

四、護衛指揮官と輸送船隊間の連絡

(一)海軍艦船に陸軍部隊乗船する場合の通信は海軍指揮官の定むる所に依る。

(二)護衛隊と輸送船隊間の連絡は陸海軍相互間の直接連絡に依るを本則とす。但し必要に應じ上陸部隊の最高指揮官乗船若くは其他の輸送船に海軍側通信機関の一部を乗船せしめ連絡せしむるものとす

三、陸海軍航空部隊相互間及びび之上陸部隊間の連絡

陸海軍航空部隊相互間及びび之上陸部隊間の連絡は左の外陸海軍指揮官間に於て之を協定す

(一)台湾及び仏印に於ける陸海軍航空部隊指揮間の連絡は有線通信に依るものとし海軍専用のもをを除き陸軍之を整備す

(二)陸軍航空部隊指揮官の馬來及び比島進出後に於ける陸海軍航空部隊指揮官間の連絡は無線通信に依り海軍之を担任す

(三)陸海軍航空部隊相互間には必要に應じ連絡將校及び必要の通信機関を交換す

六、通信実施に関する事項

(一)陸海軍間の連絡は左の規程(定)及び臨機陸海軍指揮官間に於て協定する所のものに依る

陸海軍無線交信規程 (定)

陸海軍信号交信規程 (定)

輸送船隊運動並に通信規程

(二)陸海軍指揮官は混信防止の為電波使用区分に關し別表所定の外必要な協定を行うものとす

七、使用暗号書は左に依る

協同作戰暗号書四号

協同乱数表四号

協同乱数表使用規程(定)二号

協同作戰暗号書乙号

協同作戰職名略語表(協同作戰職名宛暗号書)

協同作戰電報名宛暗号化に關する規程(海軍は協同作戰職名略語表中に含む)

協同乱数表三号(協同作戰職名略語の暗号化に使用す)

協同乱数表応急用規程一号及二号(陸軍は協同使用規程二号中に含む)

協同作戰暗号書附録乱典あ号(南方地名)

八、海底線處理に関する事項

(一)上海—マニラ、香港—西貢、西貢—新嘉坡各線は陸軍之を遮断し高雄—マニラ線を整備す(陸海軍共用)

(二)香港—マニラ、香港—新嘉坡、香港—ラブアン、上海—香港各線は海軍之を遮断す

(三)爾余の海底線の處理に關しては追て之を定む

第三章 戦勢の推移に應ずる

通信計画の改変

第一節 第一次改変の経緯

第二段作戦に移行と共に作戦海域は南方占領地を包含して増大し、部隊の増加に伴い通信量も膨大となり中枢通信隊たる東京通信隊の通信消化能力限度に達し従来の通信方式を以てしては到底円滑迅速な通信の消化不能の状況となつた。

昭和十八年六月左の主旨に基き海軍通信規程の改正を実施した。

- 一、指揮官の電波指揮の明確化
- 二、放送通信の強化
- 三、有線通信の強化
- 四、電波輻射管制の強化

第二節 昭和十八年改正海軍通信規程

主なる改正要点

一、従来無線通信に關してのみ規定して居たが有線通信の重要性に鑑み、有線通信に關する事項を包含し兩者の關連を一層緊密ならしめて、綜合通信力の發揮を期した。

二、對敵通信防衛強化の爲左の事項を規定した。

(イ)有線通信の利用

有線及び無線の兩通信連絡を有する通信機關間の通信は有線を使用するを原則とした

(ロ)各級指揮官の電波輻射指揮に關し明確に規定す

(ハ)電波輻射管制の標準を制定す

三、必要に應じ通信制限を行い緊急重要通信の速達を図るを可能なる如くす。

四、放送通信を強化す。

(イ)従来の遠距離通信区及び近距離通信区を廢止し新に放送通信区を制定し中央放送通信区(全域)地方放送通信区に区分し電波組織を適當にして作戦海域全域を「カバー」し得る如くす

(ロ)中央放送通信系の強化

(ハ)地方放送通信系の新設

(ニ)通信隊の對艦船通信は原則として放送に依るを立前とす

五、通信隊を當該方面に於ける通信中枢とし全海軍の円滑なる通信実施の中枢たらしむ。

(イ)各通信系に屬する艦所は所属通信系中枢通信隊と通信し之を介して所要の各部と通信するを例とす

(ロ)総無線艦所は中央放送通信系及び當該地方放送通信系に屬するを原則とす

但し受信能力不足又は其の必要なものは其の一方にのみ屬し得る如くす

(ハ)各通信隊間に別に固定通信系を新設す

六、航空通信区及び航空通信系を定め空輸通信並に保安通信を統一す。

七、有線電信通信系及び有線電話通信系の新設。

八、電話処理電報の新設。

有線電話可能なる艦所間に於て秘匿の要なき事項又は輕微なる機密事項は成る可く有線電話を以てし其の取扱に就き電報同様の処理を要するものは電話処理電報として電報に準じ処理するものとす。

(参照)

昭和十八年改正海軍通信規程

第三節 第二次改変の経緯

敵の反撃激化し戦勢不利となり戦場の本土近迫、空襲の激化等に伴い我主作戦兵力の陸上航空部隊への転移、部隊増加並に戦備促進等に伴う通信量の激増、暗号の複雑化並に關係員の技倆低下に伴う通信費消時の増大等の爲、通信の不円滑が作戦に及ぼす影響漸く大となり通信計画の根本的改

の要切なるものあり、昭和十九年十二月左の根本方針を樹立而して戦局に鑑み右に伴う施設の整備等をも勘案し全般の準備完成を待つことなく実施可能なものより逐次実現に移すこととなつた。

一、純作戦通信系と常務通信系とを別個とし二系統を確立す

二、主航空作戦中枢を通信隊に準ずる通信中枢とす

三、通信隊及び主航空作戦中枢の通信能力を強化し其の機能を一層活潑ならしむる方策として放送通信を一層徹底し各固定通信方式を改め放送通信に徹底せしむ

四、陸上通信系及び艦船通信系を分離し艦船の通信隊利用を便ならしむると共に通信隊の積極的協力を強化す

五、氣象通信系の整備

従来氣象通信は主として逋信院有線通信に依存して居たが空襲の激化並に予想せらるる本土決戦に應じ無線通信に切換るる必要に迫まれ航空基地を主とする氣象系を確立す。

本計画は戦勢推移の状況に即応し速に全面的に実施の要があつたが交通の遮断、水晶片準備の遅延等の為実現遅れ一部実施可能な部分から逐次実施したが全面的実施に至らずして終戦となつた。

(参照)

通信規程改正案

第四章 連合艦隊の通信計畫

第一節 聯合艦隊基本通信計画

第一項 総説

連合艦隊の通信は艦船部隊の自由直接交信を建前とした。

作戦海域の拡大と通信謀報の進歩に伴う通信防衛の強化等の為放送通信の必要を認め、昭和八年頃より之が実施を試みたが通信に理解ある指揮官が少なかつた為初期の困難なる時機に之が育成を推進しなかつた為顯著なる効果を示さなかつた。結局自由直接交信約二千哩に亘る通信に昼夜二波同時送受信と言ひ苦しい通信方式を採用実施するの止むなき状態であつた。

この実施に當つては通信力小なる艦艇の一波通信が円滑なる実施を妨害し混合を起さしめ慢性的混信通信を生ぜしむるに到つた。

其後研究の結果益々其必要を痛感されるに到り、昭和十六年八月東通及び高通を連合艦隊の作戦指揮下に加えたが別項の如く通信隊の作戦部隊化思ふ様に行かず実施は最後迄有效円滑には行われなかつた。

放送通信は昭和十六年三月東京通信隊が艦隊宛放送を試行した。

但し、艦隊は一週間乃至十日毎に一貫番号中の欠番号を東通に通報解信に代はるることとした。本格的に艦隊内に放送通信を実施したのは昭和十七年後半であつた。

第二項 連合艦隊無線通信規程要旨

第一 総則

一、連合艦隊無線通信は海軍通信規程、陸海軍交信規程に依るの外本規程に依り之を行う

二、各艦隊司令長官は艦隊内通信に必要な規程を定むることを得

此の場合速かに所要の向に報告（通報）するものとする

第二 作戦通信

(イ) 艦隊内通信

(一) 艦船通信

三、艦隊内通信は所定電波による自由直接交信を例とす

四、作戦通信配備を別表第一、電波組織を別表第二（省略）の通り定む

五、送信は昼夜間波同時送信を建前とす

但し通信力小なる艦船は通達確実なる一波送信をなすことを得

六、会敵約六十哩に至らば令なくして戰略通信配備より戰術通信配備に移るものとする

戰場を離れたる艦船は逐次戰略通信配備に復するものとする

七、艦隊集団航行中各艦は所定電波を常時待受するものとする。但し通信力小なる艦艇にありては聯合当直をなすことを得

八、艦隊が逐次入港の場合、入港各艦船は所屬戰隊旗艦入港せば艦隊長波の配員を撤することを得

九、入港中艦隊常用長波の配員を撤しある場合は毎日〇六〇〇より二、二〇〇迄毎時の四十五分より十五分間艦隊中波に配員するものとする

一〇、其隊の指揮官以外よりの呼出に対する応信艦は其隊の指揮官乗艦とす

一一、送信速度の標準を一分間八十五字とす

一二、視覚通信確実なる艦艇は直屬指揮官に報告し当直を撤することを得

(二) 航空通信

一三、航空通信配備を別表第三の通り定む

一四、航空機通信は其搭載艦の中継に依るを建前とす

要すれば所要電波を測定し直接通信をなすことを得

(三) 潜水艦通信

一五、潜水艦通信配備を別表（省略）の通り定む

一六、潜水艦通信は其旗艦の中継によるを建前とす

要すれば所定電波による直接交信をなすことを得

(四) 艦隊外通信

一七、各艦隊長官旗艦（無線代表艦）は最寄地方通信系に入るものとする

一八、分散行動中の各艦艇は地方通信系に属し通信することを得

一九、艦隊外通信は各長官旗艦を経由し之を行うものとする

- (ハ) 通信防衛
- 二〇、平文通信は緊急止むを得ざる場合の外之を禁す
 - 二一、電波放射管制の標準を左の如く定む

電波戦闘管制	電波警戒管制	電波通常管制
テセカ	テケカ	テツカ
最も厳正なる管制をなすべき場合	嚴重なる管制をなすべき場合	相当嚴重なる防衛をなすべき場合
一、作戦上絶対必要なる最緊急電報を送信する場合の外一切の電波放射を禁す 二、所在最高指揮官電波放射を管制す	一、作戦上絶対必要なる通信を行う場合の外一切の電波放射を禁す 二、各級指揮官は自隊(艦)の電波放射を統制す	一、作戦及び保安上重要なる通信を行う場合の外一切の電波放射を禁す 二、各級指揮官は通信指揮官に電波放射指揮を委すことを得

(ニ) 妨信及び妨信回避

- 二二、各級指揮官は妨信を有利なりと認めたる場合妨信をなすことを得
- 二三、連合して妨信する場合の電波分担を別表(省略)の通り定む
- 二四、妨信を感じたる場合の回避法を左の通り定む

種別	略称	実施要領
第一法	カイ一	妨信を感受せば同電波を以て妨信の間隙を利用して通信を続行す、特令なければ本法によるを原則とす
第二法	カイ二	
第三法	カイ三	
第四法	カイ四	
第五法	カイ五	
第六法	カイ六	
第七法	カイ七	
第八法	カイ八	

第三 常用通信

- 二五、艦隊の常用通信は作戦通信配備に依り行ふ
- 二六、射撃成績、発射成績の報告通報は無線通信の使用を禁す
- 二七、左の場合令なくして艦隊中波に配員するものとす
狭水道通過
出入港
陣形運動

視界不良の為視覚通信不能の場合

- 二八、艦隊の大部が軍港要港以外に碇泊する場合は陸上に電信所を設置し陸上との通信連絡を担当す設置担任艦は其の都度特令す

第四 通信鑑査

二九、艦隊旗艦(担任艦)は通信鑑査をなし所要の記録を備え其の重要なものは其都度然らざるものは毎月頭鑑査事項を報告するものとす

別表第一

作戦通信配備

種別	略称	通信系				
		短波	中波	長波	超短波	超長波
第一戦略	一セツハ	○	○	○	○	○
第一戦略	二セツハ	○	○	○	○	○
第一昼戦	一ヒツハ	○	○	○	○	○
第一昼戦	二ヒツハ	○	○	○	○	○
第一夜戦	一ヤツハ	○	○	○	○	○
第一夜戦	二ヤツハ	○	○	○	○	○
第三夜戦	三ヤツハ	○	○	○	○	○

艦隊旗艦 一般旗艦 一般旗艦 一般旗艦 一般

夜戦部隊 夜戦部隊 夜戦部隊 夜戦部隊 夜戦部隊 夜戦部隊 夜戦部隊 夜戦部隊 夜戦部隊 夜戦部隊

其 他 其 他 其 他 其 他 其 他 其 他 其 他 其 他 其 他

備考
一、通信配備は特令す、特令なければ第一戦略通信配備に配員するものとす
二、不時会敵せる場合は令なくして第一昼戦配備に配員するものとす
三、通信配備を令する場合同時に電波組織を令する例とし略称を以て、一ヤツハ、二セツ等と呼称す

別表第三

航空通信配備

記事	11 A F	1 A F	2 F	1 F を基幹とする部隊	(一)コックハ 航空通信配備 (二)コックハ 航空通信配備 (三)コックハ 航空通信配備 (四)コックハ 航空通信配備
	"	"	"	"	
	A				
	B				
	D	C	B	A	
	H	G	F	E	

第二節 第一段作戦通信計画

第一方 針

連合艦隊の作戦通信は連合艦隊無線通信規程、南方作戦通信に関する陸海軍中央協定に依るの外左に依る

第二通信配備

一、開戦時の配備

艦船通信

潜水艦通信(附表第一)

航空機通信

通信隊(通信基地)通信 附表第二(附図参照)

爾後戦況に応じ配備を変更す

但し潜水艦通信、航空機通信に関しては当該部隊指揮官所要に応じ其通信配備を変更す

二、開戦時の配備に就く時機左の通り

第三 通信実施

一、作戦部隊内通信は放送を主用す、放送にては通達確実を期し難き場合及び特に主要通信にして通達確認を要する場合は解信を要求す

二、各部隊は指揮官所定に依り最寄通信隊の近距離通信系(特に必要ある場合は遠距離通信系)に入る

運輸補給人事其他作戦上緊急を要せざる通信は専ら本通信系に依る

但し機動部隊、通商破壊隊等特別任務のため遠距離に行動する部隊は待機位置進發以降東通を対手とする特定通信系に入る

三、各通信隊は左表に依り当該方面作戦部隊の通信を所要の向に中継す

中継は放送を建前とし特に通達を確認する必要がある場合には確信を要求す、又中継は緊急信以上の指定あるものは直に其他は重要なるものを四項所定時刻に放送す

種別	時機	記事	通信隊通信	艦船通信	潜水艦通信	航空機通信	特定部隊通信
			00 x-7	00 x-5	00 x-2	特令	
			C及び海南警備府は00 x-2以後特定するまで艦船通信系に入る				

備考 一、本表に示す期日以前に配備に就くを必要とする部隊は当該部隊指揮官に於て期日を定め所要の向に報告(通報)す
二、特令して一部部隊の就配備時機を変更することあり

通信隊	中継すべき通信
東京通信隊	機動部隊通商破壊隊、等特定通信系に入れる部隊の通信
高雄通信隊	南方部隊所属潜水艦航空機通信
第三通信隊	同右SS及びパラオ方面を基地とする航空機通信
第八一通信隊	南支那海方面に作戦する潜水艦航空機通信
第五通信隊	南洋部隊所属潜水艦航空機通信
第六通信隊	先遣部隊潜水艦通信

四、各通信隊は左表に依り作戦関係重要電報を放送す

各部隊の指揮官は当該方面の通信実施上通信隊の放送通信を利用す、各部隊は指揮官所定に依り之を受信す

備	五通	六通	八一通	三通	高通	東通		通信隊		
						常時	時			
一、各通信隊は東京通信隊の短波放送通信を中継するものとす 二、放送通信はX-2以後一貫番号を附与するものとす 三、特送通信はX-15以後一貫番号を附与するものとす 四、東通、高通は所定電波同様に依り昼間波を併用す ○○○と一六○○の間状況に依り昼間波を併用す	毎時の十五分より	毎時の四十五分より	毎時の四十五分より 二十分間	毎時の三十分より	毎時の四十五分より 三十分間	常時	時	放送時刻	放送電波	通信文
	九七二〇kcc(ナ六二)	四八六〇kcc(ナ六一) 九七二〇kcc(ナ六一) 要通信	五九五〇kcc(ナ一一) 一八九〇〇kcc(ナ一一) 重要通信	4SS 使用電波	七二八〇kcc(ナ三二) 一四五六〇kcc(ナ三二) 南方部隊中東方面部隊に対する作戦関係重要通信	七二八〇kcc(ナ三二) 一四三二〇kcc(ナ二八) 南方部隊に対する作戦関係重要通信	一七・四四 kc	一七・四四 kc	4SS 5SS に対する同右通信	先遣潜水艦に対する同右通信

備考
放送に使用する電波は四に依るものとし作戦部隊の作戦通信を妨害する
る惧なき場合は艦船用電波を使用することを

考
五、放送時刻は所要に依り変更することを得
六、放送電波は状況に依り各通信隊に於て適宜変更することを得此の
場合は予め所要の向に通報するものとす

五、主力部隊内地附近に在る場合連合艦隊司令長官旗艦の送信は東通(又は具通)の送信機を管制し又は東通をして代行せしむ

六、艦隊外通信
特に緊急を要するものの外最寄通信隊を経由する通信隊通信系に依る

第四 通信防衛
一、電波防衛
機密連合艦隊命令第一七七号(作戦中に於ける電波放射管制標準)を適用す

二、信文防衛
(一)使用暗号書表呼出符号左の通り
機密連合艦隊命令第一七一号(暗号書使用区分)
機密連合艦隊命令第五二二号(戦時連合艦隊特定呼出符号表)
機密連合艦隊命令第一六九号(戰略交信略符)
機密連合艦隊命令第一七九号(連合艦隊特定作戦通信緩急種別標示符)

表
(二)偽電防衛並に偽電區別法
機密連合艦隊法令第四九号(連合艦隊偽電防衛區別法)
(三)曆日表示法
機密連合艦隊法令第五一号(連合艦隊特定兵要曆日略語表)

(四)地点(名)表示法は左の通り

呼称法	略称	使用	図	書	用途
第一地点表示法	チ(一)	海軍省軍極秘第一六七号海軍航空兵要地点符号表を作戰通信略語又は暗号書G所定に依り使用す			緊急を要する場合の艦船通信並に航空機通信に使用す
第二地点表示法	チ(二)	海軍作戦通信略語甲乙並に海軍暗号書G所定のもの			
第三地点表示法	チ(三)	海軍作戦通信略語甲乙並に海軍暗号書G所定のもの			

考		備					第四地点表示法	第五地点表示法	第六地点表示法	第七地点表示法	第八地点表示法	第九地点表示法	第一〇地点表示法	第一一地点表示法
E	D	C	B	A	種別	チへ四	チへ五	チへ六	チへ七	チへ八	チへ九	チへ一〇	チへ一一	
予備(特令により)	偶数月の十六日より月末迄	偶数月の一日より十五日迄	奇数月の十六日より月末迄	奇数月の一日より十五日迄	使 用 期 間	海軍省軍機秘第一六七号海軍航空兵要地点符号表使用区分	海軍省軍機秘第五八五号太平洋兵要地点使用規程及海軍軍機秘三四七号太平洋兵要地点使用規程(三項に依る)	海軍省軍機秘第一六七号海軍航空兵要地点符号表(符号表の使用区分は(三)項に依る)	軍令部軍機第一二三号特種兵要地点使用心得及び特種兵要地点に依る	海軍省軍機秘第一六五号通商保護用地区表示図	機密聯合艦隊命令第一七五号聯合艦隊戰時応急地点法	軍令部軍機秘第一四四号特定点略語表(甲)	聯合艦隊応急兵要地名略語表	
							一般作戦(艦船通信)用	航空機通信用	一、海陸軍協同作戦 二、局地作戦用	通商保護用	チへ五の応急用とし 使用は特令す	通信文内の地点表示用	チへ一〇の応急用とし 使用は特令す	

第五 敵信利用妨害
一、敵信利用

(一)各艦隊に属する敵信班は当該艦隊司令長官所定に依り敵信利用を行う

考	備	艦船通信	航空機通信	潜水艦通信	通信系	通信配備	記 事
併用す	昼夜間波の使用に關しては聯合艦隊無線通信規程に依る外左に依る 夜間波を主用し夜間波のみにては通達確実を期し難き場合は昼間波を併用す	第二戰略通信(二セツ) 第三電波組織(三テツ) 第二通信区分(二クン) (艦隊又は部隊統一通信)	第四電波組織(四テツ)	第三電波組織(三テツ)	通信系	通信配備	<p>艦船航空機潜水艦通信</p> <p>(一) 旗艦通信系電波は主として各艦隊司令長官旗艦及び特定の戰艦艦隊之を使用す (二) 一般電波は各艦隊司令官旗艦及び特に必要なる艦船通信用電波は南方部隊及び之と緊密なる關係ある部隊主用とす (三) 關係以外の部隊は特に緊急を要する通信に使用す (四) 但し聯合艦隊が邀撃配備に就く場合は南方部隊の主用を解く (五) 南方部隊の通信区分を第三区分とす</p>
					通信系	通信配備	<p>二、敵信妨害は特令する場合の外各部隊指揮官所定とす 各部隊指揮官(第一連合通信隊司令官)は情況有利と認むる場合は附近所在通信隊(部下通信隊)をして敵信の妨害を実施す</p> <p>附表第一</p> <p>通信隊名</p> <p>要 領</p> <p>東京通信隊 主として米本国艦隊、航空機の動靜偵知を行い兼ねて、ソ聯兵力の動靜を偵知す、詳細第一聯合通信隊司令官所定</p> <p>高雄通信隊 (一)主として極東に於ける米英蘭の艦艇航空機の動靜を偵知す、詳細は第一聯合通信隊司令官所定 (二)狀況に依り一部を第十一航空艦隊司令官の指揮下に入る (三)南方作戦の進捗に伴い、適宜占領地域に進出す</p> <p>其他通信隊 第一聯合通信隊司令官の所定に依り作戦資料を獲得す</p>

(二)通信隊所屬敵信班は左に依り敵信利用に任ず

HP『海軍砲術学校』所蔵史料

附表第二
通信隊(基地)通信

第七通信系	第六通信系	第五通信系	第四通信系	第三通信系	第二通信系	第一通信系	通信系	所属艦所		
(東通) (横通) 父 大 通 通	五 南 父 鳥 鳥 島 通	高 八 海 一 南 通 通	五 六 四 通 通 通	東 八 三 通 通	高 八 三 通 通	東 五 高 通 通				
5925(≒17) 11850(≒18)	5725(≒14) 11450(≒15)	7010(レ71) 14020(レ72)	5180(+14) 10360(+15)	4745(ト17) 18980(ト19)	6760(タ25) 13520(タ26)	6505(レ56) 13010(レ57)	常用	第一	通信電波(KC)	記事
6300(タノ23) 12600(タノ223)	4925(レ41) 9850(レ42)	6260(レ61) 12520(レ62)	7290(+31) 14580(+32) 7655(+18) 15310(+19)	7855(+33) 15710(+34) 7315(レ73) 14630(レ74)	7155(タ27) 14310(タ28) 7750(レ77) 15500(レ78)	5550(レ51) 11100(レ52) 7590(レ72) 15180(レ76)	補用	配備		
5925(≒17) 11850(≒18)	5725(≒14) 11450(≒15)	7010(レ71) 14020(レ72)	5180(+14) 10360(+15) 7290(+31) 14580(+32)	4745(ト17) 15710(+34) 8610(レ81) 17220(レ82)	6760(タ25) 13520(タ26) 7155(タ27) 14130(タ28)	6505(レ56) 13010(レ57) 5550(レ51) 11100(レ52)	常用	第二		
6300(タノ23) 12600(タノ223)	4925(レ41) 9850(レ42)	6260(レ61) 12520(レ62)	7655(+18) 15310(+19)	7315(レ73) 14630(レ74)	7750(レ77) 15500(レ78)	7590(レ75) 15180(レ76)	補用	配備		
				信六特 系通令 にをに 入本依 る通リ						

考 備	第九通信系	第八通信系
五、四、三、二、一、 5085予定 10170備と 5325電す 10650波 5225 10450 4205 8410 16820 4030 8060 16120 6820 13040 4665 9330 18660 6150 12360	東通 舞羅大 通通通 2015(オ11) 8030(オ12) 16030(オ13) 4717.5 (タノ28) 9435(タノ24)	東通 鎮舞大 通通通 4320(マ11) 8640(マ12) 6695(オ25) 13390(オ26)
同通信系時 間内は特 に定めざ る場合の 外は常時 在在の通 信隊は中 継に任ず る も 領通令に 依りて 隊を 令官第一 所(基地) とし 通信は別 に定むる もの外各 部隊指揮 官所		
		設特本 定令に 依りは

第五章 第一段作戦の通信

第一節 全般の経過

第一段作戦の通信は充分なる準備周到なる計画のもとに実施され且参加員は通信幹部はもとより電信員、暗号員共に多年訓練を重ねた優秀なる技倆を有しあつたため極めて円滑に計画通り実施された。為に多少の過誤は充分之を補い得た。

南方部隊の作戦の経過に伴い占領諸地域の施設、通信隊の開設、通信網の構成も共に順当に概ね計画通り実施せられた。

第二節 機動部隊の作戦通信

第一項 ハワイ作戦の通信

第一 通信計画の概要

連合艦隊第一段作戦通信計画に依るの外左に拠る一、部隊内通信

(イ)電波戦闘管制とす。各指揮官は

電波輻射を直接掌握し嚴重なる管制を重施するものとす

(ロ)艦船通信

通信系	電波	統制艦	所属艦所	配員時機
一般通信系	長波	P AF	各艦	常時
一般通話系	超短波	P AF	各軍艦及司令駆逐艦	常時
第一旗艦通話系	〃	P AF	各旗艦及母艦	特令又は会敵時令なくして配員
第二旗艦通話系	中波	P AF	〃	特令

(ハ)航空機通信

(一)通信系

任務別	電波	統制艦	記	事
攻撃機隊 索敵機隊 偵察機	甲種短波	P AF		攻撃戦果報告後、丙種電波に転換す
制空隊	甲種戦闘機短波	P 3 S		
上空直衛	丙種(特定)戦闘機短波	P AF		
対潜警戒	乙種長波	P AF		

(ニ)掃投通信

飛行機隊は掃投極力航法により実施し電波輻射は止むを得ざる場合行うものとす

艦攻艦爆は飛行機長波輻射、艦上方位測定、短波通信に依る艦戦はクルシー掃投法とし長波輻射担任艦を蒼龍とす。

二、部隊外通信

(イ)部隊外通信は艦隊旗艦之を統制す

(ロ)機動部隊に対する通信は総て東京通信隊經由とし左に依る

機動部隊に対する通信 東京通信隊第一放送通信系

機動部隊の発信 東京通信隊特定通信系

(ハ)交信担任艦をP3Sとす

(ニ)本通信に於て機動部隊の使用する呼出符号、並に交信法は船舶通信に類似せしめ特定す

三、対敵通信

(イ)敵信傍受

艦隊の実施する敵信傍受は艦隊旗艦に於て実施するものとし第八戦隊及び第三戦隊の一艦をして其一部を補助せしむ

傍受主目標を敵基地航空部隊の哨戒機電波、敵潜水艦電波及びハワイ海軍基地電波とす

(ロ)妨信

妨信の実施は特令す

妨信担任艦を第八戦隊及び第三戦隊の一艦とす

(ハ) 偽購通信

機動部隊の行動企図秘匿の為九州南部に於て訓練続行中なる如く偽購通信を実施す(詳細に關しては別項記載の通り)

第二 経過の概要

一、作戰準備

(イ) 戦闘機の通話は電話通信を原則とするが、制空隊として攻撃隊と協同する為約二〇〇哩進出作戰する為電話の通信は通達不能であるので止むを得ず電信によることとし訓練を重ね略語通信の様式を確立した。一様に全機の電信による交信を訓練練成したため電信機の取扱兵器の整備等の關係上全機電信を採用し上空直衛指揮も電信に依ることとした。

(ロ) 戦闘機の帰投はクルシーに依るが之が有効に利用されるのは特殊のものを除き艦船の長波送信機に対し大体一〇〇哩と見るのを安全としたので、母艦群より一〇〇哩圏内迄は航法又は艦爆により誘導し爾後クルシー航法によることとした。

(ハ) この作戰の成否が企図の秘匿の成否に依存する所至大なるに鑑み基地出撃後は電波の輻射は絶対に禁止するを要し、長時日の後完全なる通信を実施する為基地出撃前の電信機の整備と其の状態の保持に非常な苦心を払つた。

(ニ) 不要なる電波輻射を絶対に回避する為発信回路の一部を取はずした母艦もあつた。

(ホ) 多数機が一波による通信を実施する為訓練の当初に於ては相當の錯綜を来たしたが、訓練を重ねるに従い適当に統制される様になり出撃前に於ける綜合訓練に於ては充分の確心を得るに到つた。

(ヘ) 艦船に於ても同様電波輻射に対する思想の徹底に關し特に苦心し又同時に所要に應じ、必要なる電波輻射の可能なる状態に整備維持するとに通信指揮官の注意を喚起した。

二、通信実施の概要

(イ) 艦隊の主力は十一月中旬佐伯灣を出撃し下旬单冠灣に集合したが十一月中旬基地出撃後嚴重なる電波管制を実施し同時に計画による偽購通

信を開始した。

(ロ) 途中順当なる天候にめぐまれ嚴重なる電波管制を実施し攻撃開始迄は電波輻射は全然行われなかつた。

(ハ) 通信は艦隊日夜訓練の実力と艦隊全員の極度に昇揚せる志氣に依り計画通り実施された。

(ニ) 敵機班は哨戒機の通信を終始捕捉し艦隊の警戒に關し不安なき情報を提供した。

(ホ) ハワイ方面よりの敵艦隊の動静は遺憾なく通達された。

第二項 印度洋作戰の通信

第一、通信計画

本作戦の通信計画は第一項ハワイ作戰の通信と同様で東京通信隊の代りに第十通信隊(昭南)及び第二一通信隊(スラバヤ)の兩通信隊が積極的に本作戦に協力した。

第二、経過の概要

一、本作戦に於ても關係員の練度等に大差なく概ね計画通り順当に実施され錯誤其他特筆すべきことなし。

二、攻撃開始前スマトラ西方海面より駆逐艦一隻を十度海峽(Ten Degree Strait)方面に分派し攻撃予定其後の行動等を電報せしめた。

この電報は第十通信隊地方通信系經由同隊放送通信系及び東京通信隊第一放送通信系により処理された。

三、コロンボ第一撃の前日敵飛行艇に発見されたが其報告中途にして之を撃墜し敵に大部隊の近接に対し何等重大なる警告を与え居らざる情況を敵通信の傍受に依り確認し得た。

第六章 第二段作戦の通信

第一節 全般の経過

占領地の拡大に伴う新設部隊の急激なる増加に依り、之等部隊の基幹人員を作戦部隊より間聞抜した為相当数の未熟人員を加えたが、幹部並に中堅電信員、暗号員が尙相当の実力を有し、作戦通信には大なる支障はなかつた。

ガタルカナルの争奪戦の開始により、この方面の通信は建設と作戦を併行して行う困難なる状態であるに拘わらず、比較的円滑に実施された。

然し南京方面に於ける電波通達状況には、短波に偏重せる海軍の兵器の欠陥を暴露し地上、航空機共に夜間より早曉にかけて短波の通達不能に大に悩まされ、作戦上にも重大なる影響を与えた。

第二節 Mi 作戦の通信

第一項 通信計画

一、連合艦隊の通信計画の要旨

左の外連合艦隊等二段作戦通信計画に依る

(イ) 部隊通信

(一) 艦船通信 第二戦略通信配備、第三電波組織、航空機通信 第二電波組織、短波、中波戦闘管制、長波超短波警戒管制

(二) 攻略部隊、機動部隊、支援部隊間の通信は連合艦隊一般短波又は旗艦短波に依る

(三) 東京通信隊は Mi 作戦部隊の通信を受信之を放送すると共に所要の向に処理す

(四) 潜水部隊の通信

(ロ) 対敵通信

(一) 敵通信の利用

第一連合通信隊の対敵通信の主目標を敵機動部隊の情報偵知とし、

併せて敵のなすことあるべき味方部隊動静偵知に関する情報諜知に努むるものとす

(ハ) 妨害

妨害実施に関しては各部隊指揮官の所信に依る

(ニ) 偽瞞通信

内地所在部隊の一部を以て呉鎮守府司令長官所定に依り、連合艦隊の大部内海西部方面並に九州南部に展開訓練中統行中なる如く偽瞞通信を実施す

其他に関しては連合艦隊司令長官之を特令す

(ホ) 通信防衛

(一) 偽瞞防衛

(略)

(二) 暗号書表、呼出符号

(略)

二、機動部隊の通信計画の要旨

連合艦隊 Mi 作戦通信計画に依る外左に拠る

(イ) 部隊内通信

(一) 通信配備

通信系	電波		配員	時機
	短波	長波		
一般通信系	短波	長波	特令又は会敵時配員	
一般通話系	中波	超短波	日間主用	常時配員
	中波	超短波	夜間主用	
旗艦通話系	中波		特令又は会敵時配員	

(三) 短波、及び夜間中波戦闘管制其他警戒管制とす

(ロ) 支援部隊、攻略部隊、機動部隊間の通信

連合艦隊一般短波及び同旗艦短波に依る

(ハ) 各艦は東京通信隊放送を常時待受す

(一) 航空機通信

通信系	電波		摘要
	常用	補用	
索敵機	甲種短波A	甲種短波B	一、保安通信の外会敵時迄電波戦闘管制とす 二、攻撃終了、戦果報告後丙種電波に転換するものとす
攻撃隊	甲種短波C		
制空隊	甲種短波D		
上空直衝機	甲種長波A	甲種長波B	
対潜哨戒機	丙種長波		
掃投用通信	乙種長波		
掃投用電波	甲種長波		
觸接誘導用			

(二) 対敵通信

(一) 敵情傍受

主として敵航空機及び潜水艦通信を傍受敵情判知に資す

(二) 妨害

妨害の実施は特令す

但し各戦隊旗艦に於て有効と認むる場合は各司令官所定に依り実施す

(三) 視覚通信

航行中の通信は視覚通信を主用す

(四) 各航行序列に於ける信号通信系別紙の通り定む(別紙略)

(五) 応急通信

(一) 艦隊旗艦通信力減退亦は喪失せる場合旗艦通信の代行艦を第三戦隊の一艦とす

(二) 通信力減退の場合各艦の配員標準を定む

(1) 部隊内通信

(2) 東京放送

(3) 部隊外通信

(4) 航空機通信(但担任艦を除く)

(5) 潜水艦通信

(6) 対敵通信

三、攻略部隊の通信計画の要旨

第二項 経過の概要

一、支援部隊、機動部隊は昭和十七年五月二十七日内海西部を出撃、攻略部隊は同年五月二十八日夕刻サイパンを出撃各部隊嚴重なる電波管制を行ひつつミッドウエー島の北西乃至西方海面に達し、六月五日機動部隊を以てミッドウエー島に航空攻撃を加えた。

二、機動部隊は六月二日一〇〇〇頃より三日二三〇〇頃に至る迄濃霧に遭遇この間視覚通信不能であつた。敵航空機通信の傍受により、ミッドウエー哨戒機の進出距離五〇〇哩に達し、其哨戒は極めて嚴重なる如く判断せらるるので第二航路に変更、北寄の航路を採つたが霧深くこのまま航進せば霧の舞れる見込なく止むを得ず第一航路に変更するに決し、六月三日一〇三〇一般長波を以て「一二〇〇針路一〇〇度となせ」と発信、霧中の大部隊の変針を実施した。

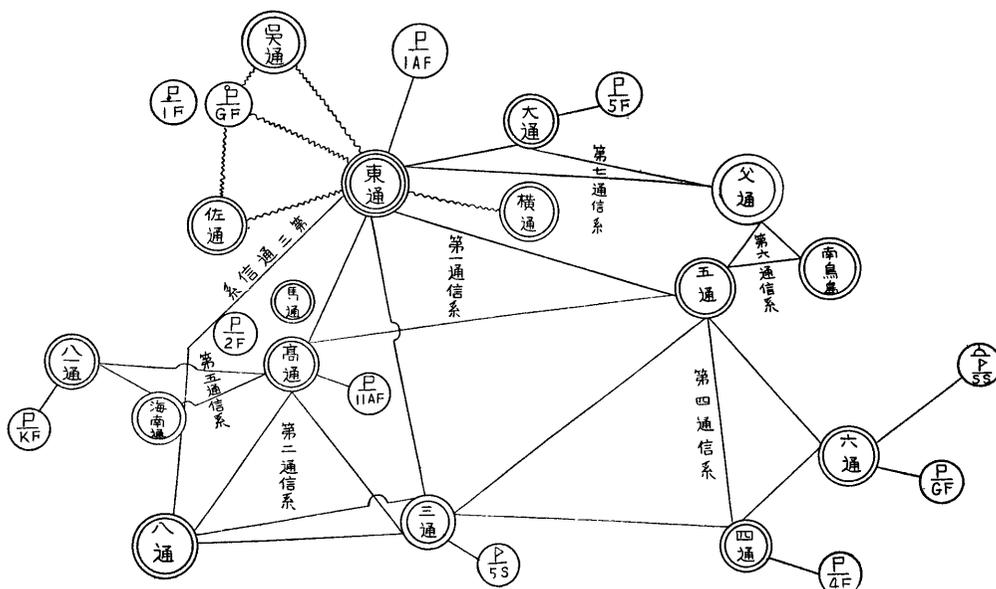
変針後間もなく霧薄らぎ視覚信号辛じて可能の状態となつた。

三、機動部隊は六月五日ミッドウエー島の北西二〇〇哩附近に達し、

一三〇攻撃隊を發進した。部隊内通信は極めて円滑迅速に実施せられた。〇七〇〇頃赤城、加賀、蒼龍殆ど同時に被爆大火災となり通信不能となつた。艦隊旗艦の通信は応急通信部署に従ひ第三戦隊旗艦之を代行したが、部隊通信は一時相等混乱を生じた。〇七四六艦隊司令部長良に移乗し、通信指揮を採るに及び一時混乱せる艦隊通信は統制せられたが施設人員共に小なる為、信号通信並に無線通信共に兎角円滑を欠くに到り重要な戦機に通信通達不円滑の為に適切なる所置を採るの期を逸したること屢々であつた。

航空機通信もミッドウエー攻撃の第一信より全般的には適当に実施せられたが、赤城、加賀、蒼龍被爆後、飛龍は全航空機通信を代行したが通信能力の關係上、飛龍以外の飛行機は適切なる統制を実施し得ず、爾後飛龍より二回に涉り攻撃隊を發進せしめたが電波の調定、電信機の調整

附四
聯合艦隊通信隊(基地)通信系



- 等思うにまかせず、亦優秀なる塔乗員の多数を失い航空機通信は著しく円滑を欠き費消時を増加した。
- 一三〇發進せる第一次攻撃隊は○三四五乃至○四一〇の間に攻撃を終了、飛行機隊指揮官が「第二次攻撃の要あり○四〇〇」の重要信は四・五分の後指揮官に報告せられ、当時艦船攻撃待機中の攻撃隊を二次攻撃に使用に決し「待機攻撃機爆装に換え」を發令○四一五了解せられた。
- 五〇〇頃利根四号機より「敵らしきもの十隻見ゆミッドウエーの一度二四〇漕針路一五〇度速力二〇節○四二八」を受信、其後艦型に關しては報告はなく○五〇頃艦型問合せ電に對し○五三〇頃「敵は其後方に空母らしきもの一隻を伴う○五二〇」を受信した。
- 之敵空母に對する第一電である。
- 亦○五三〇蒼龍發の一三試艦爆は利根四号機發見の空母に触接中更に北方にエンタブライス型空母一隻を發見せしが、電信機故障の為歸投後の報告により之を知つた。之空母の全貌に對する第二の情報であつた。
- 当時艦船攻撃待機中の攻撃隊は陸爆に裝備轉換中で○六〇〇頃第一次攻撃隊歸投中なるを以て、之を收容後攻撃に決し準備中敵の先制攻撃を受けるに到つた。
- 四、支援部隊及び攻略部隊の通信は計画通り經過し、通信は円滑に実施せられた。
- 五、機動部隊大被害を受け其後の偵察により、敵に尙數隻の空母健在なるを知り、ミッドウエー攻略を中止するに決した。
- 聯合艦隊司令長官作戰部隊の收容を容易ならしむる為第五戰隊基幹兵力を以てウエーキの基地航空兵力威力圏内に敵追撃部隊誘致を企図し、5S基幹の兵力は機宜行動大部隊の同方面に行動する如く偽瞞通信を実施した。本偽瞞通信の効果に關しては何等情報も捕捉し得なかつた。
- 六、本作戦中第一連合通信隊の判知主目標は敵航空部隊の行動並に潜水艦の動靜に指向せられた。その大要は左の通りである。
- (4) 敵の機動部隊の動靜に關してはハワイ出撃の氣配を探知し、之が警戒を友軍に通報したが其の後の行動に關しては何等捕捉することは出来なかつた。

(g) ミッドウエーの哨戒の行動に關しては哨戒の程度嚴重になりつつある状況並に哨戒圏等を判知友軍に通報した。

(h) 潜水艦の状況に關しては左の情報を判知友軍に通報した。

(一) 支援部隊及び機動部隊豊後水道出撃の当夜水道外に於て長文の電報を発信せるを捕捉、其出撃を見せられたるものと判断した。

(二) 攻略部隊のサイパン出撃並に其後二乃至三隻の潜水艦が之を追跡しある如き状況を捕捉した。

(三) 六月三日一〇三〇 KTB が発信せる電報に關しては敵の方位測定網に捕捉せられたる如き情報は捕捉して居ない。

七、艦隊に於ける敵信用並に妨害実施の状況

(イ) 六月三日哨戒艇らしき平文電報を傍受

六月四日、飛行機が無線掃投を実施しある如き平文電報を屢々傍受した。

六月五日、敵の攻撃隊発進の都度飛行機電波を受信したが内容不明で感度の高低により、近接せることを判知防空指揮を利用した。

(ロ) 六月五日赤城に於て敵飛行機電波を捕捉すると同時に予め準備せる所により妨害を実施したが効果はなかつた様である。

第三項 作戦に影響を及ぼせる主要事項

〇四二八発信の利根四号機の敵発見第一電は〇五〇〇頃到達した。

飛龍指揮官機の「第二次攻撃の要あり〇四〇〇」は費消時四・五分にて到達、第二次攻撃を当日実施に決し「待機攻撃機爆装に換え」は〇四一五各艦共了解した。利根四号機の通信遅達は爾後の作戦に著しく影響を与えた。

第三節 アリニューシャン作戦の通信

第一項 通信計画

本作戦はMi作戦と一連の作戦として計画実施せられたので、通信計画も前節に於て記述せる連合艦隊通信計画に基き計画せられた。

一、通信計画策定上特に考慮せし事項

(イ) 企画秘匿を最も重視し遠達性電波の使用を極限するの要があつた。

(ロ) 濃霧中の行動を充分予期すべき状況に在り、視覚通信に全幅拠り難きを考慮し、超短波電話通信の確保を重視するの要があつた。

(ハ) 作戦部隊は臨時混成部隊なるのみならず、出撃当日迄に辛じて全部の集合可能の状況であつた為、従来連合艦隊内に於て常用せる通信法以外に臨時特殊の措置を講ずるは不利なる状況であつた。

(ニ) 同時に実施せらるるMi作戦の戦況を充分知得するの要ありたると、亦之に即応するの見地よりMi作戦部隊の主要通信系を直接傍受するの要があつた。

(ホ) 航空機通信に關しては機上通信兵器の耐寒措置に着意したが、作戦時期常用飛行高度、準備期間、耐寒対策等を考慮研究の結果、耐寒措置実施不要の結論に達し実施されなかつた。

(ヘ) 各部隊(艦)の長波輻射に依る無線会合法利用の機会の生起をも予期した。

二、北方部隊通信計画の概要

左の外連合艦隊Mi作戦通信計画に拠る

(イ) 部隊内通信

(ロ) 艦船通信

(1) 短波及び夜間中波戦闘管制其他警戒管制とす

航空攻撃開始迄徹底せる無線封止を実施するものとする

(2) 通信配備

通信系		電波		配員時機	
一般通信系	短波	短波	常時	会敵時又は特令により配員	
	長波	長波	常時		
一般通話系	中波	中波	常時(昼間補用)		
	超短波	超短波	常時		
旗艦通信系	中波	中波	常時(昼間主用)		

(3) 各部隊間の通信は相互の距離に必要な最小限度の遠達性なき電波を使用するものとし遠達性電波特に短波の使用は極度に制限す

(4) 大湊通信隊及び占守通信隊の中継放送の全幅利用に努む

(5) 部隊旗艦(那智)はキスカ方面作戦部隊と占守通信隊の中間附近に行動し、長波通信の中継に任じ作戦部隊の過早なる短波使用を避くるに努む

(二) 航空機通信

第二機動部隊指揮官所定に依る

(三) 潜水艦通信

細目は潜水部隊指揮官所定

潜水部隊よりの通信は東京通信隊及び大湊通信隊より放送するも、直接自隊の作戦に關係あるものは其の直接受信に努むるものとす

潜水部隊に対する通信は当該旗艦經由に依るを建前とす

(四) 部隊外通信

(一) 支援部隊第一機動部隊との通信は、連合艦隊一般短波又は同旗艦短波による

(二) 大湊通信隊及び占守通信隊は主として北方部隊の作戦通信に協力す

(五) 占領部隊との通信

キスカ及びアツツ各攻略部隊に夫々派遣通信隊を附属す

通信担任艦を各攻略部隊の一艦とす

(六) 対敵通信

傍受主目標を潜水艦及び基地航空機とし、実施の細目に關しては各部隊指揮官所定とす

(七) 通信防衛

(略)

三、第二機動部隊の通信計画

左の外北方部隊の作戦通信計画に拠る

(一) 艦船通信

(一) 超短波の外電波戦闘管制

超短波警戒管制

(二) 行動中視覚通信を主用し視覚通信不能の場合超短波による部隊一般通話系通信を主用す。但し攻撃開始迄は保安上又は作戦上已むを得ざる場合の外電話の使用をも極力控制するに努む

右に依る通達不能の場合、北方部隊一般通信系(長波)による通信配備

通信系	電波	配員時	機
部隊一般通話系	超短波	常時	
部隊一般通信系	中波	常時	

(四) 北方部隊の作戦情報の取得は各艦(隊)毎に行うを建前とし、大湊通信隊及び占守通信隊の放送待受及び北方部隊一般系の直接受信に依る

(五) 部隊内通信は第四航空戦隊旗艦之を統制し要すれば中継に任ず

(六) 重要な情報は部隊旗艦より注意喚起又は中継す

(七) 部隊旗艦の受信洩防止の為、第四航空戦隊二番艦は重要信受信の際は旗艦に対し其受信の確否を確むるものとす

(八) 部隊外に対する送信は部隊旗艦(P4sf)之を担任し且統制す

(九) 部隊外通信の待受は左に依る

東京 放送 各艦受信

北米北西岸行動 担任艦を4sの一艦とする外、大湊及び占守通信隊の中継放送に依存す

其 他 軍艦(母艦及び2D4s)の連合待受到に依る

(一〇) 航空戦通信の中継は行わざるを原則とす

(一〇) 航空機通信

通信系	電波	統制艦	摘要
索敵機	甲種短波	P4sf	一、攻撃機隊は指揮官機の戦果報告後乙種短波に転換、但しP4sfに於ける掃投通信の統制困難なる場合、一番艦飛行機内種電波に転換す 二、掃投通信に艦爆機攻は短波交信長波方位測定を主用「クルシー」副用 三、戦闘機は艦爆誘導掃投を立前とするも単独となれる場合「クルシー」による
攻撃機	甲種戦闘機用短波	P4sf	
制空隊	甲種戦闘機用短波	P4sf	
上空直衛	甲種長波	P4sf	
対潜哨戒機	甲種長波	P4sf	
掃投用長波	乙種長波	24sf	

(ハ) 対敵通信

傍受

- (一) 第一連合通信隊の資料の利用に關し特に細心の注意を払う
- (二) 各母艦の実施する傍受主目標を敵哨戒機電波、敵潜水艦電波とし傍受主担任艦を2隻とす

別に定むる分担に依り各軍艦は電波の搜索捕捉に努む

- (三) 併せてアリニューシヤン列島敵監視哨電波を警戒す
- 妨信

妨信の実施は特に重視せず実施は其都度特令す

第二項 経過の概要

一、艦船通信

- (イ) 第二機動部隊は五月二十六日大湊出撃主隊及びアツツ攻略部隊は五月二十八日大湊出撃、支援部隊は五月二十八日内海西部發敵重なる電波管制を実施しつつ予定計画通り行動した。

- (ロ) 第二機動部隊は六月四日ダツチハーバー南方海面に進出〇一〇七第一次攻撃隊を發進奇襲に成功した。

- (ハ) この間各部隊共に濃霧に遭遇したが、保安上必要なる最小限の超短波輻射を行いたるのみにて予定の如く行動順当に経過した。

- (ニ) 北方部隊旗艦はキスカと幌筈島との中間附近を行動し、長波通信系により、占守通信隊を利用作戦指揮に任ずると共に同方面に作戦する部隊と占守通信隊間の長波通信の中継に任じた。

長波通信系は攻略当初相等に通信量大となり、多少通信費消時を増大せしめたが作戦の大局には影響はなかつた。

- (ホ) 第二機動部隊の超短波電話通信は極めて見事に実施せられ、敵機の雷爆撃回避運動に成果を挙げ得た。

二、航空機通信

- (イ) 全般的に其経過を検討せば濃霧障害ありしに拘わらず、極めて順当に経過し平素訓練の実力を充分に發揮し、作戦成功に貢献せし所大なりしものありと言ひ得る。

- (ロ) 第二機動部隊は大湊出撃の翌日六月二十七日より連日濃霧の為、天測

不能で第一次攻撃隊は推定位置により陸上攻撃に發進した。二番艦隼

鷹飛行機隊は濃霧の為進入し得ず引返し、一番艦龍飛行機隊のみ進入

に成功、計画通りの通信が実施せられた。次で第二次攻撃隊發進、攻

撃終了後集合点附近にて敵戦闘機と遭遇空戦が実施せられた為に第二

次攻撃隊は概ね単機掃投となり、艦爆隊の掃投通信は極めて多忙を極

めた。

戦闘機の誘導に認すべき艦爆の大部が機位に失したる為、戦闘機の大

部はクルシーにより掃投を実施した。

艦爆の中にはクルシー掃投中の戦闘機に誘導せられて掃投せるものも

あつた。

- (ハ) 艦爆中一機は機位を失し長波送信機被弾の為故障し、且クルシー搭載

しあらず為に母艦より飛行機の短波の回数により、掃投を誘導したが

濃霧の為母艦を發見出来ず燃料つきて自爆した。

この為相当長時間短波を輻射し、敵に方位測定せられたる公算大なる

為夜間第二機動部隊は韜晦運動を実施した

- (ニ) 第二機動部隊は翌朝ダツチハーバーに対する第三次攻撃隊發進直前、

連合艦隊長官より「第二機動部隊は急拠南下第一機動部隊に合同すべ

き」旨の電報を受領、攻撃隊發進を取止め南下開始後間もなく「第一

機動部隊への合同取止め引続きキスカ、アツツ攻略作戦支援」を命ぜ

られ、再び北上アダック島航空基地攻撃隊を發進攻撃に成功、艦爆艦

戦共にクルシーを主用して全機掃投した。

三、対敵通信

- (イ) 各母艦共大湊出撃後、敵哨戒機電波を確実に捕捉し自体の警戒に利用

した。

第二機動部隊のダツチハーバー第一撃後、敵哨戒機は濃霧中に第二機

動部隊に索敵攻撃を行う状況を概ね正確に判断し得た。

敵は平文による電話を主用して居つたので、其の内容並に感度でその

近接を予知し、戦闘機及び対空砲火を準備し一回は濃霧について海面

を這い來襲する雷撃機を高角砲により撃墜。

一回は「敵飛行艇の電話感度最大上空旋回中なること確実」との通信

指揮官の進言に基き甲板待機戦闘機三機を發進、濃霧上に出るや否や戦闘機は飛行艇を捕捉之を撃墜した。

(d)キスカ、アツツ島の攻略作戦概成後、六月十九日北方部隊指揮官は主隊支援部隊、第二機動部隊に対し大湊回航を命じ、六月二十三日其大部は大湊に帰着直に補給出撃準備に着手した。

この間現地に残留作戦せるものは、第一潜水戦隊、第二潜水戦隊及び飛行艇隊及び駆潜隊であつた。

北方部隊指揮官は水上部隊の大部大湊帰投中なるを敵に察知せられざる為、アツツ島及びキスカ島兩派遣通信隊、大湊通信隊及び所在駆潜隊をして偽囑通信を実施せしめた。其の効果は不明である。

四、攻略部隊の通信

(イ)キスカ攻略部隊は嚴重なる電波管制のもとに予定の如く行動し、六月七日二二九キスカ島の奇襲上陸に成功し、数時間にして掃蕩を了し六月十日仮設電信所を開設した。

(ロ)アツツ攻略部隊は予定の如く行動した。占領部隊は陸軍部隊なるを以て、海軍より派遣通信隊を派遣せられ爾後円滑に通信を実施した。

(ハ)東港空派遣隊は六月九日キスカ島に進出、通信施設等を整備六月十一日より索敵を開始した。

水上部隊の大湊帰着の前日より大湊通信隊の近距離通信系により、補給並に修理に關する相当量の通信が実施せられた。

この通信は遠達性なしとの判断のもとに実施せられたが、敵の諜知せしや否やに付いては不明である。

五、潜水艦通信

予定の如く経過特に注意すべき事項なし。

第四節 ソロモン方面作戦の通信

第一項 概 説

ニューブリテン、ニューアイルランド、ラエ、サラモア、ボーゲンビル、アドミラルティの攻略後濠洲本土と英領ニューギニア東部要地及びソロ

モン群島要地との連絡を遮断して珊瑚海海域を制することを目的としてポートモレスビー及びツラギの攻略作戦を計画された。昭和十七年五月先づツラギ、ガブツの上陸に成功したが有力なる敵機動部隊の阻止に遭い海上部隊は五月七日八日に亘り珊瑚海に之と交戦相当の戦果を収めたが我方又被害少からず五月十日連合艦隊司令長官は次期作戦の關係上MO作戦を七月迄延期する様發令、P4Fは其の一部を以てナウル、オーシャン攻略作戦を準備したが敵機動部隊ソロモン東方海面に出現すとの情報に接し本作戦を中止した。

次で六月十八日P6Fは大本營指示に基きMO作戦を延期しP6Fに対し陸路によるポートモレスビー攻略に關し研究調査を命じた。

モレスビー方面の敵兵力漸次増加し我方はソロモン、ビスマーク、ラエサラモア地域の航空築城を急ぎつつあつたが、同方面の情勢に鑑み七月十四日第八艦隊編成せられビスマーク、ソロモン、ニューギニア方面の作戦を第四艦隊より継承した。第八艦隊はラポールにある麾下第八通信隊を整備して旗艦通信を代行せしめた。八月七日早朝敵機動部隊並に攻撃部隊はツラギ及びガダルカナルに來攻上陸を開始し我方はラポール方面所在航空兵力の全力を挙げて之に攻撃を加え水上部隊も之に夜襲を加え相当の戦果を挙げたがツラギは攻略せられガダルカナルは其の航空基地を占領せられ我方は之が奪回作戦の為陸上兵力の転送、軍需品の補給作戦を実施し其の都度幾多海戦並に基地航空戦を展開するに到つた。其の間十一航空艦隊司令部は八月七日テニアンよりラポールに進出、航空作戦の指揮に當つた。

爾後ソロモン方面及びニューギニア東部方面より敵の反攻漸次熾烈化作戦の統一を強調せられ十二月二十四日同方面にAF118を以て南東方面艦隊を編成せられTIAF司令長官は方面艦隊長官を兼務した。

右の如き編成の変遷に伴い、通信計画も逐次變更整備せられた。

ラポールにはTIAF司令部進出後、同司令部の作戦通信中枢施設設置せられ後逐次拡大強化し同地には大なる通信中枢を二ヶ併有するの状況となり、之が合併に關し屢論議せられたが作戦任務の特性に鑑み積極作戦を放棄し同方面が孤立する迄は合同せられなかつた。

第二項 MO 作戦の通信

第一目 通信計画

一、南洋部隊通信計画の概要

連合艦隊第二段通信計画に依るの外左に拠る。

(イ) 部隊通信

(一) 艦船通信

(1) 第二戦略通信配備

短波、中波(昼間)、戦闘管制、其他警戒管制

(2) 第四通信隊及び第八通信隊は全力本作戦通信に協力す

(二) 航空戦通信

(1) MO 機動部隊指揮官の定むる所に依る

(2) 本作戦に協力する 25% 航空戦の重要通信は第四通信隊及び第八通信隊之を放送す

(三) 潜水艦通信

潜水部隊の通信の受信担任を第八通信隊とし同通信隊は之が中継に任ず

(四) 占領部隊との通信

(1) モレスビー攻略部隊及び掩護部隊に各派遣通信隊(第八通信隊より派出す)を附属せしむ

(2) 各派遣通信隊は各モレスビー及び諸要地攻略後速に陸上通信基地を設営し第八通信隊局地通信系に加入す

(3) ツラギ占領部隊の通信連絡に關しては第八根拠地隊司令官所定とす

(四) 部隊外通信

(一) 部隊外通信は第四通信隊其の処理に任ず

第四通信隊とMO作戦部隊との通信は同通信隊艦船通信系に依るを建前とするも第四通信隊は連合艦隊一般通信隊並にMO作戦部隊通信系に配員之が直接受信並に中継処理に任ず

(二) 第八通信隊は右通信に協力す

(三) 對敵通信

(一) 敵通信の利用

第四通信隊、第六通信隊の敵信班は本作戦に協力す

主目標を敵機動部隊の動静偵知並に基地航空部隊の動静偵知とす

(二) 妨 信

妨信実施は各部隊指揮官の所定に依る

(三) 南洋部隊 MO 作戦通信計画に依るの外左に拠る。

(四) 艦船通信

(一) 通信配備

(二) 一般通信系

電 波 配 員 時 機

旗艦通話系	中 波 常 時	一般通話系		超 短 波 夜間主用	中 波 昼間主用	常時配員	短 波 特令又は会敵時	長 波	電 波	配 員 時 機
		超 短 波	中 波							

(一) 各部隊間の通信には連合艦隊一般通信系を使用す

(二) 第八通信隊及び第四通信隊は本作戦通信に協力す

(三) 視界内にある部隊の通信には視覚通信を主用す

(四) 各部隊は余力あらば基地航空部隊飛行機電波の直接受信に努むるものとす

(五) 潜水艦の通信は第四通信隊又は第八通信隊各中継に任ずるも各部隊は当該部隊指揮官所定により直接受信に努むるものとす

(六) 占領部隊との通信

(一) ツラギ上陸後陸戦部隊は速に第八通信隊地方通信系に加入するものとす、右連絡完了迄攻略部隊旗艦(沖島)と連絡を確保するものとす

(二) モレスビー攻略部隊及び掩護部隊所屬の第八通信隊派遣通信隊は上陸後速に第八通信隊地方通信系に加入す、右連絡完了迄攻略部隊又

(三) 對敵通信

(一) 敵通信の利用

第四通信隊、第六通信隊の敵信班は本作戦に協力す

主目標を敵機動部隊の動静偵知並に基地航空部隊の動静偵知とす

(二) 妨 信

妨信実施は各部隊指揮官の所定に依る

(三) 南洋部隊 MO 作戦通信計画に依るの外左に拠る。

(四) 艦船通信

は掩護部隊旗艦と連絡を確保するものとす

(ハ) 敵通信

(一) 敵信の利用

各部隊の傍受目標を敵基地航空部隊及び潜水艦とす

(ニ) 妨 信

妨信は特令す、但し各部隊指揮官に於て有効と認むる場合は各指揮官所定に依り実施することを得

三、MO 機動部隊航空部隊通信計画 (一七、四、二九)

MO 機動部隊航空部隊通信は機密南洋部隊命令第一三号及び機密MO機動部隊命令第一号に依るの外左に依り之を実施す。

(イ) 部隊内通信

(一) 艦船内通信

(1) 集団航泊中の通信は視覚通信に依る

(2) 部隊内通信電波の配員は特令す

(3) 視界外に行動又は分離別動する艦(駆逐艦)は令なくしてチウ一

一(通信距離に依り)に配員すべし

(4) V5Sf は航空機通信の重要信を、W 一般短波主用(状況に依り) G F

一般又は旗艦短波)を以て南洋部隊に中継す

(ロ) 航空機通信

(1) 飛行機より艦船宛の通信は特に重要なものの外放送(全文反覆

二回)に依るを建前とす

(2) 航空機通信区分左表の通り

任務	使用機	使用電波	記事
索敵機	fsr 5S	タヒ七四〇	
攻撃機	fc.fb 5Sf	(七〇三五KC)	飛行機隊々内通信配備 (第四航空通信配備)
対潜警戒	fo 5Sf 又は fsr 5S	ヒ七(三五九KC)	
前路警戒			

備考

一、敵艦船に接触せる場合は攻撃隊誘導の為令なくして左の長波に依り長符連送(適宜自己符号挿入)す

收容隊	fsr 5S	タヒ七四〇	
制空隊	fc 5Sf	※タヒ七四三 (四六六〇KC) ※タヒ七四四 (四二八五KC)	交信担任 II 5Sf
上空直衛			V 5Sf

fsr 5S は「ヒ七」(四二三KC)

fo.fb 5Sf は「ヒ七」(三五九KC)

二、攻撃隊は攻撃終了後集合点発帰投の場合(索敵隊は任務終了後)各艦所定丙種短波に転換す

(3) 索敵攻撃に於て接触機長波輻射の際攻撃隊は「ク」式方位測定に依る空中会合実施すると共に状況に依り V5Sf は接触機 V5Sf は攻撃隊の各方位測定し攻撃隊に通報之を誘導す

(4) 機上測定に依る無線帰投(集合)時の電波輻射は左に依る

輻射艦(機) 同上符号 使用電波 輻射要領

翔 鶴 セ〇 (二三) 長符連送適宜上記符号挿入

瑞 鶴 ス一 必要の際輻射す

翔 鶴 セ一 ヒ七

fsr (收容隊) エ〇 ヒ七

(5) 予定帰投時刻に至るも飛行機帰投せざる場合は無線帰投(艦上測定)を実施することを得

但し帰投用電波を各艦丙種長波(瑞鶴ヒ七六、翔鶴ヒ七)及び丙種短波とす

HP『海軍砲術学校』所蔵史料

(d) 部隊外通信

部隊外通信の受信は左の外各指揮官所定とす

番号	通信種別	通信電波	▽ 5Sf	II 5Sf	27dg
1	四通放送	四八六〇 九七二〇〇	○	○	○
2	4F 一般短波	タン一六	○	○	○
3	4F 旗艦	タン一七 タン二一七	○		
4	GF 一般短波				
5	□ 6F 中継送信	タン五一 タン三二五	○		
6	8Ss (3Sg 14Sg) 甲種	タン五二 タン三二五	○	○	
7	7Ss (21Sg) 甲種	タン六〇	○		
8	4F r (6S 19S) 丸川丸 神聖	タヒ四	○		
9	11AF r (5AB)	タヒ一六	○		
10	東通		○		

備考
一、◎印は通信担任艦とし視覚通信に依り4L?の上所要に応じ5Sf隊内
中継す

(c) 地点標示法
一、八二、八二、八三通信系の受信は特令す

(b) 第一法
(c) 第二法

(a) 偽電防衛
(b) 呼出符号書表

り左の外5Sf所定通

(r) 陸上攻撃の場合のみ5Sf 特定略語(艦船攻撃F一〇、リサ乙)

(c) 丙種 r 電波に依る通信及び艦爆隊、隊内通信に限り IAF 特定呼出
符号(隊外通信は「レトロ」)を使用することを得

(b) 敵信傍受に關しては特令

第二目 経過の概要

一、ツラギ攻略部隊の通信

(a) ツラギ攻略部隊の大部はラバウル及びトラックに於て作戦準備を整え
二十九日ラバウルに集結を了し作戦通信打合を実施す

(b) 基地航空部隊飛行艇隊の一部は二十八日ショートランド島に進出し索
敵範囲を拡大した。

(c) 攻略部隊は二十九日より三十日に互り逐次ラバウル出撃、嚴重なる電
波管制を実施しつつ予定の如く行動、五月三日未明ツラギ島ガブツ島
に上陸成功抵抗を受くることなく占領を完了した。

占領部隊は直に電信所を仮設、沖島との通信を開始し同日夕刻第八通
信隊との通信連絡を開始した。

この通信には兵器の關係上短波を使用した、夜間(二三〇頃より
〇四〇頃迄)の連絡は不良の状況であつた。

(d) 五月四日ツラギ在泊部隊は敵機動部隊艦載機の攻撃を受けた。

本攻撃に關しては見張通信網等未だ完成せず在ショートランド島基地
航空部隊大艇の哨戒に依存して居つたが何等の情報は爾前入手し得な
かつた。

二、五月四日一二〇〇兵力部署の変更発令せられツラギ攻略部隊の編成を
解かれ兵力は夫々予定計画に従いモレスビー攻略部隊及びビスマーク
方面部隊、RY 攻略部隊に編入せられた。

三、MOMO 攻略作戦(珊瑚海々戦)の通信

(a) MOMO 機動部隊は五月一日トラックを出撃嚴重なる電波管制を行いつつ
ソロモン群島東側を南下した。

(b) 五月四日敵艦上機ツラギ来襲の報に接し急遽南下ツラギに向つた。
(c) 五月五日 25Sf の飛行艇及び陸攻を以て索敵を実施せるも敵情を得な

かつた。

(イ)モレスビー攻略部隊は五月四日ラバウル出撃、五月五日MO本隊敵大型機の攻撃を受け其の全貌を偵知せられた。

(ジ)五月六日〇八一〇255f飛行艇(浜空)はツラギの192°420 \pm A×1 B×1 C×3 d×5よりなるKDB(00.190° Sp.151 ct)を発見報告した。これは空母に対する情報の第一電であつた。爾後之に触接したが〇九〇〇触接を失し日没迄に敵を捕捉攻撃の機を失した。

同日我輸送船団が敵B-17に発見せられた、これにより攻略部隊の全貌は略敵に偵知せられるに到つた。

五月七日

爾早朝敵大型陸上機は我輸送船団に襲撃した。

(ケ)機動部隊〇四〇〇索敵機を發進、〇五三〇索敵機の一機は我空母より

の182°163°に大型油槽船一を發見空母と誤認報告した直に〇六一〇全攻撃機隊を發進した。

〇六四〇衣笠飛行機はラッセル島の170°82°N A×1 B×2 C×2 d×7よりなるKDBを発見したが、攻撃目標の変更は行動力の関係

上不可能で攻撃隊は〇九三〇乃至〇九四〇の間に大型油槽船及び駆逐艦一隻に攻撃を加えた、航空機通信は極めて円滑に計画通り実施せられた。

(ク)敵機動部隊発見の報に接し〇七〇〇攻略部隊は一時北西方に避退、祥鳳は対空警戒を厳にしつつ攻撃準備中〇九一〇より〇九三五の間敵艦上機の集中攻撃を受け沈没した。

(ク)この日機動部隊の外は概ね其の全貌を偵知せられたので各部隊令なくして電波警戒管制とした。

(コ)機動部隊は索敵機の誤報告の為午前攻撃の好機を失せし為夜間掃投可能な一部兵力を以て敵機動部隊の攻撃に向つたが目標附近天候不良の為敵を発見し得ず附近に於て敵戦闘機群と遭遇空戦分離し単機又は数機に分れ掃投した。

この攻撃の通信は技術優秀者のみなりし関係もあり極めて円滑に実施せられた。

(カ)基地航空部隊は衣笠機発見の情報に基き〇七五〇及び〇九〇〇夫々攻撃隊を發進機動部隊を捕捉し一二三〇より一二四四の間に攻撃を加えた。

本攻撃隊の通信も円滑順当に実施せられた。

(キ)GS、GSDは夜戦を企図敵方に進出せしも触接機触接を失せる為夜戦の企図を放棄、かくて五月七日の戦闘は終結し夜間は各隊嚴重なる電波管制に復した。

五月八日

(ク)機動部隊は敵機動部隊の撃滅を企図し〇四〇〇索敵機發進、索敵機は〇六二四敵KDBを発見第一電を發し〇七一五全攻撃隊を發進した。

〇七四〇及び〇七五〇翔鶴触接機より敵飛行機多数味方に向く旨報告し艦上戦闘機を發進警戒を厳にす。〇八五〇より〇九四〇に至り多数の敵機襲撃したこの戦闘により翔鶴被弾火災を生じ発着不能となつたこの被害に拘わらず同艦の通信力は維持せられ順調に実施せられた。

(ケ)我攻撃隊は〇九二〇敵機動部隊を捕捉之に攻撃を加え大なる戦果を収めた。

この攻撃の通信も見事に実施せられ特に錯誤基地により作戦に影響せられたことはなかつた。

(コ)基地航空部隊は其の索敵機〇八三〇敵KDBを捕捉せるも基地附近天候不良の為攻撃隊發進し得ず攻撃の機を失した。

(カ)機動部隊は飛行機隊の被害甚大なる為追撃戦を断念した。

(キ)この情勢に鑑みMO作戦を中止するに決しGF司令長官はモレスビー攻略戦の中止を命令した。

(ク)敵信利用

(一)機動部隊は傍受主目標を敵航空機電波に集中し作戦に相当に寄与した。

敵基地航空部隊の航空機通信電波及び母艦航空機用電波は予め捕捉しあり敵通信の大部が平文通信を使用し居る為敵索敵機の偵察通信戦闘機指揮通信の状況は殆ど全部了解し得た。亦暗号文も通信時機、指定符、暗号形式により概ねその内容の概貌

を推知し得。

(二)第四通信隊、第八通信隊共に敵信傍受による情報を放送せるも転降の間に事を決する戦術場面に於ては概ね其の時機を失し利用の価値なき状況にあつた。

(三)この海戦に於て味方部隊も亦相当平文通信を使用した。

この中には味方部隊の動静等をも含みあり敵側に傍受利用の機会を与えたる虞が多分にあつたその成果に關しては何等情報を得て居ない。

(四)潜水艦は予定の如く作戦したが敵を捕促せず通信を円滑に実施せられ

特筆すべきことなし。

三、RY 攻略作戦

この状況の下に機動部隊はRY 攻略作戦支援の配備に就き攻略部隊はラ

パウルに集結を了したが攻略部隊旗艦沖島敵潜の攻撃を受けたる為本作

戦を十七日迄延期せられたが十五日ツラギの東方に敵機動部隊を発見し

たる為RY 作戦を中止兵力を整頓之が攻撃を策したるも爾後敵を捕促し得

ずRY 作戦は当分延期となりMO 作戦部隊の編成は解除せられた。

この期間に於ける通信は順当で特筆を要する事項はない。

第三項 第八艦隊の通信計画

第一目 梗概

ニューギニア方面の戦況に鑑み七月十四日島海 18S、75S、7Bg、8Bg を根幹とし第八艦隊を編成第四艦隊よりニューブリテン、ソロモン、ニューギニア方面の作戦を継承した。

第八艦隊司令官は第八通信隊を作戦通信中枢とする一通信組織を編成した。

後十一航空艦隊司令部ラパウル進出後、同隊を中枢とする航空作戦通信の一組織を編成せられたが第八通信隊を中枢とする通信組織は同方面の作戦通信組織の中核をなし作戦に寄与した。

第二目 通信計画の概要

連合艦隊第二段作戦通信計画に依るの外左に述べる。

一、部隊通信

(1)艦船通信

(一)隊内通信配備

通信系	電波	通信系所属艦船	配員時機
一般通信系	長波	各艦	常時
	短波	各軍艦及び司令艦逐艦 長波通遠圏外に行動する単艦	特令又は会敵時
一般話系	中波	各軍艦及び司令艦逐艦	集団航行中常時
旗艦通話系	超短波	各旗艦、但軍艦は之が直接受信を行 うものとす	特令又は会敵時

(二)特令又は会敵時の外艦船集団航行中の通信は視覚通信によるを建前とす

(三)第八通信隊は艦船行動中一般通信系に配員、同通信系通信の中継放送に任ず

(四)艦船単独行動中は第八通信隊艦船通信系に所属通信するを原則とす要すれば艦船一般通信系に依り直接交信又は第八通信隊經由通信することを得

(五)艦船第八通信隊無線通信以外の方法により通信可能なる場合は(一)項通信配備の一部又は全部の配員を撤することを得

(二)航空機通信

(一)通信配備

航空機	電波	統制艦所	配員時機	記	事
敵機	甲種電波	基地	常時	対潜哨戒機は任務終了掃投の場合には丙種電波に転換するものとす	
対潜哨戒機	乙種電波				
任務機	丙種電波				

(二)長波使用区分

基地の輻射する掃投用長波	乙種長波
触接機の誘導用電波	甲種長波
掃投用電波	丙種長波

(三)甲種電波の統制は所要に依り艦隊旗艦之を実施す

(ハ) 潜水艦通信

(一) 潜水艦通信は当該旗艦艦經由実施するを建前とす、第八通信隊之が中継に任ずるものとす

(二) 詳細に關しては潜水部隊指揮官所定

(ニ) 通信隊通信

見張通信系	局地通信系		地方艦船通信系	地方放送通信系		通信系
	第二	第一		第二	第一	
短波	短波		海軍通信規程所定通		電波	通信時間
見張所 八通常時 時間通信	常時 一部時 間通信					
八通	八通				放送又は 中樞艦所	通信系 所屬艦所
見張所 防備衛所	艦七根 關係所	艦八根 關係所				
同	常務、作戦兼用と す					通信要領
右						特に当方面部隊作 戦通信の重要通信 の中継放送に任ず

二、部隊外通信

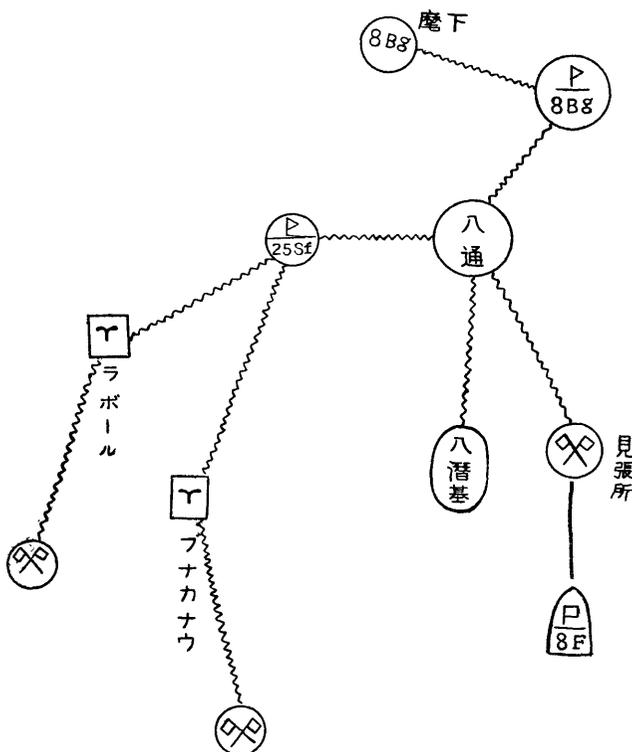
(イ) 部隊外通信は第八通信隊經由実施するを原則とす

(ロ) 基地航空部隊との通信

(ハ) 所在第二十五航空戦隊との通信は有線連絡とす

(ニ) 通信隊は航空機通信の直接受信に努め所要の通信は之を中継放送す

三、有線通信



四、対敵通信

(イ) 第八通信隊敵信班の主目標濠洲方面空軍並に潜水艦通信とす

(ロ) 第八通信隊は右の外大本營所定の敵通信資料の獲得に任ず

第四項 第一次ソロモン海戦の通信

第一目 通信計画の概要

一、第八艦隊作戦通信計画に依る。

二、艦隊編制後日浅く綜合訓練実施しあらざる為夜戦の通信は全幅電話通信に期待し難き状況であつた。

三、敵機動部隊の動静は本作戦の成否に至大の關係あるに鑑み敵信傍受の主目標は敵機動部隊の艦船通信並に航空機通信に指向した。

第二目 経過の概要

- 一、概ね所期通り通信は実施せられ通信の不良が特に作戦に影響を及ぼせる如きことはなかつた。
- 二、艦隊の砲戦指揮、魚雷戦指揮共に電話により指導せられた。
- 第六戦隊の隊内電話通信は見事に実施せられた。
- 三、敵信班の敵機動部隊艦船通信に対する傍受作業は極めて積極的に実施せられ作戦指導上有効であつた。

第五項 第二次ソロモン海戦の通信

第一目 通信計画

連合艦隊第二段作戦通信計画に準拠し実施す。
(詳細に関しては別項と重複するを以て省略す)

第二目 経過の概要

- 一、八月中旬内海泊地を出撃嚴重なる電波管制を実施しつつ南下す。
- 二、敵機動部隊の動静を監視しありたる第一連合通信隊は其の通信状況より「敵機動部隊はハワイを出撃行動中にして二十四日頃ソロモン方面到達の算ある」旨判断警告を發した。
- 三、八月二十四日〇二〇〇支隊分離南下
- 一〇三〇攻撃隊を發進、一二三〇ガダルカナル飛行場を攻撃した。
- 四、本隊及び前衛は〇四〇〇第一次索敵隊を發進せしめたが敵情を得ず一二三八第二次索敵隊は激大部隊を發見

- 一二五五 第一次攻撃隊
- 一三五五 第二次攻撃隊

を發進し敵機動部隊を攻撃した、第一次攻撃隊は敵を捕捉攻撃、第二次攻撃隊は敵に接触せるものなり又第一次攻撃隊及びKDB指揮官より第二次攻撃隊宛中継せし敵状に関する電報は同指揮官機受信せず為に敵を捕捉せず重大戦機に敵を逸した。

其の他は概ね計画通り実施せられた。

第六項 基地航空部隊の通信

第一目 概説

ビスマーク方面には頭初二十五航空戦隊展開し同方面作戦に協力しあつ

たが、昭和十七年八月七日ツラギ、ガダルカナルに敵反攻するに及びビニヤンにありて東正面航空作戦を指揮しありし11AF司令部はラバウルに進出、同方面作戦を直接指導することとなり通信組織を整頓し八月下旬内地方面より26Sf進出し後多数の基地航空兵力其の指揮下に加わり作戦したが、其の状況に應じ逐次一部の改訂を加えたが大なる改変は加えられなかつた。

第二目 通信計画の概要(11AFラバウル進出後の計画)

連合艦隊第二段作戦通信計画に依るの外左に拠る。

一、基地通信

(1) 無線通信

(一) 通信系

通信系	電波	放送又は 中継通信所	通信系所属艦所	通信要領
11AF 旗艦放送通信系	短波	11AF		作戦重要信の放送並に中継に任ず
第一基地通信系	短波	26Sf	ラポール、ブカ、 ブイン、バラレ、 ムンダ	
第二基地通信系	短波	25Sf	ラポール、スルミ、 ツラエ、サラモア、 カビエン	
旗艦通信系	短波	11AF		
		26Sf		
		25Sf		
		21Sf		
		11Sf		

(二) 右の外各基地は第八通信隊地方通信系に所属主として常務通信処理に任ずるものとす

(三) 各基地は自隊の警戒上必要なる第八艦隊所定見張通信系の直接受信を行い情報の早期入手に努むるものとす

(四) 有線通信

(一) 通信系

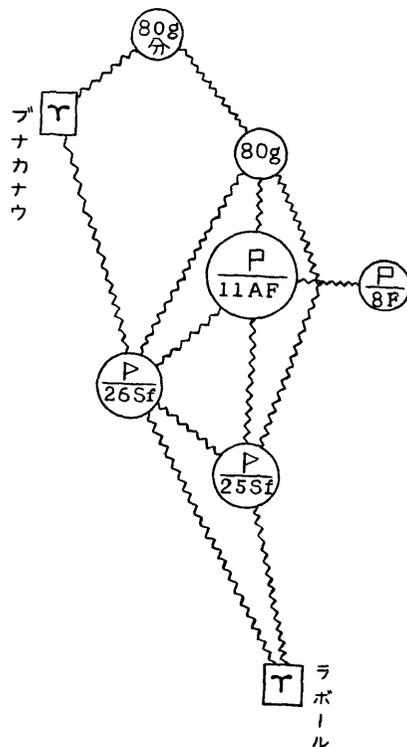
(B)航空長波使用区分
 触接誘導 甲種長波

局地偵察機	空輸機	上空直衛機	制空隊	攻撃隊	触索接敵機	任務別
乙種短波	短空輸機用波	用乙種短波機	用甲種短波機	甲種短波		電波
基地	基地	基地	P 11AF	P 11AF	P 11AF	統制艦
						記
						事
						攻撃隊は攻撃終了後丙種電波に 転換す

(1) 二、航空機通信

各部に有線通信保線隊を編成し之が保線に任せしむるものとす
 ラバウル、ブナカナウ間有線の保修は11AF直屬保修班の任とす

(B)保線



掃投用長波

ブナカナウ基地	長波 A	符号 ム
ラバウル基地	長波 B	符号 ヨ
ブカ基地	長波 C	符号 レ
ブイン基地	長波 D	符号 ツ
カビエン基地	長波 E	符号 コ

三、対敵通信

味方通信の余力を以て各隊指揮官所定に依り実施するものとす

第三目 経過の概要

一、基地通信

(1) 移動兵器を主として基地の仮施設を整備しつつ作戦する状況であつたので完備した施設のもとに行う海上作戦通信とは指揮官の通信指揮上にも多大の影響があつた。

移動兵器が斯くの如き作戦通信の目的に合する如くには作製されて居らぬ為幾多の困難に逢着した。

海軍技術当局が早くこの基地航空機の特種な通信状況に着目改善の手を打つたならば彼等が逢着した幾多の困難の中大半は容易に解決せられたことと思う。

(2) 電波伝播の問題

ソロモン方面に於ては電波通達の問題で理論が示す通り短波は突抜周波数の変動、長波は減衰の為通達不能の時間と地域を生じて基地通信は非常な困難な状況を呈した。

基地兵器の大部はTM短移動電機機を使用しある為中波の調定困難であり、この通達不能な時間は前日の戦闘概報、翌朝の作戦命令、天候通報等作戦上最も緊要を要する時機で之が対策には関係員は多大の苦心をなした。

中波可能なる移動兵器の全般的なる整備を最もこの方面この時機に要求せられた。

(3) 通信長の素質低下も亦、航空作戦に大なる影響を与えた。通信長の任務の遂行の如何が其隊の作戦通信の実施に如実に現われた。

ことは顯著で他にあまり例を見ない所であつた。

基地通信不良の基地を調査すると戦務、教育、整備、施設各般の面で一寸した指揮官又は通信長の努力、指導の不足が其の主なる原因をなして居つた。

二、航空戦通信

(イ) ソロモン方面に於ける基地航空戦は激烈を極め戦果も大であつたが我損害も相当大きく近々約半歳の間に我海軍の練度優秀な基地航空部隊の大半を失つたと言ひ得る。

従て初期に於て搭乗電信員の練度も優秀で攻撃時の通信も又通信上の防衛も共に計画通り実施されたが損害の増加するに従ひ練度も漸次低下し激烈なる戦闘の継続の爲教育訓練行われず近々数ヶ月にて急速な練度の低下を示すに到つた。

(ロ) 技術の低下は交信技術、機上戦務、兵器取扱並に整備各部門に相関連して同時に起つた。

即ち搭乗電信員の技術の低下は交信技術のみならず兵器整備並に取扱上に於て分担しつゝあつた大きな役割に対しても極めて大きな退歩を示したのである。

右に對しては地上電信員及び整備員より地上兵器整備員を増強して搭乗兵器の整備に当らせることとしたが通信学校に於ける航空兵器講習員では到底数的に之が補充が出来ない状況でなかなか整備が追いつかない状況であつた、この要望に對し後洲崎航空隊及び藤沢航空隊の誕生を見るに到つた。

この様な状態であつたので後には素敵機が敵を見ながら電信機故障の爲帰投後報告し爲に之に對し攻撃の機を逸したことや又素敵機が何等報告もなせず未帰還となり天候の爲か又敵戦闘機の爲かそれが母艦のものか基地のものか等判断に苦しむ様な状況も現出した。

(ハ) 通信連絡に対する不安から指揮官及び搭乗員共に連絡の確保に對し神経的となり爲に電波輻射に對する感念、粗漏上の之が傍受に依り我の素敵範囲、素敵状況、先端到達時刻等を容易に判知し得る状況を現出するに到つた。

亦之により素敵機を邀撃されるのではないかとの疑問を生ずる様な状況をも現出したことがあつた。

之に對し NSC では特定連絡法を制定之に對処した。

(ニ) ガダルカナル島方面の敵基地航空機の偉力並に地上防空砲台の偉力増大するに従ひ昼間攻撃から薄暮攻撃、夜間攻撃へと移行した。

昭和十二年頃最大の状況であつた太陽黒点は昭和十六、七年頃は最も減少した時期で突抜周波数の変動の爲、特にソロモン方面は夜間短波の通達不良で長波でも短波でも通信不能で中波でなければ通達しない時間と地域を生じたが、航空兵器、地上兵器共に調定周波数範囲外で小型中波電信機を有する大基地のみが通信可能であつたが航空機は全然通信不能と言う状態を生じた。

之に對しては搭乗兵器の周波数範囲の改造を上申してあつたが、なかなか現場の急に間に合わず中波改造兵器が到達し実用の域に達したのは十八年中期以後であつた。

(ホ) この影響は夜間攻撃のみならず昼間攻撃にも影響した、即ち未明に発進する天候偵察機の天候報告が通達しないと云うことであつた。

この爲に或いは長波を使用する等の対策を探り又電波通達性能を検討して受信所を距離差のある数ヶ所に特定して之が迅速なる中継を行う等の対策を採つた。

この方法で辛じて之が補いを附けたこともあつた。

(ヘ) 帰投通信は基地の長波輻射に對し機上測定によるを原則とした。

ブイン、ブナカナウ、ブカ各基地の長波は相当利用価値を發揮した然し搭乗電信員の技術低下するに従ひ T 式帰投方位測定機の整備も不良となり故障続出し中にはこれの使用法をも知らない搭乗員が出来て来る様な次第となつた。

(ニ) 戦闘機の無線通信は当方面の作戦には殆ど使用されなかつた、敵の空襲熾烈化するに及び戦闘機の地上指揮を強調されたが電話機に對する不安と戦闘機の性能伯仲し性能の極少なる優勢も空戦に影響する処大なるを飛行隊指揮官主張し相当の論議を致されたが整備力小なる爲実際に使用の状況に立到らざる處あり、取止めとなり、戦闘指導上大な

る不便を敢て忍ばざるを得なかつた。

当方面に作戦する戦闘機は基地の關係上進出距離五〇〇哩と言ふ如き不利なる戦闘をなしたのであらゆる犠牲を忍び航続距離の延伸を重視したが為又止むを得ざる状況と言わざるを得ぬ。

三、ガダルカナル島派遣通信隊の状況

ガダルカナルの敵航空兵力の増勢せらるるに及び逐次我偵察機の行動不自由となり且兵力の損耗も増加し偵察余力を失うに到りたる為、ガ島の我占領地域内適當なる個所に観測所を設置し我攻撃隊に対し敵戦闘機の状態、高度位置等の通報を行い航空作戦に寄与せしむる目的の為昭和十七年十月頃 *SCAF* より派遣通信隊を編成派出することとなつた。其の編成、兵器等は左の通りである。

電信員 下士官 二 兵 四

暗号員 下士官兵 二

無章兵 二

兵器 TM短移動電信機一、同用発電機二組

指揮官には航空出身將校之に當ることとなり右通信隊は航空通信電波を以て直接飛行機隊と交信する外同電波を以て基地とも直接交信した。

この派遣通信隊の情報は同戦期に際し極めて貴重な情報を提供した為飛行機隊の戦術行動に寄与するよりも寧ろ航空艦隊の作戦指導に寄与する処大となり「ケ」号作戦終了迄大なる役割を演じた。

この大なる功績の蔭にはこの通信力を維持する為電信員の大なる犠牲が払われたことは見逃すことが出来ぬ。即ちマリアリアによる体力の消耗の為之が交代を数回に渉り派出したが帰還せる電信員は後数ヶ月間使用に耐えず又途中海没等事故により失うものも出来相当通信力に影響する所大なるものがあつた。

四、対敵通信

(イ) 傍受

主として第八通信隊の実施する傍受資料に依存した一時第一連合通信隊司令部ラバウルに進出作業に従事した。

この間相当貴重なる作戦資料を提供し主として作戦指導に寄与する所

大であつた。

(ロ) 偽購通信

敵索敵機が平文通信を使用しあり且ショートランド方面に行動する敵機がガダルカナル基地よりの距離の關係上通信状況不良なる虚隙に乗じ第二次ソロモン海戦の際敵哨戒機に偽購通信を行い敵通信上に反響を与えたること一回ある。

其の他積極的には行わざるを建前とした。

五、通信防衛

前述の如く最も作戦指導上重要な時機に於ける通信の不良なることと暗号員の技術低下、数的不足、通信指揮官の素質低下等幾多の悪條件累積して暗号費消時は増大し為に基地航空作戦としては其の使用を最も避くる要ある戦術暗号書の過度使用となり暗号に対する不安相当大なるものがあつた。之に対しては全般作戦との関連もあり教育指導による暗号費消時の縮減と通信計画の改善による通達費消時の短縮とを企図したが画期的なる改善は見られなかつた。

第七項 南太平洋海戦の通信

第一目 通信計画

一、GFの通信計画

GF 第二段作戦通信計画に基き実施す

東京通信隊、第四通信隊、第八通信隊は右計画に基き全面的に本作戦通信に協力す。

各部隊細部の計画は各部隊指揮官所定に依る。

二、支援部隊通信計画の概要

(イ) 電波管制を嚴重に実施し我企図並に所在の秘匿に努む、之が為艦隊内通信は視覚信号を主用し戦略時機に於ける機動部隊、前進部隊間の通信は航空機、駆逐艦等による文書通信に依るを原則とす

(ロ) 艦隊内緊急通信は連合艦隊通信計画所定一般長波通信系に依る

(ハ) 会敵時以後の通信配備は其の都度特令す

(ニ) 其の他部隊内の通信は連合艦隊通信計画に依り実施す

三、前進部隊の通信は前項に基き通信計画に依り実施

機動部隊の通信は既述の機動部隊通信計画に基き実施す。但第二機動部隊は前進部隊と行動せる為別個の甲種航空機電波を使用することす。

第二目 経過の概要

一、艦船通信

(イ) 支援部隊は十月十一日トラック出撃南下し通信計画通り完全なる電波管制を実施ガダルカナル島北方海面を機宜行動し敵艦隊を監視しつつあつた。特務班情報として東京放送は「敵有力機動部隊ハワイを出撃爾後嚴重なる無線封止をなし行動不明」との重要情報を伝え一層嚴重なる警戒を行つて居つた。

(ロ) 第一連合通信隊はガダルカナル島北方海面に敵潜水艦の方位測定せらるるもの数逐次増加しつつあるを捕捉、二十日通信情報として艦隊に警報を与えた。

(ハ) 十月二十二日 25F 旗艦、飛鷹火災事故の為トラックに回航、旗艦を準備に変更した。之による旗艦通信力の低下は何等認められなかつた。

(ニ) 二十三日機動部隊前衛は敵哨戒機の触接を受け其の通信情況より判断し味方機動部隊の所在を敵に知らせられた様に判断された。

(ホ) 二十四日午前機動部隊本隊に敵飛行艇触接し敵哨戒機の電波に対する監視を更に嚴重となしつゝあつたが通信情況は敵飛行艇が我 KdB 全力を発見報告せるもの如き状況を示した。

(ヘ) 二十六日 〇五〇敵触接機瑞鶴附近に投弾した KdB 本隊は直に反転北上すると共に全軍警戒の第一電を発信す。

(ト) 二十六日 〇二一五索敵機を発進、〇四五〇敵大部隊を発見、第一次攻撃隊を発進、航空戦を開始した。

- 〇七一〇 15F 第一次攻撃 目標第一集団
- 〇八二〇 15F 第二次攻撃 目標第二集団
- 〇九二〇 25F 第一次攻撃 目標第三集団
- 一三一〇 25F 第二次攻撃 目標第三集団
- 一三四五 15F 第三次攻撃 目標第三集団
- 一五一五 25F 第三次攻撃 目標第三集団

(チ) この間 〇五四〇瑞鳳被爆損傷し、〇七二七機動部隊旗艦翔鶴被弾送信不能となつた。

二番艦瑞鶴は予定通信計画に拠り直に旗艦通信を代行したが其の転換に時間を要し致戦期約二時間に亘り KdB の状況は前進部隊及び第二機動部隊に不明となつた。

2503 指揮官は計画に従い将旗を照月に移揚せんとしたが同艦は瑞鶴に随伴作戦中の為一七三〇一旦嵐に移乗し瑞鶴所在に急行其の間瑞鶴をして旗艦通信を代行、所要作戦指揮は嵐にて行い同艦をして中継処理せしめた。

二十七日瑞鶴に合同、将旗を瑞鶴に移揚、正常の通信状態に復した。其他の艦隊通信は円滑に処理せられた。

二、航空機通信

(イ) 二十六日 〇五〇敵飛行艇の夜間照明爆撃を受くるが KdB は敵 KdB の近接を予期し翌朝 〇三三〇より東方海面を主とする広範囲の前方二段索敵を実施し予期の如く一段索敵機は先端附近に於て敵を発見「敵部隊見ゆ地点……」の第一電を発した。

(ロ) 続いて一段及び二段索敵機並に敵発見の第一電により発進せる触接機は各適切なる報告を行ひ極めて順当に通達処理せられ敵は三群より成り其兵力の全貌並に其の後の動静は逐一正確に報告せられた。

(ハ) 敵発見の第一電により直に第一次攻撃隊の発進を開始し攻撃針路、攻撃目標は集合後攻撃隊宛電報により指令した。

(ニ) 第一機動部隊の航空機通信は翔鶴通信不能となりたる為後瑞鶴の旗艦通信代行の準備不良の為所定電波、輻射出来ず為に航空通信は混乱し機位を失し不時着せる飛行機五機を出すに到つた。

(ホ) 第二機動部隊は KdB 索敵機の敵発見の第一電を受信、直に之に依りて行動間合を計り第一次、第二次攻撃隊を発進、第一次攻撃隊帰投後第三次攻撃隊を編制発進せしめた。

(ト) 機上対機両電信員共技術優秀で通信指揮も亦適切に行われ航空戦に寄与すること大なるものがあつた。

「例」

第二機動部隊第一次攻撃隊戦場到達せる際は第一機動部隊第一次第二次攻撃終了後で既に二隻の敵空母は撃沈破せられ戦場を搜索するも敵空母を発見し得ず指揮官機は「突撃準備隊形採れ」次で「攻撃目標巡洋艦」を略語で発信した。

旗艦対機交信員はこの略語通信を徹底度でよく傍受した。

第二機動部隊指揮官は直に指揮官機宛「他に空母あり附近を搜索せよ」と命じ指揮官機は巡洋艦に突入直前本電を了解更に附近を搜索し発艦中の空母を発見之に攻撃を加え大損害を与えた。

第三次攻撃隊はこの損害空母を発見攻撃を加え撃沈した。

(D)本航空戦に於ては多数の攻撃隊同時に行動し航空通信は極めて輻輳したが 1KDB・2KDB 相異なる電波組織を使用せる為概ね円滑に実施せられた。

(E)帰投通信は 1KDB にあつては翔鶴通信不能となりたるため主としてクルシーにより行われ 2KDB にあつては通信計画通り実施された。

三、対敵通信

(I)本作戦行動中作戦部隊の傍受目標は接敵期迄は主として敵哨戒機電波及び敵潜水艦電波、基地通信電波に指向し接敵後敵攻撃機電波及び敵 KDB 艦船通信電波に指向し作戦資料の獲得に相当の成果を揚げた。

(II)第一連合通信隊の傍受目標は敵機動部隊の動静並に潜水艦の動静に主として指向せられ前述の如き有力なる情報を提供した。

第八項 第三次ソロモン海戦の通信

第一目 通信計画

一、前進部隊通信計画の概要

連合艦隊第二段作戦通信計画に依るの外左に拠る

(I)艦船通信

(一)短波戦闘管制其他警戒管制

電波輻射管制を嚴重にし我所在企図の秘匿に特に注意す

(二)離隔せる各隊の通信は長波を使用するを建前とす

止むを得ざる場合連合艦隊一般短波に依る

(II)航空機通信

任務別	電波	統制艦
索敵機	甲種短波	各 T ₁
対潜哨戒機	乙種短波	各 T ₁
攻撃隊	甲種短波	各 T ₁
上空直衛隊	甲種戦闘機短波	各 T ₁

(A)対敵通信

艦隊の実施する敵信傍受目標を左の通りとす

(一)敵基地航空機電波

(二)潜水艦通信

(三)敵機動部隊艦船及び I 通信

但戦期に應じ機宜変換す

二、挺身攻撃隊通信計画の概要

左の外前進部隊作戦通信計画に依る

(I)部隊内通信

(一)艦船通信

1 我企図秘匿の為電波輻射を極限し極力視界通信の利用を図る
但し之に執着することとなり隊内電話通信は之を積極的に活用す

2 通信配備

通信(話)系	電波	中枢艦所	通信系所属艦所	配員時機
一般通信系	GF 一般通信系を兼用す		各艦	常時
第一通話系	中波	P 11S	各艦	"
第二通話系	超短波	P 11S	各軍艦及び司令駆逐艦	"
第三通話系	各固有電波	E dg	各駆逐艦但し直衛艦は之に加入す	"

(II)航空機通信

任務	電波	中枢艦所	記事
弾着観測機	丙種短波		ショートランド基地発進同地帰投の為帰投通信に關し特定せず
局地偵察機	甲種短波	P 11S	

(三) 彈着観測所との通信

1 通信系

オースチン山観測所 P IIS 間直接交信使用電波 S 飛行機電波

2 射撃開始約一時間前より連絡開始

電信員は S の射撃に使用せし S 派遣の電信員を以て之に充当す

(四) 部隊外通信

(一) 部隊外通信は P IIS 之を統制す

(二) 部隊外通信は ADB 通信計画所定に依る

(五) 敵信傍受

部隊の実施する敵信傍受主目標を敵基地航空機電波とす

三、南東方面部隊の通信計画

(イ) 艦隊既述 8E 通信計画に準拠す

(ロ) 基地航空部隊別項記載の通り

第二目 経過の概要

一、挺身攻撃隊の経過

(イ) 作戦準備

(一) 挺身攻撃隊中トラック所在部隊は通信計画に基づく通信訓練を数回実施し通信打合を行つた。

(二) 前路掃蕩隊たる第四水雷戦隊は突入の途中ラバウル方面より進出合同せる為爾前の打合訓練等一切行わず電話の電波整合をも行わざる状況であつた為に特に之により運動を指揮する場合は其諒解を確認したる上発動を令する腹案であつた。

(ロ) 挺身攻撃隊の大部は十月九日トラックを出撃嚴重なる電波管制を実施しつづ南下、第四水雷戦隊は一二日〇三三〇ショートランド出撃同日一三三〇挺身攻撃隊に合同予定の如く行動同日午前より IIS 並ハ SA 共に一時敵の触接を受けた二二〇〇頃サボ島の北西方に達したが猛烈なるスクールに突入し予定の行動を探ること不能となり、一時反転を決定し之を第二通話系を以て発令したが前路掃蕩隊の諒解を確認する為其発動を一寸控えたが予定発動点を過ぎ航路の前方に海面の余裕なき

を以て電信及び電話両通信系を併用反転の発動を令した、この際前路掃蕩隊は反転の命令は諒解しあるも発動の電話なかなかないが航路の前方の余裕少ない為発動の受信漏と解し反転しあつた為に前路掃蕩隊と本隊とは略併頭に位置する隊形となつて居た。

斯くて反転後間もなく視界稍々回復し且ガダルカナル島観測所より目標方面の天候良好なる旨通報があつたので更に反転、突入に決したこの為射撃の発動は約四十分遅延した。

(イ) 局地偵察機薄暮戦場並にガダルカナル島周辺の偵察を行ハルンガ沖に敵艦艇十数隻在泊する旨報告した。

(ロ) 彈着観測所との連絡は良好にして教次に返り附近天候の状況、飛行場附近の状況を通報した。

(ハ) 本隊と前路掃蕩隊は並頭となれる隊形であつたが視界不良の為指揮官は前路掃蕩隊は定位置にあると判断し射撃行動に移つた。

二三四三頃旗艦比叡、前路掃蕩隊殆ど同時に突差会敵し、この状況の儘夜戦に移行した。

比叡は敵の中小口径砲の集中砲火を浴び上部構造物に相当の損害を受け前後部電話室破壊し空中線又全部切断し一時通信不能に陥つた。

この状況は次席指揮官には通達せられなかつた為旗艦通信の代行は行われず通信統制は行われずして重要な戦機を経過した。次で起れる比叡の指揮能力の喪失にも拘わらず指揮継承は円滑に行われず各個観測の如き状態を呈した。

(ニ) 比叡は一時通信不能操舵不能の状態でサボ島北方に離脱したが敵十三日早朝敵機空襲を受けた IIS 司令官は〇六一雪風に移乗来合せ 271g を指揮し比叡の警戒に當つたが敵機の連続来襲により正午過には行動の自由を失うに到つた。

二、前進部隊経過の概要

(イ) 兵力 4S¹ IIS¹ 3sd (Δ三内 19dg (d×3)¹ 11dg (d×2)) 10S (Δ長良 61dg (d×1) 6dg (d×1)) 4Sd (Δ朝雲 2dg (d×1)) 3S¹ 2st 8S 前進部隊十月九日トラック出撃、嚴重なる電波管制を実施しつづクモモン群島北方海面を行動支援に任じつづあつたが十三日午前に至り

比叡の被害状況判明しADB指揮官は直にADBの集結を下令、同日夕刻集結を完了、直に補給実施、ガ島攻撃隊を編成、爾余の兵力はSS司令官をして之を指揮せしめ、攻撃隊はADB指揮官之を直率、十四日〇八〇〇集合点発南下進撃した。

(ロ)一四三〇ASは敵潜の雷撃(被害なし)を受けたが直後敵潜の発進せる平文至急電報を傍受し会敵の算大なるを予期した。

(ハ)二〇一〇敵を発見夜戦に突入した。夜戦の通信は円滑に実施指導せられた。

三、外南洋部隊増援部隊及び同支援隊の経過順当に経過に特記すべきことなし。

第七章 第三段作戦の通信

第一節 全般の経過

昭和十八年初頭来漸次敵の反攻勢力は各方面に高まりつつあつたが偶々アツツ、キスカ方面の補給掩護の為同方面に行動中北方部隊は三月二十七日敵巡洋艦二隻を基幹とする部隊と遭遇海戦生じたが、決定的戦果を収むることなく好機を逸した。爾後同方面に対する圧力逐次漸増し五月中旬敵はアツツ島攻略を企図五月末遂に之を失陥するに到つた。

ソロモン方面に於ても反攻氣勢熾烈化し六月末レンドバ島に上陸を開始し多大の犠牲を払い反撃が行われたが之も又失陥するに到つた。

其の間東部ニューギニア方面に於ても反撃熾烈となり、五月頃にはサラモアの線に對峙し爾後逐次圧迫せられ我は企図する戦力の補給作戦に對する反撃作戦として激烈なる戦鬪を繰返された。

之等正面に於ける通信は東部ニューギニアを除き一応其施設は概成しあり、之が人員は多数の未熟電信員を含みありしとは言え開戦初期以来訓練された優秀なる電信員、暗号員を基幹として編成せられある。

多少の錯誤等はあつたが先づ円滑に実施された。

この一般情勢に對処して構じられた戦備促進計画に應じ、通信戦備の重点をサイパンを中枢とする内南洋諸島の基地群及びグバオを中枢とする西部ニューギニア南非方面基地群の通信機能（人員を含む）の充実を置き其の整備を促進し通信術力の向上を企図した。

十八年末より十九年初頭にかけて敵の反攻によりキルバード諸島、マーンヤル方面の要地を失陥するに到り、マリアナ方面並に比島全域の航空築城の急速整備に着手した。

十九年六月「あ」号作戦に失陥し、マリアナ諸島を失墜するに到り比島の防衛對勢を促進し更に本土の防衛對勢をも急速に整備するの要を生ずるに到つた。

敵反攻の速力の増加するに従い、相当早期に手を打つた通信の戦備も輸送難と相俟て訓練不足の未熟電信員の多数を擁して建設をなしつつ作戦す

る様な状況となつた。一方暗号も相次ぐ要地の失陥と輸送途上に於ける事故輸送の困難の為暗号の機密保持に關しても不安を増加し漸次回復し難き状況となつた。

この傾向は作戦の熾烈化するに従い激化し通信術力の欠陥は益々大となつた。

第四節 あ号作戦の通信

第一目 通信計画

一、連合艦隊作戦通信計画の要旨

二、第一機動艦隊作戦通信計画の要旨

連合艦隊あ号作戦通信計画に依るの外左に拠る。

(イ) 部隊内通信
(一) 艦船通信

- (1) 我が企図行動の秘匿の為、集団行動中は視覚通信を主用し、要すれば航空戦又は駆逐艦を分派、文書通信を行う
止むを得ず無線通信を使用する場合は遠達性電波の使用を避くるものとす
- (2) 視覚通信に於ける通信系統を別図の通り定む
(註) (各航行序列に依り中継経路を明示す詳細省略す)
- (3) 無線通信系左の通り定む

通信系	電波	所属艦所	配員時機
旗艦通信系	短波	各旗艦及母艦	特令
旗艦通話系	中波	各旗艦	常時
一般通信系	長波	各艦	常時

(ロ) 航空機通信

(1) 通信配備

任務別	第一航空通信配備			第二航空通信配備			第三航空通信配備		
	甲種短波、甲種長波								
攻撃隊及接機	1sf	2sf	3sf	1sf	2sf	3sf	1sf	2sf	3sf
	甲種短波、甲種長波								
制空隊及上空直衛機	甲種戦闘機短波			甲種戦闘機短波	甲種戦闘機短波	甲種戦闘機短波	乙種戦闘機短波	乙種戦闘機短波	乙種戦闘機短波
	3sf	2sf	1sf	3sf	2sf	1sf	3sf	2sf	1sf
対潜哨戒機	第一甲種長波			第一甲種長波			第一甲種長波		
	3sf	2sf	1sf	3sf	2sf	1sf	3sf	2sf	1sf

任務	丙種短波	丙種短波	丙種短波
備考	一、昼夜間波の転換は行わず 二、掃投通信は第一法(艦上方位測定に依る方法)を原則とし止むを得ざるもののみ第二法(クルシーによる機上方位測定による方法)に依る		

- (2) 航空通信配備の変更は本職之を特令す
- (3) 通信は放送通信を建前とするも重要信に対しては旗艦又は統制艦了解符を發す
了解を確認すべき重要信の標準を左の通り概定す
(一) 敵發見の第一電
(二) 空母に關する第二電
(三) 新に發見せる重要目標に關しては亦右に準ず
- (4) 左に依り重要通信には目標識別符及内容表示符を附するものとす

目標識別	第一次發見の目標			第二次發見の目標			第三次發見の目標		
	イ	ロ	ハ	イ	ロ	ハ	イ	ロ	ハ
内容表示	空母を含む部隊に關する情報 一、目標識別符は索敵線番号を附し之を「タナ」番号の次及び本文の末尾に句点を置き附加す(例)「一九索敵線第二次發見目標「一九ロ」」 二、内容表示符は空母を含む部隊の動靜に關する情報に附するものとし指定の次に句点を置き附加す								
備考									

(ロ) 部隊外通信

- (一) 部隊外通信の実施は艦隊旗艦之を統制実施す
- (二) 最寄通信隊を併し行うものとし行動所在に依り最寄通信隊通信系に加入するか又は航空機又は艦船便に依る
- (三) 基地航空部隊の航空機通信は直接受信するを立前とするも、P、AF、放送及び三通、五通、東京通信隊の中継放送により受信漏の防止に努む
- (四) 友軍潜水部隊の通信に關しても又前項に準ず
- (五) 対敵通信
(一) 艦隊の実施する傍受の主目標を左の通り予定し戦期に依り重点を機

宜変更す

(1) 行動海域（中南非）の敵諜者通信網電波

(2) 潜水艦電波

(3) 基地航空部隊（哨戒機）電波

(4) 機動部隊航空機及び艦船通信

対しては特に警戒す

(三) 接敵期以前に於ける我行動所在に關し敵に偵知せられしや否やに關する資料の蒐集に關しても留意す

(四) 妨信、特に有效なりと判断せらるる場合の外積極的なる妨信は行わざるを建前とす

三、横空部隊（八幡部隊）通信計画の要旨

第二目 経 過

一、機動部隊作戦通信の概要

(イ) 作戦準備

(一) 艦隊旗艦の変更

艦隊旗艦は翔鶴であつたが、大鳳の艦隊編入リング泊地合同と共に旗艦を大鳳とすべきか、翔鶴のままが良いか研究論議されたが作戦時機の切迫しつつある状況に於て通信上は不利ではあるが、他の利点を考慮せられ変更し五月六日大鳳に旗艦変更を行つた。

旗艦変更に伴う大鳳の旗艦としての訓練は周到なる指導の下に行われ、通信の面に於ては相当の練度に達し直接作戦に大なる影響を与える状況ではなかつた。

(二) 通信訓練

訓練は電波輻射に依る所在動静の暴露と機動部隊の所在秘匿との相反する條件並に兵力の集結時機、予想作戦時機等を勘案し左の方針のもとに指導され短期綜合通信術力の練成を期した。

(1) 全艦隊集結迄リング方面所在部隊及び内地方面所在部隊に大別し各先任指揮官指導のもとに基礎訓練を主として専ら基礎術力の培養に努めた。

(2) 艦隊集結後戦務訓練を含む綜合訓練並に戦策に基く各群毎の訓練に重点を置き実施した。

(3) 訓練使用電波は遠達性電波の使用を避け昼間超短波、夜間中波短波は艦隊所在に應じ予想し得らるる敵傍受所に対し不達と判断せらるる電波を選定、微勢力通信に止め訓練を行つた。

(三) 航空通信配備は戦法に依り一定し難きも、専ら基本となるべき戦法に対し採るべき第一航空通信配備を原則として採用した。

この配備は要するに一波通信で作戦指導上は有利であつた。而し多数の飛行機が一波を使用する為通信統制の嚴重且巧妙なる重施を要求されるが、数次に亙る机上訓練に依り状況簡単な場合概ね円滑なる実施を期し得る程度に自信を得られた。

(ロ) ギーマス泊地出撃迄

(一)機動部隊は五月中旬タウイタウイに集結した。同地在泊中我の所在秘匿に対し左の処置を採つた。

(1)部隊外通信

計画に従い所在部隊通信系を利用したが該通信系の通信量の急激増加により敵に対する刺戟を避くる為他の通信系の新設、飛行機、艦船等をも利用した

1、タウイタウイ所在三三警備隊に電信員を派遣し同隊の所属する三二通信隊地方通信系に依り三二通信隊經由機動部隊の発信を処理す。

2、機動部隊に対する通信は総て東京放送又は三一通信隊第二十一通信隊放送に依り処理のこととした。

3、第二南遣艦隊と協議しタラカン派遣隊との間に長波に依る特別通信系を設定、第二一通信隊經由当部隊の発信の一部を処理す。

本通信系は電波、兵器等研究改善を加えたが通信連絡不良にして其目的を達しなかつた。

4、飛行機及び艦船をダバオに特派し、三二通信隊をして発信を処理せしむ。

(2)訓練

訓練は戦策所定の各群毎の訓練及び艦隊綜合訓練に主眼を置き実施された。電波は其通達距離に対し嚴重なる警戒を加え理論上最も通達悪き時間を選定した。之が為航空無線通信訓練は卓上訓練の程度で殆んど停止の状況であつた。

(二)タウイタウイ在泊中通信凶演を数回い行戦務訓練を併せ塔乗員、電信員の摺合せを行つた、この訓練は相当な効果を収めた。

(三)タウイタウイ出撃後ギーマラス泊地出撃迄は昭南地方固定通信系に加入、呼出符号等陸上固定局に偽装通信を実施した。

(註)昭南地方固定通信系

中樞通信隊	第十通信隊
通信系所属艦所	三十一通信隊、二十一通信隊、十二通信隊西貢等
通信時間	常時

(四)ギーマラス泊地在泊中前項の通信の外同地在泊中の軍艦八重山及び陸上通信機関に発信を依頼した。

(五)之等の通信機関經由処理した電報の通達は東京放送又は三十一通、二十一通放送の受信により確認した。

(六)この期間艦隊は敵信傍受に相当の努力をほらい情報蒐集上相当の効果を収めた。敵信傍受の主目標は左の通り定めた。

(1)敵機動部隊動静の捕捉

(2)敵潜水艦の配備

(3)敵基地航空部隊の通信

敵信班は敵の我機動部隊動静の偵知に關し左の情報を捕捉した。

(1) Set 出動訓練の当夜、相当長文の潜水艦通信を近距離に傍受大本營特務班の実施せる敵潜方位測定位置に依り概ね敵に所在を偵知せられたものと判断した。

(2) 敵基地航空部隊がタウイタウイの偵察を行いたるや否やに就ては何等情報を捕捉し得なかつた。然し後に特務班、一連通との合同研究に依れば偵知せられたる如き徴候があつた。

(七) Ktd サンベルナンジノ海峡出撃の時機を確実に捕捉せらるることは爾後の作戦に影響する所大なるを以て同方面の諜者通信並に潜水艦通信の妨信を南西方面艦隊司令部に委頼した。同司令部は第三連合通信隊をして妨信を計画実施せしめた。

(八)ギーマラス泊地出撃以後

(一)敵の輸送船団サイパン西方海面に出現サイパン攻略企図明白となり六月五日 F G はあ号作戦決戦発動を下令同日午前 KdB はギーマラス泊地を出撃した。

嚴重なる電波管制を実施しつつ同日夕刻サンベルナンジノ海峡を攻撃した。

(二)二〇三八敵信班は敵潜水艦が我 KdB のサンベルナンジノ海峡出撃を報ず電報と判知せらるる長文電報を発信したのを捕捉した。

この通信に対し第三連合通信の隊実施せる妨信は相当効果甚大で之の通信は約二時間通達を遅延させたが之が通達を不能ならしむること

とは出来なかつた。

(三)敵機動部隊静を捕捉する為基地航空部隊航空通信の直接受信に努めたがパラオ所在部隊の通信は直接入手されたがテニャン方面配備兵力並に硫黄島所在兵力の通信は直接受信不能で主として東京通信隊及び第三通信隊の中継放送に依り受信した。

為に所期の如き、多数の情報を迅速に入手不能であつたが、概況は捕捉出来た。(六月十六日)

在サイパン第五通信隊の機能喪失は通信実施上、相当な打撃であつた。

(四)六月十七日午前GF 其他に対する電報発信の為任務機をパラオに派遣した。

(五)六月十八日昼間航空戦第三法(集団配備)により索敵を開始。

○五〇〇第一次索敵機を發進、敵哨戒機の外敵情を得ず。

一五四〇第二次索敵機を發進した。

一四二五乃至一五四〇の間に各空母二隻を基幹とするKCB 第三群を捕捉した。本隊との距離約三八〇浬明日航空戦実施に決し其処置を採つた。

同日の通信は型の如く行われ計画通り実施された。

(六)六月十九日KCBは前衛本隊間の距離一〇〇浬、Saf はTaf の北一五浬に占位し縦深配備を以て航空戦を開始した

○三三〇一段索敵機を○四一五第二段次で第三段索敵機を發進

○六三五一一段索敵機は敵の一群を發見次第々と敵を發見し○九〇〇迄に概ね敵KCBの全貌を明にし得た。

(七)○七三〇Taf 第一次攻撃隊及びSaf 第一次攻撃隊發進○八三〇Saf 第二次攻撃隊發進第一目標攻撃に指向せられたが、

○九〇〇第二目標発見の為Saf 第二次攻撃隊の攻撃目標を第二目標に変更を發令、指揮官機直ちに了解。

一〇〇〇第三目標に対する触接機を發進Taf 2af 第二次攻撃隊を之に指向した。

○九四五3af 一次攻撃隊一〇四五Taf 一次攻撃隊は夫々第一目標を

攻撃した指揮官機の突撃命令下令迄整然と型の如く行われたのを明瞭に受信出来た。これ迄は航空通信は計画通り実施されたが以後、何等攻撃成果に關し情報は得られなくなつた。

Saf 第一次第二次攻撃隊及びTaf 第二次攻撃隊は夫々断定の目標を広範囲に索敵したが發見し得ずSaf 第一次攻撃隊及びTaf 第二次攻撃隊は母艦に帰投Saf 第二次攻撃隊は大宮島に向つた。

Saf 第二次攻撃隊は大宮島基地上空にて敵戦闘機の大群と交戦大なる損害を受けたこの状況はSaf 司令部は捕捉して居つたが大鳳爆沈等の為艦隊司令部には通達されずKCB 司令部が攻撃隊の之等状況を入手したのは羽黒移乗後であつた。

(八)之より先艦隊旗艦大鳳は○八一〇第一次攻撃隊發進終了直後敵潜水艦の雷撃を受け魚雷一本右舷前部に命中した。

この被害に依つては通信力には何等影響を及ぼさなかつた。

一四三二突如ガソリンの爆発により大爆発を起しこの為一切の通信力は一瞬にして皆無となり、信号兵の大部も其能力を失ひ視覚通信も手旗通信の外皆無となつた。

恰も當時は航空戦酣なる時機であつたので直に作戦指揮通信可能なる艦に移乗することとなり視界内にあつた若月を経て一六〇六予ての計画に従ひ羽黒に移乗した。

応急通信計画に於ては既往の戦訓に鑑み相当数(約半数)の電信員、暗号員の流用可能なりと予想し之により羽黒に於ても作戦指導可能なりとの判断の下に計画して居つたが、大鳳突然の大爆発の為電信員、暗号員の大部を失ひし為当初の計画は其根底を失われた。特に暗号能力著しく劣弱で為に情報の入手著しく低下し、作戦指導不能の状況であつた。

六月二十日午前瑞鶴に合同艦隊司令部は二二〇〇同艦に移乗し此処に初めて艦隊の完全なる指揮通信能力を回復した。

この間に於ける艦隊司令部の通信能力の喪失は敵KCBの追蹠行動に対する情報の入手を失ひ、二十日敵の一方的攻撃を受くる失敗を招来し作戦に甚大なる影響を与えた。

(ウ)艦隊敵信班は大鳳爆沈迄は極めて大なる寄与をなした。

以後第二艦隊司令部敵信班は克く敵信を傍受し其の状況を報告し作戦指導に相当の寄与をなした。即ち一五〇五P²Fは敵大艇我に接触其全貌を打電しある(平文)を報告し我は補給を断念三三〇度方向に急速避退を下令した如きは重要なもの一つである。

(ロ)六月二十日索敵機は一六一五AX2を基幹とするKTBの一群西進するを発見薄暮雷撃を行うに決し攻撃隊を發進した。

一七〇〇第四軍隊区分を發令、夜戦決行を決意し通信配備も又夜戦配備を採つた。薄暮攻撃隊は良好なる通信状態のもとに行動したが遂に敵を発見し得ず夜戦を断念し全軍結束北西に避退した。

同日一七三〇より約一時間1st 2st YB及びTBは敵戦の攻撃を受けた。

この戦闘により瑞鳳は艦橋後部に直撃弾一を受けた、これにより空中線切断し一時通信力の一部を低下したが直に回復した。

飛鷹を失い其他も多少の被害を受けたが通信力を喪失したもなく円滑に通信は実施された。

同夜敵より北西方に離脱し再び電波管制を実施しつつ中條灣に向つた。

(ニ)この戦闘によりKTB司令部は大鳳爆沈の際特暗を喪失し爾後P¹GFを發する最高統帥命令の解読不明となりこの旨P¹GF通達される迄相当数の翻譯不能の電報を生じた。

二、横空部隊作戦通信の概要

三、中部太平洋方面艦隊通信実施の概要

五月十五日敵のアスリート方面上陸に依り第五通信隊は其の通信能力を失い本作戦期間何等通信に寄与しなかつた。

爾後移動兵器により東京通信隊と連絡、専らこれによりサイパン島内陸戦の状況を報ずるのみとなつた。

七月六日最高指揮官の玉碎の報を最後通信連絡を断つた。

四、第一航空艦隊通信実施の概要

敵機の来復により早くも航空兵力の大部を喪失したが、七月二十四日テニヤンに敵上陸する迄克く同島方面よりするサイパン方面の敵状を報告作戦に寄与したが、敵上陸により固定通信施設を失い第四通信隊と連絡島内状況に報ずるのみとなつたが八月十日最高指揮官玉碎の報を最後に通信連絡を断つた。

第五航空艦隊作戦通信計画

第一章 総則

第一條 機動基地航空部隊ノ作戦通信ハ海軍通信規程、海軍交信規程、連合艦隊通信規程、連合艦隊第三段作戦通信要領及連合艦隊航空機通信交信規程ニ拠ルノ外本規程ニ依リ之ヲ実施ス

第二條 各隊(基地)指揮官ハ本規程ニ依ル通信実施上其ノ隊ニ必要ナル規程ヲ定ムルコトヲ得

第三條 本規程中艦隊司令部所在基地ヲ艦隊旗艦ト呼称ス

第二章 通則

第四條 第一機動基地航空部隊ノ基地通信ハ艦隊旗艦及乙航空隊ニテ対航空機通信ハ艦隊旗艦甲航空隊及乙航空隊ニテ実施スルヲ建前トス

第五條 有線無線ノ両通信系ヲ有スル場合ノ通信ハ有線ニ依リ之ヲ行フヲ原則トス

第三章 艦隊外通信

第六條 第一機動基地航空部隊以外ニ対スル通信ハ艦隊旗艦經由之ヲ行フ。但シ要スレバ各隊(基地)ハ最寄通信系ニ加入之ヲ実施スルコトヲ得

第四章 艦隊内通信

第一節 通 則

第七條 各隊(基地)送受信標準ヲ附表第一ノ通定ム
 第八條 前條ノ送受信標準ハ各隊(基地)通信能力ノ現状ニ応ジ所在先任指揮官所定ニ依リ配備ヲ變更スルコトヲ得

但シ此ノ場合ハ其ノ都度關係各部ニ報告(通報)スルモノトス

第九條 各隊(基地)ハ極力直接受信ニ努メ通信費消時ノ短縮及電波幅射ノ極限ヲ図ルモノトス

第十條 通信力小ナル隊(基地)ニ対スル電報ハ当該通信系中枢艦所之ガ中継ニ任ズルモノトス

第二節 基地 通信

第十一條 甲種基地通信系ヲ放送旗艦、一般通信系ニ区分シ其ノ電波組織配備ヲ附表第二ノ通り定ム

第十二條 放送通信

一、放送通信系ニテ放送セル電報ハ該放送時刻ヲ以テIKFGB各隊(基地)ハ了解セルモノト見做ス

二、IKFGB放送ニ於ケル電報ニハ「區別符一貫番号」ヲ附ス

第一放送區別符「ミカ」

第二放送區別符「ウレ」

三、情報放送通信

(イ)大分、鹿屋、大村、松山及指定セラレタル各基地ハ所定電波ニ依リ防空警報同情報及其ノ他ノ一般情報ヲ随時放送ス

(ロ)本放送ハ平文ヲ以テ行フヲ建前トシ特ニ機密ヲ要スルモノノミ其ノ全部若クハ一部ヲ隱語化スルモノトス

(ハ)短波放送ニ於テハ緊急ヲ要スル命令ヲ隱語(略語)ヲ以テ放送スルコトヲ得此ノ場合ノ放送要領ハ命令放送通信ノ場合ニ同じ

四、命令放送通信

(イ)本放送ノ開始(終止)ハ現配備中ノ各通信系ヲ以テ「メイック」(メ イテツ)ヲ以テ令ス

(ロ)本放送ハ緊急ヲ要スル命令又ハ情報ヲ隱語(略語)ヲ以テ放送スル

ニ主用ス

(ハ)本放送文ノ冒頭ニハ「菊水(キクスイ)……番電」ヲ附ス

(ニ)本放送通信ニ依ル電報ヲ了解セバ現配備中ノ通信系(有線無線電話ヲ含ム)ヲ以テ速ニ報告スルモノトス。但シ電信ニ依ル場合電番号ハ「キタナ……」トス

五、警報放送通信

南九州各見張所ノ電測及見張報告ノ中継放送ニ主用ス

第十三條 艦隊旗艦戰隊司令部及乙航空隊司令官(司令)所在艦所間ノ通信トス

第十四條 一般通信

一、実施ノ時機ハ特令ス

二、各級指揮官ハ必要ニ応ジ相互協定又ハ要求ニ依リ本通信系ヲ使用スルコトヲ得

第十五條 乙種基地通信系ヲ第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八基地通信系ニ区分シ其ノ電波組織並ニ配備ヲ附表第三ノ通定ム

第十六條 当部隊各基地ハ夫々第一―第七基地通信系ノ何レカ一以上ニ常時配員スルモノトス

第三節 警報 通信

第十七條 警報通信系ヲ第一、第二、第三、第四、第五警報通信系ニ区分シ其ノ電波組織並ニ配備ヲ附表第四ノ通定ム

第十八條 本通信系ハ見張電測警報ノ通報ニ主用ス

第四節 航空機通信

第十九條 甲種航空機通信
 配備標準ヲ別表第五ノ通定ム

第二十條 各戰期ニ応ジ令ナクシテ左ノ通信制限ヲ実施シ重要通信ノ速達ヲ図ルモノトス

戰 期 別	制 限 種 別 (略語)	通信制限外艦所
敵 発 見 迄	第一航空機通信制限(一ヨツセ)	索 敵 機
敵 発 見 後	第二航空機通信制限(ニヨツセ)	触 接 機

攻撃隊発信後	第三航空機通信制限(三コツセ)	基地及触接機
攻撃隊戦場到着二十分前ヨリ戦果報告迄	第四航空機通信制限(四コツセ)	攻撃機触接機
帰投時等	第五航空機通信制限(五コツセ)	故障被害又ハ天候不良等ニ依リ帰投ニ支障アルモノ

第二十一條 航空機ハ任意ノ基地ニ対シ必要ニ応ジ帰投用電波輻射又ハ方位測定ヲ要求スルコトヲ得

第五章 有線通信

第一節 通 則

第二十二條 有線通信系ニテ通達セル電報通話文ハ何レモ内容ノ機密程度ニ応ジ無線電報ト同様ノ取扱ヲナスモノトス

第二十三條 鹿屋、大分各基地ヲ中枢トスル有線通信区竝ニ有線通信系附図第一、第二ノ通

第二節 有線電信

第二十四條 有線電信ノ交信法ハ無線電信ニ準ズ

第三節 有線電話

第二十五條 有線通話ハ通話文ノ内容及緩急ノ程度ニ依リ左ノ五種ニ区分ス

一、防空情報通話

二、作戰緊急通話

三、保安緊急通話

四、至急通話

五、普通通話

第二十六條 通話及通話文ノ処理ハ前條ノ順序ニ依リ之ヲ行フモノトス

第二十七條 保安緊急通話以上ノ緊急度ヲ有スル通話ハ基地指揮官ハ其ノ指定スルモノニ限り之ガ申込ヲナスコトヲ得

第二十八條 重要通話速達上必要トスル場合ハ特令ニ依リ左ノ通話制限ヲ行フ

種 別	制 限 要 領
緊急通話制限	保安緊急通話以上ノ外一切ノ通話ヲ禁ズ
至急通話制限	至急通話以上ノ通話ノ外一切ノ通話ヲ禁ズ

第二十九條 通話制限ノ発動竝ニ解除ハ左ニ依リ各有線通信区最高指揮官之ヲ令スルモノトス

発動「緊急(至急)通話制限発令時刻」

解除「緊急(至急)通話制限解除発令時刻」

第六章 応急処置

第三十條 各基地ハ損傷其ノ他事故ノ為通信力減退セル場合応急部署ヲ定メ置クモノトス

第三十一條 各基地ハ最寄ノ通信機関トノ連繫ヲ密ニシ損傷其ノ他ノ事故ノ為通信不能ノ際之ガ利用ノ手段ヲ講ジ置クモノトス

第三十二條 艦隊旗艦通信力減退セル場合ハ其ノ都度他基地ヲ指定シテ其ノ一部又ハ大部ヲ代行セシムルコトアリ

第三十三條 各基地通信力ノ減退ヲ来セル場合ノ通信配備緩急順序ヲ左ノ通定ム

一、IKFGB 一般放送通信系

二、命令放送通信系

三、乙種基地通信系中ノ一

第七章 通信指揮竝ニ要務

第三十四條 基地通信指揮官ハ所在各部隊通信科員ヲ統一指揮シ通信指揮竝ニ要務ノ処理系統ヲ明確ナラシムルモノトス

第三十五條 基地通信指揮官ハ所在各部隊通信科員兵器施設携行移動兵器ノ状況ニ依リ航空機基地両通信ニ応ジ得ル如ク通信部署(兵器諸装置ノ使用区分配員応急処置等)ヲ定メ以テ作戰通信ノ実施ヲ適切ナラシムルト共ニ要務処理ヲ明確迅速ニシ通信科ト各隊指揮官間ノ連絡ヲ緊密ナラシメ以テ通信ノ速達確達ニ遺憾ナカラシムルモノトス

第八章 通信鑑査

第三十六條 当艦隊通信鑑査艦所ヲ艦隊旗艦トス

HP『海軍砲術学校』所蔵史料

附表第三

乙種基地通信電波組織並に配備

第八 キ基地 チ通信 ケ系	第七 キ基地 チ通信 ケ系	第六 キ基地 チ通信 ケ系	第五 キ基地 チ通信 ケ系	第四 キ基地 チ通信 ケ系	第三 キ基地 チ通信 ケ系	第二 キ基地 チ通信 ケ系	第一 キ基地 チ通信 ケ系	通信系（略語）						
四三六八 六四三一 九四四一 〇一五七 〇一五五 ・五 （カ） （ユ） 一五	三五七六 五二一〇 五七〇六 二三五五 ・五 （ア） （ケ） （ク） （マ） （リ） （ヨ） （ヨ） 三二一 一〇〇 三一一	〃補〃常用 四三六 三二〇〇 九七三七 五七五〇 ・五 （コ） （ア） （ク） （ル） （マ） （ヨ） 〇 三三 四一六	〃補〃常用 四三六 五二四九 九六五〇 五七二五 ・五 （サ） （ア） （ク） （ロ） （マ） （ヨ） 〇 一六六 三八六	〃補〃常用 四三六 八二二四 七八四八 〇三〇〇 ・五 （サ） （ア） （ク） （ロ） （マ） （ヨ） 〇 八三三 三三七	〃補〃常用 四三六 三二七 〇八八六 五四二五 ・五 （コ） （ア） （ク） （ル） （マ） （ヨ） 〇 三三五 三四七	〃補〃常用 四三六 五四〇一 九三〇五 五六二五 ・五 （サイ） （ク） （ロ） （ミ） （ヨ） 〇 一五 三九七	〃補〃常用 四三六 六二一 九七四九 〇一五〇 ・五 （カ） （ク） （ユ） （マ） （ヨ） 〇 一三二 五〇四	使用電波（略符）						
$\frac{P}{12Sf}$ 所定	$\frac{P}{72Sf}$ 所定	時					常		通信時間					
$\frac{P}{12Sf}$ 所定	$\frac{P}{72Sf}$ 所定	日	迎	山	松	保	美	分	大	屋	鹿	屋	鹿	中枢基地
$\frac{P}{12Sf}$ 所定	$\frac{P}{72Sf}$ 所定	朝鮮空所属各基地		内海空所属各基地		山陰空所属各基地		西海空所属各基地		南西諸島所在各基地		九州空所属各基地		所属基地
										水上基地間に主用することを得				記事

附表第四

警報系

備考

- 一、常用電波は中波を主用するものとす。中波にて通達困難なる場合短波に転換又は併用するものとす。
- 二、常用電波の昼夜間波転換時刻は概ね〇六〇〇、一八〇〇とするも各中枢基地は状況に応じ適宜之を変更することを此の場合関係各部に速報するものとす。
- 三、各基地系の所屬基地は本表の通り定むと雖も兵力配備作戦の状況に応じ機宜所屬通信系を変更することを得。

通信系	所屬見張所	送信電波 (電波略号)	中枢基地	送信電波	配員時間	記事
第一警報通信系 (一ケイ)	都井崎 阿久根	四一三五Kc (コル〇二二)			常	
第二警報通信系 (二ケイ)	火崎 種子島南	五二二二・五Kc (仮称キエ七〇)	鹿屋	五二二二・五Kc (仮称キエ七〇)		
第三警報通信系 (三ケイ)	坊崎 郷原	三一二二・五Kc (クヨ〇一七)				
第四警報通信系 (四ケイ)	種子島中 佐多岬	三五二二・五Kc (仮称ケリ〇四)				
第五警報通信系 (五ケイ)	喜界 南大東	五五一二・五Kc (サタ七)			時	

備考

- 一、各見張所の警報通信は放送を建前とす
- 二、昼夜間波転換時刻は〇六〇〇、一八〇〇とす状況に依り機宜変更することを得

IKFGB 航空機通信配備並に甲種航空機通信電波組織

通信配備種別 (略 語)	使		用		電		波	
	甲 (電種略符) 波	(同上)出系 (使用)区分	制同 艦上 所統	(甲種長波 電波略符)	用同 区上 分使	乙丙種短波	(同上)出系 (使用)区分	制同 艦上 所統
第一航空通信配備 (一)コクツツハ)	七六三五・五(ケリ)〇三八)			三六七 (イミ二七)				
第二航空通信配備 (二)コクツツハ)	六六八五・五(クヨ)〇五四)			三六七 (イミ二七)				
第三航空通信配備 (三)コクツツハ)	六八四二・一(クヨ)〇六二)			三九七 (イミ四三)				
第四航空通信配備 (四)コクツツハ)	二九二五 (キエ)〇五〇)	觸 接		三九七 (イミ四三)				
第六航空通信配備 (六)コクツツハ)	七六三五・五(ケリ)〇三八)	攻 撃	P IKFGB	三六七 (イミ二七)				
	三三八一七・五(ケリ)〇五四)	哨 戒		三九七 (イミ四三)				
第七航空通信配備 (七)コクツツハ)	六八四二・一(クヨ)〇六二)	索 敵		三六七 (イミ二七)				
第八航空通信配備 (八)コクツツハ)	六六八五・五(クヨ)〇五四)			三六七 (イミ二七)				
第十一航空通信配備 (十一)コクツツハ)	六六五〇 (クヨ)五二)	戦闘機隊	P 72Sf 所定	三九七 (イミ四三)				
	五八九五 (キエ)五五)			三九七 (イミ四三)				

備考

一、乙、丙種航空通信電波の使用区分は各隊指揮官所定とす。此の場合使用電波は速に所要の向に報告通報するものとす。

二、昼夜間使用電波転換時刻は特令なき限り〇六〇〇、一八〇〇とす。

三、戦闘機隊と攻撃隊(触接機、索敵機)間の連絡を要する場合は当該戦闘機隊配備中の航空通信配備使用電波を使用するを例とするも状況に依り当該戦闘機隊の乙、丙種電波を協定使用することを得。

第六節 沖繩作戦の通信

第一項 概 説

本作戦は九州南西諸島基地群に展開せる第五航空艦隊の作戦が其主流であつて台湾に展開せる第一航空艦隊及び大和以下水上部隊及び沖繩に展開せる水上特攻部隊の一部が之に参加した。

第二項 第五航空艦隊の作戦通信

一、通信計画 (IKFGS 命令)

二、経過の概要

(イ) 本作戦は何れも特攻作戦であつて対特攻機航空通信は塔乗員電信員のみ未熟であること及び戦果判定資料に得る為各隊主として丙種電波を使用し且各隊毎に定めたる特定略語を使用した、斯る作戦方針に基き統一ある通信は基地通信の外実施しなかつた。

通信実施は相當に確實であつたが概ね特攻成否の判断資料を得る程度であつた。

(ロ) 基地通信は同地区の戦備充実に従い逐次整頓した。

基地に対する空爆に依り基地内有線通信網の破壊は基地内に於ける指揮通信に相當大なる障害を与えた、之に対し保修班の編成強化、無線電話通信系への移行を促進するに到つた。

第三項 第一航空艦隊の作戦通信

一、通信計画の概要

(イ) 基地通信

通信系	電波	統制艦所	所屬艦所	記 事
艦隊通信系	短波	AF	各司令官所在基地及 作戦飛行機配備基地	重要作戦命令及 作戦情報の中継 は放送通信系を 主用す
一般通信系	短波	AF	各基地	
艦隊旗艦放送 通信系	短波 (昼夜併用)	AF	各基地	
北部見張通信系	中波 A	AF	北部台湾所在各見張所	
南部見張通信系	中波 B	AF	南部台湾所在各見張所	

(ロ) 航空機通信

作戦用電波及訓練用電波の二組織を構成し概ね一波通信に拠つた。右は主として(一)保有水晶片の数竝に其の補充難 (二)塔乗電信員の技術未熟 (三)使用機数の小なる等の理由に基き計画された。

二、経過の概要

(イ) 基地通信は円滑に実施せられ特に旗艦放送通信系を全幅活用し費消時極めて僅少で殆ど申分なく経過した。

(ロ) 見張通信は兵器を改造し中波を使用することに依り電波伝播特性による時間的通信不達の問題を解消し円滑に実施された。

終戦直前に到り陸軍より電探通信網の統制に關し強硬なる要求あり、海軍としては大なる利点を認めなかつたが之に協調一応の体裁は整えられた。但し之が実現には交信法、暗号法等相當の技術的問題があつたので実用の域に達せずして終戦に到つた。

(ハ) 飛行場内の小型無線兵器に依る応急通信網は兵器數量に制限せられ其の一部のみの実現に止まつた。

(ニ) ルソン島失陥後台湾ツガガラオ間の脱出空輸を反覆実施した。之が空輸通信電波の輻射には細心の注意を払い屢々電波も変更したが敵戦闘機の邀撃に遭つた事例少なからず。

当時敵が実施せる我空輸通信の傍受利用の程度不明なるも電波輻射量多き時程不成功の事例多かりし様に認められた。

(ホ) 島内有線通信は敵の空襲激化するに従い其の利用度急速に低減し利用価値を失うに到つた。

第七節 決号作戦の準備

第一項 決号作戦通信計画要領

第一目 中央の決号作戦通信計画要領

一、通信計画策定上特に考慮せし事項

其の第一は通信術力低下の問題である、戦勢の激化に伴い優秀なる塔乗電信員、地上電信員の多數を失ひ之に對する急速なる補充は困難で加ふるに新設部隊の増加は通信術力を著しく低下せしめた。此状況の下に

主戦兵力中に特攻機を主体とする航空兵力及び水上水中特攻兵力を多数包含することとなり就中航空特攻の半数は行動力弱少、通信力皆無に近き練習機特攻であつたことは通信計画策定上重要な條件となつた。

其の第二は陸軍との通信協定の問題である、即ち従来は陸軍に於ては無線通信の利用度海軍に比し少なく従て小勢力を使用し電波数も少なかつた為専ら無線通信に依存せる海軍にとつては大なる障害を感じなかつたが陸軍の無線通信利用の増大に従ひ電波協定の必要を生じて来たが戦場の隔在、使用勢力の差等により各作戦毎の協定並に局地的協定に依り實際には差したる支障を生じなかつた。

然るに戦場本土に移行せんとし勢ひ陸海軍各部隊同一戦場に混在作戦する状況となり何等かの通信協定を実施し電波の統制を実施する必要を生じたが既に作戦時機の切迫、水晶兵器等の改造を要する等戦備上の問題に逢着し容易に協定に到達するの望なく陸海両軍の作戦に時的の差あるを以て相互に具体的問題に対し其都度協定のこととなつた。

又本土作戦の生起は両軍の一層緊密なる連繫を必要とし又両軍互に異軍の指揮下に作戦するもの生ずる事態を予想せらるるに到り両者の直接連絡の問題が起つたが通信法の相違(主として問題)兵器の相違の為直接連絡の実施は困難で特殊の場合を除いては特に必要な場合は互に通信隊を派遣して両者の連絡に当らしむることとなつた。(本件に關しては別項に稍々詳細に記述することとする)

之等の問題に關連して計画立案上考慮した主なる事項は次の通である

(ハ)航空作戦の主戦兵力が通信能力低き特攻兵力であつて其の行動力、基地収容能力等の關係上殆んど本州全土に亘つて展開し従て敵来攻に際しては短期間に主来攻方面に移動して攻撃力を集中するの策が採られた。

(ニ)水上水中特攻兵力は其の行動能力弱少で局地兵力の域を脱せず而も其の効果發揮上航空部隊と緊密なる協同を必要とした。

(ホ)指揮系統は $\frac{\Gamma}{GB}$ の統一指揮下に航空兵力は実用機を $\frac{\Gamma}{3AF}$ $\frac{\Gamma}{5AF}$ (統一)

一指揮)又は練習機特攻 $\frac{\Gamma}{10AF}$ 之を指揮し水上水中特攻部隊は各展開地域毎に各鎮守府、警備府長官の指揮下に在り特攻兵器中比較的行動能力大で移動集中可能な蚊龍は $10S_z$ 司令官の統一指揮下に $\frac{\Gamma}{GB}$ は直率とせられた。

(ニ)右の各種兵力は何れも通信力弱少で実用機の外一度基地出發後は通信に依る指揮運用不可能に近く各基地に於ける情報の獲得入手は極めて重要であつて作戦の成否を決する重要な要件である。

(ホ)本土決戦実施の場合は上陸点並に作戦基地、後方基地全般に対する敵の空襲制圧は激烈を予想せられ基地内に於ける通信も有線通信には殆ど期待し得ず総て無線通信に依存しなければならぬ。

(ハ)索敵制空兵力の少なる情況に於て偵察機に依る敵情の入手は多くを期待し難く陸上見張の整備を特に重視するの要があり且情報の整理綜合と其の迅速なる伝達を絶対要件とする。

(ニ)航空部隊と水上水中特攻部隊との緊密なる連繫と情報の交換は特に肝要とする。

(ホ)兵力の大規模なる移動集中実施の為航空氣象の確實なる入手は絶対必要で之と同時に水上水中特攻部隊は其の特性上天候、海上の状況に制肘せらるること特に大で海上の模様等を含めた特殊の局地的天候予察の通報の必要を生じた。

(ハ)通信幹部の著しい不足と素質の低下及び電信員の技術低下特に優秀なる電信員の補充難並に新設部隊の激増(航空基地の急激なる増加と水上水中特攻部隊の新設、見張機関の新設等)と之が急速なる整備に伴う通信関係施設能力の不足等諸問題は相重復して困難なる新しい問題を生じた。

之が対策として綜合通信力を發揮するを目的として重要な作戦基地に通信兵器及び電信員を集中し之に應ずる通信系を整備確立するの必要を生じた。

二、円滑なる作戦通信実施の為採りたる通信計画上の方策

(イ) 通信中枢の整備と通信系の確立

航空作戦及び水上水中特攻作戦に應ずる通信中枢を整備して此処に通信兵器及優秀電信員を集中配備し之に應ずる通信系統を確立した即ち(一) 情況判断に基き左の航空作戦通信中枢を整備した

主 中 枢	同 予 備 中 枢	主 作 戦 正 面	副 中 枢
鹿 屋	大 分	九州、四国方面	松山、大村
大 和		關東、中部方面	明治、横須賀、 神町
木 更 洋 (横須賀)	高崎附近(未定)		

(二) 水上水中特攻作戦に應ずる通信中枢としては通信隊を充実することとした、従来通信隊は機構としては作戦部隊化せられて居たが施設配員に於ては実質的には活潑なる作戦通信に應じ得ず兎角の非難があつたので幹部の充実に依り之等弊風を一新し活潑なる機能を持せしむることとした。

(三) 航空作戦を主とする航空作戦通信系と水上水中特攻部隊を主とする通信隊通信系との関連を密接にすると共に作戦通信系と常務通信系を分離して作戦通信の円滑を期した、之が為には左の処置を講ずることとした。

- (1) 各部隊相互に通信力の余力のある限り自隊作戦地域の関連部隊の通信(主として放送通信)の傍受を行ひ自主的に情報の入手に努むる外各中枢は最寄通信隊通信系に属し直接連絡を密にする。
- (2) 航空作戦の各中枢は最寄通信隊地方通信系に加入し航空部隊常務通信は能力大なる通信隊通信系に依り処理する。
- (3) 無線電話通信を全面的に採用之が利用に努む。

(ロ) 放送通信系の整備強化

航空作戦中枢に通信隊程度の通信力を附与することとし放送通信可能なる如く施設の整備を行うと共に通信計画に固定放送を追加した。本放送は大体自隊の作戦地域及び其隣接地区の中枢迄通達可能を目途としその内容は作戦通信を主体とし本放送に依り該部隊の作戦に關す

る通信の大部を捕捉可能を目標とした。

(ハ) 基地内作戦通信系の整備

空爆の激化に伴う基地内各部の分散と有線通信の破壊に應ずる為基地内の連絡、情報、命令の伝達に小型無線電話を使用することとした。特に制空権を喪失せる基地より敵空爆の間隙を捕捉して飛行機隊を發進又は収容する為には空襲情報や所要の命令其他の諸報告等最も緊密なる連絡を必要とするので兵器の現状に照合し小型無線電話器に依る放送通話を主用して多重通信方式を採用した。

(ニ) 見張通信の整備

(一) 見張通信網は本土防空通信整備計画(別項)に基き其の整備を促進した。

(ロ) 特設監視隊の新設

敵本土來複攻時に於ける敵情の入手は敵空軍の制圧下に航空偵察力に多くを依存し得ないので予想上陸正面に特設監視隊を配備し右の目的に利用可能なる諸隊を包含し見張通信網を構成、情報綜合機關の強化整備と相俟つて敵情偵知の手段とした。

(一) 特設監視隊の編制

- 見 張 員 一〇 TM輕便電信機(手廻發電機附)
- 電 信 員 三
- (2) 配 層

各突撃隊に約一〇組を配属す

(註) 配属決定の理由は生存の關係上海岸線に基地を有する突撃隊に配属せしむるを有利とした

(三) 本監視隊は敵上陸正面に在るものでも過早に其の機能を喪失しないことを必要とするので其の設置に當つては左の諸要件を充足させる様指導した。

- (1) 隠密潜伏を主旨とし通信機關等は砲撃、爆撃等に依り破壊せられまいこと
- (2) 敵上陸区域内でも残存し機能發揮可能なる如き位置を選定すること

(外) 気象通信系の整備

作戦開始後兵力の大移動を実施するの要あるを以て完全なる航空気象要素の入手は絶対必要とした。

従来気象通信は通信院の有線通信に依存しある実情で昭和二十一年初期に於ては既に麻痺状況にあり無線通信に転換するの要あり。

陸海通合同委員会の下に各分担を定め之が急速整備に努むることとなつた。

差当り海軍側は航空作戦実施を目的として各航空基地を主として各中樞基地より取纏め放送することとし別表の計画に基き整備のこととした。

(内) 暗号の改善と略語の整理

(一) 我占領地域の交通線が遮断せられた為暗号書の補給不能となり作戦不利に依る暗号書事故続出の為暗号書の機密保持困難となり暗号制度に大改変を加える必要を生じた。

暗号の根本的改変か又は不便を忍ぶも独立暗号区制を採用するかの二方策が考えられたが急速な実現を要するので独立暗号区制を採用することとなつた。

(二) 暗号員の喪失、暗号の複雑化、急速養成による質の低下等で暗号費消時は著しく増大して居た状況を打破する為本土決戦海域に於ては其の作戦の本質に鑑み暗号強度を幾分犠牲としても費消時の短縮を図るのを有利とする結論となり航空作戦及び水上水中特攻作戦に即する簡単な暗号書を新に制定することとした。

(三) 情報相互利用を便ならしむる為略語の整理統一を企図した。

三、通信計画の要旨

(一) 主要作戦指揮中樞間の通信

(1) 主要航空作戦指揮中樞たる P_{5FA} P_{3AF} P_{GB} 及び中央との連絡を緊密ならしめる為特定通信系を設定した。

本通信系には海軍通信規程所定の第六特定通信系を利用することとし本项目的達成に便なる如く之を改訂附表の如く定めた。

附表

(一) 水上水中特攻作戦指揮中樞間の作戦連絡に主用する為第一特定通信系を利用することとし附表の如く改訂した。

通信系	第六特定通信系	第一特定通信系	東京
通信系所属艦所	東京	横須賀 佐世保 各特攻隊・(随時加入)	大阪(随時加入)
時間	特定	常時	常時
常用	4742.5 (ト 7108)	4045 (ト 7104)	7505 (ト 7202)
補用	10265 (ト 7210)	3752.5 (ト 7102)	11257.5 (ト 7302)
予備	9485 (ト 7208)	15010 (ト 7402)	8090 (ト 7204)
波(KC)	4420 (ト 7106) 8840 (ト 7206) 13260 (ト 7306) 17680 (ト 7406)		

備考

随時加入する如く定めたのは作戦生起の方面の部隊が必要に之に加入する如くし通信量の節減と通信速度を企図したもので之が発動は各部隊指揮官に一任するを原則とし必要に応じ中央より之が加入を命じ得る如く定めた。

(二) 航空作戦通信

(1) 航空艦隊旗艦放送通信系

各航空艦隊司令部所在基地を中樞とする放送通信系を設置した。本通信系は各AF毎に作戦区域を区分した關係上大区域の常時通信を必要としないので昼夜間波転換に依る一電波使用を原則とした。

又(4)項に依る予備基地の放送通信系は原則的には同一電波使用のこととし通信量の一時的激増を予想して各第二放送の設置を許容し細目に關してはGF司令部及び各AF司令部の計画に一任した。

(三)基地内作戦通話系

本通話系は左の數個の通信系の配合に依つた。

(1)命令放送通信系

重要命令及び作戦情報の通達に主用す

中波小型送信機を使用し受話機(ラジオ受信機)を各掩体群、整備指揮所、防空指揮所、塔乗員待機所、基地重要個所に整備して所要の命令情報等が指長官又は所要の向に直接通達せらるることに企図した。

(2)戦闘要務通話系

各掩体群、整備指揮所、戦闘指揮所等に小型送信機を装備し基地内戦闘要務の通話に使用せり。

(3)情報放送通信系

防空情報の通達に主用することとし基地群毎に其の中樞基地に中樞送信機を装備情報中樞整理班に依り綜合整理せられたる情報を前記各所要の個所に直接之を受信利用に努むる如くした。

(三)航空兵力の大移動に應ずる為の通信配備

航空機通信系、基地通信系共に移動計画に應じ固定し天候に依り當日の経路変更を要する場合は原則として航空機の電波を変更することとし止むを得ざるものに対しては一部変更を認むることとした従て電波組織の編成、空中線、水晶等の準備は右に應ずる如く準備を進進した。

(四)水上水中特攻部隊の作戦通信

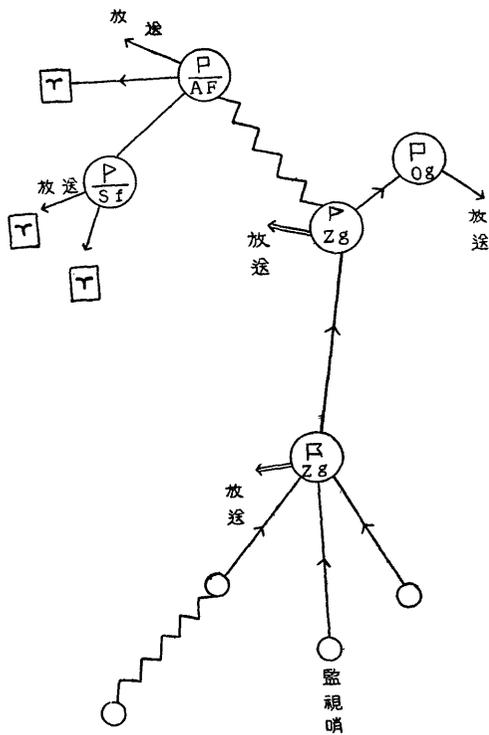
(1)既定の通信計画に基き其の整備を促進す

(2)特設監視隊の通信

1 各突撃隊を中樞とする通信系を構成し地形の状況に應じ一個又は數個の電波組織を有せしむることとし其の構成は各指揮官の所定とする。

2 情報の通達経路

各突撃隊にて綜合せる情報はPZSに報告すると共にZg内放送系に依り各基地に聴知せしめる外PZsは旗艦放送系を以てPSf AF Pfgに通報P AF又はPSfは自隊の綜合情報内に織入れ関連部隊に放送する。



(一)各鎮守府、警備府部隊の作戦通信

各鎮守府、警備府に予備電波若干を附与し、各司令部の計画に一任した。

(二)氣象通信

(一)航空氣象通信系

作戦開始後の兵力大移動に絶対必要なる航空氣象の入手に主眼を置き別表の如く計画整備の促進に努めた。

(二)水上水中特攻部隊の氣象通信系

中央氣象放送に水上水中特攻部隊の必要とする氣象要素を加えたる一系統の氣象通報を増設した。

HP『海軍砲術学校』所蔵史料

別表

航空気象通信系通信電波、通信電波

象気空航三第 系信通					系信通象気空航二第					系信通象気空航一第					通信系												
					木更津					(本隊) (象隊) (第五隊) 千歳 ミハ より 毎時の 一〇分					基放地送												
					タチ										符別区												
より 毎時の 一〇分					より 毎時の 一〇分					より 毎時の 一〇分					時刻放送												
					2887・5 及二倍波・三倍波併用					3430 及二倍波・三倍波併用					常用 回補用兼 避	放送電波											
					3212・5 及二倍波・三倍波併用					3647・6 及二倍波・三倍波併用					隊通信	基中地枢											
横須賀					木更津					千歳																	
(舞)	小	鳥	母	父	南	八	明	藤	館	神	松	香	禪	三	山	大	稚	元	大	厚	根	美	所	通	信	系	
山)	鶴	島	島	島	島	丈	治	枝	山	町	島	取	山	沢	田	湊	内	泊	泊	岸	室	幌	属	属	所	属	所
常時					常時					常時					時間	通信											
倍周波					倍周波		倍周波			倍周波		倍周波		倍周波		常用 回補用兼 避	電信電波										
4002・5					2670		2430			2362・5		2610		2867・5													

第十二	第十一	第十	第九	第八	第七	第六	系通信象気空航五第					系信通象気空航四第										
アン	ス	昭	基	島	所	G	鹿															
ボン	ラ	南	基	島	所	G	カラ					サ										
	バ		地	方	定	長	より 毎時の 一〇分					ヨ										
	ヤ		面	比	官	官	3567・5 及二倍波・三倍波併用					より 毎時の 一〇分										
							3910 及二倍波・三倍波併用					2922・5 及二倍波・三倍波併用										
							鹿					3032・5 及二倍波・三倍波併用										
							屋					鈴										
							小	喜	沖	南	五	大	博	宮	佐	大	鶴	岩	徳	松	美	串
							祿	界	大	大	島	村	多	崎	伯	分	音	国	山	山	保	本
							常時					常時										
							倍周波		倍周波			倍周波		倍周波		倍周波		倍周波		倍周波		
							2962・5		2437・5			2307・5		2397・5		2337・5						

第十四トラック	第十三ラバウル	記	事
		一、気象電報の送信は定時的に行い、航空機の移動等に依り増減せざる様に注意するものとす 二、通信系所属艦所の中樞基地に対する気象電報の送信は所定観測時刻の二分後より開始し同十分迄に終了する如く逐次交信（本表記載の順序とす）に依り之を実施するものとす 三、定時以外の気象電報に關しては各所属長官所定に依るものとす 四、第三航空気象通信系の放送は木更津に於て横須賀通信隊と其の所属艦所との通信を直接受信し之を第二航空気象通信系に依り放送するものとす 五、放送電波は昼夜間共三波併用を例とす 六、放送電基地は定時気象放送開始直前約三分間調整符を連送し適宜放送区別を之に挿入するものとす 但し放送区別符は状況に応じ之を省略することを得 七、放送電文は二回反覆送信に依るを例とす 八、中樞基地所属長官は必要に応じ通信系所属艦所を増減することを 得此の場合には予め所要の向に報告通報するものとす	

通信防衛

(一) 暗号

(1) 全作戦地域を左の暗号区に区分し事故に際し夫を一局部に限定し強度を保持すると共に輸送難の緩和を企図す

名区	区	中樞	伊呂波	記	事
K 南支、海南島	第二遣支艦隊 〇	第一、四	第七	一、伊暗号、一暗号区中樞ト	
M 馬來、スマトラ	第一〇方面艦隊 〇(10通)	第一、三	第一	二、呂特暗号左の主要各部間用	
S 仏印、泰	第一根 V	第四	第四	中央、〇GF各	
J 爪哇、ボルネオ、東岸及南岸、セレベス、小スン	第二南遣艦隊 〇(11通)	第二	第二	〇、V、V、27sf 主な	
Y 通 J、M、S 区共	第一〇方面艦隊 〇(10通)	中)	第二、三	旅順、羅津、父島、沖繩、	

X 通 K、M、S 区共	B 緬甸	F 菲島	G 濠北方面	O 小笠原、硫黄島、南島、大島、バガン	N 南東方面、東カ	P 西カロリン	W N、O、P 区共通	T 台湾
第一〇方面艦隊 〇(10通)	一三根 V (二二通)	南西方面艦隊 〇	二五根 V (二四通)	父島根 V (交通) 二七航戦 V	南東方面艦隊 〇(八通)	三〇根 V (三三通)	南東方面艦隊 〇(八通)	高警(高通)
第一四	第一一	第一〇	第三	第五、第十五	第一一	第九	第六	第八
共	共	特	通	第三	第二	第九	第六	第八
揚子江、廈門、香港、青島、馬公、九	一〇、一一、一二、一三、	一一、一二、	一一、一二、	二五、三〇、三二、三三、	波暗号、一暗号区内各部用			

(2) 暗号区制の実施

本制度実施発令後現用暗号の安全度に不安を生じたる時又は輸送杜絶せる際伊、独暗号は各区内最高指揮官其使用を開始し其の旨報告すると共に關係各部に通報し

波暗号は各区最高指揮官其の使用開始を下令すると共に所要の向に報告通報するものとす

(3) 航空作戦用戦術暗号の新設

暗号書發 基地航空作戦専用として新設
 (一) 呼出符号、偽電防衛
 現状通りとす

(4) 応急通信

(一) 東京通信隊の機能停止又は通減に備え中央固定通信系の応急配備を規定した其の大意は次表の通りであつて其の発動は軍令部総長又は海軍大臣の指示又は命令に依ることとした。

(二) 本土作戦計画に基き予備通信隊設置を計画す。
 (註本通信隊の詳細に關しては別項参照)

中央固定通信系応急通信配備、通信電波、通信時間

<p>一、通信電波は中枢通信隊、所属艦所同一通信電波を使用するを例とし同時交信用電波は必要に応じ中枢通信隊之を使用するものとす</p> <p>二、同時交信の実施は中枢通信隊より所要の相手に之を要求するものとし其略語を「ホニ」とす</p> <p>三、東京海軍通信隊と当該応急中枢通信隊との通信連絡は状況に応じ適宜の通信系に依るものとす</p> <p>四、分担配備の略称を「オハ」とし本略称の上に所要の数字を冠し当該分担配備を現すことを得</p>	保世佐	大 濠				呉 (鶴 舞)			第一分担 準備 オハ	第二分担 準備 オハ	第三分担 準備 オハ	應急 中枢 通信 隊
	保世佐	大 濠				大 濠			保世佐			通信 系 所 属
	大 濠	大 濠				呉 (鶴 舞)						艦 所 属
	二 四 通	二 一 通	三 一 通	三 三 通	三 通	八 通	四 通	十 通	小 崗 山	高 雄		通 信 時 間
	常 時											
	6122.5 (ト140) 18367.5 (ト340)	4270 (ト119) 12810 (ト39)	7282.5 (ト145) 17923 (ト147)	5125 (ト131) 17630 (ト154)	6235 (ト141) 17590 (ト153)	5085 (ト130) 10170 (ト230)	4705 (ト125) 13520 (ト150)	常 用				通 信 電 波 KC
	5905 (ト139) 19335 (ト249)	7305 (ト146) 16440 (ト334)	5047.5 (ト129) 17235 (ト151)	5545 (ト135) 16635 (ト335)	4980 (ト128) 9960 (ト228)		同 時 交 信 兼 用					
	補 用											

一、要旨

第二目 水上水中特攻部隊通信計画要領

第一特定制通信系					通信系 中 枢 通信隊	通信系所属艦所	時間 常用	補 用	記 事
東京	呉	佐世保	各特攻戦隊	大阪(随時加入)	横須賀		4045 7505		上陸正面の 各突撃隊本 部は特令し て本通信系 に加入す
連合艦隊口(随時加入)	航空艦隊口(随時加入)						3752.5 11257.5 15010. 8090.		

第一特定制通信系を改変之に充當す

二、部隊内通信
(1) 基地通信
(イ) 甲種通信系

主要指揮官間の作戦連絡に専用する通信系にして海軍通信規程所定

(イ) 特攻兵器自体の通信力は極めて弱少にして基地出撃状況の変化に即応して基地より之を指揮運用するが如きは殆ど不可能に近き実情なるを以て基地通信に主力を置き基地指揮官並に艇隊指揮官が所要の情況判断可能にして少く共基地出撃前に所要の情報を確認し得るを主眼とす

(ロ) 行動力、其他本来の使用目的に鑑み爆撃、艦砲射撃等最も熾烈を予想せらるる上陸正面に作戦するを以て簡單確實にして且特に費消時少なるを重視し無線電話の活用を主旨とす。

(ハ) 施設の秘匿、通信の防衛等企図秘匿を特に重視す。

(ニ) 一般情況判断に基く敵の予想上陸時機並に兵力進出時機を勘考し少く共八月中旬には施設を完了し関係員の練度所望域に向上維持しあるを要すること、且亦本土決戦準備の為電気関係施設同時に膨大なる工事量となりたる為本計画実行の為充當し得る工機技術員は指導工程度なるべきこと等勘案し、兵器は移動兵器を主とし施設工事は固有電信員にて実施可能なことを條件とせるを以て兵器能力小となるをまぬかれず通信計画上の重要な要件となれり。

(乙) 種通信系

特攻戦隊司令部と其麾下各突撃隊本部及び派遣隊との作戦連絡に主用す、其距離施設に依り中波又は短波中何れか一波を使用する電信通信系とす

(丙) 種通信系

各突撃隊内に於ける各攻撃基地間の連絡通信(常用通信を含む)に主用し各突撃隊本部を中枢とする電信通信系にして常時は時間通信とし作戦の状況に依り特令して常時連絡とす

(四) 見張通信系

各突撃隊担任区域内に於ける挺身監視隊と各基地及び突撃隊との見張情報通信に主用するものにして常務通信に副用す

(五) 放送通信系

(1) 戦隊放送通信系
麾下各部隊に対する作戦情報、作戦命令の通達に主用する電信通信系にして長波又は中短波を使用し受信の範囲を麾下各突撃隊本部及び派遣隊とするを標準とす

(2) 第二放送通信系
第十特攻戦隊司令部が作戦指導上必要な場合使用するものにして要項戦隊旗艦放送に準ず

(3) 基地放送通話系
各突撃隊の麾下全般に対する情報、命令等の通達に主用するものにして平文又は隠語放送とす

中波(一一〇〇KC乃至一五〇〇KC)電話とす

(四) 艇的通信

(一) 各艇は所属突撃隊本部を通信中枢とし通信するを原則とするも各艇に依り各通信力を異にするを以て行動海域及び通信状況に依り適時最寄突撃隊本部通信担任を継承す

(二) 各艇隊通信方式の標準

三、部隊外通信

(イ) 鎮守府及び警備府司令部と各特攻戦隊司令部間の通信連絡

各鎮守府及び警備府司令部と所属各特攻戦隊司令部間の連絡には最寄通信隊の地方通信系を使用することとし常用通信の消化に主用し作戦通信には主として通信隊放送及び特攻戦隊並に放送通信系を使用す

(ロ) 受信配備

航空部隊と密接なる連絡の下に協同作戦すべきは言を俟たざる処なるを以て之等との連絡は主として施設人員の範囲内に於て之等部隊の放送通信の相互受信に依り自主的に情報を入手積極的に利用することを強調し受信配備標準を左表の通り定め兵器、人員も之に合致せしむることとせり

送受信配備標準

兵器別	通信要領	通達標準距離及裝備兵器
蛟龍	各艇が各々其通信担任基地と交信可能なるを目途とす	基地 一〇〇哩乃至一五〇哩 二〇〇哩(要望)
海龍	一、各艇が各々其通信担任基地と交信可能なるを目途とす 二、海龍の送信は電信とし基地よりの受信は電話とす	基地 七哩乃至六〇哩(要望) 約三〇哩
震洋	一、隊内通話のみとし裝備並に通信方式左の如し (イ) 五式隊(一隊二隻) (ロ) 指揮艇及同子備艇一隻は送受信可能とし他は受信のみとす (ハ) 一隻四ケ小隊に区分し一ケ小隊に一隻五式隊とし右小隊長艇は送受信可能とす 二、視覚通信に依る無線施設なし他の受信可能とする 三、魚雷艇を嚮導艇として附属せしめたる場合は魚雷艇隊に準ずる通信を実施す	搭載兵器 TM輕便電信機 一、通達標準距離 艇對艇 約二〇哩 二、搭載兵器 空一無線電信機(戰闘機搭載兵器を流用す)
魚雷艇	總導艇と基地との交信可能とし其他は隊内通信のみ可能なるを目途とす	

備考	特設監視隊	展開基地	派遣隊	Zg	SZ	艦通		甲	乙	丙	SZ	Zg	龍蛟	龍海	洋震	機空	系信通	
						所	系											
△常時配員(受信) ▲特令時若くは要する場合配員(受信) ○常時配員(送受信) ●特令時若くは要する場合配員(送受信) ■特令に依り送信(送話)				▲	△	送放	一第	京東										
				△	△	送放	二第	京東										
				△	△	送放	隊信通	方地										
				▲	▲	送放	地基	空航										
					○	系信通	方地											
					△	系信通	方地											
				△	△	系信通	方地											
					○	系信通	方地											
				○	○	系信通	方地											
				○	○	系信通	方地											

(イ) 氣象通信

兵器の耐波性其他航海能力の特性に鑑み波浪の状況等特殊の要素を含む氣象報実施の要あり新に丁類放送を設置し本要望に添い得る如くす本放送の受信範囲は裝備配員等の關係上各突撃隊本部及び派遣隊以上とし其他の末端に対しては突撃隊本部より必要事項のみを抜萃通報(放送を主とす)す

四、電波組織

(イ) 電波配分計画立案の経緯

水上水中特攻部隊編成の時機は本土に対する上陸作戦を予期するに到りたる際にして国内有線網の不通と陸上防衛部隊の配備とにより無線通信電波の要求極度に増大し陸海軍間に於ける電波協定の必要大なるにも拘らず其実現は極めて困難なる状況にありたり加うるに電信員の技倆の低下著しく水晶を使用せざれば円滑なる通信不可能なる状況にあり空襲及び疎開に依る生産低下、交通難に基く補給の不円滑等より考察し電波数を極力少なからしむるを有利とせり而して客觀狀況に基く完成時機の制限施設方面の要望、塔載兵器の能

力等よりも比較的小勢力兵器を充当することとなりたるを以て隣接区域の電波を異ならしめれば隔在せる区域は同一電波の使用を妨げざるを予想せられたり

前記の理由に基き各通信系毎に二組乃至三組の電波組織を定め之を相隣接せる特攻戦隊毎に同一とならざる如く配分し水晶の生産補給の問題、特攻兵力の移動集中等を簡単化せしめ戦備の急速なる完成と訓練の促進簡單化を企図せり

(ロ) 電波配分方針

特攻戦隊を基準とし一系列の電波組織二組を編成し附表の如く相隣接せる特攻戦隊毎に異りたる電波組織を採る如く配分せり但し訓練専門隊たる2SZ特殊部隊たる10SZには別個の電波を配分せり其の稍詳細左の如し

(一) 乙種通信系

中波及び短波各一波を以て一組とする電波系列(昼夜間各一波)二組を定め相隣接せる特攻戦隊毎に同一とならざる如く配分す

(二) 丙種通信系

各突撃隊毎に相異りたる一波を与うることとし一特攻戦隊一組の電波系列二組を定め相隣接せる特攻戦隊毎に同一とならざる如く配分す

(三) 戦隊放送通信系

長波中波及び短波各一波を以て一組とする電波系列二組を定め相隣接せる特攻戦隊毎に同一とならざる如く配分す

長波乃至短波の選定は各特攻戦隊司令部に於て地形其他の状況に依り一波を選定す

第十特攻戦隊用として別に一波を定め移動作戦せる場合必要に依り第二放送通信系として当該戦隊の指揮通信に専用可能なる如く定む

(四) 基地放送通話系

一二〇〇KC乃至一五〇〇KCの電波を選定丙種通信系と同一要領に依り配分す

(五) 艇的通信

蛟龍及び海龍は各々常用一波予備電波一波とし全兵力同一電波とす
 震洋各突撃隊毎に一波を標準とし各特攻戦隊同一電波を使用す
 (六)見張通信系
 各突撃隊毎に一波を標準とし各特攻戦隊毎に同一電波を使用す

(七)訓練用電波
 艇的の訓練用電波として2SZに蛟龍用1SZに海龍用2SZに震洋用電波若干
 並に保安通信用電波若干を配分せり

附表

事記	見張通信系	震洋	龍	龍	突撃隊放送	特攻戦隊放送	丙種通信系	乙種通信系	
		(K)(ywzx)	(J)(sprtr)	(G)(H)	(P)(kijl)	(Q)(ompn)	(M)(cabd)	(N)(gehf)	7SZ
二、2SZは蛟龍訓練隊として蛟龍電波別個のものを与う		K	J	G H	E F	Z	M	B	1SZ
		K	J	G H G H	E F E F	P	N	A	4SZ
		K	J	G H G H	E F E F	Q	N	B	6SZ
		K	J	G H G H	E F E F	P	M	A	8SZ
		K	J	G H G H	E F E F	Q	N	B	5SZ
		K	J	G H G H	E F E F	P	M	A	3SZ
					E F E F			D	10SZ
					E F U V W		S T	R	2SZ

第三目 海軍総隊司令部決号作戦通信計画要旨

一、計画策定上考慮した要点

- (イ) 決戦場面及び諸施設の關係上通信法式及び電波組織等の急激な変革を避ける為従来のGF作戦通信規程に依る通信実施を立前とし且各鎮警部隊に対しては海軍通信規程に依る通信を其の儘実施することとした
- (ロ) 各部隊特に航空基地及び水上水中特攻基地の施設未整備の為常に中央と密接に連絡し其の整備計画及び通信計画要領に準拠してなるべく其

二、計画要旨

- (ハ) 航空機の通信は兵器及び水晶準備の關係上實用機に於ては従来通りGF作戦通信規程に依るものとし特攻機は各方面毎に同一電波とし前進基地に準備することとした
- (ニ) 水上水中特攻部隊の通信は基地の能力並に兵器の性能上簡單確實を目標として概ね航空機通信の要領に依ることとし蛟龍に対してはこれに潜水艦通信の要領を加味した

GB 決号作戦の通信は海軍通信規程及びGF作戦通信規程に依る外左の要領に依り之を実施する

有線通信は極力之を利用するものとする

(イ) 陸上部隊の通信

新に改編せられた海軍通信規程に基き各鎮警部隊指揮官の定める処に依る

(ロ) 航空部隊の通信

(一) 基地通信

従来の基地通信に左の電話通信(情報放送)を併用する特に戦闘機及び特攻機の基地通信は電話を主用し迅速な通信を実施する

記事	送放報情	通信系種別		配備基地及使用目的		使用兵器	
		甲種	乙種	甲種	乙種	甲種	乙種
兵器施設人員等の關係上一部を省略又は他と兼ねることが出来る	丙種	各種基地内に於ける情報及指令	各種基地間の通話(木更津、鹿屋、大分、大和)	各種基地間の通話	各種基地間及各基地相互間の通話	短四号	短四号
		各種基地よりの情報及指令	各種基地と秘匿基地間及各基地内各部との通話	各種基地よりの情報	各種基地と秘匿基地間及各基地内各部との通話	空五号	空五号
		各種基地よりの情報及指令	各種基地と秘匿基地間及各基地内各部との通話	各種基地よりの情報	各種基地と秘匿基地間及各基地内各部との通話	短三号	短三号

情報通信は迅速確實を旨とし且相互の情報交換に努めると共に主要

第四目 第三航空艦隊の決号作戦通信計画要旨
 連合艦隊決号作戦通信計画に準拠し概ね左の要領に依る
 一、無線通信

戦略通信は電信主用戦術通信並に防空情報は電話主用とする外基地内指揮電話の活用を図るを主眼とす

特に大阪警備府に於て実施中の防空指揮関係任務を大和に移し該通信機関を同基地に集中せり

(イ) 通信系統

(一) 放送通信系 (中短波使用)

3AF 第一放送通信系 大和を中樞とす

3AF 第二放送通信系 木更津を中樞とす

(二) 第六特定通信系

海軍通信規程所定通信系を使用主用作戦中樞たる大和 (3AF司令部)

大分 (5AF司令部) 東京通信隊 (大本營) の連絡に充当す

(三) 情報通話系

各艦隊司令部並に鎮守府司令部間の防空情報交換に主用す大和を中樞とし東部及び西部の二通話系に統合す

(四) 氣象通信系

海軍通信規程所定の航空氣象通信系の整備実施迄 3AF の作戦に應ずる

為試用せり 要領左の如し

出系艦所 松島、木更津、藤枝、鈴鹿、大和、松山、高知、大村、

大分、富高、鹿屋にして〇四〇〇より一八〇〇迄毎時の始め一八〇〇より〇四〇〇迄毎偶数時の始め氣象実況を

放送交換す

(五) 旗艦通信系 (電信主用)

大和 (3AF司令部) 大分 (5AF司令部) 明治 (東海空司令部) 木更津

(関東空司令部) 松島 (状況に依り加入) 横嶺 (状況に依り加入)

(六) 局地通信系 (電信主用)

(1) 東海局地通信系

中樞基地明治として名古屋、藤枝、豊橋加入す

(2) 關東局地通信系

中樞基地木更津として香取、茂原、百里原、松島、三沢 (状況に依り) 加入す

(3) 近畿局地通信系

中樞基地を大和とし鳴尾、姫路、滋賀 (状況に依り) 福知山、伊賀、上野、小松

(七) 第十三航空部隊通信系 (電信)

中樞基地大和とし大井、岡崎、鈴鹿、第二河和、峯山等 13Sf 關係基地之に加入す

(八) 防空情報關係

(1) 防空情報放送通信系 (中波及び短波併用)

放送基地 大和

防空綜合情報の放送に専用す

(2) 戦闘要務通話 (中波)

大和及び戦闘機隊所在基地間戦闘要務通話に主用す
 大和を中樞とし鳴尾、姫路、福知山、鈴鹿、明治、名古屋之に加入す

(3) 見張通話系 (中波使用)

大和を中樞とし大王崎、潮岬、田辺、室戸の各防空見張を以て組織し情報報告及び指令通信に専用す

本通信系は別項本土防空通信系の外に 3AF の人員兵器を以て臨時仮設し 3AF の防空戦闘指導に専用せるものなり

(九) 丙種通信系

主作戦基地に附属する副基地に対する主基地より命令情報等の連絡に使用するものにして左の各通信系を包含す

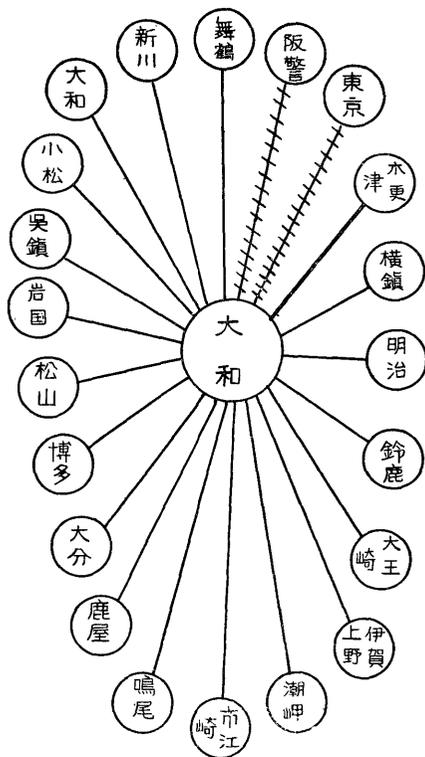
大和—第二大和 第三岡崎—新岡崎

大井—第二大井 鈴鹿—第三鈴鹿
 峯山—雀部
 戦鬪指令放送系

小型中波送信機に依り基地内各指揮所待機所に対し指揮官の命令伝達に主用す

二、有線電話通信

(1) 大和を中枢とする通信系統左の如し



十一(三式電信機附)

(2) 方位測定管制通信

搭乗員の練度低下制空権の喪失等に依る敵位置の確保の手段として友軍触接又は攻撃機の機位を測定せんとする目的の為主として通信部隊の有する方位測定組織とは別個に左の方位測定組織を計画す

管制通信中枢 大和

方位測定所 木更津、高知、大分、鹿屋、明治

(3) 航空機通信

(1) 使用電波

陸攻、彩雲、銀河、天山 第一甲種短波

彗星、零戦特攻機

13Si 特攻機

防空戦闘機

(2) 掃投用長波

GF司令部にて統一規程す

第五目 第五航空艦隊の決号作戦通信計画要旨

別項第一機動基地航空部隊作戦通信計画に拠つた。

第六目 第十航空艦隊の決号作戦通信計画要旨

連合艦隊決号作戦通信計画に準拠し概ね左の要領に依る。

一、無線通信

戦略通信は電信主用戦術通信並に防空情報は電話主用とする外基地内指揮情報電話の活用を図るを主眼とす。

(1) 通信系統

(1) 放送通信系 (短波中波併用)

10AF 放送通信系

10AF 放送通話系 (使用電波は放送通信系と同じものを使用、緊急を要する場合電信を電話に転換放送す)

(2) 第六特定通信系

海軍通信規程所定通信系を使用中央、GB各航空艦隊旗艦との連絡に充當す

(3) 旗艦通信系 (電信主用)

10AF 司令と奥羽空本部 (神町) との通信系で特令に依り配員する

(4) 奥羽基地通信系 (電信主用)

中枢基地設ケ浦とし奥羽空所屬の谷田部、百里原、筑波、二郡山、松島、神町、千歳加入す

(5) 基地内作戦通話系

第二甲種短波
 地域別に定む

三種電波

(四)基地内及び基地附属牧場間の通話系で左の通信系に分つ

(1)命令放送通信系

重要命令及び作戦情報並に防空情報の通達に使用す
中波小型送信機を使用し受話機を附属牧場及び各掩体群整備指揮所、防空指揮所、搭乗員待機所其他基地重要箇所を整備して所要の命令情報等が指揮官又は所要の向に迅速確実に直接通達せらるることを企図す

(2)戦闘要務通話系

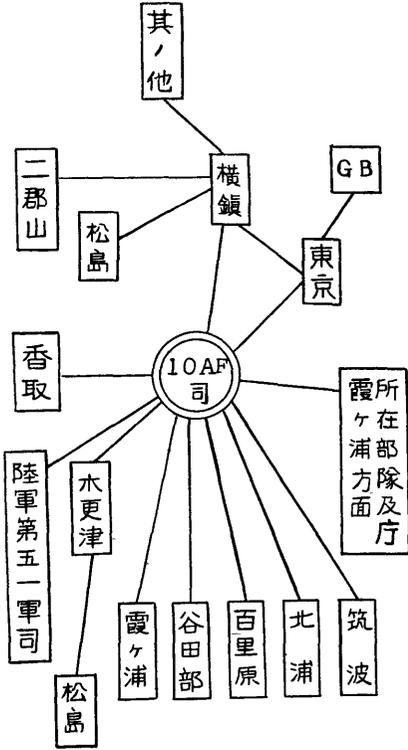
附属牧場各掩体群、整備指揮所、戦闘指揮所等に小型送信機を装備し基地内戦闘要務の通話に使用した

(六)横通地方艦所通信系

10AF 司と横鎮との通信系として使用した

一、有線電話通信

10AF 司戦闘指令所と各基地等間の通話系統左の通り



三、航空機通信

(一)使用電波

陸攻、艦攻 甲種短波

戦闘機 丙種戦闘機電波

各種特攻機 GB 所定地域別電波

(二)帰投用長波

GB 所定各基地固有帰投用長波

第二項 作戦準備の経過

第一目 中央に於ける諸施策

一、作戦通信計画要領に基く戦備の促進

(1)航空基地無線通信施設の緊急整備

(一)航空特攻秘密基地通信施設の整備

航空特攻機を秘匿温存して敵の本上陸に際し航空特別攻撃を企図して内地に数十ヶ所の秘密飛行場(牧場と仮称す)を設営を計画し、月頃より急速整備に着手した。

これ等に対する通信機能は当時の資材の余裕、工事能力極度に逼迫せる実状を電信員の現状等勘案して之を最少限度に止むることとし最寄の中心基地との間の連絡通信系一回線及び特攻が作戦可能なる程度の作戦情報の取得を目的として、之等各牧場は航空無線電話機及び「ラジオ」受信機各一台を装備し中心基地と無線電話連絡を行うと共に、中心基地の情報放送を傍受することとした。

之等兵器の整備は該基地配備部隊の手にて実施することとし、兵器の供給は七月初旬より之を実施した。空襲により輸送困難の為仲々はかどらず完成を見ずして終戦となつた。

有線の空爆被害に対処する基地内無線電話の整備は、通信計画に基き防空壕内に設置を要する為厚木飛行場に於て之が整備並に通達実験を行い、概略の成果を得たので各基地に整備する兵器の準備を行い一方海軍総隊司令部に通信幹部を参集して艦政当局者をして之が説明を行わしめ、各部隊電信員をして所要兵器の受入整備を行わしめた。

(四)水上水中特攻基地通信施設整備の促進対策

既述の通り之等特攻基地通信施設は一部を除き緊急整備の必要上、隊員の手にて整備を行う方針を採つたが之が為整備兵器は大部は移動小

型兵器を使用する如く計画したが、各基地共横穴式防空壕に装備する為裝備法の良否が通達能力に至大の影響を及すので、通信学校並に技研横須賀出張所に於て準備実験を行い、通信学校及び工廠より各部に技術指導班を派遣之が指導に当らしめた。
而し幹部の識量の不足、電信員の未熟等の為なかなか所期の程度に達しなかつた。

二、通信関係配員の検討と再配置

戦況の進展に伴う通信計画の変更、従つて之に必要な配員の改訂は必然の事項であつて之が全面的改変実施の時機に到達して居つた。
之に充当すべき人員の現況は左表の通りで数的には一応充足可能であつたが高電信、普電信の不均衡輸送路の遮断に依る優秀技倆者の偏在等の為両配置の全面的実施は全く不可能の状態であつた。

昭和二十年三月一日現在通信関係特修兵定員対現員比較表

	電信員		暗号員		信号員	
	高	普	高	普	高	普
定員	六三六	九〇七	一、五五	一、七六	三六	三、四三
現員	四、五三	二、六四	一、〇八	七、五八	二、七〇	六、六四
過不足	一、八五	一、三三	〇、七〇	五、八二	〇、四〇	三、二九
定員現員	一、八五	七、三三	七、五八	六、六四	六、三〇	三、二九
過不足	二、八八	四、六四	四、八二	一、〇四	二、九一	三、〇〇
役務定員	二、八八	四、六四	四、八二	一、〇四	二、九一	三、〇〇
補員	四、二二	三、二七	九七	六、七三	七、四九	一、八五
可補員	四、二二	三、二七	九七	六、七三	七、四九	一、八五
役務定員	八、一〇	七、九一	一、六六	一、三三	一、〇六	一、三三
過不足	三、八〇	一、九四	〇、三〇	〇、三三	〇、〇一	〇、〇四

止むを得ず作戦上の見地より重点に配員を集中することとし、左の順序に配員を行うこととなつた。

第一基地航空部隊

第二内地所在通信隊

第三特攻部隊

而して重点配備を行うとしても通信科幹部及び高等科電信員大量不足は充足不可能で、このままでは到底中央の所期する通信術力の向上は望む

べくもない。之が補充源としてはこの時は既に数次の練習生の繰上卒業により、高等科練習生なく水上艦船乗員及び通信学校教官教員のみであつた水上艦艇の乗員中補充可能なものは数的には大なるものなく、戦局の大勢より判断し通信学校閉鎖するの止むを得ざる状況に立到つた。
三、海軍通信学校の閉鎖

(イ)教育緊急措置

斯くして通信学校閉鎖の方針を決定、昭和二十年六月上旬其の實施を發令されるに到つた。

其の内容の概要は左の通りである。
(一)各種学生練習生等の繰上卒業並に教育中止

学校別	学生練習生別	期別	措置	記事						
					特修科学生	特准暗号術講習員	予備士官暗号術講習員	普通科電信術練習生	甲種飛行予科練習生	予備練習生
		五三期	七月十日繰上卒業							
		一二期	六月二十日繰上卒業							
		七三期	七月十日繰上卒業							
		七四期	七月十日教育中止							
		二二期	七月八日繰上卒業							
		甲三期	七月十日繰上卒業	入校期日 六月二十日 に繰上						
		乙四期	入校取止め							
		二期	七月十日繰上卒業							
		三期	入校取止め							
		三期	七月一日教育中止							
		一〇期	七月十日繰上卒業							
		二期	横須賀及び舞鶴通信 隊に分散教育							
		一期	入校取止							

防 府 通 信 学 校						
普通科電信術練習生	特別幹部練習生	甲種予科飛行練習生	乙種予科飛行練習生	普通通信電信術練習生 ^{一、二次}	臨時通信術(交信)講習員	BA
七三期		二期	二期	七四期	乙一期	
七月三十日繰上卒業	入校取止め具佐通に分散教育	七月十日繰上卒業	六月中旬以降繰上卒業	七月十日繰上卒業	七月十日繰上卒業	
		六月以降入校予生の	甲、乙飛は入校期を若干変更する	右に同じ	育中止	
			外基礎教育のみ実施			

(二)学校の閉鎖縮小並に教育機関の各鎮分設
横須賀通信学校(含豊川分校)は昭和二十年七月十五日限り一時之を閉鎖す

防府通信学校は術科教育を停止し爾後甲種及び乙種予科飛行練習生の新兵教育機関として存置す

(三)研究指導機関

通信学校研究部の任務は第一連合通信隊司令部に移行す

(四)閉鎖に伴う諸施策

通信学校閉鎖に伴い従来研究部に於て実施しつつありし研究及び指導を中断するは其の影響する所多大なるものあるを以て、之を当時連合艦隊の通信指導機関である第一連合通信隊司令部に移し、其の任務を続行せしむることとし、関連員を概ね現状の儘同司令部に転任せしめられた

四、大本営予備施設の準備

決号作戦計画の整備進捗すると共に海軍作戦通信中枢たる東京通信隊の予備施設を必要とすること明かとなつたが、此の問題は決号作戦に於け

る大本営の位置と不可分の関係にあり。

この問題は国民志気に影響すること大きく戦争指導に関係する問題でなかなか決しなかつたが、而し之が整備には特急工事とするも尙整備に六カ月を要すること明かであるので、陸軍方面とも極秘裡に折衝を続けた結果、陸軍に於ては長野県松代に大防空壕施設を準備中なること略確実となつたので、之が具体的折衝を進むると共に概ね左の方針の下に所要兵器を長野地区並に舞鶴鎮守府に集結せしめた。

(イ)孤立せる外地との固定通信系は大湊通信隊(予備佐世保又は呉)をして(改正通信規程応急通配備参照)担当せしめ、他の東京通信隊所要通信系に必要な通信施設及び大和田通信隊の作業中対米英通信諜報作業に必要な通信施設を準備す

(ロ)第二予備施設として舞鶴鎮守府に同様の兵器施設を準備す
之が整備促進の為昭和二十年七月末現地に東京通信隊派遣隊を置き、諸般の準備を開始したが間もなく終戦となるに至つた。

第二目 海軍総隊司令部の作戦(通信)準備

GBの決号作戦通信計画は六月上旬策定され七月初旬打合せを終つたが、麾下各部隊の通信兵器施設、人員には多大の不備の点があつたので、中央と密接な連絡をとり常に一体となつて種々協議研究し技術方面に於ける整備を促進し、人員の充実を図ると共に訓練を励行して一刻も早く円滑なる通信実施を可能ならしめ、作戦に対応せしむる如く指導に全力を注ぎ八月中旬迄に一応目的を達することを目標とした。

一、GB司令部の通信施設

(一)日吉に於けるGB司令部施設を一層強化する為左の所置を講じた。

(イ)東通との管制線を強化する為、雪ヶ谷分遣隊の管制線の一部を引入れた

(ロ)戸塚分遣隊の送信機管制の為無線管制装置三基を装備することとした

(ハ)東通本隊との連絡の為短移動送信機二基を装備した

(ニ)予備送信所()の完成を促進した
(ホ)本省との視覚通信装置を装備した

(イ) 各重要基地との有線電話線の常時整備を期すると共に回線を増加した

(ロ) 耐弾施設を一層完備し万一東通壊滅の場合の中央通信処理に応ずる如く準備した

(二) 戦闘司令部の整備

(イ) 第二戦闘司令部(鹿屋)は一応完成して沖繩作戦等に使用して差支えなかつたが5AF司令部の大分基地移転に伴い装備兵器の一部を大分に移転しGFの戦闘指揮可能なる如く計画した

(ロ) 第三戦闘司令部(大和)は3AF司令部移転後同司令部に依り極力整備を急ぎ概ね所定期日(八月中旬)迄に使用可能の見込であつた
但し有線関係は不備の点が多かつた

二、通信術力向上の為執りたる方策

(一) 電波戦指導部の編成

従来各部に於て個々に指導班を派遣各種指導を実施して居たが、戦局の緊迫に伴い指導の統一、人員の節約並に作戦に即応の見地からGB司令部に於て統一指導に當ることとなり、これが指導部として七月下旬GB電波戦指導部を編成し、長に司令部附海軍大佐櫻義雄を当て通校電測校、二空廠、横空及び1Gcgより指導員を抽出又は派遣を受け、航空班地上班、電測班、兵器整備班、暗号班、有線班等に分ち作戦目的に應じGB司令部に於て緩急順序を定めて現地に派遣指導することとした

(二) 通信訓練指導

兵器人員の不足に加えて通信術力の低下が著しいので早急に之が鍊成向上の必要を感じ左の教育訓練指導を実施した

(イ) 航空通信

従来指導に當つて居た横空派遣員をGB電波戦指導部に吸収し、航空通信の訓練及び兵器整備の指導に当らしめた

尙指導部編成以前より機会ある毎に横空、通校等より指導班の派遣を要請し、絶えず訓練指導に当らしめたが航空基地多数にして且航空作戦激烈の為訓練の余裕少く余り効果は著らなかつた

(ロ) 航空基地通信

前項同様であるがこれに1Gcgの派遣員を加え訓練指導と共に施設の整備促進に当らしめた

(イ) 水上水中特攻部隊通信

この種の通信ははじめてで以前の経験がないのみならず、兵器施設人員共未整備の点が多い為訓練と共に整備促進、現状の能力検討を目的として、六月上旬及び七月中旬に佐鎮、呉鎮(第二回は5AFを加う)の連合訓練を実施した外各鎮に於て、極力訓練を励行せしめた結果は先ず順調であつたが、まだまだ不満足点多く特に施設の未整備及び人員の不足に基因するものが多かつた

艇的通信の実施は各部隊に任せたが、検討する迄の域に達しなかつた。尙八月以後は電波戦指導部の一部を派遣指導する予定であつた

(二) 通信隊通信

各鎮通信隊の陣容強化を中央に要請すると共に六月下旬各通信隊代表者をGB司令部に集め、作戦通信第一主義に思想の統一を図ると共に施設の促進、訓練の励行を打合せた外1Gcgより人員を派遣指導に当らしめた

(ロ) 総合通信訓練

現状に於ける決号作戦通信能力を検討する為、八月中旬総合通信訓練を実施しGB麾下全部隊を参加せしめることとし、指導並に成績調査の為GB電波戦指導部及び1Gcgより人員を各地に派遣した(終戦の為取止め)

尙八月一日相模湾方面敵来攻(虚報)に伴う「決号作戦警戒」の発令並にこれが関連電に対し、受信及び処理状況を調査したが、航空関係以外は不満足点が多かつた

三、若年電信兵の教育養成

通信学校の縮小閉鎖に伴い、各通信隊をして電信兵の養成に当らしめたが、各主要航空基地に於ては各AF指導の下に若年電信兵の教育養成を実施し、GF司令部に於ても二回に互り各五十名の若年電信兵の教育を実施

四、兵器の準備調査

し約二カ月後に各部隊に配属せしめた。

GF割当電波増大に伴い水晶の所要量莫大となり、特に航空関係に於ては水晶準備量は電波配分計画に欠くべからざる状況となつたので、航空廠及び艦艇に保有の水晶を全部GB司令部に集め、準備に遺憾なからしめると共に所要の水晶の輸送、発注に便なる如くした。

又航空通信兵器の不足甚しきを以てGB電波戦指導部員を各航空基地及び航空廠に派遣し遊休兵器の活用、輸送の促進を図り、且兵器準備の状況を調査せしめた。

第三目 主要部隊の通信戦備概況

一、第五航空艦隊

(イ)要旨

(一)鹿屋基地を本土西部及び九州方面より行う航空作戦の通信中枢基地とし大分基地を副基地として整備する

(二)各地区は南西諸島(小祿)南部九州(鹿屋)北部九州(大分)四国(松山)中国(新川)朝鮮南部(迎日)の各地毎に、通信中枢基地(上記括弧内基地)を定め之に應ずる基地通信施設を整備す

(三)右の外作戦上特に緊密なる連絡を要するものは別に通信系を定め、之に應ずる設備を行う
即ち

戦闘機隊の邀撃作戦に対する71sf通信系(鹿屋を中枢とす後大分に變更)12sf特攻作戦に対する12sf通信系(博多基地を中枢とす後大分基地に變更)水上機隊作戦に対する634fg通信系(玄海基地を中枢とす)は之である

(ロ)無線通信施設の整備

鹿屋基地

一九年中期以降地下施設整備に努めありしが戦訓に鑑み司令部施設の地下移転を必要とするに到り、十九年末以後一部に變更を加え二十年中期に略々完成しありたり

(一)受信設備

二十年二月上旬防空隧道内受信室完成(九二特受信機約六〇台)移転を了し、通信計画の通信は全部本隧道内防空電信室にて実施せり

(二)送信設備

第一、第二、第三防空送信所は十九年十月完成何れも短四、短三各一台TM短移動及び長波送信機各一を装備せり
第四送信所は二十年三月中旬完成短二号四台、短四号二台、短三号二台、中五号四台、長波一台を装備せり

(三)電源装備

第一、第二、第三送信所附近に第一発電機室、受信所附近に第二発電機室、第四送信所附近に第三発電機室の三箇所に防空隧道式として各一五〇KWダイゼル発電機に装備、各発電所より全送信機室及び受信所に送電可能なる如くし、之等を予備電源とし平常は部外電力を導入使用す

大分基地

当初鹿屋基地の予備として計画装備中なりし処、二十年六月以降5AF72sfの各司司令部集結し、鹿屋基地の場合より更に12sf司令部を加えたるものに対する通信設備の要を生じ、急速之が工事に着手せるも終戦時其約八〇%を完成せるのみ

(一)受信設備

二十年七月末防空電信室完成(九二特受信機約七〇台装備)
5AF72sf共七月末迄に此処に移転、概ね所定の送受信を実施せり
別に大在に5AF司令部隧道内に5AF司令部関係の受信室構築中なりしも完成に到らずして終戦となれり

(二)送信設備

第一、第二防空送信所は二十年七月末概成使用開始、第三送信所は工事中途にして終戦となれり

(三)電源裝備

常用部外電源を使用予備発電機として 150KW 各一台を受信所附近の二カ所に各一台裝備工事中終戦となり
 其他の基地

南朝鮮の各基地を除く他の全部作戦通信計画所定の送受信可能なる程度に隧道送受信所完成せり

南朝鮮地区は兵器の輸送途中に於ける海没其他に関係上進捗し非ず

(ハ)有線通信施設の整備

鹿屋基地を中樞とする有線通信網

九州方面各基地との間の有線通信は全部完成対東京遠距離線は二十年六月頃二回線完成且秘話装置を完成せしも常時一回線は故障にて実用線は概ね一回線のみなり

大分基地を中樞とする有線通信網

鹿屋基地と略同程度の通信網設定を計画AF司令部移駐後は鹿屋―東京の一回線を大分基地に接続二回線を完成せしも鹿屋と同様実用線は概ね一回線なり

(ニ)電信員の状況

有線通信員

吳、舞、佐の各鎮より補充の少年兵約七〇〇名を各基地に配員概ね三乃至四直を以て配備、其他各基地共所要に応じ女子挺身隊の女子通信員(鹿屋、大分共各一二〇名)を以て補強せり

(ホ)通信諜報

5AF司令部に特信班電信員約七〇名特話員約二〇名を配し5AF作戦方面の敵電話傍受に依る情況諜報に主力を注げり之に使用せる兵器は九二特受二五台全波「ラジオ」受信機五台を充當せり

二、第三航空艦隊

(イ)無線通信施設の整備

沖繩戦の中期(五月)頃より具体的にAF司令部は大和基地に移動の事に定められ大和基地を中樞として決号作戦に備うることとなれり、同基地の整備を緊急整備すると共に兵力配備に應ずる各基地の器材整備

を促進すると共に被害防止局限に対する施設竝に分散格納等の完整に努めたり

(一)大和基地艦隊司令部(特に連合航空部隊司令部)として味方通信竝に方位測定管制通信、氣象關係、防空情報及び特信班等の施設を行う事となり送受信所共に耐弾防空壕として左の器材の整備に着手せり

受信器 八〇 受話器(全波) 一五

受話器(中波) 二〇 其他基地受信(話)器

送信機 中型約一五 小型約一五

電源 二五〇KVA 二基

右施設の中終戦当時受信器關係は防空壕完成しありたるを以て、概ね一〇〇%裝備し爾後増備訓令の分は逐次増設中にして、附属施設も亦概ね完備の状況に在りたり、送信機關係は防空壕の整備遅延せるを以て受信器關係に比し遅れたるも三カ所に收納すべき送信機を二カ所に入れ通信実施上差支えなき状況を以て終戦となれり

尙電話通達距離に関して通信計画の根底をなすものなれば、關東方面に於て実験せる成績の八〇%を以て計画の基礎とせるも地形の關係と送信所の位置の關係より大和西方に対する通達は極めて良好なりしも、東方基地に対する通達は所期の如くならざりしを以て中央に要請空中線展張に關し研究中なりき

(ロ)各基地の状況

藤 枝(丙基地) 完 備

豊 橋(丙基地) 完 備

大 井(丙基地) 完 備

三岡崎(丙基地) 完 備

明 治(乙基地) 東海空本部として完備

名古屋(丙基地) 彗星、戦闘機兩隊配備のこととなり明治基地より送受信機移動のこととする外六〇一空の移動

兵器裝備せり

二河和(丁基地)完備

鈴鹿、二鈴鹿(丙基地)何れも概ね完備

滋賀 兵力配備なき為計画せず

福知山(丙基地) 装備予定の五〇%完備

姫路(丙基地) 兵器移装中

鳴屋(丙基地) 完備

但し基地兵器中情報受信器乙三型は通達能力不足せる上配付遅延し予定通試験を行うを得ず、二大和、二大井、新岡崎、雀部、等子基地との通信は概ね完備しあり

(三) 気象通信系中、気象部所定の通信は送信所の完成遅れたるため実施の域に達せざりしも該通信系の制定は時機を失したるものと認む

(四) 見張通信関係大王潮岬市江室戸の電探に中五号を配備されることとして同通話計画せるも終戦時未だ入手するに至らずして終れり

(五) 方位測定関係木更津は着々整備せるも其の他の地に關しては鹿屋の完成せる外人員漸く終戦直前配せられたるのみにて実情不明なり

(四) 有線通信施設の整備

通信計画所載の如き系路構成の工事上の難点は奈良工事局より、大和基地に至る十六軒にわたるケーブル敷設工事にして一〇八回線のケーブルを広島小郡間の廢線更生を以て充當せられたる為輸送の不便の關係上長時日を要し、加え敷設工事は全部兵員及び学生生徒勤勞奉仕に依り、特に當時雨量多く頻々たる空襲の為工事進捗若干遅延せるも一応終戦時には防空壕入口附近迄敷設せるも完成するに至らざりき、其間仮線により東京伊賀上野等四ヶ所には概ね連絡を確保しありたり、各都中継所に於ける中継器拡声器の配置は若干遅延しありたるもの如し、但し阪権は既成線により連絡を確保しありたり、尙大分線鹿屋線途中回線少く相当難点あり是に大和基地の有線通信に於ける利点に付述べれば奈良国際通信の如く全国幹線の附近にありたるため、艦隊司令部として各部に至る回線は優秀なるものを選択し得ることにして民間用の分を利用すれば連絡は容易なりしものと認む

(六) 人員の状況

大和基地は3AF 53sf各司令部、近畿空、大和基地員等多数の通信科員を保有し概ね役務遂行に概ね支障なきも各基地と同様、若年兵未熟兵多く相当教育を要するものあり、艦隊として左の如き概況にありたり

(一) 空地分離制度の指令のため幹部手薄となり、特に予備士官の暗号関係者は各基地共頭数のみは充足せるも通信長級及び特准長級共相当不足し、通信長級八〇%特准長級七〇%の配員にて決号作戦に臨むこととなり、素質に於ては著しく低下せるものありたり

(二) 下士官級の不足は甚しく各基地、司令部共困却しありたり、概ね艦隊司令部九〇%戦隊司令部五〇%各隊基地二〇%乃至三〇%の配員率にして六〇一空を除き苦情瀕々たり

(三) 兵長級は概ね予科練出身者にして艦隊司令部は教育嚴格なりしため作戦実施に遺憾なき技術のもの其の大部を占むる程度なりしも、各隊基地に於ては教育の期を得ず殆んど大部分作戦に支障ある程度の技術なるものなり

(四) 上水以下は殆ど当直も出来ざるもの多く、且通信科員の大部は之等若年兵にて占めたり

(五) 司令部に於て無線通話員の養成に全力を傾注し

三、第十航空艦隊

(一) 概況

昭和二十年三月一日旧海軍練習連合艦隊解散せられ同部隊を以て作戦部隊たる第十航空艦隊編成せられ、次で逐次朝鮮九州方面所在航空隊は5AFに中部近畿地方所在航空隊は3AFに編入せられ、終戦時には基地部隊たる奥羽空と主として関東東北、北海道所在空部隊を以て編成されて居た

10AFは練習連合航空隊より編成されたので兵器施設は極めて貧弱で中には皆無の基地もあり、且通信関係員も極めて貧弱大部分は通信長も無く通信科准士官以上の配員無きもの相当あり、電信員四〜六名暗号員一〜二名というのが大部分で、簡単な基地通信も不可能であつた。中央GBに対し、兵器施設の整備強化と人員の増強を強硬に

要望一部実現をみたところもあるも概括して作戦通信実施には不安な状況で終戦となつた

(四)兵器施設の整備強化

(一)無線通信施設の整備強化

(イ)艦隊司令部通信施設

AF編制当時麾下航空隊中通信力最も大きく且中央及びGB3AFとの連絡至便な霞ヶ浦基地に司令部を設置された。当時の霞ヶ浦の兵器施設は極めて貧弱で艦隊通信実施不能の状況であつたので、敢取す隊員の手で簡易防空壕を作り、受信機(教材用受信機充当)の一部を仮装備し仮受信室(受信機数合計二〇号)及び暗号室を作り、六月下旬頃迄之を使用した

一方直に艦隊司令部の耐弾通信施設を計画実施に移し受信室(受信機三〇台)及び附属発電所(6KVA発電機一)は六月下旬完成使用可能となつた

送信所は地上一ヶ所にまとめられあつたので之を第一、第二、第三地下送信所及び附属発電所に分散を計画実行に移つた

第一送信所(送信機数最大)(附属発電所六〇KVA一台)七月上旬第二送信所(送信機数最小)(附属発電所六KVA一台)七月下旬完成使用を開始したが、第三送信所及び附属発電所25KVA(1TVA一台)は終戦時兵装未着手の状況であつた

(2)各基地の終戦時の状況

霞ヶ浦(丙施設)完備

谷田部(丙)概ね完備但し秋水関係施設未着手
百里原(乙)概ね完備但し第二受信所及び第二送信所は仮施設であつた

石岡(丙丁)未着手

筑波(丙)完備

郡山(丙施設)仮施設にて使用中本施設約三〇%進捗

第三郡山(丙)未着手

松島(乙)概ね完備

神町(乙)奥羽空本部としての乙施設は未着手、丙施設程度仮設にて使用中

各牧場

一部兵器のみ受領せる程度で殆んど完備しあら

各基地無線電話施設は霞ヶ浦、谷田部、百里原、筑波、松島は概ね完備、神町、郡山、第三郡山、石岡は殆んど未装備であつた

(二)有線通信施設の整備強化

(1)艦隊司令部の状況

艦隊司令部内及び司令部東京、GB横鎮、3AF司、関東方面各基地間は七月下旬完備した、但し計画艦隊司令部—松島基地、司令部—二郡山經由神町基地間は未着手であつた

(2)各基地の状況

霞ヶ浦、谷田部、百里原、筑波、松島、約計画の約八五%程度進捗、郡山、神町約七〇%進捗、石岡、第三郡山未着手の状況であつた

(三)見張及び射撃用竝に誘導用電波探信儀の整備強化

(1)見張用電波探信儀

谷田部、百里原、松島、郡山、完備

霞ヶ浦、神町装備を要せしも未着手

(2)射撃用電波探信儀

霞ヶ浦完備其他基地未装備

(3)誘導用電波探信儀

谷田部に装備予定であつたが未着手であつた

(四)戦闘指令所の横鎮移転問題

七月中旬10AF第一戦闘指令所を作戦上の要求に依り、横鎮に移転し霞ヶ浦に第二戦闘指令所を置くことに決定、之が研究準備及び横鎮通

信諸施設の増強に着手の状況で終戦となつた

(五) 航空無線兵器の整備

(1) 航空電信機

戦闘機艦攻陸攻は全機整備を目途に整備し、概ね完了して居たが艦戦特攻艦爆特攻は $\frac{1}{4}$ 練習機特攻は $\frac{1}{8}$ の標準で整備に努めたが殆ど要望の五〇％も整備出来なかつた、特に練習機特攻に対しては殆ど未整備の状況であつた

(2) 電波探信儀

陸攻の $\frac{1}{4}$ 標準を目途に整備に努めたが要望の四〇％程度を整備し得た状況であつた

(六) 基地視覚通信施設の整備

中央の標準に基き之が整備に努めたが、終戦時司令部及び霞ヶ浦九〇％其他の基地概ね五〇〜七〇％程度進捗せる状況であつた

(七) 人員の増強

(一) 通信科准士官以上の状況

再三強硬に要望八月下旬司令部奥羽空本部霞ヶ浦、百里原、谷田部、神町、松島各基地は概ね九〇％充員第二郡山、筑波は一部充員せられたが第三郡山、石岡には全然配員無く且霞ヶ浦航空隊は除き谷田部空、元山空、百里原空、豊橋空、松島空、二郡山空、神町空の各甲航空隊には殆ど配員無き状況であつた
而も之が素質を検討せば特准予備士官が大部で特に特准は病弱者相当あり素質は極めて低下せるものであつた

(二) 通信科下士官

下士官級の不足は極めて甚しきものあり、通信実施に支障極めて大であつた

(三) 通信科兵

兵長級は殆んど予科練出身者で上水以下は繰上げ卒業のもので之等若年兵の大部は単独当直も極めて不安の状況であつた

(四) 塔乗電信員

陸攻、艦攻には全機、艦爆、特攻機には $\frac{1}{4}$ 、練習機、特攻機

には $\frac{1}{10}$ の標準で塔乗員(偵察員)が居たが全般に素質は極めて不良であつた

(一) 通信術力向上のため執つた方策

(1) 通信術指揮官に依る兵器施設の改善整備強化の現地指揮

(2) 通信術指導官に依る通信術現地指導教育

(3) 通信関係参考諸資料の作製配布

(4) 通信諸訓練の励行

(二) 厳格なる通信鑑査の实地並に鑑査事項の速報

四、各鎮守府警備府司令部

決号作戦計画に於て各鎮守府警備府の主要作戦は水上水中特攻作戦と陸戦である、水上水中特攻作戦通信の準備に關しては別項に記述したもので此処には之を省略する。陸戦の通信に關しては既に通信隊として強化されてあつたので特に大なる事項はない。各部とも順当に準備された。

第八章 航空作戦の通信

第一節 総説

海上艦隊中心の海軍通信組織は其兵術思想の変遷に依りて逐次発達し、開戦直前に於ては、通信隊の機構を相当広範に採入れた一組織として構成されて居た。而し漸く海軍作戦主兵力化せんとしつつある基地航空部隊の通信に関しては、其部隊編成と同様独立せる通信組織を持つて居りたるに過ぎず、海軍作戦通信組織として総合統一された通信組織とはなつて居らなかつた。これは元來通信は作戦計画の一部であり、作戦に従属すべき基本的性格に基くものであり当然のことであつた。

開戦後作戦の進展するにつれて基地航空部隊が海軍作戦兵力の主体となるに到つた。

為に航空部隊の作戦通信を根幹とした通信組織に改変するを必要としたが、通信施設の増備は基地航空作戦に対する相当長期に渡る将来の見透の不明や、作戦方式に対する研究の不徹底、敵の反攻正面に対する焼眉の緊急なる要求と将来に対する準備との兼合等種々の問題に直面し、何れにも不徹底なる中間的方針を採つた為基地部隊施設の徹底的増強も出来ず、又通信隊通信がこの航空部隊の通信を全面的に負担消化する程の徹底した通信隊の強化も行わなかつた。後に到り後者の方針を採用したが時期を失し遂に手遅の感が深かつた。

一方、飛行戦隊の通信は兵器の改善発達、塔乗員の技倆共に開戦時を其絶頂として補充は消耗に伴ず逐次低下するの一途をたどつた。即ち航空通信兵器は、其性能の面に於ても取扱の簡略化等の面からしても一步も前進を認めなかつた。加うるに発動機関係から生ずる雑音の消去は、航空機の多量生産を行うに到り其認識不足から全然無視せらるるに到り、之が対策に腐心したが向上するに到らず、加うるに練度の不足、技倆の低下等質的低下に依り通信能力を著しく低下せしむるに到つた。

通信方式は殆ど変化なく、右の状況に依りて一層簡略化されて行つた。

其の一部を基地通信を以て補わざるを得ざる状況であつた。以下四項に別ち稍詳細に記述するが、機動部隊の通信並に基地航空部隊通信に關しては各作戦の経過に其要旨を記述したので簡単に記述することとし、本土防空作戦の通信及び飛行機隊の通信に關し稍詳細に記述することとする。

第二節 機動部隊の通信

機動部隊は通信計画の構想は、各作戦の項に其大要を記述した通り、開戦よりあ号作戦当時迄殆ど其思想には変化はなかつた。

即ち之を要約すれば次の通りである。

(イ) 艦隊内通信

艦隊の行動、秘匿は絶対的要求であり、亦艦隊は集結使用するを常とし、分散作戦する場合も各集団の距離は概ね一〇〇浬以内を常態とするので、艦隊内の通信は視覚通信を主用し、無線通信は遠達性なき電波による電話通信を主体とした、而も電話の確実性に対する信頼度少き点より、概ね二重乃至三重の電話組織を採用し、長波及び短波による電信組織を重複予備通信系統として採用した。

(ロ) 艦隊外通信

機動部隊の作戦上、其行動の秘匿は絶対的要件であるので、行動海域に於ける通信隊の全面的協力を必要とした。

この組織は開戦前に概ね整備し相当活潑に利用された。

これに伴い艦隊旗艦（又は対外通信担任艦）に方位測定不能なる送信機の整備を必要としたが、之が完成は十九年初頭であり、実際に作戦した十九年春頃迄には遂に実用されなかつた。

(ハ) 航空機通信

航空機通信に關しては、各作戦の経過に其の概要を記述した。更に稍詳細に關しては飛行機隊の通信の項に記述する。

(ニ) 艦隊旗艦の選定

機動部隊に於ける旗艦を母艦とすべきかに就ては夫々利害得失があつたが、我海軍に於ては終始母艦を旗艦として作戦した。

通信上からは通信能力被害に対する強靱性等よりして明かに戦艦を旗艦

とするを有利としたが、戦闘指導上からは空母を旗艦とすることは其主兵である飛行機隊を直接統率し、且偵察機指揮官を最高指揮官が直接掌握し敵情の機微なる点を知り得る絶大なる利点があり、術力迫中又は優勢なる飛行機隊を保有した戦争当初に於ては確かに多く有利なる点有して居た。

飛行機隊の術力我に不利となるに到つてからは、被害に対する空母の脆弱性は全般作戦の指導に於て屢々重要戦機にその指揮機能を喪失し作戦上重大なる影響を与えた。

而も尙最後迄母艦を旗艦とせざるを得なかつたのは戦闘指揮上の問題であり、この事項は隊内無線電話が有線電話程度に発達改善せられて居つたならば容易に解決された問題であつた。

第三節 基地航空部隊の通信

開戦当初に於ける基地航空部隊は、連合艦隊の一部隊として組織され、右に於て通信組織も各部隊、各独立せる通信組織を有して連合艦隊の通信組織の中に包含されて居た。

其後作戦の進展するに従い、基地航空部隊は海軍の主要戦兵力となつた。右の趨勢に対し基地航空部隊の通信を逐次増加され、其通信量も全海軍通信の主要なる部分を占むるに到つた。

而して航空作戦の特質上、通信の迅速性は特に重視されるのは当然で之に協力する通信隊通信能力は、機材、人員両面に於ても之等航空部隊の要求に應ずるには程遠きものがあり、其作戦上の要求に基き航空部隊自体の通信能力の強化が要望された。通信組織に於ても連合艦隊の通信組織内に相当広範に綜合統一の方向へ向つて改善せられつつあつたが、基地航空部隊の通信を主体とする程には綜合されず、基地航空部隊として独立の一通信組織を増強されて行つた。

為に海軍通信全般から之を見れば二大通信系統を有することとなり、航空部隊通信は作戦通信、通信戦通信は常務通信系統と見られる様になつた。之は申す迄もなく戦備の面から見るも著しき資材の損失であつた。この時機に於て、通信隊の通信機能を著しく増強せしめ、之により、通信隊

の放送通信を強化し、更に通信隊間の固定通信に機械通信を採用し、且信隊の要務処理機能を強化したならば充分通信隊通信を利用して円滑なる作戦通信は可能であつたと思われる。

斯くして強化を計画した航空作戦通信の中核は木更津、大和、鹿屋、小崗山（高雄）、クラークフィールド、テニヤン、トラツク、ラバウル、セレーター（シンガポール）等であり、之等の内、台湾及び内地方面所在のものは、其後の戦況に應じ何れも予備施設として副中核を持つ強靱性ある組織となつた。

基地航空機が激進化するに伴い、縦深に分散配備せる基地群よりなる配備と各基地に於ける分散が要求され、之に附随する無線電話網の配備を必要とするに到つたが、右に於て兵器なく、この時機に於ては新兵器を製作するの余裕なく、艦船用の小勢力兵器を基地に流用することにより、之に於けるの止むを得ざる状況であつた。

基地飛行機隊の通信に關しては別項に記述する。

第四節 本土防空作戦の通信

第一項 概 説

本土の防空は陸軍の担任であり、海軍は、軍港要港地区の防空を担当した。従つて防空作戦の中核機関は各鎮守府及び警備府であり、通信機構も右の線に沿ひ各鎮守府、警備府の防空計画に伴ひ計画整備された。

戦争進展し、本土が直接B二九の空襲を受くるに到り、其一部に変更を加えたが大宗に於ては変化はなかつた。

情報機関の陸海軍統一特に見張電探の陸海軍統一指揮に關しては、陸軍側より相当積極的な要望があつたが、海軍に於ては自衛の必要上又通信上に於ける統一至難な実状等より、機能の著しい低下を虞れ陸軍の要望に反対し、相互に一層緊密なる連絡をとることとし現状のまま終始した。

第二項 本土防空作戦通信整備計画要旨

一、要 旨

主要基地群の所在並に従來の実績に徴し敵の主來襲方向概ね推定し得るので、情報通信系統を右に於ける如く整理強化し、極力早期に敵を捕捉

之を所要の機関に迅速に通達すると共に指揮通信系統を邀撃戦闘部隊の配備に最も適する如く整備強化し、邀撃戦闘実施に資せしむるを本旨とす。

二、方針

(イ)各鎮守府、警備府に防空情報中枢を置くと共に担任地域の広狭、防空戦闘機部隊の配備等に応じ、所要邀撃戦闘機指揮中に副中枢を設置す

(ロ)情報中枢と邀撃戦闘指揮中枢とを合致せしむ

(ハ)通信は有線、無線併用とし「ラジオ」に依る平文放送を極力利用す。

(ニ)陸海軍情報の相互利用を一層有効ならしむる為、相近接せる電探見張所間に有線通信を新設す

(ホ)見張所の情報報告要領を陸海軍統一すると共に情報通達要領を改善、各部に於ける情報利用を資せしむ

三、要領

(イ)情報並に防空指揮中枢

主中枢 大湊、横須賀、大和、舞鶴、呉、佐世保、鹿屋
副中枢 千歳、木更津、明治、大阪(情報のみ)、松山、大分

(ロ)見張通信組織整備の方針

(一)対本土空襲部隊の主來襲方向を左の如く推定

- (1)マリヤナ基地群よりする來襲
- (2)比島(沖繩)基地群よりする來襲
- (3)支那方面基地群よりする來襲

(4)アリニューシヤン方面基地群よりする來襲
右に応ずる如く通信系統を整理す

(ニ)敵機動部隊に対する警戒は右に限り応じ得るを以て特に考慮せず。

(ハ)見張通信網の整備

(イ)情報中枢は施設並に防空の分担等に鑑み各鎮守司令部とし、新に鹿屋及び大和を追加し、鹿屋は九州南部、大和は近畿を主とする地域の中核とす

(ロ)原則として主中枢を中心とする概ね一二〇哩圏内所在の見張所を該

中枢の指揮下に入れ一情報組織を編成す

(ニ)見張通信系の組織

(一)作戦通信系と常務通信系は原則として之を分離す。作戦通信系中報告通信系と指揮通信系の完全なる分離を建前とし、施設の關係上止むを得ず報告と常務を同一系を共用するも指令系は必ず分離す

(二)有線通信は各所属情報中枢及び最寄航空基地に連絡せしむるを建前とす

(三)通信系

通信系	要領
報告通信系	一、対局通信を理想とするも中枢に於ける通信施設人員、電波配分の困難等の為、距離略同一にして離隔せる見張所二乃至三を同一電波に包含するを標準とし各組織三乃至四の報告系を設置す 二、本通信系は見張所よりの報告通信に専用し放送通信とす 三、施設なき場合等情況に応じ常務通信に併用す
見張指揮通信系	一、同一方面(予想進入方向)別に二乃至三通信系に区分す 二、電話放送とするを建前とするも特に遠隔し電話通達困難なるものは報告通信系を兼用す 三、見張指揮に専用す 四、有線通信には一齊指令装置を附す
常務通信系	一、所管地域に所在する全見張機關を一通信系に包含するを原則とし、特に距離の關係上別個の電波を必要とする場合は二ヶ通信系とす 二、他通信系と独立に設定するを本旨とするも情況に依り報告系と兼用す

(ホ)防空情報通達

(イ)情報中枢に於て蒐集整理せられたる情報を迅速に各部に通達、各部に於ては最も迅速有効に之等情報を利用し作戦若くは自体の防衛に資し得るを本旨とす

(ロ)情報の通達は無線電話及び有線電話の放送とし、各部指揮官が直接

之等情報の利用を可能ならしむ
 (三)地点表示の方法を左の通り一定す。各主中枢よりの方位距離を以て表示す

〔例〕
 第〇目標、〇〇度〇〇分、高度〇〇〇、進路〇〇

(四)受信機の整備を急速実施可能ならしむる為、電話放送には中波を使用することとし、右に基く通信能力の不足を補う為、副中枢を利用する外、長波に依る電信放送を併用す

(五)通信系

通信系	要領
防空情報放送通話系	一、中波無線電話放送とす 二、各防空中枢は隣接地域の情報放送を傍受し、所要の資料を包含せしむ
防空情報放送通信系	一、従来の防空情報放送通信系を利用す 二、隣接地区の情報聴取を便ならしむる為、各隣接地区の電波を異ならしむ

(六)指揮通信系の組織

通信系	要領
防空指揮通信系	一、防空戦闘機部隊に対する作戦命令の傳達に専用す 二、放送通信を建前とし情況に依り交信を行う
有線通話系	有線通信系は通話系一系のみとし有線通話に主用状況に依り有線通信に採用す
防空指揮通話系	一、防空戦闘機部隊に対する作戦命令の傳達に専用す 二、電話通信を建前とす、情況に依り交話を行う

(七)防空戦闘機の地上指揮通信系

(一)小數なる防空戦闘機の機動戦に應ずる為、情報放送通信系を新設、各地域毎に情報中枢より防空戦闘に必要な情報を放送し、該地域に行動する戦闘機は之を傍受行動す

(二)防空戦闘機の隊内指揮並に地上指揮の為、簡項と別個の指揮通信系を設置す
 (三)通信系

通信系	要領
情報放送通信系	一、在空及び待機戦闘機に対する情報の傳達に専用す 情況に依り地上指揮に副用す 二、甲種短波に依る電話放送を建前とす 三、電波区分は部隊配備、担任地区等の区分に合致せしむ
指揮通話系	一、戦闘機隊の地上指揮及び戦闘機隊指揮官の隊内指揮に専用す 二、乙種又は丙種短波を充當す

第三項 整備経過の概要

本土防空作戦通信整備計画は昭和十九年十一月敵の我本土大空襲必施の情況に立到り急速実現のこととなり、計画直に実施の準備に移行せられ、昭和二十一年五月迄に一部工事を要するものの外概ね完成した。

其後B二九の空襲激化し雲上攻撃益々強化するに到り、内陸に於ける電探の整備並に戦闘機誘導装置の整備促進の要切なるものあり、一方内陸用電探の整備は整備能力に於て殆ど余力なかりし実状並に本土防空は元來陸軍の担当なるに鑑み、航空基地警戒用の電探を以て之に充當することとし戦闘機誘導装置の整備に余力を傾注することに努力したるが、実現に到らずして終戦となつた。

第五節 飛行機隊の通信

第一項 概説

飛行機隊の通信組織並に其運用は、開戦前支那事變の戦訓を加味し、概ね其思想統一確立せられ、塔載兵器に一段の改善が加えられぬ限り不動の域に達して居た。

塔載兵器は開戦後大なる進歩を示さず、却つて資材の逼迫するに連れ品資の低下を示した。

一方、塔乗電信員の技倆は其消耗累加するに従い逐次低下するに到り、結局航空通信組織は技倆に応じ簡略化して行つた。特に航空通信能力を著しく低下させた他の原因には発動機関係よりする雑音であり、之が消去対策は研究し力策確立し居りたるに拘わらず、航空機の多量生産が行われるに到つて全然顧みられざるに到り、技倆低下と相俟て急激に通信能力を低下せしめた。

戦闘機通信は開戦前通信に依る訓練を強行した。

戦闘機通信は無線電話に依るのが最も有利であり之が本道であるが、制空隊として攻撃隊と行動を共にする関係で、塔載兵器通達能力の關係上電信に依らなければ二〇〇哩の通達は不能であり、保安上止むを得ず電信通信を強行せざるを得なかつた。

作戦上の要求に基き戦闘機塔乗員に相当な負荷を与えたが、開戦初期の戦闘機塔乗員は克く困難を克服し作戦行動に遺憾なき技倆を發揮した。

第二項 通信組織

一、電波組織

作戦部隊の使用電波は使用上の区分に従ひ、甲、乙、丙の三種に区分使用した。

電波組織	通信内容
甲種航空機通信電波	重要作戦事項及び艦隊全般に關係せし事項の通信に使用する
乙	一、戦隊(又は右に準ずる部隊)に關する作戦通信 二、戦隊毎に異目的を攻撃する場合の通信
丙	一、各基地又は母艦と飛行戦隊との通信 二、掃投保安通信

二、電波配分標準

区分	甲中短	乙中短	丙中短	甲長	乙長	丙長	超短
攻撃隊	常	補	常	常	常	常	常
索敵隊	常	補	常	常	常	常	常
哨戒隊	常	補	常	常	常	常	常

記事

(1) 丙種長波は主として掃投方位測定に使用する

(2) 攻撃隊指揮官機には戦闘機(制空隊)用甲短をも併用せしむることあり。

三、通信系組織

制空隊	常一又は常一
対潜直衛隊(被)	常一
上空直衛隊(被)毎に	常一
邀撃哨戒隊	常一

備考	無線掃投(機上測定)	同右(短波測定)	方位測定通信(長波測定)	対△通信	対潜直衛通信	上空直衛通信	制空隊通信	攻撃隊内通信	隊外通信	航空一般通信
	↑↓上音	↑↓音	↑↓音	↑↓音	↑↓音	fc ↑↓音	fc ↑音(誘) ↓音(攻)	↑↓音	↑↓音 他隊 ↓	↑↓音(信) ↑↓音(攻) ↑↓音(索) 及び ↑↓音(觸)
	「長」	又は「中」	測定「長」	「短」又は「中」	「短」又は「中」	「短」(電話)	「短」(電話)	「超」	「短」又は「中」	「短」又は「中」
	音	音	音	/	(被)	(被)	△fc	△(攻)	音	音
	一方通信	右同	統制通信	時間通信(協定に依る)	右同	自由直接交信	自由直接交信	自由直接交信	音を中継機所とし直接交信を行わざるを例とす	自由直接交信、必要に応じて統制通信

略記号	攻 攻撃隊、索 索敵隊、偵 偵察隊、触 触接隊、哨 哨戒隊、直 直衛機隊、被 被直衛艦船、誘 誘導隊、統 統制艦所、又は「超短」「短」「中」「長」波長
-----	---

第三項 無線兵器

一、無線兵器搭載標準

各種航空機の無線兵器搭載の標準は左の通りで各搭載兵器に対し三〇%の補用器材を各飛行機隊に供給した。
各種飛行機の無線兵器搭載標準（電探を除く）

機種	隊外通信用	隊内通信用	方位測定機	記事
大型機	N ₃ (R ₃)×2	U ₄ ×1	1	戦闘機隊誘導機は別にN ₁ ×1を搭載す
中型機	N ₃ (R ₃)×1	U ₄ ×1	1	
二三座機	N ₃ (NR ₂₃)×1	U ₃ ×1	1	
単座戦闘機	N ₁ ×1		1	

二、無線兵器の変遷

(イ)第一段作戦

昭和十六年末期に於ける航空通信兵器の状況は大体第一表の通りであつて、各兵器共統々生産され、各機種何れも概ね正規の装備をせられ又兵器自体も故障が比較的少く、機上電信員も素質優良であつた為に自分で兵器整備に従事していた。

従つて諸戦期の各方面の戦闘では兵器の故障による連絡不良、通信困難等の為に作戦に支障を来したと云う様な戦訓は殆どなく、然も各飛行隊に一名程度の僅少な無線兵器整備員が克く精兵振を發揮し、搭乗電信員の協力と相俟つて遺憾なかつた。

一方、中央方面に於ては其の後の作戦海域の拡大及び飛行機の性能向上とから要求される能力の向上と材料統一、大量生産等の見地から、規格品生産とを考慮して第二表の新兵器を試作実験することとなつてきた。

第一表 開戦時実用通信兵器概要

名称	用途	周波数範囲 (KC)	入力 (Wat)	重量 (kg)	備考
九六式空三二号無線電信機	二座機	長 500~10000 短 100~500	100	15	送信機は受信のみ、主として対艦用として設計されたもの、電信電話専用
九六式空三三号無線電信機	多座機	長 500~10000 短 100~500	100	15	長波は受信のみ、送信機は速隔管式、送信機共水晶製、楽音送信可能
九六式空四号無線電信機	多座機	長 500~10000 短 100~500	100	15	長波は受信のみ、送信機は速隔管式、送信機共水晶製、楽音送信可能
一式空三三号隊内無線電話機	二三座機	5 MC ~ 5 MC	10	10	米國製「クルシ」の一方位置測定機を國産化したもの
九八式空四号隊内無線電話機	多座機	5 MC ~ 5 MC	10	10	米國製「クルシ」の一方位置測定機を國産化したもの
一式空三三号無線投方位測定機	小型機	100~1000		6	米國製「クルシ」の一方位置測定機を國産化したもの
零式空四号無線掃方位測定機	大中型機	5~1000		6	米國製「クルシ」の一方位置測定機を國産化したもの

第二表 開戦当時の試作実験兵器

名称	用途	周波数範囲 (KC)	入力 (Wat)	重量 (kg)	備考
三式空一無線電話機	戦闘機	500~10000	100	10	九六式空一より性能向上したもの

一、送信は水晶制御自動発信共可能（隊内電話を除く）
二、受信は自動のみ（「」）
三、長波送信は総て垂下空中線七五米を使用す

記 使用真空管が多種類となり混雑を阻害するので極力種類を少くし互に有たせる様にした 即ち 送信管 原振用 FZ—〇六四A 増巾用 FB—三二五A FM—二A〇五A	一式空三号無線電話機改	二、三座機	三〇MC—五MC	三六—三	使用真空管の統一
	九六式空四号無線電信機改一	多座機	五〇〇〇—一五〇〇〇	三〇〇	周波数帯を拡大する
	九六式空二号無線電信機改一	二座機	長短 五〇〇〇—一〇〇〇〇 三〇〇〇—五〇〇〇	一〇〇	望 使用真空管の統一
	三式空五号無線電信機	基地用	三〇〇—一〇〇〇〇	×三〇	基地専用の移動可能電信機
一式空三号無線電信機	三座機	長短 五〇〇〇—一〇〇〇〇 三〇〇—五〇〇	三〇〇	〇	九六式空一号同空三号の特徴を合し機上用優秀電信機

(四)第二段作戦

第一段作戦は極めて順調に経過し作戦海域は非常に広大となり、特にソロモン方面が主戦場となつて来た。処が電波通達試験が此の方面に就ては資料がなかつた為に意外に周波数の問題が重要となり、特に夜間短波不達が大きく作戦に影響してきた。即ち短波は元来夜間通達は昼間に比して悪いのは周知のことであつたが、内地に於ては左程問題とならずに居た。南方航空作戦で特に夜間飛行が多くなつて見ると、之迄常用してゐた五〇〇〇—一〇〇〇〇 KC の電波では極めて通達が悪く、此の為に索敵機の敵発見報告が不達となり作戦に齟齬を来すことが頻発した。其処で重大問題となり、当時の兵器に是非其中波帯を附加する必要が起り、直ちに研究実験に移り十七年末より、九六式空三号を皮切りに中波帯(二五〇〇—五〇〇〇 KC)を附けられ実施部隊に出された(但戦闘機を除く)。又此の空中線には長波用の垂下空中線の一部を使用すると云ふ応急的方法が採られた。此の中波帯の電波測定法が従来の短波測定の様でなく、取扱法が仲々末端迄徹底せず、人的素質低下の問題も加つて、終戦迄中波は完全に駆使する

に至らなかつた。然し兎に角中波使用が可能になつた為に夜間通信が可能となつたことだけは確である。

ガ島作戦を転期として敵が反攻を開始し、莫大な物量を注いで来たのに対し、我方は之に対応するに必要な兵器も之迄の様な精巧一点張で材料生産に隘路を生ずる方法では間に合わなくなり、性能を左程落さないで量産し得る様に材料や製品の規格統一、構造の簡單化を計る様になつた。

右の趣旨で行われた兵器の主な改造試作の概要は次の通りである。

(一)各種種用十八試兵器(十八年度試作の意)の試作実験

(二)各種兵器の防塵防水用前蓋の廃止

(三)各種兵器内の継電器の節減

(四)ネオン管の使用制限アルゴン管の使用

(五)アルミニウム、銅等の材料の代りに製材、木材の使用

以上は昭和十八年度以降順次研究実施された。

十八試用兵器の概要(電測兵器を除く)

名称	用途	周波数範囲	KC	電力 Watt	重量 kg	対地 能力	備要
十八試空一号無線電話機	戦闘機	五〇〇〇—一〇〇〇〇	一〇〇	三〇	三〇	五〇	構造取扱を簡單化し且音質を向上
十八試空三号無線電信機	戦闘機 以外各種	三〇〇〇—一〇〇〇〇 三〇〇—五〇〇	三〇〇	三〇	三〇	三〇	遠隔管制も可能とし且各種に共用し得る如くする。製作工程を要する之を簡單化する
十八試空五号無線電信機	基地用	一〇〇—一〇〇〇〇 (全波)	三〇〇	?	?	三〇	六個の同調「ユニット」を挿換式に使用合板材を用う
十八試無線掃射方位測定機	各種	三〇〇—五〇〇	三〇	三〇	三〇	三〇	碎型空中線を二種作り大型機用、小型機用に分ける
十八試空八号無線電信機	落下傘部隊用	三〇〇—一〇〇〇〇	三〇	三〇	三〇	三〇	完成次第他機種に及ぼすものとする
十八試機内通話機	三座機				七五		

(ハ) 第三段作戦前期 (一八・二一・一九・一〇)

太平洋全域に互る大消耗戦の結果、特に搭乗員は訓練養成した優秀者を殆ど喪い、之が補充の為に短期大量養成をした搭乗員が前線部隊に配属された。其の為通信技術の拙劣に加えて兵器の取扱整備は著しく不良となり、更に兵器自体も各種の原因から粗製乱造品を検査することなく実施部隊に供給した為に、各部隊共兵器の故障が頻発し、多数の部隊から通信の不運、不如意の為に作戦に影響したと云う戦訓が殺到した。

此の時機の実用兵器及び試作兵器は次表の通りである。
実用兵器一覧表

名称	用途	周波数 KC	電力 Wat	重量 kg	対地能力 (哩)	摘要
三式空一無線電話機改一	戦闘機	5000~10000	100	30	対地 1000	十八試空一號の制式化
九六式空二無線電信機改一	二座機	11000~10000	100	30	対地 600	改一に対し中波帯を附加した物で受信機の故障が多い
九六式空三無線電信機改一	三座機	11000~10000	150	50	700	中波帯を附加した物の
二式空三無線電信機改一	三座機	11000~10000	100	30	250	中波帯を附加した重量容積を増した
一式空三隊内無線電話機	二、三座機	3000~5000	50	25	200	機体配線が不良の為故障が多かつた
九八式空四隊内無線電話機	多座機	3000~5000	50	30	300	真空管不良のものが多かつた

第三期試作改造実験兵器

緒戦期に同じ
各隊共殆ど活用しない様になつた

(ニ) 第三段作戦後期 (一九・一一・終戦)

敵の反攻速度は俄に急調となり、之を邀撃する為に各部隊間の通信は非常に重要であるにも拘らず、一般に通信力は低下の一途を辿り、作戦遂行上重大な支障を来すに至つた最も大きな問題は、非常に増加した粗製乱造品の取締、試作実験兵器の急速実用化であり、之に因つて全力を注がれた結果、製品も幾分改善し、又第五表の試作兵器も二十年三月頃迄に実験を大体終了し実用し得る域に達したが、一方「B-二九」の空襲は一段と猛威を逞しくし、各種部品工場、真空管工場等が相次で崩壊し、更に又工場疎開による生産力低下等の為に兵器は実施部隊の需要を到底満足させることが出来なかつた。

其の後本土作戦を予期するに至り、全面的に特攻作戦を実施される様になり、此の特攻機用簡易通信兵器が必要となり、小型送受信機の試作実験に努力されたが、決戦場に臨む迄に至らなかつた。

終戦期に於ける主な兵器の改造試作、生産管理の状況は大体次の様である。

- (一) 九六式空二無線電信機改二の生産停止 (部品欠乏)
- (二) 九六式空三無線電信機改一の生産停止 (同 右)

名称	用途	周波数 KC	電力 Wat	重量 kg	対地能力 (哩)	摘要
同右 改三	同右	同右	同右	同右	同右	受信真空管を全部ソラに変更する
十九試空三無線電信機	二、三座機	11000~10000	100	30	1800	十八試空三號は欠点が極めて多い為試作変更をしたもの
十九試空四無線電信機	多座機	同右	同右	同右	同右	十九試空三號の送信機を遠隔管制式としたもの
十九試空九無線電信機	救命機	同右	同右	同右	同右	不時着搭乗員の遭難電報を發する為の無線送信機、受信機なし
十九試空十送受信機	敵艦隊上下官投	同右	同右	同右	同右	敵艦隊の方位測定する為の電波を射送する特殊投下用送信機
十八試隊内通話機改一	三座機	同右	同右	同右	同右	十八試の真空管をソラに変更したものを

- (三) 二式空三号無線電信機改一の生産停止(同 右)
- (四) 九六式空四号無線電信機改一、改二の改造(還納品に対する中長波 附加)

- (五) 十九試空十号送信機の試作実験中止(実施困難及び実用価値疑問)
- (六) 十九試空一号無線電話機の試作(三式空一号の改良量産型化)
- (七) 十九試空三号無線電信機の量産促進(右記各兵器の代替)
- (八) 特攻用送受信機の試作(小型重量二〇瓩以内のもの)
- (九) 秋水用受信機の試作実験(ロケット機「秋水」専用受信機)
- (一〇) 試空隊内無線電話機の試作実験(隊内電話の能力向上対策)
- (一一) 十九試空無線掃投方位測定機の実験促進

第五表 新試作兵器の概要

名称	用途	周波数範囲	KC	電力 Watt	重量 kg	対地(漕)	概要
九六式空四号無線電信機改三	多座機	2500~10000	1000~2000	100	100	短波	改一、改二に対する長波帯の附加改造
十九試空一号無線電信機	戦闘機	4000~8000	100	100	100	電話	周波数帯変更及び三式空一号の量産型化
秋水用 受信機	秋水	5000~10000				九電話	三式空一号から受信機のみ分離した
特攻用 電信機	特攻機	4000~8000			以上	100	近距離通信に重点をおく
二十試空隊内無線電話機	二、三多座機	30000~50000		15	三	三対機	エーコン管を使用せず、従来のものより能力明瞭度増大

備考

右の中実用に移し得たものは九六式空四号無線電信機のみであった

(兩) 兵器関係の諸問題

(一) 戦闘機電話の能力向上

戦闘機用電話は空戦並に邀撃戦を行う上に是非共必要なものであるのにも拘らず、余り良く通達しないとの理由で使用しない部隊が次第に増加し、又元來戦闘機搭乗員は無線に対する觀念に乏しく、兵器の不完全と云う点も影響したが、之をこなして活用しようとする

熱心な士官は響々たる状況で、之が戦闘機通信の不良の最大原因であつた。

三式空一号が出て能力も向上し取扱も容易となつたが、此の整備に力を注がず放置し、特に電磁遮蔽に意を用いない為に通達不良の部隊が大部分で、無線に就ては他機種よりも一段遅れた状態で終始した。

(二) 電信機遠隔制

電信機を遠隔管制することは次の理由で必要であつた。

- (1) 空中線を能率の良い状態で展張する
- (2) 座席通りに電信機を置く余裕のない場合に用うる
- (3) 操作を簡単にする

遠隔管制可能な電信機は、始め九六式空四号無線電信機があり、大中型機に装備された。二式空三号電信機も当初は遠隔管制可能な計画であり、試作も行ったが量産を行いつた沙汰止みとなつた。然し九六式空四号は中波送信不能の為に二式空三号搭載を必要とし一式陸攻二二型以降に於ては、電信席を指揮官席よりずつと離れた後方に置かなくてはならない様になり、機内連絡上不具合で、特に夜間攻撃等に於ては錯誤を生じ易い上に費消時が大で、戦闘実施上非常に不便を感じた。又小型機に於ても電探其他搭載兵器の数を増し電信機を装備するスペースが少くなり遠隔管制の必要は益々増大した。

戦闘機電話は三式空一号から遠隔管制を行い成績良く、電信機は最後の十九試空三号に至つてやつと復活したが、実施部隊に出る迄には至らなかつた。

第四項 飛行機の無線機装

一、無線機装の變遷

無線機装は当初は(昭和 年迄)は電信機のみであつたが、新兵器の出現によつて次第にその数を増加し、更に電探を搭載するに及んで一機で五種の無線兵器を装備する様になつた。

二、各機種無線兵器搭載標準

其の他の機種も大体に於て右と同様である。

尙終戦直前、超短波隊内電話用空中線として尾翼饋電を採用することとなり、資材も各空廠に發送したが極く一部を除き実施するに至らなかつた。

四、艦装状況の変遷

開戦当初に於ける飛行機艦装と云うものに対する考えは、操縦者関係のものを除いては唯取付ければ良い使えれば良いと云う域を出なかつた、特に通信関係の艦装は後に述べる理由の為に定められた数兵器を何とか空いた処を探してくつつけると云う程度であつて、真に戦闘状態を考慮し或は電信員の飛行中の乗務と云うものを深く察して行われたものではなかつた、従つて無線兵器を全幅活用してその全能力を發揮させるには至らなかつた。

即ち艦装と云うものに対して一般に甚だ輕視していた訳である。

処が実戦の経過に伴い、艦装が戦闘に及ぼす影響が相当大きいものであることに気付き、更に新しい兵器の出現等の為に根本的に艦装方針の確立と云うことが叫ばれ、空技廠飛行機部の中に兵装班が誕生し、兵装艦装を専門に研究することとなつた。無線通信に就ても此処で研究も行ったが専門の士官が居らず、横空の職員が兼務する様な貧弱な陣容であつた、然し之によつて艦装と云うものに対する觀念が相当程度改められたことは事実で、又その後の試作機に於ける艦装は従前のものに比し改良された処が少くなかつた。

然し乍ら一方、十八年末頃より各部隊の人的素質低下に伴つて、兵器の取扱が甚だしく粗暴となり、故障兵器が続出した為兵器の信頼性を失墜して、遂には之を装備しない様な事態を惹起した処が多かつた、即ち各機種に於ける方位測定機、戦闘機用電話機、各機種隊内電話機等はその顯著なもので、殆どの部隊が之等の兵器を実用しない様になり、纔に電信機のみが辛うじて操作されたと云う迄に情ない状態となつてしまつた、又飛行機会社の艦装工事も頗る悪く、特に機内配線が機体附属となつてからは監督、検査不良の為に誤配線や高圧のアーヌ或はボンディング不良等が続出し、兵器の性能發揮に大なる支障を來した。

此の様に事艦装に關しては、米独等に比し極めて立遅れた状態に終始し之を立直らうとした努力も各部の障碍の為に遂に実施し得ず終戦となつた。

五、艦装不良の戦闘に及ぼした影響

電信機の艦装は艦装の中でも最も悪く、電信員は極めて使用し難い状態で兵器を操作し、又兵器の性能も大分抑えられたがその具体的例を挙げれば左の様なのである。

(一) 電信機の装備、緩衝不良に基く雑音發生の為、受信困難若くは不能に陥り重要電報の受信洩を生じた

(二) 電信機位置不良の為に機上高空に於ける操作に甚だ困難を感じ、遂にはこの為に調整粗漏となり受信洩を生じた(二式飛行艇、一式陸攻二二型等)

(三) 機内配線不良の為、飛行機受入後兵器が作動せず、整備に長時間を要し、又全然修復不能のものも相当あつた、此の為作戦用飛行機を一部修理に割かなくてはならない必要を生じた

(四) 発動機点火系燈のシールドリング及びボンディングが不完全な為に雑音が甚しく通信不能のものが多かつた

(五) 取付支基の寸度が違ふ為、その都度現場合せの必要を生じたことが屢々あり貴重な時間と努力を無駄にした

六、艦装不良の原因

艦装が終始劣悪であつた諸原因は種々あるが、左の如く大別して考えることが出来る。

(1) 艦装計画の欠陥

(一) 兵装のみに重点を置き、それを如何に艦装するやと云うことに關しては無関心な氣風が瀾漫していたこと

(二) 艦装専門の研究部員が昭和十九年迄無かつたこと

(三) 無線艦装は特に實際に使用する搭乗員が下士官兵である關係上、適切な改良意見を上申せず、又あるも途中にて無視され艦装關係者の耳に届かなかつたこと

(四) 無線兵器の設計、研究者は飛行機艦装に參画せず、単に与えられた

重量、容積、能力のみを考慮して事に当り、使用するものの実情に極めて疎かつたこと

(四) 機体艤装の設計、試作に従事し、飛行機会社の電気関係技師は、無線兵器に関する智識は皆無に近く、況や之を取扱う等は思いも依らず、単に与えられた容積のものを空所に取付ける大工仕事に過ぎず兵器の性能を發揮させる様な具体的意見を持合せなかつたこと、即ち飛行機会社には無線専門技師が居なかつたこと

(五) 試作機審査は概ね飛行性能審査に終始し、徹底した兵器審査特に無線艤装は後廻しとなり、完成を急ぐ為遂に行われなかつた機種も多数に上つたこと

(六) 実用実験に於ける通信関係審査は、概ね士官自ら当らず(十九年以前の一部機材は実施した)特務士官、下士官に放任された為、適切なる審査を行ひ得なかつたこと

(四) 計画せるより遙に艤装の不良であつた原因

(一) 飛行機会社に無線技師がなかつた為、之を重視せず、工員が手を抜いても看破し得なかつたこと、又会社自身も生産を急がせられると故意に手を抜いたこと(例、ボンディング線を装備しないものが屢々あつた)

(二) 現場合せを要する工事が多かつた

(三) 工場監督官は資材蒐集に熱中し、肝心の生産機の検査を怠つたこと
(四) 実施部隊に於ては十八年末頃より急速に技倆低下し、正規の艤装を実施し得なかつたこと

以上の様に原因は多数あるけれども、その最も根本的なものは艤装と云つたものを軽視して、その戦闘力に及ぼす影響に無関心であつたことが最大原因である

第五項 通信 実施

一、交 信 法

(イ) 開戦前の状況

昭和十二年海軍無線交信規程が制定せられてから、海軍全般の通信は総て此の條項に従つて行われた、當時に於ては一般通信を実施する上

に先づ申し分ないと思われる規程で、各部隊にも充分普及して順調に実施された

此の規程は内容を大別して一般交信法と特殊交信法に分けられた一般交信法

普通の状態に於ける二艦所或はそれ以上の間の交信の方法を規程したものの、電報は相手艦所の応答及び了解を得て終了することになる

特殊交信法

(イ) 放 送

受信艦所の応答了解を求めず一方的に電報を送るもの

(ロ) 間 接 交 信

電報の受信艦所と直接に交信せず、第三者と交信して傍受させるもの

(ハ) 照 校

受信誤を校正する方法

(ニ) 統 制

自由直接交信を行わず、一艦所が統制して行う交信

(ホ) 停 信 復 信

電波又は艦所を指定して電波の輻射を禁止(復活)せしめるもの

(ヘ) 遭 難 電 報

遭難した場合に発する救助を求める緊急信号

(ト) 時 刻 整 合

正確な時間の整合法

(チ) 電 波 整 合

標準の電波に整合する方法

大体以上の様に分類され、特殊交信法はその名の示す通り特別の場合のみ用いられるものであつた

航空機通信に於ても此の交信規程をその儘適用したが、元來艦船及び局所通信所に作られたものである為に若干不具合な点があつた、然し之を布衍解釈して実際の通信には余り支障を来さなかつた

(四) 特定交信法の発生

航空機通信は他の一般艦所通信と種々な点で異り、特に左の様な特性がある為に従来の交信法では不充分となり、特定交信法なるものが発生した

(一) 緊急信が多いこと

(二) 同一電波に出現する機数つまり無線艦所が他に比し多いこと

(三) 電信機の信頼性が地上のものに比し劣っていること

(四) 一般通信に比べ信交が簡単な戦術通信が大部分であること

(五) 短時間に急激に通信距離の変化が大きいこと

(六) 中継通信は殆どないこと

以上の結果として次の事項が必要となつた

(一) 特に技倆優秀なものでない限り連絡通信を必要とした、而も電波管制中に於ては、之は極力行わぬ様になくはならない矛盾があつた

(二) 所要暗号符号以外の交信用の符号を極力短縮すること

其処で此の状況に適應する様な特定交信法なるものが各部隊で計画試作された、その内容は前二項を具体的に定めたもので大同小異であつた

(イ) 特定交信法の影響

特定交信法は前述の様に航空機通信の特性上必然的に発生したものであるが、之を中央で統一せず各部隊の実施を放任した結果、次の様な不具合を生じて来た

(一) 当該部隊の通信以外には適用出来ないこと

(二) 他の部隊と連合して作戦する場合には一々事前協定を必要としたこと

(三) 他部隊の通信を傍受しても発受信艦所が不明な場合が多いこと

(四) 搭乗及び地上電信員は転勤毎に新部隊の特定交信法に早く習熟する

必要があり、数回転勤或は部隊の所屬が変更すること等の為に記憶が混乱して通信の円滑を欠くことがあり、却つて趣旨に反する様な事態が屢々起つた

斯う云う状態となつたので、昭和十八年末頃から航空機通信の実情に即した新しい交信規程を中央で制定を要望する声が大きくなり、通信防衛対策委員会の所掌事項の一項目として軍令部九課、通信学校及び横須賀航空隊の関係者が主体となつて新交信規程(航空機用)の制定を計画される様になつた

(二) 新交信規程の生誕

新しい交信規程の編纂は、実情に合う様になるべく速に行う必要があつたが、長年に亙つて通信関係員に滲みこんでいる交信法を変更すれば一時的にもせよ混乱が起るの明白で、更に不具合な点があつた場合に二回、三回と訂正すれば、既に技倆素質の相当低下した状況であつて支離滅裂となる懼があるので、決定迄には慎重な態度を採つた。

各部の研究を綜合して作つた新交信法の主旨は、放送通信を主体とした交信を主眼とし、五種類の交信法を定め、その一つに航空機用交信法を含ませることとなつた、航空機用に就ては軍令部、通校、航空三者が屢々会合して訂正した上、通信学校及び横空で実験を行い最後の修正を行つたのが昭和二十年一月であつた

新交信規程として変更した主な点は

(一) 交信規程(航空機用)抜萃を作製して、航空機通信関係者は繁雑な他の地上交信法を知らなくとも、充分交信し得る様に簡略化したこと

(二) 応信解信標準を飛行機隊編制に適應させたこと

(三) 通信統制艦所の呼出符号を共通符号としたこと

(四) 各部隊の特定交信法の長所を取入れたこと
等で電報用紙等も一種類に統一し、機上の使用を便利なものとしたのであつた、而し斯くして作られた新交信規程は実現を見ずして終戦となるに到つた

(四) 特攻機隊通信

二十年に入つてからは特攻攻撃が非常に多くなり、此の部隊の通信は特殊なものとなつた、即ち敵発見と突入直前を基地に報告するだけで従来の様な交信は必死の攻撃に到底望むことは出来ず、勢い簡単な略

語を放送するのが精一杯となり、各部隊で各個に略語を制定した、然し此の略語制定に當つて、艦隊として統制せず末端の飛行隊任せとなつた為に経験のない者が法規に準拠せず作製した結果乱脈となり、司令部等に於ては各隊の略語を壁一面に張り廻らして対照受信する繁雑性を生じ、又他の部隊では傍受するも意味不明で戦況判断に支障を来す等不具合な点が多く、之が統一を計画したが結局実施するに至らなかつた

海陸軍間の交信

開戦以来海陸軍両航空隊の協同作戦は屢々行われたけれども、総て事前の打合せに依つて行動し、直接飛行機隊同志が交信を行つて戦闘に即応したと云ふことはなかつた

此の原因は

(一)異つた交信規程を使用したこと
(二)陸軍は航空機通信に於ては数字暗号通信を主として和字送受信教育を行わなかつた結果、海軍の和字通信に同化するには再教育として非常な困難があつたこと

それで実際に直接交信が行い得れば非常な利便があつたにも拘らず、根本的解決を必要とした為に手を付け得ず、中央に於て両者が協議して協同作戦用の交信規程を制定はしたけれども(昭和十八年 月)之亦固陋なもので実施部隊の実績に即せず実行されなかつた

所が戦況が緊迫して来て両軍の直接協同作戦が是非共必要となり、先づ陸軍航空部隊の一部(飛行第九八戦隊及び十飛行第七戦隊)が海軍部隊(七六二空)の麾下に入つて雷撃の講習を受け、陸軍雷撃隊を創設することとなつたので、直ちに両者の直接通信が必要となり、陸軍に対し海軍交信規程による教育を始め約四ヶ月で大体作戦に支障のない域に達せしめた

其の後兩軍直接通信の必要は益々増大したが、戦況は日に急を告げ、全面的に改変して共通なものとする為には相当期間を要し、此の為作戦に障碍を来す懼がある為に、遽に共用暗号書の編纂を行つたのみで遂に共同の交信規程は出来なかつた

一、概 説

第六項 無線 航 法

保安上並に作戦上の要求に基き、開戦前より方位測定機及び嚮導装置の研究改善が行われたが、開戦後米國に於ては電探、短波方向性送信双曲線航法装置等幾多画期的な兵器が發明され、航空作戦実施に多大の貢獻をした反面、日本に於ては開戦時と終戦時と比較すると何等進歩發達がなく、寧ろ実用上に於ては遙に退歩し、此の為不必要な消耗を出し、敵に比し僅少な航空兵力を更に無為に失ひ、或は作戦に齟齬を来したことが少くなかつた

即ち掃投或は移動に關し真剣に考慮した部隊は、先づ機動部隊關係者のみであつて、基地航空部隊に於ては特に必要な場合のみ機上の方位測定機で基地輻射の長波を測定した程度で地上で測定したことは皆無に近かつた

此の様に無線航法に就て無関心であつた為、少し天候が悪いと之を突破して飛行することが出来ない為に当然発見すべき敵を見逃したり、或は攻撃の戦機を逸して敵に先制の利を占められ、又偵察員が未熟で母艦や基地に掃投し得ないで不時着をする様なことが特に昭和十八年末頃から多くなつて来た、そして之は当時供給されて居た兵器を全幅活用すればその殆ど大部は防がれたのであるが、航空隊關係員特に飛行及び通信幹部の素質低下の為に徒に損害を眺めるのみで、積極的に無線航法を活用して使う迄に至らず、又一方兵器の研究製作者側も米國の様な故障の殆ど起らない、又使用に極めて簡単で特別の訓練を必要としない様な優秀な兵器を製作し得ず、之が結局実施部隊側の兵器に対する信頼性を失墜させ、兩々相俟つて無線航法は原始的な方法を出でない儘に終了した

二、地上(艦上)方位測定

短波方位測定は偏波測定が艦上に於ては擾乱により不可能の為、陸上基地の固定施設としてのみ設置され、艦船には専ら長波測定機が搭載された

陸上の短波測定機は、敵信測定に主として使われ(一部分のもののみ)航法に利用されたものは殆どなかつた

長波方位測定機も実際に利用されたのは母艦及び搭載艦のみであつた、之も方位通報を行うだけで、連合方位測定によつて位置を決定通報するのは各通信規程に明記はしてあつたが、実際には協同連携の困難な為に実施されなかつた

基地航空部隊に於ては

(イ) 搭乗員が容易な地文航法を好み、天候さえ良ければ無線に頼る必要がない為、之を使用せぬ癖がついたこと

(ロ) 長波輻射が機上作業として稍繁雑なこと

(ハ) 幹部が一般に之に対し冷淡であつたこと

(ニ) 機上測定が比較的容易であつたこと

等に依り概ね利用されなかつた

然し母艦部隊に於ては

(イ) 母艦が長波を輻射することは敵機を誘導すると云う理由で、万止むを得ない時のみ機上測定とする方針をとつたこと

(ロ) 洋上の一点である母艦に帰投するには、余程推測航法が精密でない限り困難で無線を必要としたこと

等の理由で艦側測定の無線航法の必要は各員が痛感していた為訓練も屢々行われ、又実戦に際しても利用された

然し長波を輻射する為には、垂下空中線を約七十米機外に垂下することが必要で、この為機速を相当減じ敵戦闘機を顧慮しなくてはならない、戦場に於ては搭乗員は使いたがらない傾向にあつた、又飛行機が進歩し機速が増大するに伴い、例えば彩雲の様な高速機に於ては、屢々垂下空中線が切斷した、それで交信使用の短波をその儘艦上で測定することが非常に要望され、昭和十九年 月に始めて機動部隊母艦(

)に搭載されて平均誤差を五度程度に収めて大いに喜ばれたが、実戦に使用したのは

のみであつた、然し自動的の方位測定機に比すれば未だ未だ、同陸軍航空部隊に於ては地上用短波方位測定機を航測部隊が使用して各地の作戦に有効に使用し、実施の点に於ては海軍より

一日の長があつた

三、機上方位測定

艦装の章に記述した様に、開戦時に於ては実施部隊の戦闘用飛行機には殆ど全部機上方位測定機を載搭載してあり、整備も概ね良好に行われて必要な時は何時でも使用し、帰投を安全にするのに役立つた。但し母艦部隊に於ては所在秘匿を嚴重にする関係上、電波輻射を非常に制限され、海上戦闘開始後敵に所在を曝露する迄は、例えば索敵機等に対しては母艦より電波を輻射せず、専ら推測航法を強調して之に依つて帰投する様にした

能力は地上の一KWの送信に対し、大型機用に於て約一五〇溼―二〇〇溼、小型機用に五〇溼―一〇〇溼位のものであつた

其の後航空部隊の大拡張に伴つて、測定機を搭載すべき飛行機の数が膨大になつたが、元來此の兵器は一般電信機に比べて精密調整を要し(製作時)又真空管も優良品を使用しなくてはならないので、当時の生産力では到底有望数を満し切れず、更に生産を督促させた結果、粗悪品が製品検査の不充分な為ドシドシ実施部隊に供給され、故障が続出しても現

地部隊の手では修理が不可能であり、次第に兵器の信頼性を喪失し、特に陸上小型機部隊に於ては、単に重量増加を来すのみだと云う考えから倉庫に抛り込まれてしまふ様になつた、唯機動部隊に於ては、帰投が困難な特性上概ね最後迄搭載したが、作動不良の為に実用に供し得なかつたものが非常に多かつた

母艦を各海戦によつて喪い航空部隊は陸上方位のみとなつた頃から、この傾向は益々助長され、切角作動良好な兵器が数台宛は各隊にあつても之を搭載せず、その為攻撃の帰途当然無事帰り得べきものが航法未熟の為、行方不明となつたり、又移動の途中に山嶽に衝突して有為の搭乗員を失つたりした事故が次第に増加した、之に対して中央に於ては帰投装置の使用を奨励する一方、著名な仰角、基地等に強力な長波送信機を設置し、定時及び必要に於て誘導電波を輻射して航法を容易にする様計画を立て、一部送信機の設置も終つたが、遂に実際の戦闘に間に合う以前

に終戦となつた

四、無線標識

無線標識即ちビーコンは昭和 年先づ伊豆大島に送信機を設置され、

次で昭和 年北方航空路用に根室に装備された、両者共主として中攻により利用され、移動に尠からず利便を与えた、開戦後敵機を誘導する懼の為に電波輻射制限の強化をしたので、随時利用することが出来なくなり、又作戦も南方が主体なので、次第々々に一般の関心が薄れ、ビーコンを各地に建設して航法を容易にしようと云う試もなく、以上の二放送局も之を使用しようとする部隊の要求が一向にない為に、配員も殆どなくなり、宝の持腐れの状態にあつた

運通省管下の無線標識局も戦前は相当数あり、民間飛行及び一部の軍用機に利用せられていたが、開戦後殆ど標識輻射装置を取脱し、纔に短波無線局として使用され、本来の飛行機嚮導の役目は行わなかつた

戦局が苛烈となり、本土決戦が叫ばれる頃から、搭乗員の素質低下に伴う航法事故防止の為に、再びビーコンの重要性が唱えられ、海陸軍並に運通省の關係が会合して、既存施設の復旧活用に着手されたが、何分にも久しく使用しなかつた為に、要望通りの復旧を行うことが出来ず、又中波軽便ビーコンの実験も行ったが使いものにならず、遂にビーコンは戦時中利用されずに終つた、之も米国の開戦後年と共にその装置を強化拡充したのと正反對であつた

五、其の他の無線航空装置

(イ) 盲目着陸装置

開戦前実験的に一部飛行機に装備せられたが、実用には供し得なかつた

(ロ) 電探、逆探利用の航法装置

搜索用電探を航法に一部応用した部隊もあつたが、航法専用の電探は地上用、機上用共に実験の域を出でなかつた

(ハ) 双曲線航法装置

米国のローラン (Loran = Long Range Navigator) の情報に基き、海陸軍協同で研究を始めたのが昭和二十年に入つてからであつた為、実験する迄にも至らなかつた

第九章 海上交通保護作戦の通信

第一節 総説

海上交通保護作戦の通信は、交通保護作戦の構想の變化せることは言を俟たない所である。従つて開戦当初各鎮守府毎に交通保護作戦を実施した期間と、海上護衛総司令部の新設と共に統一ある交通保護作戦を実施した期間との二期に大別し得る。

戦争の初期に於ては、海上交通保護は内戦部隊たる鎮守府警備府の担当とし、其の担任海域に於ける保護作戦を実施した為に、兩鎮守府の担任海面に互り航行する船団又は単独船舶の保護作戦上の通信は、各系統を異にする為連絡上種々の不都合を生じ、航行船団夫自体はもとより、鎮守府自体も兩鎮守府担任境界線附近に生ずる事故の処理に手遅れとなつた狀況が現出し、統一ある通信組織の確立を要望された。

海上護衛総司令部設置後この状態は改善されたが、其後潜水艦による被害々増加するに及び、航空部の統一使用を計画実施されるに到り、主として航空通信組織に大改変を加えた。亦敵B―二九による機雷敷設作戦が激化されるに及び、機雷敷設監視の為見張所が新設せられ、監視通信網が著しく増加し新なる負担を増加するに到つた。

第二項 海上護衛総司令部通信計画

一、海上護衛総部隊の通信は、海軍通信規程、連合艦隊通信規程、海上護衛総司令部通信規程及び各護衛部隊通信規程並びに船舶通信規約、船団運動程式並びに通信規程に基き左の計画に依り之を実施す。

二、同一地に所在する海上護衛關係部隊並びに船舶保護機關の通信は、已むを得ざる場合の外努めて連合実施するを立前とす。

三、艦船通信

(イ) 通信系を護衛部隊通信系及び放送通信系並びに日本海方面特定通信系に区分し別表第一の通り定む

(ロ) 各部隊艦の電波待受区分を別紙第一の通り定む

(ハ) 各通信系の中樞通信隊艦所は、所要通信を速に放送に依り護衛部隊宛放送す（一貫番号を附す）又右通信隊艦所は隣接部隊放送系電波を待受し關係電報の速報に努むるものとす

(ニ) 護衛部隊並に船舶は行動中特令ある場合の外常時電波警戒管制とす

(ホ) 船団部隊に於ける部隊外通信の担任は(ハ)の場合の外指揮官乗船とするを建前とす

(ヘ) 船団内の各艦船は常時五〇〇Kcに配員し、確実に敵を発見せる場合又は敵潜の攻撃を受けたる場合は左の要領に依り緊急電波五〇〇Kc及び護衛部隊所定電波を以て所要の向に放送するものとす

指 定	連 送 信	位 置		自 己 名	時 分
		緯 度 分	経 度 分		
ウ ナ シ キ	ヒ ヒ ヒ	〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇
備 考	経度の百位及び自己名の丁は之を省略す				

(イ) 護衛船団部隊の隊内通信は船団運動程式並びに通信規程所定の外特令なき限り常時電波四一三五〇Kcに配員するものとす、対潜警戒機上空直衛中は本電波に対し特に注意するを要す

(イ) 船団部隊内に於ける護衛船対船舶の通信は、視覚通信に依るを建前とす、尙本通信は已むを得ざる場合の外、日没迄に完了し夜間の使用を避くるものとす

- (7) 艦船港湾在泊中の通信は特令ある場合の外、直接電波の輻射を避け最寄通信隊經由又は有線に依り之を実施するものとす
- 四、航空通信

- (1) 通信系を航空基地通信系及び航空機通信系に区分し、別表第二の通り定む
- (2) 航空部隊に於ける電波の待受区分を別紙第二の通り定む
- (3) 航空機敵を発見せば速に之を放送し、中枢航空基地は之を該電波にて放送すると共に海上護衛部隊電波にても放送す
- (4) 航空機行動中は敵発見其他重要通信又は保安関係電報の外、電波の輻射をなさざるものとす、特に連絡電波の輻射に關して注意を要す
- (5) 対潜警戒中の航空機味方船団を発見せば船団名、位置、針路、速力、時刻を基地宛報告するものとす、基地は該電を次回警戒担任隣接航空基地に確実に通報申継ぐと共に所在海上護衛部隊に報告通報するものとす、但し此の場合、極力船団上空に於ける電波輻射を避くるものとす
- 五、船舶保護機関通信
- (1) 各鎮守府、警備府对在勤武官府間の通信は有線に依るを建前とするも各鎮守府、警備府司令長官所定に依る無線通信系を副用し、之が速報確達に努むるものとす
- (2) 各在勤武官府は右に依る外対潜情報、氣象通報及び所在鎮守府、警備府担任海面に於ける放送系の直接受信に努むるものとす
- (3) 在勤武官は常に防空情報に注意し、担任区域所在防空情報本部及び港湾警備隊と緊密に連絡し、敵機の来襲状況又は機雷敷設状況の情報早期獲得に努め在泊艦船へ速報するものとす
- (4) 各鎮守府、警備府及び第七艦隊司令長官は担任海面に於ける機雷見張所通信系を定むるものとす

六、情報通信

- (1) 海上護衛総司令部は船舶通信規約所定の対潜情報を放送す
- (2) 海上護衛総司令部は其の都度海上護衛総部隊宛戦況通報(一貫番号を附す)を放送す、船舶にも直接関係あるものは全船舶宛呼出符号(海上護衛総部隊を含む)を以て放送す
- (3) 各鎮守府、警備府及び第七艦隊司令長官は担任海面に對する機雷情報を放送す、又海上護衛総司令部は右に基く綜合機雷情報を其の都度全船舶(海上護衛総部隊を含む)宛放送す
- (4) 海上護衛総部隊並びに船舶は常時防空情報に注意し、之が直接受信に努め、敵の空襲に對し遺憾なきを期するものとす
- 七、敵信利用
- (1) 海上護衛総司令部は軍令部特務班其他と緊密に連絡し、得たる情報を速に戦況通報又は警報となし關係の向に通報す
- (2) 各鎮守府、警備府及び第一護衛船隊司令部は麾下外信機関をして敵信傍受及び方位測定に努めしめ、察知し得たる敵の企図及び動靜を速に關係の向に報告通報するものとす
- (3) 各鎮守府、警備府及び第一護衛船隊司令長官は、要する場合敵信に對し妨信偽電を行うことを得
- (4) 護衛船団配乗中の敵信班は指揮官の定むる処に依り、敵潜水艦電波又は敵哨戒機電波の傍受到に努め、敵の接触追跡状況の看破に資するものとす

八、暗号書表

- (1) 現用暗号書表の外、海上護衛総司令部通信規程所定の特定略語及びび信号を使用す
- (2) 護衛部隊より船舶宛の通信には特に對手の所持暗号書及び呼出符号に注意を要す

第三項 経過の概要

昭和十八年十一月十五日海上護衛総司令部新設当時の我が海軍には海上護衛並に對潜作戰に關する一定方式の確立せるものなく、各護衛担任部隊指揮官独自の方式に依り之を実施しあつた為、相互の連絡も緊密を保し難

く、其の間に於て各担任海面を行動する船団護衛部隊は、並ならぬ苦勞を嘗めた。且護衛艦艇亦多種多様で、船団發航毎に寄せ集め編成せらるる為相互の間に統一せる思想もなく訓練せる通信方式もなく、裝備兵器概ね老朽、通信關係員第三流以下の人員にて円滑功妙敏活なる作戰通信の実施は思も依らざる現状にあつた。海上護衛總司令部新設後は、逐次統一方式の実現、施設、人員の整備を企図し、之が改善充実に努めたが、海上護衛輸送路の安全確保の重要性に対しては一般の認識薄く、漸く感得せる時は既に資材難の叫びを聞くに至り、整備方針に亦々支障を受くるに至り、終始難航を続け、遂に終戦を見るに至つた。

一、艦船通信

(1) 通信系の統一簡單化

海上護衛總司令部新設当初に於ける各護衛担任部隊間の連絡狀況は、前述の如く円滑を欠いた為、担任海面の護衛継承点が船団護衛の弱点を露呈し居りたるを以て出来る限り一貫護衛の形式に改め、従て通信方式も統一せるものに改め、横須賀を中心とする至大湊、至大阪、至サイパンの航路の通信を横須賀海上護衛部隊の電波に統一し、又九州方面より台湾に至る航路は、佐鎮海上護衛部隊の電波に統一し、上記の欠点を除去した

(2) 南支那海所定各通信隊をして第一海上護衛隊の電波の待受及び時間放送を実施せしめた

門司より昭南に至る特定航路の一貫護衛に任せる第一海上護衛隊の通信(高雄通信隊中枢)は貧弱なる護衛部隊の能力補助の為、佐通、十一通(西貢)、三通(マニラ)、十通(昭南)の援助(第一海上護衛隊電波の待受及び時間放送)を得て其の欠を補つたが、送受信能力の貧弱、通信關係員の技術低下と剩り冬季東海、支那海方面季節風の影響を受け屢々円滑を欠いた

(3) 海上護衛總司令部新設と共に海上護衛總司令部通信規程を制定し、各護衛部隊の通信方式を統一し、船団部隊をして其の行動海面に於ける護衛担任部隊たる海上護衛部隊、局地防備部隊及び航空隊との通信連絡を明確ならしめた

(2) 護衛部隊の隊内通信に航空機用隊内電話機を使用し護衛總部隊の隊内電波を航空部隊も含み一波に統一す

護衛船団部隊通信の最大弱点は其の隊内通信の不円滑で、能力低き電信員を以て電波の漂変激しき九〇式超短波電話、二号電話を以てする隊内通信の実施は困難なる現状に鑑み、之が打開策として航空機用隊内電話の水晶制禦式超短波電話機を使用することとし、電波も四一三五〇Kcのものに統一し、上空直衛機と緊密なる連絡にも使用することとした、又重要船団の船舶にも之を裝備せんとし、電話員の養成に努めたが米軍の沖繩侵寇と共に之が実現を見ずに終つた

(3) 海防隊の編成は護衛部隊の通信に曙光を与えた

昭和十九年秋に至り海防艦の就役増加を見るに至り、四隻編制の海防隊実現し、隊として司令指導の下、練度も向上し通信能力貧弱ながらも連合実施により其の欠を補い、護衛部隊としての通信も漸次軌道に乗つて来た

(4) 護衛通信は日本海に限定せらるるに至る

昭和十九年末米軍比島リンガエン湾に上陸するに至り、第一護衛艦隊担任の門司、昭南間の特定航路は不断の脅威を受くるに至り、漸次南支那海の輸送路亦困難となるに至り、第一護衛艦隊司令部は昭和二十年二月門司に移転し、北支、中支方面輸送路の通信中枢となつた又太平洋岸に於ては米潜水艦近海に蛸集し、マリアナ方面よりする航空機の米襲頻繁を極めるに至り、六月以降の我が輸送路は日本海に限定せられ、護衛關係通信も舞鶴(第一護衛艦隊司令部七月舞鶴に移転)を中枢とする狭範囲のものに縮小を余儀なくせられ終戦に至つた

二、航空機通信

(1) 施設人員の整備

海上護衛總司令部新設後は航空兵力増強を計り、之に伴う人員施設の整備を逐次実施し、基地系の確立、隣接航空隊との連絡の確保を計り漸く其の面目を改むるに至つた

(2) 陸軍航空部隊の對潛作戰協力と緊急電波の設定

昭和十九年五月より陸軍航空部隊の一部、對潛作戰に協力するに至つ

た、通信方式、暗号書の相違、技倆の差は之が緊密なる連絡を阻害すること甚しく、単に有線に依り連絡せんとしても、之れすら十分でないので、之が打開策として両者共通の通信方式及び呼出符号及び暗号書を制定し、電波亦敵発見等の重要通信に緊急電波七〇四五Kcを定め七月より之が実施を計つたが、方法繁雑なる為十分なる成果を見ることなく陸軍航空部隊の対潜作戦中止と共に廃止せられた

(イ) 護衛総航空隊の隊内電波を四一三五〇Kcに統一す

船団上空直衛機と護衛船艇との緊密なる連絡確保の見地より、護衛総航空部隊の隊内電話の電波を護衛艦艇の隊内電話の電波と同一なる四一三五〇Kcに統一し船団との連絡を容易ならしめた

(ロ) 昭和二十年二月海上護衛航空部隊を九〇一空、九〇三空、九三六空、九五八空の四航空隊に整理統合し、基地系も東、西の両基地系に区分し且連繫を持たすに至り、整然たる航空通信の確立を見たるも、米軍の沖繩來襲に依り之も一部崩壊を余儀なくせられ、五月以降は實質上九〇一空、九〇三空を以てするオホーツク海の日本海の狭海面に於ける航空通信に逼塞せられ終戦を見るに至つた

三、敵信利用

(イ) 南支那海方位測定組織の新設

海上護衛総司令部新設当初に於ける海上護衛部隊担任航路筋に於ける外信機関は東京、横須賀、佐世保、三通(マニラ)、十通(昭南)なりしも、各機関共海上護衛部隊の利用には比較的低調にして、特に三通、十通にては其の主力を外方に向け居る為、南支那海、台湾海峡方面には尠からざる不安を有したり、右状況に鑑み南方重要物資運送の重要航路たる南支那海に於ける該機関の強化は焦眉の急であつたので、高雄を中枢とし三亜(復活)、十一通(西貢)、十通(昭南)を以てする方位測定組織の新設を要求し、之が全幅活用を第一海上護衛隊司令部(高雄)に任せしめた

(ロ) 重要船団の指揮官乗船及び護衛空母に敵信班を配乗せしむ

昭和十九年三月以降重要船団の指揮官乗船及び護衛空母に敵潜回避、哨戒機の触接看破の目的を以て下士官一、兵三よりなる外信班を乗船

せしむる事とし、第一海上護衛隊司令部に六組、舞鶴以外の各鎮各警二、四乃至六組の外信班を強化せり、本外信班は可成の効果を収めたが、本外信班と共に使用し得る短波方位測定機艦船になき為指揮官として活用に靴下搔痒の感があつた、又台湾本土方面敵の空襲を受くる算増大するに至り有力航空隊にも外信班を配し敵の空襲予知及び輸送路に於ける敵機の哨戒状況諜知に努めた

(イ) 海上護衛総司令部に於ける軍令部特務班の利用

海上護衛総司令部に於ては軍令部特務班と密接なる連絡を執り、敵情に關し隨時情報又は警報を發すると共に潜水艦情報(旬報)を發し居たるも、後者は昭和二十年に入り敵潜の近海全面的に蝟集するに及び之を廢止した、其の後は敵機動部隊來襲に關する判断及び敵基地航空部隊の大率本土來襲に対する予報を打電し、船団の避退、船舶の疎開に關し警戒を發令した

(ロ) 従来日本海方面の外信機関は対ソ目的の為、対ソ受反員のみを配員してあつたが、昭和十九年夏以降米潜水艦の日本海侵入阻止完全を期し難きを以て、之に應ずる為日本海方面外信機関に米英通信傍受員を配員した

第四項 通信戦備の概要

平時より中央当局の通信整備方針が連合艦隊第一主義であつた為、内戦部隊は殆等閑視せられ、海上護衛総司令部新設当初の護衛部隊の通信能力は極めて貧弱なるものにして、逐次改善を見たが、輸送並に護衛の重大性に關し一般の認識依然薄く、為に之が整備を甚しく阻害した。

漸く其の重要性を認識し來た時は、既に本土決戦態勢強化の時機と資材難の難関に直面するに至り、所期の目的を十分達する事を得ずして終戦を見るに至つた。

一、艦船並に一般通信

(イ) 護衛艦艇 通信能力の増強

護衛艦艇の通信能力は兵器人員共極めて貧弱で、特に門司、昭南間の長航路一貫護衛に任じたる第一海上護衛隊の護衛艦に於ては特に痛感せられた

(一)護衛艦は屢々長波、短波同時使用の機会多きを以て其の都度電波調定を要せざる如く現用の長波、短波兼用送信機を廃し、長、短各一台装備し、且短波は行動海面の關係上短四号程度のものに勢力を増大し、又受信機は現用二台に更に一台増し三台使用可能を屢々具申したが遂に之が実現を見ざりしは遺憾であつた

(二)通信關係員又僅少にして、第一海上護衛部隊の長期行動の立場にある海防艦は電信員六、暗号員一の配員にして、旧式駆逐艦に於ては受信機五台を有しながら電信員は四名の現状にして、長期護衛通信の実施至難の苦境にありたるを以て、尠くも常時三通勤務可能迄の増員を要求したが、辛うじて海防艦、駆逐艦に対し電信員二、暗号員一の臨増実現を見るに至つた、爾後質的向上を策し、各鎮人事部に交渉長又は次席が卒業成績中以上のものたる可き原則を設け、之に置き換え逐次面目を改めた

(三)護衛艦艇の隊内電話に航空機用隊内電話を採用し水上艦艇、航空機共同一電波使用に統一す

昭和十九年秋迄の護衛艦艇は未だ海防隊、駆逐隊等の編成なく個々の艦艇の寄せ集め式護衛船団にして、且一月の中殆碇泊休養の時間も少ない為、教育訓練の機も尠く思想の統一もなき為、之等船団部隊に於ては九〇式超短波及び二号電話の如き電波の漂変甚しき電話は隊内電話として取扱困難であつたので、取扱容易なる水晶制御式航空機用隊内電話を使用せしむることとし、極く一部の特設艇を除き之を装備し且護衛部隊の隊内電波を水上艦艇及び航空機共四一三五〇Kcに統一し航空機との緊密なる連絡に資した

右電話は之を重要船団の船舶にも装備せんとし、電話員の養成を開始したが、時恰も米軍沖繩作戦を開始し、南方よりの還送航路を遮断せるを以て実現に至らずして終つた

(四)船舶通信員の充実

船舶通信員の召集及び之が供給源の軍方面への大量吸収は、只さえ人員の不足に円滑を欠く船舶通信に至大なる支障を招来し、船団護衛上甚大なる困難を伴うに至れるを以て、關係当局に交渉逐次改善充実を

策した

(一)日本海方面通信施設の増強

昭和二十年に入るや我が輸送航路は更に縮少を余儀なくせられ、五月以降は日本海唯一に依存の趨勢にあつたので、舞鶴を中樞とし新潟を荷揚の中心港としての日本海方面通信施設の増強に努めしも完全なる実現を見ずして終戦となつた

二、航空機通信

(一)航空隊通信能力の増強

内戦部隊所属航空部隊の人員兵器は艦船部隊と同様閑却せられ、連合艦隊の夫に比し甚しく見劣し、定員に対する欠員も極めて多く、且質的低下の人員を配せられあり、使用兵器も亦旧式老朽品多かりしを以て、之が急速改善に努め逐次面目を改むる処に進んだ

(二)緊急電波七〇四五Kcの設定

海上護衛総部隊をして航空機の敵発見等の重要電報の聴取を容易且確實ならしむる為、昭和十九年七月陸軍機の特潜作戦協力と同時に之を海上護衛総部隊の航空機用緊急電波と制定した

(三)航空機用隊内電話の電波を統一す

船団上空直衛機と護衛艦艇の緊密なる協力実施上、護衛総航空隊の隊内電話の電波を護衛艦艇の隊内電波と同一なる四一三五〇Kcに統一す

三、船舶保護機關係通信

(一)地方在勤武官府の通信能力の増強

敵潜の本邦近海哨集並びに本土空襲激化に対する通信の混乱防止の為地方在勤武官府の通信能力を左の通り増強した

(一)各鎮守府、警備府対所屬在勤武官府間の有線通信網が殆半身不隨の域に放置されありしを極力整備した

(二)武官府通信系が有線依存の一本建なりしを無線併用となす為、各武官府に短移動電信機一乃至二台及び受信機一乃至三台増備し、之に要する通信關係員を増員した

(三)各在勤武官府に情報受信機二型及び特二型甲を供給し、空襲時在泊船舶の疎開避退の指令、機密の局限に資した

(ロ) 機雷見張通信網の整備

敵機の本土機雷封鎖作戦に依り、我が輸送路に甚しき脅威を受けるので、航路の保護、管制及び敷設機雷の掃海上、主要地点に機雷見張所を設置し、港灣警備隊を中樞とする機雷投下状況報告の通信網を整備した

四、通信諜報

海上護衛総部隊担任航路の保護並びに対潜作戦実施上左の通信外機関を強化した

(イ) 南支那海方位測定組織を新設す

南西方面艦隊所属通信隊の外信機関は、主力を外方に向け居る為輸送路の護衛に対し低調なるを以て高雄通信隊を強化し、之を中樞とし海南島の三亜方位測定所を復活し之に十一通(西貢)、三通(マニラ)、十通(昭南)を以てする南支那海方位測定組織を新設す

(ロ) 有力護衛船団指揮官乗船に外信班を配員す

有力護衛船団指揮官乗船及び護衛空母に下士官一、兵三より成る外信班を配乗せしむる為、第一海上護衛隊司令部に六組、舞鎮を除く各鎮守府、警備府に四乃至六組の外信班を強化す、又九〇一空、八〇一空に准士官以上一乃至二名及び下士官兵一〇乃至一六名より成る外信班を配員す

(ハ) 日本海方面外信機関に対米英傍受員を配員す

日本海方面所在外信機関は対ソ関係のみなる処、昭和十九年以降敵潜の日本海侵入に備え米英傍受員を増員す

別紙第一

海上護衛部隊艦電波待受区分

通信系	口 (通信隊)		単艦、隊	単船、海防艦	
	隊	隊		隊	隊
護衛部隊電波	○	○	○	○	△
護衛部隊放送系	○	○	●	●	●
東京第一放送系	●	●			

別紙第二

航空部隊電波待受区分

備考	隣接放送系	五〇〇Kc	△情報、氣象	日本海特通信系	航空基地系	航空機電波
○印(交信)	●	●	●	○	△	●
●印(待受)		●	●	△		●
△印(状況に依り待受)		○	●			△
		●	●			

備考	通信系			航空基地系	航空機電波	東京第一放送系	護衛部隊放送系	護衛部隊電波	五〇〇Kc	潜水艦情報、氣象	防空通信
	甲基地	乙基地	丙基地								
一、甲基地(司令官所在基地)、乙基地(基地指揮官所在地(既設航空隊))、丙基地(派遣基地指揮官所在地) 二、○印(交信)、●印(待受)、△印(状況に依り待受)	△			○	○	●	●	○	●	●	△
				○	○			○	●	●	
				○	○			○	●	●	
				○	○			○	●	●	△

別表第一

海上護衛部隊放送通信系

通信系	略語	放送艦所	時間	使用電波
大湊護衛部隊系		大湊通信隊	常時	
第一護衛部隊系		舞鶴通信隊	常時	
第七艦隊護衛部隊系		第七艦隊司令部 (門司)	常時	
備考	放送艦所は隣接海面の放送通信系を待受くるものとす			

護衛部隊通信系

通信系	中枢艦所	所属艦所	使用電波
大湊護衛部隊系	大湊通信隊	大湊海上護衛部隊 九〇三司令部	長波 中波 短波 超短波
第一護衛部隊系	舞鶴通信隊	第一護衛部隊 九〇一司令部	
第七艦隊護衛部隊系	第七艦隊司令部 (門司)	第七艦隊護衛部隊 鎮海通信隊	
		九〇一司令部 鎮根拠地隊司令部	
		(四三五) (テター)	

日本海方面特通信系

通信系	中枢艦所	所属艦所	電波
日本海方面特通信系	舞鶴通信隊	東通、羅津、鎮海、門司、大湊、新瀉	

別表第二

護衛航空機電波

航空隊	略語	使用電波
九〇一航空隊		長波 短波 超短波
九〇三航空隊		
九五八航空隊		
		(四一三五) (テター)

航空基地系

通信系	略語	中枢基地	所属基地	使用電波
九〇一航空隊		舞鶴空	能小七尾、能松尾、能山、能保、能山、能尾、能代	
九〇一航空隊		鎮空	羅元、羅山、羅津、羅浦、羅山、羅津	
九〇三航空隊		大湊空	厚能、小能、美能、大湊、千代、美能、大湊、泊、大湊、内、代、岸	

第十章 潜水艦の作戰通信

第一節 総説

潜水艦は通商破壊又は艦隊作戰協力等其の任務の如何に拘らず単独遠距離に行動する場合多き為、作戰全般に關する情報を初め該方面に於ける多くの情報並びに命令を速に受領し、適切なる作戰行動に資するを必要とする。而も潜水艦自体の左の特質に適合せしめることが通信計畫上の主眼点となつた。

- 一、遠距離且広範圍（特に経度差大なる）に渉る通信
- 二、潜航中の潜水艦に対する確實なる通信
- 三、隱密性の重視
- 四、潜水艦配備位置の秘匿

第二節 通信計畫の要旨

一、遠距離経度差大なる通信に対しては左の点考慮した。

この問題に対しては電波伝播特性に依り、昼夜間波の適切なる配分を必要とするが、潜水艦は其特質上電信員數に嚴重なる制限あり、電波數に絶對的制限を受けると共に、空中線展張上の問題から電波其ものに相當の制限を受けた。

- (イ) 昼間波及び夜間波として適切な周波數の選定を必要とす
 - (ロ) 昼夜間波轉換時刻は潜水艦行動海面の略中央附近の日没時を以てし、轉換時刻の前波數時の間昼夜間波の併用時間を定めた
 - (ハ) 潜水艦作成海面の緯度及び海洋の種類に依る適當な周波數を選定す
- 短波は太平洋に於ては昼夜周波共比較的周波數小、印度洋に於ては周波數大なるものが適當で、超長波は太平洋全海域に対して通達良好なるも印度洋に於ては稍々不良であつた

- (ニ) 陸上局の勢力大なる送信機（短波一キロ乃至五キロ、超長波八〇〇キロ）を司令部より直接管制した

二、潜航する潜水艦に対して通信の確達を期する為左記を考慮す

- (イ) 潜水艦の短波櫓の露頂或は超長波受信深度に就く時機を統制する為時間通信を行う

通信時間は毎偶奇數時等を選び、且對諜防衛上通信開始時刻は其の時間の初めとせず、毎時の時數と同じ分或は之に適當の時間を加えた時刻より開始する如くした

- (ロ) 電報の放送は昼夜二回の通信時刻に互り放送を行い、更に昼間放送せる電報は夜間之を一括放送する如くす。一括放送時刻は潜水艦行動海面の西端経度線の日没後概ね二時間後より開始する如く之を選定するを常とした

- (ハ) 放送電報に一貫番号を附し電報の脱漏を検し得る如くす

- (ニ) 潜水艦の発信に対しては中枢送信所は潜水艦よりの受信電報の打ち返しを行い了解竝に照合に代う

(ホ) 特殊の場合を除き潜水艦の相互交信は行わず、中枢電信所の中継放送に依ることとす

三、潜水艦の隱密性向上の為左を考慮す。

- (イ) 昼間は超長波全設受信竝に短波櫓露頂受信時間を必要最少限度とす
- (ロ) 潜水艦の発信は簡潔なる通信文適切なる送信勢力により電波の輻射時間を最少にす
- (ハ) 潜水艦特殊交信法（適當なる時隔に約五秒間電波を輻射す）に依り被方位測定を回避する如くす

- (ニ) 昼夜周波數組を約一時間間隔に不規則に轉換使用し被傍受、被方位測定を回避するに努む

四、潜水艦の配備位置を秘匿する為通信実施上左を考慮す。

- (イ) 潜水艦は発信電報を予め準備し置き、夜間浮上後位置を他に變更したる後発信を行い、発信終了後旧配備点にて復帰す
- (ロ) 潜水艦配備点變更の際旧配備点にて電報を発信したる後、新配備点に移動す

- (ハ) 作戰海面に向い或は引揚げる場合は、自艦の行動を曝露せざる位置にて発信す

第三節 通信実施経過の概要

一、潜水艦通信は平時の訓練に比し予想以上に遠距離なる為、不安を抱き居りたるも極めて円滑に実施せられ、潜水艦作戦実施上特に大なる支障を来したることなし。

二、潜水艦に対する放送には短波及び超長波通信を併用したるを以て、戦争の全期を通じ之が通達に特に不安を感じたることなし。

短波播露頂或は超長波全設受信に依る潜水艦に対する通達率昼間約三〇%、夜間概ね九〇—一〇〇%にて夜間全電報を一括放送を行うを以て通達確実なり。但しガ島方面の海上作戦と関連し潜水艦を戦術的に使用せられたる場合、敵の制圧に依り通達費消時稍々大となり作戦の機を失したることがあつた。

三、短波播に依る短波通達能力は、昼間潜航中送信は八〇〇漣乃至一〇〇〇漣、受信は他空中線に比し遜色なく、浮上中、昼夜を通じ送受信は他空中線に比し特に大なる差異を認めなかつた。

四、海洋に依り適当なる電波は周波数を異にした。

(イ)短波
昼夜共太平洋に於ては周波数小(夜間波四五〇〇KC乃至七〇〇〇KC、昼間は夜間波の倍数)印度洋に於ては一般に周波数大(夜間波六五〇〇KC乃至九〇〇〇KC、昼間は夜間波の倍数)なるもの通達一般に良好であつた。

五、超長波(一七・四四KC)は太平洋全海域に対して通達良好なるも、印度洋に対しては一般に良好ならず。

太平洋に於ける潜水艦の全設受信可能潜航深度ハワイ方面にて十五米乃至十七米、米本土西岸に於ては右より約一米小であつた。

六、方位測定

潜水艦は中波短波方位測定可能で、開戦当初及び印度洋並に濠洲方面に於ける交通破壊に於て対空警戒上克く活用せられたるも、十八年以後電波探信機を潜水艦に装備せらるるに至りて、之が使用は次第に其の機会を減するに至つた。開戦直後第二潜水戦隊に於ては、米空母レキシント

ン捕捉攻撃に方位測定を特に有効に利用した。
七、潜水艦通信基地

開戦以来潜水艦作戦のため使用せる通信基地は次の通りである。

太平洋方面(第六艦隊)		印度洋方面(第八潜水戦隊)	
期 間	場 所	期 間	場 所
自開戦 至十七年 月	ケゼリン (第六通信隊香取)	自開戦 至シムガポ ル占領	潜水戦隊旗艦
自十七年 五月	トラツク (第四通信隊香取)	自シムガポ ル占領 至十九年 六月	シムガポール (第十通信隊)
自十九年 七月	サイパン (第三通信隊)	自十九年 七月	ペナン
自十九年 七月	具 (具通信隊、筑紫丸)	自十九年 七月	

第四節 主要兵器の変遷と作戦に及ぼせる影響

潜水艦は通信に充當し得べき艦内容積極めて小なるに反し、通信は他艦種に比し大なる要望あり、之が準備の状況概ね次の通りであつた。

一、送信機

長波短波各三波を一挙動式に転換使用し得る九九式特三(四)号送信機は十五年漸く完成し、新造潜水艦より装備せらるることとなり、十六年開戦頃には旧潜水艦に対しても、逐次之を換装装備せらるる趨勢にあつた。

二、超長波受信機

独逸潜水艦の全波受信の情報に依り、九二式特受信機に前置増幅器を附して超長波受信を可能ならしめ、開戦数ヶ月前全設受信実験を完了し、開戦直前全潜水艦に装備せられた。前置増幅器に依る受信電波は殆んど固定周波数であつたが、其の後十九年受信周波数変更可能なる超長波受信機を製作せられ新造潜水艦に逐次装備せられた。

三、超長波送信機

潜水艦に於て超長波全波受信可能となりたるを以て、冬期歐洲通信に使用せられありたる愛知県依佐美町の国際通信株式会社の一七・四四KC八五〇KWの送信機を東京（十九年七月以後呉）より直接之を管制し、対潜水艦放送に使用する如くし、戦時より之を実施し得るに至つた。

四、方位測定機

潜水艦に於ては長波方位測定可能なる外地艦種に於て企図し得ざる中波及び短波の方位測定可能で、之が為丁式四号方位測定機に中間変成器を経て九二式特受信機を接続し之に充てた。

又十九年頃に至りて正規の中短波方位測定機実現し、特大型潜水艦数隻に装備せられたるも戦場に於て実用するに至らずして終戦となつた。

五、超長波受信空中線

超長波受信空中線丁式四号方位測定機枠型空中線を使用するを最も有効と認められたが、対空電波探信儀空中線として同方位測定機空中線軸を使用する事となりたるを以て、十九年末以後超長波受信空中線として艦桶天蓋固定の圧粉磁心型空中線を使用するに至つた。

本空中線に依る潜水艦全波受信探度は方位測定機の枠型空中線使用の場合に比し特に差異を認めなかつた。

六、電波探信儀

七、電波探知器

第十三章 通信防衛

第一節 暗号及び呼出符号

第一項 開戦前の暗号計画と諸戦期前後の実施

経過概要

第一目 計 画

暗号図書及び同機器の使用に關しては、大東亞戦争開始に先立ち同戦争のため特に準備した事項は殆んど無く、支那事變の連続として既定計画を続行した。當時に於ける方針は左の通りである。

一、暗号図書を主用し暗号機器を副用とす。

作戦地域の拡大、戦況の変化に伴い暗号図書の配付困難となるべき予想と暗号強化との二つの理由に基き暗号の機械化案が問題となつたが、當時使用中の九七式印字機は暗号性能の弱点及び使用の不便や国語の機械化に不便なる根本的問題等のため結論を得るに至らず、取敢えず成案を得るまで暗号図書を主用し機器を利用しつつ研究を進むる事に定められた。尙艦艇用として小型印字機(単一タイプライター式にして重量容積共約半量)が完成して居たので、之が戦術通信に利用せる方法を研究中であつたが、現状のものでは戦術通信には使用困難と判断された。

二、暗号の更新は定期的更新の外、事故に際しては応急規程の使用と事故なき他と暗号書に依り当面の機密通信を保持し新暗号書は逐次転換す、現用暗号図書を改善しつつ逐次更新し行く方針の下に出発した。

暗号書に事故があつた場合には、主要暗号書にあつては予め配付しある応急規程を發動手当ての上、新暗号書を配付更新す、其の他の暗号書にあつては事故なき他暗号書により其の強度及び配付範圍を考慮の上、応急規程を電報し、その便無き向には便宜所屬又は最寄の上官より通知し然る後暗号書を改編配付更新した、然し予め配付しありし応急規程は概ね暗号書と同時に事故に遭い利用し得ざる事が相当あつた。

三、呼出符号は味方通信の円滑に重点を置く。

呼出符号及び發着信者名等は艦船部隊の行動所在秘匿上之が強度の暗号化の意見が濃厚であつたが、安心し得る程度に之を暗号化せば、味方通信を著しく濫帶せしむるの懸念あり、之が実行を躊躇せられて居た、然し熟練せる電信員ならば使用可能の見込との判断のもとに、強度暗号化用暗号書は既に編纂に着手して居た、兎も角も呼出符号及び發着信者名の強度暗号化は戦時電信員の技倆低下を顧慮し、実行は望み薄の大勢であつたが鋭意研究中であつた。

四、其他研究及び着手準備中のものの概要は左の通りである。

(イ) 印字機

現用印字機は暗号の強度不足なる事故障多き事、整備に時日を要する事等の弱点あり、且暗号強度の強化も行き詰りの状況で、之が単独使用は悲觀的であつた。然し印字機は既に多数準備せられてあつたので之が利用法に就き研究を進めつつあつたが、取敢えず暗号書暗号の強化再暗号化のみ使用し、主として主要通信機關間の通信にのみ使用せられた。但欧文印字機は使用規程の頻繁なる變更により大いに之を活用中であつたが、之れは欧文印字機が在外武官室と中央との情報通信にのみ使用せられ、暗号員は之が使用に慣熟しあつた為である。

(ロ) 換字器

印字機が既に行詰りの状況になつたので、独自の暗号器エニグマ(換字器にして自動タイプせず、毎字換字せるものを読みとり筆記する式のもの)を改良し暗号性能を強化し、且仮名文字を適用せるものを研究中で略結論に達し、大量製産に着手準備中であつた

(ハ) ストリップ

米国のストリップ式換字盤の利点認められ研究中であつたが、仮名文字は字数多き為、勢い盤大型となり使用に不便なるべきを顧慮し、未だ真剣に考慮せられず、ローマ字使用の案もあつたが、ローマ字それ自体の普及とも関連あり停頓の状況であつた

(ニ) 呼出符号の暗号化

エニグマ改良式の換字器を以て呼出符号及び發着信者名暗号化の案が

進んで居たが、之を読み取る為各電信員に同数の要務員を配するの要あり、停頓の状態にあつた。但し簡単な袖珍換字器は研究中であつた

ハワイ作戦に於ては主として連合艦隊特定の隠語を使用する事とし、中央にて特別の措置は採らなかつた、但十一月第一航空艦隊佐伯入泊時作戦行動を予測し、新航空通信用暗号書(下)及び新戦術用暗号書(乙)を在庫の殆んど全部を盡し之に交付した

一、戦略常務用
第二目 使用暗号図書及び暗号機器

- (1) 海軍暗号書甲 重要通信機関にのみ使用
- (2) 同 辛 軍需補給用、但海軍暗号書Dの使用に慣熟、便なりしを以て殆ど使用せられず
- (3) 同 D 数字暗号にして使用に慣熟、大部の通信は本暗号書に依つた

二、戦術用

- (4) 海軍暗号書乙 海上部隊戦術用、更新は年一乃至二回程度なりしも極力編纂を急ぎ、二乃至三ヶ月に更新の用途を以て準備進抄中
- (5) 海軍暗号書戊 局地戦用
- (6) 海軍暗号書F 航空通信用、二ヶ月毎に更新の程度に準備せられありたり
- (7) 同 C 航空通信用、雑用に使用
- (8) 同 H 支那方面の航空通信に使用、換字式の簡単なる暗号で事故ある毎に直に更新し得る程度に多数準備した
- (9) 海軍暗号書己 支那方面陸戦用、支那事変中大いに活用せられしも、大東亜戦争に移るや使用下火となり、海軍暗号書乙の使用に傾きつつあつた
- (10) 海陸共同作戦暗号書 陸軍にて事故あり、之が手当進行中にて使用停止中
- (11) 連合艦隊特定暗号A (隠語書である)

三、情報用

- (12) 海外秘密電信暗号書 在外武官間及び中央との通信用、但し実用せず予備
- (13) 海軍暗号書J 欧米武官間及び中央との通信用
- (14) 同 丙 支那方面情報通信用
- (15) IC 諜者用
- ICA 英、仏、西、葡、土、ソ各駐在武官に配付しありたり
- ICB 第二遣支艦隊司令部、広東駐在武官及び同根拠地隊司令部、馬公要港部司令部、高雄警備府司令部、海南警備府司令部
- ICC 北鮮、哈府、滿洲、朝鮮各駐在武官、鎮海警備府司令部
- ICD 米、加、墨、伯、亜、智各駐在武官
- ICE ビルマ駐在武官
- (16) 新 暗 米西岸駐武官

四、部外共用

- (17) 船舶秘密通信規約 商船との通信用、但呼出符号及び発着信者名のみを使用、暗号は海軍暗号書Sによる
- (18) 海軍暗号書S 千噸以上商船配付
- (19) 漁船用暗号書 全船舶配付
- (20) 海軍暗号W 出入船舶(外国)報告用、海軍主要司令部以上地方駐在武官、各税関及び港務部に配付
- (21) 三省共用暗号書 海軍、陸軍、外務三省用、東亜各在外使臣、海陸軍主要司令部配付

五、雑用

- (22) 軽便暗号表 旅行用、内地陸上各部
- (23) 海軍通信略語 省略語、官職名、序名、通信用字句等
- (24) 常用信号書 無線通信にも流用
- (25) 連合艦隊特定略語 戦術用、仮設電信所用、鑑査用等あり
- (26) 海軍呼出符号表 全通信機関に配付
- (27) 連合艦隊特定呼出符号表 連合艦隊戦術通信用

七、暗号機器

(例)九七式和文印字機 主要艦船、通信隊、各司令部に裝備

(例)同 欧文印字機 欧米各武官配付、但開戦前独、伊を除き処分済
八、其の他

(例)暗号教範

第三目 経過の概要

支那事変中暗号事故殆どなく(陸軍に配付せるものは全部陸軍側の事故により使用不能となる)稍不用意の点があつたが、MI作戦迄は順調に経過し特記すべき事項なし、陸軍にあつては苦き経験を嘗めて居たので、味方通信に多少の不自由を与うると厭わず更新に便にして、且事故の影響を局限するの方式を執つて居たが、海軍にあつては味方通信の円滑な実施に特に重きを置いて居たので、既述の様な方針を採用して居た。M作戦に於て同時に多数の暗号事項を起し且将来の暗号に迄類を及ぼした為一大困難に逢著した。

第二項 MI作戦後の計画変更と其の実施経過概要

第一目 MI作戦による暗号事故

MI作戦失敗に帰し航空艦隊の主力は全滅し、母艦にして其の最後を確認せざりしものあり、且其状況より判断し一部暗号書漂流の危惧があつたので全暗号書(情報用を除く)を更新するの要に迫られた。之に対する艦隊側の観測はたとえ漂流しある暗号書ありとするも即刻危険ありとは認めず、中央も之と略同様の意見で不敢取応急規程を発動し、次項の如き根本対策を構じた。

第二目 暗号計画の変更

一、暗号書の改編

(イ)一時応急規程にて対処し重要暗号書より逐次全暗号書を改編した

(ロ)暗号法は乱数式の採用範囲を拡大した

(ハ)名称の改変旧来のものとの混同を防ぎ区別を名瞭ならしむると共に、

機密保持上暗号書名により内容を推知し得る如き図書名を廃止し、暗

号内容の上にも多少の改善を行つた

図書名は従来内容、使用目的等を表すものと、十千(甲、乙等)によ

り種別を表すものを使用して来たが、種別の増大に伴いローマ字を併用せられて居た、之が改正には次の三葉があつた

(一)十千による種別の大別及び数字、文字による細別案

覚え易きも暗号種別を敵側に速かに看取せらるるの危険あると従来

使用のものとの区別不明瞭

(二)ローマ字による種別の細別案

一部従来使用のものとの区別不明瞭

(三)仮名文字による種別の細別案

覚え悪きも対諜防衛上可且従来のものとの区別不明瞭

種々検討の結果最後案を採用された

例 呂暗号書 天第二暗号書

呂第一使用規程 天第二使用規程

呂第二乱数表 天第二乱数表

(二)呼出符号は一般用、戦術用、航空用等種別を増し、名称は十千を用いた

二、更新期間の短縮

従来暗号書は数年、使用規程及び乱数表は半年乃至一年の期間を以て更新されて居たが、通信量の増加による使用度数の増加を考慮し、其定期更新期間を左の標準に基き短縮した

(イ)戦略暗号書及び同使用規程

半年乃至一年に一回

(ロ)乱数表及び鍵鑰表

其使用頻度に応じ毎月乃至六ヶ月に一回

(ハ)戦術暗号書

一ヶ月に一回

(ニ)呼出符号

原本を一ヶ月に一回変更し換字表により毎日乃至一週間に一回

三、配付法の変更

新暗号書は整備次第各実施部隊に配付保管せしめて来たが、事故により未使用暗号書多数使用不能となるので、概ね現用暗号書及び次回更新用

暗号書のみを配付し置き、他は各配付庁に保管の事とし、保管暗号書の配付開始時期は之を中央より指示する事とした。従つて

(イ) 配付計画の詳細を配付庁に適時通知し置くこと
(ロ) 配付状況を中央にて詳細調査すること

(ハ) 各配付庁の倉庫増設

(ニ) 運輸機関の密接なる協力

等の必要を生じ之に伴い文庫の軍需部編入問題を派生した、中央には配付状況調査並に配付指示の機関を必要とするに至つた。そこで取敢えず官房電信課にて毎月一回暗号図書配給通知を各配付庁及び各重要司令部に出す事とした。

四、印刷法の改善

不事の際に於ける暗号書の緊急処分は、実際問題として困難であるとの教訓に対し、沈没せば暗号書の自然潰滅するが如き方法の研究に着手した。

(一) 海水の侵入により書庫内容物の溶解するが如き薬品

(二) 海水に逢えば消滅するが如き水溶性インク

(三) 水に溶ける紙質

の三件が考慮せられた、(一)の薬品は既に久しく研究せられて居たが、未だ理想的のもの考案せられず、且この方法のみでは現に使用中のものゝ処分が出来ないので主として(二)(三)の研究に重点を置いた。

水溶性インキは技術研究所(箕佐技師担当)にて研究に着手したが

(一) 溶解作用鋭敏に過れば運搬中又は使用中、雨水、海水の飛沫、汗等により消耗の惧あり、鈍に過ぎれば危険あり

(二) 溶解後科学的に復元を不可能ならしめる適確なる保証

(三) 活字の痕跡消滅の困難

等の問題により行き詰つたが、たまたま独の水溶性インキに刺戟せられ、亦紙質の改善に成功し、独のものよりも優良と称せらるるものが実現した。

紙質は民間会社に研究を委託し、紙面に澱粉を塗抹せるものを使用した右により略要件を満足する事となつた、先づ各使用規程を印刷し成果を

見て順次乱数表、暗号書に及ぼす事に計画せられた。

水溶性インキにより印刷法は特殊の紙に先づ関係なき文章、文字、数字等の痕跡をつけ、カモフラージュしたる後印刷に移り、印刷の後活版の活字面を揮発油で拭い印刷インキの油脂分を除去したる後、水溶性インキを以て普通の印刷法により印刷するもので、特殊の印刷機械は使用しなかつた。この印刷法の成果は、完全に水に漬りたる場合は一時間以内に文字の視認不可能となり、冊子の儘沈んだ場合は全部に海水浸透するに数時間を要し、活字の痕跡は印刷技術に左右せらるる所多く、充分消滅しないものもあつた。

五、暗号機器

九七式印字機はその機械を盗れた場合は致命的なので、愈々之が使用を放棄するか単に暗号書の暗号符号を之に掛けて暗号の強化用とするかの問題に逢着し研究の結果後者に決した。

尙之が使用範囲も司令長官司令部以上に局限した。ウエーキ占領後廢棄せるストリップを研究の結果、色々の利点が認められたので利用の問題が拾頭し、更に積極的研究に移り、且エニグマ改良の換字器の整備も促進の事に決した、使用文字もローマ字案も出でたが問題とせられず、ストリップ換字器共仮文字使用に決した。

六、統一暗号規程

暗号書毎にその使用規程を附して来たが、内容は極めて小部分を異にするのみであるので、之を統一規程とするの案が拾頭したが、機密保持上暗号の多彩性は却て有利であるので保留に決した、但数字暗号、文字暗号共、その暗号法の指標を含む冒頭強化用の統一暗号書を定むる事となつた。

第三目 実施 経 過

暗号書Dに代るべき呂暗号書を昭和十七年六月下旬編纂を開始し、七月下旬完成、未事故の乙暗号書と共に急速連合艦隊に配付に着手した。連合艦隊援助の下に所屬駆逐艦、飛行機等を以て九月初旬迄に連合艦隊内の配付を完了し直に実施に移つた。支那方面艦隊方面の配付実施は尙一、二ヵ月遅れた。爾後順次新暗号書を整備し、十七年末に至り概ね軌動に乗るに

至つた。

水滲インキ及び紙は昭和十八年完成試用した。

暗号書の配付は連合艦隊援助の下に於ても尙一カ月半を要したるを以て暗号書更新法に対する対策研究促進を要望されるに到つた。

第三項 暗号区制の実施並びに終戦前後の経過概要

第一目 暗号区制の実施

戦勢不利となり各地に孤立分散する部隊多くなり、暗号図書の配付極めて困難となり劃期的対策を必要とするに到り、別表による暗号区制を採用することとなつた。暗号区制は相当早期より其の必要を認められ、陸軍では当初より区制に類する方式によつて居たが、海軍はその特性上部隊の移動頻繁で実施は困難であつたのと、本来区制は順調なる勝ち軍には不要なるもので、戦況蹉蛇するに及んで始めて其の实效を表わし来るものである為、真剣な考慮を払われなかつた。然し戦況の交転に従い之が実施を必要とし又之が実施に適する状態となつた。

先づ全作戦区域を十一区に細分し、作戦上統合を要する区を連合するもの三区を定めた。暗号書は他区とは全然無関係なる区内専用暗号書と区内最高司令部と中央とをつなぐ暗号書とに分つた。

内地及び支那の大部及び台湾は区外に置き従来通りの暗号制によつた。

一、暗号区

区名	区	域	最高司令部
M	馬來、スマトラ方面		第一南遣艦隊司令部
J	ジャワ、ボルネオ南部方面		第二南遣艦隊司令部
B	ビルマ、アンダマン、ニコバル方面		第十二根拠地隊司令部
Y	M、J、B区共通		
K	海南島		海南警備府
H	南支方面		第一遣支艦隊司令部
S	仏印、シヤム方面		第十一根拠地隊司令部

Z M、K、H、S区共通

G 西バブア、ハルマヘラ、アンボン方面 第四南遣艦隊司令部

P パラオ方面 第十根拠地隊司令部

O 小笠原諸島方面 父島根拠地隊司令部

R ビスマルク諸島方面 南東方面艦隊司令部

W P、O、R区共通

F 比島方面 南西方面艦隊司令部

T 台湾 高雄警備府司令部

X 予備

(註) アンダマン、ニコバル方面は後M区へ、ビルマ方面はS区編入、B区は解消、T区は沖繩上陸後定めた

二、区内専用暗号書

二、区内専用暗号書

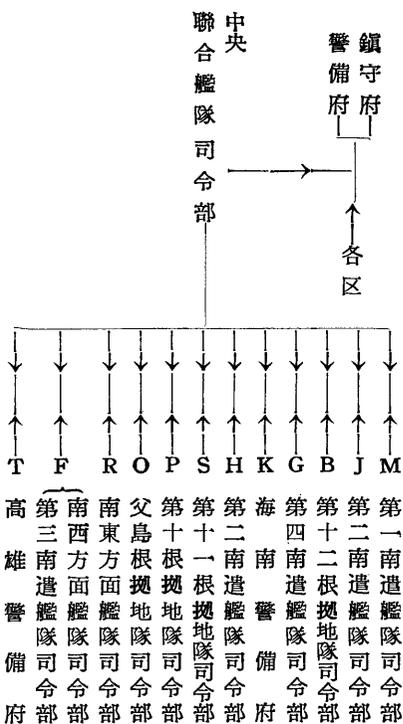
波暗号系と称し、波暗号書、波暗号規程、波鍵鑰表を使用した。波暗号書は編纂が間に合わなかつたので天暗号書を之に流用した。暗号書は全区共通で暗号規程及び鍵鑰表のみ各区異なるものを使用した。各区内通信機関には夫々区内暗号書を普く配付し、中央及び連合艦隊司令部に限り各区と直接通信し得る如く定めた。尙傍受用として内地、朝鮮の各鎮守府、警備府にも之を配付した。

暗号法は乱数盤を使用する数字暗号であつた。

三、各中枢間通信用暗号書

伊暗号系と称し伊暗号書、伊暗号規程、伊鍵鑰表、伊乱片表を使用す、伊暗号書は編纂が間に合わなかつた為、呂暗号書を以て代用した。当初の計画に於ては暗号書表全部各区毎に之を異ならしめる計画であつたが、前述の理由により暗号書のみ共通とし其の他は之を異ならしめた。尙F区には区制実施の前に呂暗号を定め、暗号規程及び乱数表を特別に定め配付してあつたので之を使用した。これは配付の都合がつかなかつた為である。

伊暗号系は左表の通りでW、Y、Z区用の暗号は無し、中央及び連合艦隊司令部は全暗号書を有し内地、朝鮮の各鎮守府、警備府は受信用暗号書のみを所有せしめた。



暗号法は波暗号に略同じ、但強度を大にする為、乱数盤に貼付する乱片を頻繁に更新した。

四、実施

呂及び天暗号に事故があつた時、之を更新し得ない方面から順次実施し昭和二十年五月略全区（F区を除く）の実施を見るに至つた。暗号書配付不能のためF区には実施せず、B区は配付前ビルマ方面を失陥し解消、沖繩上陸後T区（台湾）を新設した。

第二目 終戦前後の情況

一、陸軍との暗号書交換

昭和十九年末より海軍陸軍の作戦を一層緊急化する為、暗号統一の必要起り、取敢えず現用暗号書を彼此交換利用する事となつた、陸軍暗号書は暗号の形式を異にし、且その種別老大で海軍としては保管に困難を感じ、加うるに使用状況の通知遅延し勝て事務の煩雜を招き、殆ど利用する事が出来なかつた。陸軍に於ては陸軍航空情報傍受に大いに之を利用するの一方的關係にあつた。但航空輸送用暗号書は南方の空輸杜絶し

主として北方大陸の航空通信のみであつたので、日本航空輸送会社の通信に使用せしめた。

二、終戦後の使用暗号書

八月下旬左の暗号図書を除き全部之が焼却処分を令した。

呂暗号書三及び四並びに同使用規程、乱数表

天第一暗号書及び同使用規程、乱数表

波暗号書及び同使用規程、鍵鑰表

伊

現用呼出符号及び略語

尙中央には各種暗号書、暫時保管の計画であつたが軍司令部主務者の誤通知に依り全部処分、一時通信の混乱を見たり

八月末月日天暗号書及び關係書表並びに現用呼出符号、略語を残し全部処分せしめた。

第四項 暗号に関する諸制度

第一目 制度

一、暗号計画

海軍暗号計画は軍司令部第四部の所掌で第九課の主務事項である。第九課に於ては主務部員一名を置き通信計画の一部として全般の方針を定め、其編纂は十課の所掌とした。第十課課長は始め電信課長の兼務であつたが、昭和十八年九月電信課長が東京通信隊司令を兼務するに至り、専任の課長を置かれた。九課の主務部員は昭和十二年より席を十課に移すに到つた。但し暗号計画が九課処掌たる事には変りはなかつた、編纂当務者は十課に出仕数名を置いて之に任じた。

他に囑託及び書記、雇員数十名を置き編纂及び印刷の稿正（後述）を行わしめた。

配付の計画実施及び整備は海軍省にて行つた。制度上軍務局（後一時兵備局）と官房電信課とに処掌分担の不明瞭なるものがあつたが、主務の電信課員をして軍務局員を兼務せしめ、その弊を補つた。

電信課主務課員は他に海軍省軍司令部其の他在京各庁の電報処理、部内通信の取締り、暗号の維持等の任務を兼ね所掌した。

配付は官房所属の海軍文庫にて行つた。海軍文庫は海軍省及び軍令部の一切の図書配付及び官房図書の保管に任じた。

艦隊に在つては司令部附一名を暗号主務とし、計画及び編纂に当らしめた。主務者は同時に司令部暗号長として発着電報の処理並びに取締りに任じた。

鎮守府、警備府にあつては通信主務参謀の処掌に属した。配付は始め各鎮守府文庫で行つたが、昭和十六年より当該文庫を軍需部に移し第五課を創始した。従つて鎮守府以外の軍需部にも主務課乃至主務班を置いて配付に当らしめることとなつた。

二、暗号の研究

海軍に於ては味方暗号の専門の研究機関は置かれず、研究は軍令部第十課の担当とし当該部員出仕をして研究を重ねしめた

別に技術研究所電氣部に暗号機器の研究製作を行わしめた。技術研究所研究製作の主務者は技師一名で、助手として技手及び技術士官若干を置いた、以上の如く研究機関は極めて貧弱で暗号の進歩を遅らしめた原因をなした。

三、暗号事務の処班

中央に在つては海軍大臣官房内の電信課の所掌であつた。電信事務は東京通信隊で行い当該司令は電信課員を兼務したが、後司令は電信課長の兼務する所となつた。

始め暗号員は東京通信隊より海軍省電信課に派遣し服務せしめ、電信事務と暗号事務とは分離せられて居つたが、通信指揮上不都合な点多く電信課長東京通信隊司令を兼務するに至つた際暗号電報の処理を通信隊に移し、暗号員は全部通信隊に復帰した。電信課に於ては発着電報の受付事務及び受信電報の淨書、配付のみを担当する事となつた、鎮守府に在りては处在通信隊にて処理した。一時中央に倣い暗号部を通信隊より切り放し通信幕僚の下に移した事があるが間もなく復旧せられた。

部隊にあつては通信士の兼務又は別に暗号長を置いて処理せしめた。暗号員は始め暗号掛将校一名を置いて暗号処理に任せしめたが、暗号電報量の増加に伴い初級士官及び准士官をして補助せしめることとしたが、

後更に通信量の増加と暗号法の複雑化とは専門の暗号員多数を要求し、将校のみを以てしては賄い得ざるに至り下士官暗号員を置くに至つた。大東亜戦争中期に至り更に電報量の躍進的増加と暗号法の変更により、暗号要務員の必要を生じ、兵暗号員を置き補助せしむるに至つた。

四、要員の養成

(イ) 士官、第一次欧洲大戦中に於ける諜報通信の曝露に刺戟されて、暗号の重要性特に一般の認識を深むるに至り、暗号選科学生を制定せられた。昭和三年始めて三名の選科学生を養成した

昭和五年海軍水雷学校に暗号専攻学生を置き、之に次ぎ二回卒業を出した、然るに暗号は通信科士官の常識なりとの意見多く生じ、又暗号関係者の無気力と言う点もあり、之を廢止し海軍通信学校の高等科学生の教程に包含する事に改められた

大東亜戦争に際し暗号機械の劃期的進歩、切望せらるるに至り、昭和十六年応急的に通信学校にて特修科学生として一名の専門家を養成した、陸軍に於ては選科学生多数を養成すると共に数学専門家を嘱託とし、大規模に暗号の研究を行わしめたが、海軍に於ては之が研究極めて消極的で暗号の進歩を停頓せしめた

(ロ) 准士官以下

昭和十三年下士官暗号員の制度定められ、通信学校に高等科練習生を八カ月とし養成を開始した、而し普通科練習生卒業者中電信技術の不良なるものの收容所の観を程し成果良好とは言ひ難かつた、昭和十四年暗号不振の状況に鑑み、之が指導者たるべき准士官養成の目的で海軍通信学校に准士官学生の講習を実施した、講習期間は三カ月であつた

高等科練習生の制度定められる迄は、艦船部隊に於ては志望の下士官を募集、暗号の特別教育を実施して、検定により暗号特技兵を養成した、これも又他科に於て希望を失つた敗残者の收容所となつた観である

昭和十八年暗号法の変更、暗号電報量の激増等により暗号員助手並びに要務員養成の目的を以て海軍通信学校に暗号の普通科練習生を採用

した、普通科電信術練習生応募者中、電信技術の適性を欠く者を收容した、これは比較的優秀なる者を得たが、其の成果を充分確認するに至らずして終戦となつた

五、電信課

大臣官房に電信課を置き通信実施及び暗号実施に当らしめた。

始め暗号が幼稚であつた頃は暗号計画並びにその実施の計画を統一実施し、電信課長を兼軍令部出仕とし之に当てられたが、暗号漸く進歩し其の事務繁雑を加うるに至り、両者の連絡を緊密ならしめる為、電信課長は軍令課長を兼務した。電報の発受と暗号の作成翻譯とは相関連せる作業であつて、之を通信指揮官が併せ指揮しなければ通信指揮の万全を期し難きにも拘らず、電報の発受は始めは横須賀鎮守府司令長官の麾下に属する東京通信隊（後連合艦隊編入）をして行わしめ、暗号要務は分離して官庁たる電信課にて行い居る状況であつた為、通信指揮の問題に關し電信課、東京通信隊間に紛糾絶えず、東京通信隊司令を兼電信課員としたが大なる改善とはならなかつた。大東亜戦争開始前之が統一の問題が採り上げられたが結論に達せず、昭和十八年に至り妥協解決に達し次の如き制度となつた。

電信課長と軍令部第十課長（編纂計画）とを分離し、電信課長をして東京通信隊司令を兼務せしめ、暗号要務中作成翻譯の要務を東京通信隊に移し、暗号員の大部を東京通信隊に入れ電信課に於ては省、部発信電報の受附整理及び受信電報の淨書配付、電信取締その他暗号計画に属する事項のみを残置した。

第二目 暗号の整備

一、暗号図書及び暗号機器の性格

暗号図書は出師準備品中の秘密図書に属し、暗号機器は兵器に属した。暗号図書を出師準備品として整備保管するのは無意味であつて、出師準備品として準備せられありたる航空機暗号書は使用する事なくして廃止せられた。之れは作戦様相の変化に伴つて用語の内容等が変更されるのは当然であり、長期貯蔵は事故を招来し易いのは又当然である。従つて使用は不便であり、強度に対しても亦不安を持たれるに至つた。

暗号機器の兵器たるは之が配給に著しき時間を要し、特に軍需部員の理解乏しく整備に円滑を欠いた為、後暗号機械のみを兵器に残して換字器及び換字盤は之を暗号書の附属品に変更せられた。

二、暗号の制定

暗号図書とは暗号書、暗号表、暗号使用規程、乱数表、鍵鑰表、乱片表、乱字表等の総称であつて、暗号機器とは印字機、換字器、換字盤（ストリップ）、乱数盤、暗号尺等の総称である。通信略語、呼出符号表等は始め暗号図書外に置かれたが通信防衛上暗号化の必要を生じ、次第に其の内容を充実するに従い機密扱とし、暗号図書供給表に記載して暗号書扱をなすに至つた。

中央にありては省部互抄規程により軍令部総長之を計画し、海軍大臣に商議の上起案し、海軍大臣に移す。但軍令部総長は演習用課報用、臨時使用の暗号図書に限り之を制定実施する事を得。

艦隊長官、鎮守府司令長官、警備府司令長官は臨時使用の暗号図書に限り之を制定実施海軍大臣に報告し、長期使用のものにありては予め認許を受けたる上、制定実施の事に定められて居る。

三、暗号図書の編纂、印刷

(イ)中央、軍令部十課に於て起案し原稿を軍務局に移し、次で官房にて機密番号を附与し印刷に附す、稿正は軍令部十課にて行つた

印刷は始め内閣印刷局に依託したが、海軍暗号書甲以後省内印刷所を使用した、暗号種別、冊数の増加に伴い、時に海軍水雷学校、同通信学校等に依託せる事もあつた、大東亜戦争中は印刷部数激増の結果、軍機以外の印刷は其の大部を横浜文壽堂印刷所（海軍管理工場）に於て行い、昭和十九年より軍令部十課は同工場内に移転し、全暗号書を同印刷所にて印刷するに至つた

(ロ)艦隊及び鎮守府、警備府、司令部暗号主務者又通信主務參謀之を編纂し演習員を以て本省又は海軍水雷学校、同通信学校印刷所に依託印刷せしむるか騰写した

第五項 暗号図書の配付組織

第一目 配付機構

図書配付機関としては中央に海軍文庫、各鎮守府に鎮守府文庫を置かれた。暗号図書の配付もこの機関を通じて行われた。

海軍文庫は海軍大臣官房に属し、文庫主管一名を置き図書の保管配付を所掌した。

鎮守府文庫にも主管一名を置き、兼ねて図書整備に関する幕僚事務を補佐せしめられた。

海軍文庫と鎮守府文庫とは直接何等指揮監督の関係がなかつた。従て配付事務の円滑を欠き、暗号図書の数量の増加、頻繁なる更改等の為、配付機構に一大刷新を加うる必要を生ずるに至つた。

昭和十七年三月鎮守府文庫を解消し、之を軍需部に編入一課を創設し第五課を設置した。次で海軍文庫主管を兼軍需局長とし指揮運用に便ならしめた。

此の制度変更により輸送の面に於て大なる利点が認められたが、機密保持及び暗号の重要性に対する觀念の低下顯著で紛失事故等が頻發するに至つた。又輸送途上転送を重ね其の所在を明にし得ざるもの多く、輸送艦船沈没に際し托送中のものの有無調査に時日を要した。

この制度は要するに利害相手はし暗号図書の重要性に理解ある軍需部、暗号図書配付関係者が新制度の活用に積極的努力を惜しまなかつた。部にあつては好結果を見たが、唯機密保持の觀念の低下、所在不明の期間多かりしは最も明かに表れたる新制度の欠陥であつた。

第二目 配付の実施

海軍文庫、地方文庫共収容能力の關係上、暗号図書は完成次第之を介部に配付し、暗号書の更新予定も凡そ半年前、内令を以て各部に通告した。

然しこの方法は予定の変更更々で事務煩鎖なりし為、昭和十五年よりその配付範囲を考慮し電報を以て発令の事に改めた。暗号の種別漸く増加し更新も頻繁となり、配付の困難を加うるに至つて、微細なる指示には電報は不便であり、又通信量を増大せしむるので月報を以て電信課よりその予定及び予定の変更を一括通知し置く事となつた。M I作戦後、未実施暗号書の事故を局限する為、現用及び次回使用のもののみを配付し爾余のものは文庫に保管する事とした。

従つて実施に間に合う如く更新頻繁なる暗号書を次々と流すの要生じた為、海軍公報附録を以て毎月二回、配付に関する詳細なる指示、実施廢止の予定其の他注意事項を併せ通告する事とした。該通知は司令部及び配付庁迄に限り、其の他には当該所屬長官より所要の各部に適時通告のこととした。月報は電信課に配付班を置き編纂を兼ねて暗号書の配付状況をも詳細調査し、之が実施及び機密保持に遺憾なきを期し略々円滑に運用せられた。

暗号書は完成次第軍務局（後一時兵備局）監督の下に印刷所より直接海軍文庫に移り直ちに各鎮守府文庫に移管した。

文庫職員之が護送に任じた。地方配付庁に在りては大量輸送には職員護送の制を執つたが、末端配付は受領人を招置するが、書留郵便にて送附した。

暗号図書の還納は内地にありては廢止發令次第、外地にありては艦船便あり次第、又艦船にありては入港の都度之を行つたが後途中輸送の事故多きと、便船の逼迫等により保管庁に於て焼却処分の上書類を以て報の制を採つた。

第六項 暗号事故と其対策

一、大東亞戰爭中惹起せる主なる暗号事故並びに其対策次表の通りである。

項目	事故内容	対策
M I作戦に於ける暗号事故	詳細既述の通り	應急措置の後、全般的な改善を実施
昭和十八年一月ガ島糧秣輸送中敵魚雷艇同艦隊の襲撃に當りては、海軍文庫に在りては大量輸送には職員護送の制を執つたが、末端配付は受領人を招置するが、書留郵便にて送附した。	昭和十八年一月ガ島糧秣輸送中敵魚雷艇同艦隊の襲撃に當りては、海軍文庫に在りては大量輸送には職員護送の制を執つたが、末端配付は受領人を招置するが、書留郵便にて送附した。	一、應急措置の行方 二、書取暗号の取扱い 三、戦時新暗号の取扱い 四、共取暗号の取扱い 五、後更の取扱い 六、変更の取扱い
ガダルカナル島に於ける伊一潜擄坐事故	係事者ラは司令部は直に之が掘り出	一、應急措置の行方 二、書取暗号の取扱い 三、戦時新暗号の取扱い 四、共取暗号の取扱い 五、後更の取扱い 六、変更の取扱い

依つたと報導したが、海軍暗号にては同元師の行動に關しては電報は出されて居なかつた。

亦キスカ撤収作戰の成功等より見ても重要暗号書は解説されて居たいと判断して居た。

(4) 乱数表の組成とその強度に対する判断

乱数表は〇乃至九の数字五文字宛の組合の一符字を不規則に配列したものであり、その使用は一部隊毎に一度限と限定したので、通信量より見てその程度の使用度数では絶対安全であると判断して居つた。然し前述の様に味方通信の全面的研究を行わなかつたので多少の不安は常に存した。

(同)一九四五年十二月十七日雑誌タイムに左の一文が掲られた

参考の為抄録した

真 珠 湾 (十二月十七日「タイム」より)

マジックとは正に其の通り。

先週合衆国市民は第二世界大戰に於ける最も有力なる秘密兵器は、恐らくリーダーでもなければVT信管でもなければ原子爆弾でもなく、ワシントンフォートの一部屋に隠れて營々苦心暗号士達が組立てた人を害わざる一機械であつた事を知つた。

暗号士達が幾年の試行錯誤と推理と演繹の後に組立てた此の機械で東京に於て用いられて居た暗号解読装置を複製した。真珠湾委員会の前での証言——陸軍ではマジックとして知られて居る此の機械は一九四一年十二月七日以前に使用され若し合衆国高級幹部さえ慧るに敏でさえあつたならば、日本の拔打ち攻撃への警告は充分与えられて居たという。

(タイム十二月十日参照)マーシャル將軍のマジックの魔法の話は続く。マジックは比較的小部隊たる米軍をして日本の侵寇艦隊を遮断せしめ、珊瑚海に於ては海戦に絶対的勝利を得しめ、以てオーストラリア、ニューギランドを救つた。

ミッドウエーに侵寇する日本部隊の規模に關し充分なる事前情報を米國に供給し、海軍をしてさもなくば三千哩の彼方にあつたかも知れなかつた船舶を集中せしめ、太平洋戦の轉換的勝利となる伏兵を置かしめた。

合衆国潜水艦を日本船団の通過すべき航路へと導かせるに誤りはなかつた。

よくヒットラーとの会談を報じた在ベルリン大島大使よりの電報を解説する事により、独逸の戦争計画に關する其の価値量り知るべからざる情報を我が部隊に提供してた。不安な秘密——マジックを所有する事の貴重さに至つては、日本が秘密を知り其の暗号機械を變更し、以て合衆国暗号士をして再び始めからやり直しを行わしめるに至りはしないかとの絶えざる疑惑が合衆国高級指揮につきまといつた程である。

マーシャル將軍は一九四三年ブーゲンヴィルに於て合衆国飛行士が疑いの眼をもつて洞察さるべき程のものを残して山本提督を撃墜したる後は長い間に亘り不安であつた。噂は太平洋をつきぬけてワシントンのカクテル宴席にまで囁かれた。マーシャル將軍は「代玉となり得べき」士官を知らんと連邦調査局まで出かけた程であつた。

(調査局では国家秘密警察と思われるのも嫌だつたので断つた)

且て秘密を売らんとする解読者がボストンで捕えられたことがある。且て戦略事務所の意を含まざる所員達が、在リスボン日本大使館を搜索したが、其処では日本人は館附武官に対し新しい暗号を採用して居た。此の暗号は一カ年以上も破棄されずに残つて居た。ジョージ・マーシャルはトマス・E・デイウキが其の秘密を知つて居り、一九四四年の大統領政治運動中、演説の中にそれに言及するかも知れぬと聞いて驚愕した。

斯る心配にも拘わらず、日本は合衆国が電報を解説して居る事を全然知つて居なかつた。降伏後と雖も陸軍は占領行動の道標として尙マジックを使用していた。朝鮮に向つて全軍を送り込ままんとすの計画も一時あつたのであるが、マジックは一カ連隊にて充分なるべきことを示してくれた。

第二節 交 信 法

第一項 通信防衛対策委員会

通信關係技術の進歩するに従い通信諜報技術も長足の進歩をなし、其機關も亦拡充強化され敵通信の研究の成果に鑑み味方通信の防衛に關し再考を要する事項が屢々夫等の機關から勧告された。

昭和十六年一月北部仏印作戦の際、第二航空戦隊（蒼龍、飛龍、二十三駆）は南部台湾に進出待機を命ぜられ、嚴重なる電波管制を実施しつつ南下したがアジンコート附近に於て事故の為相當量の電を波放射した。

その際在香港英海軍の通信中に「2sfが南下中であつたが、蒼龍と思われる空母北部台湾迄南下したことは確実だが、以後は不明で其他の部隊は高雄方面に移動した」との報告あり。

又第二遣支艦隊旗艦足柄及び第五水雷戦隊旗艦の方位測定位置は逐一報告されて居ることが我特務班で解読された。

この事件は通信防衛対策に関し、大なる刺激となつた。研究の結果現今の交信法呼出符号に相當の欠陥あり、更に符形調査に依り各艦の放射する電波に各艦特徴を有すること判明し、敵が符形調査方位測定呼出符号等を利用して相當積極的に我通信の研究をなしあること確実と推定し得るに到つた。時恰も時局は緊迫し出師準備を促進しある時機であり。早急に徹底的対策は採られなかつた。

開戦後作戦地域拡大しMI作戦、ガダルカナルの反攻等敵の反撃本格的となるや、通信諜報戦に於ても積極的攻撃を示唆する事象を捕捉し得たので之が対策研究の為昭和十七年十二月通信防衛対策委員会を構成されることとなつた。

其構成員は左の通りである。

- 委員長 軍令部四部長
- 委員 軍令部九課長（十課長兼務）
- 九課及十課部員

- 通信学校教官
- 艦政本部部員
- 航空本部部員
- 横空教官
- 軍務局局員
- 技術研究所部員

本委員会は通信に関する広範圍の諸問題に付、研究を行い昭和十八年九月左の要旨の報告を呈出した。

答申要旨

一、交信法の改正

放送通信を主体とする電報の送信形式を改正し「防衛の強化」「処理の迅速、確実」「要務の簡易」「交信の厳止」等を期することとす

二、左の暗号対策を構す

- (イ) 暗号改変の理論化
- (ロ) 機械化による強度の硬化並に速度の増進
- (ハ) 運搬中の事故防止
- (ニ) 事故に対する被害局限方策の確立
- 三、兵器に対する対策
- (イ) 方位測定不能なる送信機の研究
- (ロ) 放射電波の特長消去

四、通信学校に於ける防衛に関する基礎教育の充実

五、味方通信検討機關の充実

之等の対策は事の大小に拘わらず直に実施した。

交信規程の改正は、直に通信学校及び横空主体となり研究が続けられ、昭和十九年八月改正原案を得、昭和二十年一月最後の検討を続け印刷準備を進めたが戦況の緊迫に従い実施の機を逸した。暗号対策に関しては第一節に既述の通りである。

兵器に対する対策

(イ) 方位測定不能なる送信機の研究

この研究は昭和十九年末NB装置として兵器完成し二十年一月から艦隊旗艦に装備せられた

(ロ) 放射電波の特長消去

(ハ) 音色変更装置

送信機の音色の特長を欺慢する為附加装置を附加し、時々音色を變更することとす

(ニ) 主要艦船の符形調査を行い特に放射電波の特長顯著なるものに附装

備兵器の修理を行つた

味方通信の監査研究は従来各通信隊上級司令部に於て実施し、之が専門

的研究機関は設置されなかつた。この必要は特に痛感せられたが施設、人員特に幹部の捻出に非常な困難があり実施に到らなかつた。

之が為暗号諜報上使用度数其他の理論的研究の根柢を有しなかつた。

第二項 改正交信法の要点

一、改正要旨

現行海軍無線交信規程は昭和十二年改編のものにして、事後所要の訂正追加を見たが一般に直接交信を主体としたので、戦略時機に於ける高度の防衛要求及び戦術場面に於ける多量通信の迅速円滑な処理並に航空通信の現状等を考へるとき、猶欠くる点尠からざるに鑑み、之等に適當な電報の送信形式を必要とし、之を定めると共に従来通信軍規上問題となつた

事務信に検討を加え且交信は放送を主体とし、有線交信をも包含の上作戦通信に適応する如く全面的に改正を行い「呼出符号書」及び「通信用指定符号書」の改編並に「通暗号書」の判定と相俟つて「防衛の強化」「処理の迅速、確實」「要務の簡易」「交信の厳正」を期す。

二、海軍交信規程改正概要

(イ)名称を海軍交信規程と改め無線交信及び有線交信並に無線通話を包含し有線を特に區別する場合のみ其旨記載す

(ロ)航空機通信の特殊性及び要員教育の關係上航空機通信關係事項のみを抜粋「海軍交信規程抜粋(航空機通信關係)」に輯録す

(ハ)電報送信形式を基本、戦略(一般と防衛に分つ)戦術航空(空基、空一、空三)及び警急の五種類に區別し、其の交信要領及び適用範囲の標準を規程す

(一)基本送信形式

常務及び戦略通信に於て基地間及び近距離(遠達性電波を避け概ね二〇〇哩)通信の直接交信又は放送に使用の送信形式にして除外、新章及び指定の範囲を示す用法を削除した外従来に同じ

(ニ)戦略一般送信形式(略一送)

戦略時機に鑑所開放送通信に主用し、常務及び戦略通信の防衛を強化し一般に活用すべき送信形式とす

指呼 共通符号を主用

胃頭 (1)前置符を全部省略

(2)指定符号中及び放送番号並に字(語)数以外の各項目の判定処理も比較的容易にす

結尾 胃頭を繰返し放送に依る呼出符号の錯誤を防止す

(三)戦略防送送信形式(略二送)

戦略一般送信形式よりも防衛を更に強化する要ある場合に使用す指呼及び結尾 略一送と同じ

胃頭 (1)前置符に關しては略一送と同じ

(2)着信者、受報者、特定信文の一部又は全部(着信者受報者は一般に通信力大なる艦所とし、其範囲の呼出符号書使用規程所定とし、特定信文は特に要するもの)を暗号形式化(呼出符号其儘を使用暗号と同一形式とす)し本文末尾に之を挿入す

(四)戦術送信形式

戦術場面所中艦所間及び戦術場面以外の艦所との通信の如き多量且迅速、円滑なる処理を要する場合に使用する送信形式にして交信要領は放送にして要するときは直接交信を行う

指呼 固有呼出符号を使用せず

胃頭 真に必要なもののみを附し發着信者、受報者(特に要する場合の外本文中には挿入せず)省略するを例とす

結尾 基本送信形式と同じ

(五)航空送信形式

航空機通信の特性上戦術送信形式を更に簡單化の上航空機通信専用とし教育訓練にも便ならしめ交信の要領は放送を主用し要するとき直接交信を行う

本送信形式は航空機通信統制艦所の呼出符号防衛強化の為指呼及び結尾の送信形式を異にし之が為空基送、空一送、空二送に区分す

(六)警急送信形式

電文と結尾(対手符号は省略)のみを送信する最簡略化せる送信形

- 式にして真に緊急を要する場合に活用す
- (イ)各送信形式に於て解信を要求し、直接交信を行う場合は結尾の終に解信要求符を送信し放信との區別を明にす
- (ロ)交信上電波の表示を要する場合は防衛上電波略符使用を原則とし、電波略符不明又は制定無き場合は交信上は使用せず
- (ハ)中継の方法を普通中継法（在来の中継法）と緊急中継法（中継費消時極度短宿を図る為受信せる電報を其儘中継（放送）する方法）との二種に区分す、又放送通信活用の為受信の際不明又は疑問の箇所ある場合の中継要領を設定し中継処理を迅速にす
- (ニ)混信防止の為混信を感知したる場合は、直に一旦送信を停止する如く規程す
- (ホ)電波輻射は如何なる場合と雖も通信指揮官の許可なくして行い得ざる如くすると共に迅速なる通信処理を容易ならしむる為、電波輻射管制中に非ざる場合（戦術場面等）には通信指揮官の定むるに従い、交信〔通話〕当務者左の事項に限り許可を得る如くす
- (ヘ)送信誤謬の訂正
- (ニ)電報送信〔送話〕に対する応待
- (三)試験連絡及び呼応連絡に於ける応待
- (イ)事務信は信送に対する応待及び事務信に分ち、送信に対する応待は極めて小数のものに限定し（航空機通信にありては概ね従前と同様）状況に依り、之が使用を交信員に委せ右以外を事務信は通信指揮官が通信事務上必要とする場合、海軍通信暗号書（番号書符号書より成り現行交信略語より防衛を強化し使用法簡易）を使用することとす
- 但し航空機通信にありては特に必要なものは「リヤ乙」に略語として制定し機上要務を簡單ならしむ
- (ロ)作戦連絡（作戦又は保安上絶対必要とする連絡）試験連絡（電信機試験等の為単に連絡のみを行う連絡）呼応連絡（呼出応回答）を一括して連絡とし新に制定す

第四編 戦 備

第一章 物的戦備

第一節 通信関係戦備一般経過

一、開戦前の通信戦備は毎年度の出師準備計画書に依つて準備されることになつていたが、予算の關係上兵器等の準備は何もなく謂わば紙上計画であつて、實際の戦備は昭和十六年秋頃から兵器の発註其他の準備を開始した。

二、開戦時の通信戦備は進攻作戦に必要な艦隊、陸上部隊及び航空基地の中枢通信施設の整備と本土の有線通信網の整備が主要なるものであつた艦船の通信施設は第一線の艦船は概ね完備（不充分的点はあつたが）されていたので、特に問題はなかつた。

三、昭和十七年以降進攻作戦中は占領地の航空基地及び部隊中枢通信施設の整備に重点が注がれた、固定無線兵器の生産率らず主として移動式無線兵器によつて作戦を遂行した。

又航空機の生産増強に従つて航空機用電信機の量産が行われた
四、昭和十八年中期ガダルカナル敗戦以降守勢作戦となつて耐通通信施設の整備に重点が注がれた又空襲に対して見張通信網の整備と敵襲に備えた特攻基地の通信施設の整備が新に問題となつて之が整備に努められた

五、大東亞戦を通じて外地の陸上通信施設の整備は極めて不円滑で常に不完全の儘で作戦に従事した状況であつた。之が原因は
イ、通信機材の量産が出来なかつた事
ロ、輸送が円滑に行かなかつた事特に米潜水艦の影響が大であつた

ハ、艦隊が生産整備能力に対する認識不十分で、通信基地を屢々変更し

た事

ニ、整備機関の能力不十分であつた事等であつた。

艦船の通信施設は不満足な点は尠くなかつたが、作戦の遂行に特に障害を与ふる程ではなく概ね順調に経過した。

六、通信兵器戦備経過

通信隊、根拠地隊、航空基地及び艦船に必要な固定通信兵器機材は兵装標準と部隊及び艦船の拡充計画によつて各航本、艦本で生産計画を樹てて実行に移した。

右以外の部隊に必要な移動用通信兵器及び航空機用通信兵器は左に依つて軍令部に於て計画され、前述の生産計画に追加し航本、艦本に於て綜合生産を樹立実行に移された。

イ、移動用通信兵器整備計画 附表第一

ロ、航空機用通信兵器整備計画 附表第二

附表第一 移動用通信兵器整備計画

兵器種別	一ヶ月整備数量				
	十七年一月以降	十七年七月以降	十八年一月以降	十八年七月以降	十九年一月以降
短移動電信機	30	50	100	150	200
空五号基地用電信機	20	50	100	200	300
軽便電信機	100	200	300	400	500
携帯超短波電信機	100	150	200	250	300
有線電話機	100	200	300	400	500

(註) 資料焼失のため関係者の記憶による数量にて正確を期し難し

附表第二 航空機用電信機整備計画

兵器種別	一ヶ月整備数量				
	十七年一月以降	十七年七月以降	十八年一月以降	十八年七月以降	十九年一月以降
空一號 電信機	400	500	1000	1500	2000
空二號 電信機	300	500	700	1000	1000
空三號 電信機	200	300	500	600	1000
空四號 電信機	100	100	150	150	150
電隊内超短波電信機	100	100	150	150	150
備投方位測定機	500	1000	1500	2000	2500

(註) 資料喪失のため関係者の記憶に基く数量にて正確を期し難し

第二節 無線通信戦備経過

第一項 通信隊の整備

一、昭和十六年秋頃から陸上通信施設の本格的戦備に着手し、其の計画概要は次の通りであつた。

部隊名	戦備要領	目的
東京通信隊	(次)通信力の強化 (三)予備送受信所の整備	全海軍中枢通信隊として整備
高雄通信隊	通信力の強化	南方作戦中枢通信隊とす
大湊通信隊	通信力の強化	北方作戦中枢通信隊とす
第五(トラック)通信隊	通信力の強化	太平洋作戦中枢通信隊とす
第一通信隊	短移動電信機 一五五	仏印、マレー作戦の移動通信隊
第二通信隊	短移動電信機 二〇〇	比島、蘭印作戦の移動通信隊

二、通信隊、根拠地隊の通信施設は東京通信隊以外は左の標準によつて兵

器生産計画を樹て実行に移したが生産困難で昭和十七年は占領地の通信隊は移動電信機のみによつた。
 其他の通信隊は開戦前整備された固有兵器に移動電信機を増備して通信を行つた

(イ) 東京通信隊
 本格的の兵器整備に着手されたのは昭和十八年初頃からであつた。
 (ロ) 通信施設整備標準

送信施設の増強	受信所整備		区分	整備事項	内容	経過
	所整備	所整備				
戸塚第二送信所の整備	耐強受信室二カ所	受信機四十台	艦隊の整備	艦隊の整備	受信機四十台	十八年春完成
船橋送信所耐強送信室整備	耐強受信室二カ所	受信機四十台	海軍大学校予備受信所整備	海軍大学校予備受信所整備	受信機四十台	十七年中期完成
小山送信所、東京通信隊間管制線の整備	耐強送信室二カ所	受信機四十台	所整備	所整備	受信機四十台	十八年中期完成
宇佐美送信所、東京通信隊間の管制線整備	耐強送信室二カ所	受信機四十台	艦隊の整備	艦隊の整備	受信機四十台	十七年中期完成
字佐美送信所、東京通信隊間の管制線整備	耐強送信室二カ所	受信機四十台	艦隊の整備	艦隊の整備	受信機四十台	十七年中期完成

(ロ) 東京以外の通信施設の標準は若干の変更があつたが、昭和十八年実行に移した標準は左の通りであつた。

A	種別		標準	摘要
	兵	装		
方位測定所	受信機 20 中波 3	短波方位測定機 3	大型受信機 2、小型 40	連合艦隊中枢通信隊に適用す
送信所	短波五吉 2、二吉 2、一吉以下 12	長波〇・五吉 2、中波〇・二五吉 3	大型受信機 2、小型 40	連合艦隊中枢通信隊に適用す

記事	C			B		
	方位測定所	送信所	受信所	方位測定所	送信所	受信所
(一) 現地の状況に依りて送受信機不足の場合には短波移動電信機 (二) (三) 施設は総て耐弾構造とす (四) 所要電源装置、空中線装置を設備す	受信機6、短波方位測定機2、中波1、長波1	短波一吉以下6 長波〇・五吉2、中波〇・二五吉2	小型受信機16	受信機10、短波方位測定機2、中波2、長波2	長波二吉2、一吉以下8 長波〇・五吉2、中波〇・二五吉3	大型受信機2、小型受信機
			根拠地隊等部隊 中枢通信所に適用す		艦隊中枢通信隊 に適用す	

(四) 前述の通信施設標準によつて左の計画で実際の整備を履行した

種別	設置地点	記事
A	昭南、トラツク(十八年ガムに変更)、大湊 東京日吉(十九年計画)	(一) 東京日吉は受信施設を主体として送信機は予備として短波二吉4台を整備す
B	横須賀、呉、佐世保、高雄、幌筈、舞鶴、サイパン、トラツク、グゼリン、ラポール、パラオ マニラ、スラバヤ、ペナン、アンボン、上海	(二) 本土、台湾等にある既設通信隊は主として耐弾施設工事を行つた
C	香港、三亞、サイゴン、ラングーン、ポートル レア、バリックババン、マカツサル、エンデ 父島、沖繩、鎮海	

三、通信施設は昭和十九年末頃概成した。
通信施設整備状況は次表の通りである。

第二項 航空基地の整備

一、開戦前の航空基地通信戦備は航空隊の兵力を基準とした別記兵装標準によつて計画され実行された。
昭和十六年秋進攻作戦に対する戦備を始められた之が計画の概要は次の通りである。

進攻作戦に必要な航空基地用電信機は総て移動式電信機を充当する事として、比島蘭印方面は第十一航空艦隊に太平洋方面は第四艦隊に左の兵器を供給整備を担せしめられた。

部隊名	兵器種別及数量		記事
	短移動電信機	全受信機	
第十一航空艦隊	九〇	一〇〇	比島、蘭印方面航空基地用
第四艦隊	四〇	八〇	太平洋、ニューブリテン方面航空基地用

兵装標準

記事	配備兵力		送信機数		受信機数		備考
	基準隊数	長中波	長中波	短波	機数	方位測定機数	
一、右の外作戦要点には増備す 二、隊数多き場合は適宜本表の標準により累加す 三、練習航空隊には別に教育用兵器を考慮す	〇、五	一	三	八	一	一	一、方位測定機は長中波のものを示 地理的條件により増減あり 二、本表以外に移動電信機あり
	一、五	二	六	一八	二	二	
	三、〇	三	九	二七	二	二	

二、開戦後占領基地、機動航空部隊供給用として定められた兵装標準は次の如きものであつた。

記事	種類		方位測定数		電源	備考
	固定	移動	長中波	短波		
本標準を一基地分とし兵力、任務に応じ、五乃至数基地分として供給した	一	一	八	一	60KVA S 40×1 6KVA S 3×1	附属品一式を含む
	二	四	八	一	8KVA S 6×2	

内南洋戦開始以来基地設営方針に大変化が行われた。即ち基地群としての整備、基地内各施設の疎開分散又耐弾化である。之がために通信兵器は総て耐弾施設への移装が行われた。この大工事を急速になし得ること中波送信を増加すること等を考慮して新に概ね左記のような兵装標準が設定せられた。

海軍航空基地通信施設兵装標準（昭和十九年九月制定）
 a、航空基地通信施設は左の通り四種に分けて行う

区分	適	用
甲	航空艦隊司令部用	
乙	航空戦隊司令部用	
丙	大なる基地の航空隊用	
丁	小なる基地の航空隊用	

b、主要兵器の員数は左の通りとす

区分	短波	中波	長波	受信機
甲	六	二	二	二〇（後に三〇に変更）
乙	五（内には中波兼用）	一	一〇	
丙	五（内には中波兼用）	一	七（後に九に変更）	
丁	三（内には中波兼用）		五	

c、中波可能の短波送信機は電話も可能なるものとす
 d、長波方位測定機は一基地群に一組とす
 e、設けるべき施設は下表の通りとす

区分	飛行場区	居住区	送信所
甲		受信所	自力発電所
乙		受信所	自力発電所

f、飛行場区の電信室は対機通信用、居住区の電信室は基地通信用とす

各電信室間に管制連絡を設けず

g、応急用として受信所に送信機一を又送信所に受信機一を置く

h、送信所、受信所間の距離は二軒以内とす

i、猶本標準により各室の最少限度を定めた

右の外実用機を持たぬ練習航空隊用として左の標準が定められた

移動式無線電信機 二組

三、航空基地通信兵装概要

(一)昭和十五年度主要航空基地通信兵器整備概要

別表第一の通り

(二)昭和十三年度主要航空基地通信兵器整備概要

別表第二の通り

(三)昭和十八年度主要航空基地通信兵器整備概要

別表第三の通り

(四)終戦時主要航空基地通信兵器整備概要

内地 別表第四の通り

朝鮮 別表第五の通り

台湾 別表第六の通り

丙	電信室、航空無線調整室、自力発電所	電信室、自力発電所
丁	電信室、航空無線調整室、自力発電所	電信室、自力発電所

HP『海軍砲術学校』所蔵史料

別表第一

昭和十二年度主要航空基地通信兵器整備概要

番号	基地名	送信機										受信機	応急用電源	夜間着陸設備	記事		
		長波		中波		短波					その他						
		K	W	K	W	K	K	K	W	W							
		1	0.5	250	100	2	1	0.5	250	150							
1	華山															輸送機基地として当初通信装置を有せず	
2	大湊(水上)	1								2			8	40×1	○		
3	筑波		1									2	8	100×2	○	練空として整備	
4	百里ヶ原		1								1		4	100×1	○	同上	
5	霞ヶ浦	1	2							1	2	2	18	350×1 60×1	100×1	○	同上
6	鹿島		1									2	8		○	同上	
7	木更津	2	2							1	2	3	24	250×1	100×1	○	中攻中樞基地として整備
8	館山	1	2							1	2	2	18	100×3	○	実用機基地として整備	
9	横浜	1	2							1	2	2	18	40×2	○	大艇中樞基地として整備	
10	第一横須賀	2	1	1						1	3	3	24	250×2	100×1	○	練空として整備
11	大井	1	2									2	18	100×2	250×1	○	同上
12	第一鈴鹿	1	2							1	2	2	24	250×1	100×1	○	同上
13	舞鶴		1								1	2	8		○	実用機基地として整備	
14	具		1								1	2	8	250×1	60×1	○	同上
15	佐伯	1	1							1	2	2	18	100×2	○	同上	
16	佐世保	1								1	2	2	1	18	100×2	○	同上
17	大村	2									1	3	1	18	100×2	○	同上
18	鹿屋	2								1(5KW)	1	2	3	24	100×2	○	中攻中樞基地として整備
19	鎮海		1								1	3	8	100×2	○	実用機基地として整備	
20	高雄	2								1(5KW)	1	5	6	32	100×3	○	中攻中樞基地として整備
21	サイパン	1	1							1	2	2	18	250×2	○	同上	
22	小疎		1									2	8	100×3	○	中継基地として整備	

(註) 記録散逸せる為記憶による記述多し数量は予定計画に基くものもあり 250W以下の送信機に就きては記憶せるものの外記入せず、又中波送信機は戦争中期以後本表以外に装備せるもの相当数あり又一般に作戦の進捗により中途撤去移装等のもの多し

別表第二

自昭和十三年度
至 " 十五年度 主要航空基地通信兵器整備概要

番号	基地名	送信機										受信機	応急用電源 KVA	夜間着陸設備	記事			
		長波		中波		短波					その他							
		K	W	K	W	K	K	K	W	W								
		1	0.5	250	100	2	1	0.5	250	150								
25	敷香	1									2	2	13	250×1	200×1	○	当初送受信所及び夜間着陸設備のみ整備後より本表の兵装をなせり	
26	松輪	1										1	10	100×2	○	同上		
27	天寧	1									3	2	10	100×2	200×1	○	同上	
28	第一美幌	1	1							1(5KW)	1	5	2	24	250×2	100×2	○	中攻中樞基地として整備
29	根室											1	7		○	不時着基地として整備		

HP『海軍砲術学校』所蔵史料

番号	基地名	送信機										受信機	応急用電源 KVA	夜間 電氣 設備 陸備	記事	
		長波		中波		短波					其他					
		K 1	K 0.5	W 250	W 100	K 2	K 1	K 0.5	W 250	W 150						
30	第一千歳	1	2			1(5KW) 1	4	5			無線着陸 装置 1	32	250×2	○	北海道方面中枢基地として整備	
2	大湊	1	1			1	1	2				18	100×2 40×1	○	陸上基地整備に伴い、増強	
31	三沢	1	1			1	3	3				18	100×2	○	中攻基地として整備	
32	松島		1			1(5KW) 1	3	3				18	100×2	○	同上	
5	霞ヶ浦	3	2				2	7				60	350×1 60×1	100×1	○	練空として拡充
33	土浦															予科練にて霞ヶ浦共用
34	茂原	1(2KW) 1				2	3	3				18	250×2	○	中攻基地として整備	
7	木更津	3	2			4	7	4				60	250×2 100×2	○	中攻中枢基地として整備	
8	館山	1	3			1	4	4	1			24	100×3	○	水陸両用基地として拡充	
35	八丈島		1				1	2	2			9	60×2	○		
9	横浜	1	2			1(5KW) 1	2	2	1			24	100×2 40×2	○	大艇中枢基地として増強	
10	第須賀	2	1	1	2	1	5	6				42	250×2 100×2	○	練空として増強	
36	豊橋	1	1			1(5KW) 2	3	2	1			32	300×1 100×2	○	中攻中枢基地として整備	
37	明治	1					2	2				8	100×2	○	戦闘機基地として整備	
38	峰山		1				2					8	60×1	○	同上	
39	大津						1					6	250×1		練空として整備	
40	美保	1	1			1(5KW) 1	3	3				18	250×2	○	中攻基地として整備(後撤去す)	
41	岩国	1	1				3	4				32	100×2	○	練空として整備	
42	徳島	1	1			1	2	1				18	100×2	○	実用機基地として整備	
43	小松島	1	1				3	2				18	100×2	○	同上	
44	高知	2	3			1	3	5				18	100×1 250×1	○	同上	
45	宿毛		1					1				6		○	不時着基地として整備	
46	築城	1	1				3	2				18	250×1 100×1	○	実用機基地として整備	
47	宇佐	2					4	3				24	250×1 100×1	○	実用機練空として整備	
48	大分	1	1				2	2				24	250×1 100×1	○	同上	
49	富高	1					3	2				18	250×1 100×1	○	実用機基地として整備	
50	博多	2	1				4	2				24	250×1 100×1	○	練空として整備	
51	出水	1	1			1	3	2				18	100×2	○	中攻基地として整備後より大部分撤去す	
52	鹿兒島	1					2	2				18	250×1 100×1	○	実用機基地として整備	
53	笠原		1				1	2				18	60×1 15×1	○	同上	
18	鹿屋	3				1(5KW) 3	6	13				42	100×3	○	作戦中枢基地として増強	
54	鬼界									6	8				○	不時着基地として仮設
55	古仁屋									3	6				○	同上
22	小祿		1				1	1				8	100×2	○	団島基地として整備後作戦の状況に応じ変動多し	
56	南大東									6	4	60×2		○	不時着基地として仮設	
57	第一石垣									6	4			○	同上	

HP『海軍砲術学校』所蔵史料

番号	基地名	送信機										受信機	応急用電源 KVA	夜間着陸設備	記事	
		長波		中波		短波				其他						
		K 1	K 0.5	W 250	W 100	K 2	K 1	K 0.5	W 250		W 150					
58	父島		1					1	2				8	100×2	○	小型機基地として整備
59	濟州島		2					3	2				18	100×2	○	中枢基地として整備、後撤去す
60	元山		2					1	3	3			24	250×1 100×1	○	中攻基地として整備
61	台北		(1) 1					2	(1) 2	(2)			8 (4)		○	中攻基地として民間施設を增强
62	新竹	1	1					1	3	3			24	250×2	○	中攻基地として整備
63	台中		1					1	1				8	100×2	○	団島基地として整備、後撤去す
64	台南		2					1	2	2			18	100×2	○	戦闘機基地として整備
20	高雄	2	2				1(5KW) 2	5	8	6			72	250×1 100×2	○	作戦中枢基地として增强
65	東港	1	1					1	3	3			18	250×1 100×1	○	大艇基地として整備
66	馬公														○	通信隊施設利用
67	テニアン	1	1				1(5KW) 1	3	2				24	250×2	○	中攻基地として整備
68	トラック	1	2				1(5KW) 2	3	2				32	100×3	○	水陸両用綜合施設
69	バガン															不時着場
70	オレアイ										3		6			同上
71	ヤルート	1	1				1(5KW) 1	2	2				18	250×2	○	中攻基地として整備
72	ウオツゼ	1	1				1(5KW) 1	2	2				18	250×2	○	同上
75	上海		2					2	2	4			32	100×2	○	上海方面数カ基地の合計なり作戦基地として整備す
73	青島		1						1				8		○	滄口基地の分
76	南京		1						1	1			8	100×2	○	団島基地として整備
77	九江								1	1			8	100×2	○	同上
80	漢口	1						1	2	2			18	150×2	○	同上
83	三島	1	1					1	2	2			18	150×2 100×1	○	同上
81	厦門											1	6			同上
74	滄口											1	8		○	同上
78	安慶		1						1	1			8	150×2	○	同上
79	南昌	1	1					1	2	2			18	100×2	○	同上
82			1						1	1	1		18	100×2	○	同上
84	海口		1									1	8		○	同上
85	三亚	1	1					1	2	2			18	250×1 100×1	○	同上

(註) 記録散逸せる為記憶により記述せるもの多し、数量は予定計量に基くものもあり、250W以下の送信機につきては記憶せるものの外記入せず、又中波送信機は戦争中期以後本表以外に装備せるもの相当数あり、又一般に作戦進捗の状況により中途撤去、移装等のもの相当多し

HP『海軍砲術学校』所蔵史料

別表第三

自昭和十六年度 主要航空基地通信兵器装備概要
至昭和十八年度

番号	基地名	送 信 機 波										受信機	応急用 電 源 K・V・A	夜間 電氣 装置	記 事	
		長波		中波		短波										其他
		K	K	W	W	K	K	K	W	W						
1	0.5	250	100	2	1	0.5	250	100								
101	第一占守	2	1		2	1	2	2					26	60×1	○	作戦基地として整備
102	第二占守				1								18		○	同上
103	第一幌筵	1			1			2	2				26		○	同上
104	第二〃		1						2				10		○	同上
105	第二美幌	1		1	2			1	1				18	100×2	○	同上
106	厚岸											2	7		○	不時着基地として整備
107	第二千歳	3	2		4	(15KW)	4	5					88	250×2	○	中枢基地として増強
30	第一千歳					1										
108	谷田部											2	3		○	練空として整備
109	鴻之池	1						3	2			7	8	100×2	○	実用機基地として整備
110	香取	2	1		2	2	4	2				4	18	100×2 250×1	○	中枢基地として整備
111	東京											2	2		○	練空として整備
112	第二横須賀	2	1	1	3	1	4	5			6	42	250×2 100×2		○	整備練空
10	第一横須賀														○	練空及作戦基地として増強
113	厚木	1	1		1			2	4			5	20	250×1 100×1	○	実用基地として整備
114	相模野											1			○	整備練空
115	名古屋	1			1			2	1				9	100×2	○	実用機基地として整備
116	河和	1			1						1	1	4	250×1	○	同上
117	小松	1		1	2	1	2	2			2	10	100×2		○	同上
118	串本		1					1	1		1	7	8×1		○	同上
119	詫間	2	1		3	1	2	2			3	16	250×1 100×1		○	同上
120	西條	1		1	2	1	2	2	1	1	14				○	戦闘機基地として整備
121	松山	1	1	1	3	1	2	2				10	100×1		○	実用機基地として整備
122	宮崎	1		1	2	2	1	1				6	100×2		○	同上(後大部を撤去す)
123	諫早										5	3	100×1		○	予科練として整備
124	国分			1					1		3	6	100×1		○	練空として後実用機基地として整備
125	指宿				2	1	3	2			1	15			○	実用機基地として整備
126	種ヶ島				2			2	2		1	12	250×1 100×2		○	同上(後撤去す)
127	那覇	1			2	2					6	18	100×2		○	実用機基地として増強
128	花連港															
129	台東															予定計画ありしも現地工作部に於て設備せざりしもの如く記録なき為不明
130	ウルシー	1			1						3	6	60×1			中継基地として整備
131	パラオ	1	1	1	2	2	2				5	18	150×2		○	水陸両用基地として整備
132	モートルツク	1			1						3	6				不時着場として整備

HP『海軍砲術学校』所蔵史料

番号	基地名	送信機										受信機	応急電源 K・V・A	夜間着陸 電装機	記事	
		長波		中波		短波					其他					
		K	W	K	W	K	K	K	W	W						
133	ボナベ		1			1	2				2	8	100×2	○	実用機基地として整備	
134	エニウエダツク		1		1	2	2				5	18	150×2	○	同上	
135	クサイ		1		1						3	6			中継基地として整備	
136	ロンゴラツブ		1		1	2	2				3	18	150×2	○	実用機基地として整備	
137	マロエラツブ		1		1	2	2				5	18	150×2	○	同上	
138	メジユロ		1		1	2	2				5	18	150×2	○	同上	
139	ミレ	1			1	1	2	2			5	18	100×2 250×2	○	同上	
140	マキン	1			1					1	3	18	150×2	○	同上	
141	タラワ	1			1					1	1	3	8	100×1	○	同上
142	ツーロン															
143	ナトラン															
144	カムラン															
145	ツドーム	固定基地5基地分を現地指揮官に於て分散整備せり										詳細不明				
146	西貢															
147	サンジャツク															
148	ソクトラン															
149	ポートブレ	1								1	3	3	6		詳細不明	
150	カールニコバル	1								1	3	3	6			
151	サバ															
152	コタラ															
153	ペナ															
154	セレ															
155	バダ															
156	ヂヤ															
157	ヂョク															
158	マダ															
159	スラ															
160	ラプ															
161	バン															
162	バリ															
163	マカ	固定基地15基地分										現地指揮官に於て分散整備せり				
164	ケン	移動基地10基地分														
165	メナ															
166	テル															
167	カウ															
168	アン															
169	ワイ															
170	クバ															
171	デリ															
172	ソマ															
173	マノ															
174	カピ															
175	ラポ															
176	アブ															
177	ブイ															
178	ウエー															
179	平沢	1			2	1	1	2				8	100×2	○	作戦基地として整備	
180	麗水	1			2	1	1	1				8	100×2	○		
181	釜山	1			2	1	1	2				12	100×2	○		

(註) 記録散逸せる為記憶により記述せるもの多し、数量は予定計画に基くものもあり、250W以下の送信機につきては記憶せるもの外記入せず。又中波送信機は戦争中期以後本表以外に装備せしもの相当数あり、又一般に作戦の進捗により中途撤去、移装等のもの多し。

HP『海軍砲術学校』所蔵史料

別表第四

基地名	送信機										受信機	記事	
	長波		中波		短波								
	W 1000	W 500	W 250	W 100	W 2000	W 1000	W 500	W 250	W 150				
敷香	1			1(1)		2	2(1)				13	殆んど使用されず {兵器は輸送されたが装備はされなかつたようである 耐弾は完成した {送信所は第一と共用で計画した 千島方面は本年春より兵器を撤去し北海道に輸送した {地上式より地下式耐弾に移装した 耐弾式で完成 同上 同上 同上 {第二美幌と同一に計画したが現地で縮少した 地下式耐弾に移装したP施設がある 工事中止となつた {通信隊の代行機関としても整備された 耐弾式に移装完成 同上 連山基地として計画中で未完成 耐弾式で完成 同上 P施設を整備した、耐弾式完成 耐弾式完成 同上 同上 同上 同上 {P施設を整備した耐弾式にて完成した受信所を更に移転した {予定外の兵器が充當された、耐弾完成	
大泊	1		1				2(1)	1	2		7		
第一占守	2	1		2(2)	1	2	2(2)				26		
第二占守				1(1)							17		
第一幌筵	1			1(1)		2	2(1)				26		
第二幌筵		1					2(2)				10		
松輪	1					2	1(1)				10		
天寧	1					3	2(2)				10		
第一美幌	1	1		2(2)	1(5kw) 1	5	2(1)				18		
第二美幌	1		1	2(2)		1	1(1)		2(1)		10		
第三美幌	1		1				2	1	1(1)		7		
第一標津	1	1	1			1	2	2	2		14		
第二標津	1	1	1			1	2	2			14		
根室							1			1	7		
第一千歳	3	2											
第二千歳			4(4)	1(5kw) 1	4	5		9(4)	88				
第三千歳													
樺山	1					1	2	2			10		
大湊	1		1	2(1)			2(2)		1(1)		14		
三沢	1	1				2	3	2(1)			22		
松島		1			1(5kw) 2	3	2(1)			1	10		
郡山				1(1)						4(4)	11		
第三郡山	1		1			1	2	2			13		
筑波		1		1(1)			1		7(4)		8		
百里ヶ原		2		1(1)		2	2		6(3)		16		
霞ヶ浦	3	2	2	3(3)		2	7		8(4)		38		
谷田部				1(1)			2(3)		2(2)		12		
鹿島	1	2				2	2		4		10		
神ノ池	1					3	2		7(3)		8		
香取	2	1		2(2)	2	4	2(1)		4		14		
茂原	1(2kw) 1			2(2)	2	3	2(2)				13		
木更津	3	1	2		4	7(2)	2(2)		6(2)		41		
館山	1	3	2		1	4	2(2)	1			20		
八丈	1	1	1			1	2(2)	2	6		21		

HP『海軍砲術学校』所蔵史料

基地名	送信機									受信機	記事	
	長波		中波		短波							
	W 1000	W 500	W 250	W 100	W 2000	W 1000	W 500	W 250	W 150			
東京										2	2	
横浜	1	1	1			2					9	{殆んど使用せず一部の兵器が伊賀上野に移装された
第一横須賀	2	1	1	3(3)	1	4(1)	5(1)			6	25	耐弾式完成
第二横須賀	1			1(1)	1		1			2	5	工事中
厚木	1	1		1		2	4(2)			5(5)	20	耐弾式完成
藤沢								1		3(1)	8	耐弾完成
藤枝	1					2	3(1)				12	〃
大井	2		1	2		3	4			2	12	{教育用兵器を撤し大和等に転用す
豊橋	1	1		2(2)	(5kw) 2	3	2	1		1(1)	13	耐弾完成
岡崎						1				1	4	〃
明治	1		1(1)	3(3)		2(2)	2(2)				13	〃 P施設整備中
名古屋	1			1(1)		2	1(1)				9	〃
河和		2		1(1)				1		1	4	〃
第一鈴鹿	1	3		1(1)		4	5(1)				9	{〃 教育施設を整備し他に転用す
第二鈴鹿	2		1			4(1)				3(1)	12	〃
伊賀上野	1		1			2	2			3,2	16	工事中P施設整備中
神町				2(2)		1	1			3(1)	8	P施設の要求があつたが未決定
小松	1		1	2(2)	1	2	2(2)			2(1)	10	耐弾完成
大津							1			1(1)	6	〃
大和	2					6(4)	8			2	30	P施設を整備し完成
舞鶴	2	1				1	3				18	耐弾完成
峯山		1					2(1)				6	〃
福知山				1(1)			2	2		6(6)	11	工事中
美保	1		1	1(1)	(5kw) 1	2	2				18	〃
串本		1				1	1			1	7	耐弾完成
鳴尾	1		1	2(2)		4				4(3)	12	〃 阪警防空通信の一部を行ふ
伊丹											5	〃
姫路		1	1	2(2)		2(1)	1			4,2	13	〃
倉敷										4(3)	6	〃
福山	1		1				1			4	9	〃
呉	1	1	1	2(2)		3	2(1)			2,2	24	{〃 呉通の装備としての計画を含む
岩国	1	1	1	3(3)		3	4			1(1)	29	〃
徳島	1	1			1	2	1			3(2)	15	{〃 教育施設の一部は他に転用した
第二徳島										3	4	工事中
小松島	1	1	1	2(2)		3	2				10	耐弾式に移装中

HP『海軍砲術学校』所蔵史料

基地名	送信機									受信機	記事		
	長波		中波		短波								
	W 1000	W 500	W 250	W 100	W 2000	W 500	W 500	W 250	W 150				
詫間	2	1		3(3)	1	2	2			3(1)	16	完成	
観音寺	1		1	2(2)	2	2	2			1(1)	14	〃	
西條	1		1	2(2)		2	1(1)				8	〃	
松山	1	1	1	3(3)	1	2	2(2)				20	〃	
大社	1						1(1)			3(3)	9	{ 〃 }▷施設の要求があつたが実施しなかつた	
七尾										2(1)	2	〃	
高知	2	3	1	2(2)	1	3	3.2				15	完成	
宿毛		1									8	〃	
築城	1	1	1	3(3)		3	2(2)			2(2)	12	耐弾完成	
宇佐	2		1	3(3)		4	3(1)			2(2)	20	〃	
大分	1	1	1	1(1)		2	2			11(4)	40	〃▷施設を整備した	
大佐	1	1	1	3(3)	1	3	2(2)				16	〃	
富高	1		1	2(2)		3	2(1)			1(1)	10	〃	
宮崎	1									1(1)	6	〃	
博多	2	1	1	1(1)		4	3(1)			9	22	〃▷施設を整備した	
福岡										2	11	〃	
佐世	1		1	2(2)	1	3	2(1)			3	14	{ 〃 }出来る 佐通の補助として使用	
大村	2									4	10	〃	
諫早										5	3	〃	
富江							1(1)		1		2	10	〃
天草									1		2	9	〃
出国	1		1	1(1)					1		3(3)	6	〃
第二国分			1						1		1(1)		〃
鹿兒島	1		1	1(1)					2(1)		6(2)	7	〃
岩川			1	3(3)		2	2(1)			1(1)	14	〃	
志布志			1	1(1)			2(1)			2(1)	7	〃	
串良	2			1(1)		2	2.2			1	12	〃	
笠原				2(2)		1	1(1)				10	〃	
鹿屋	3		4	1			1(1)			2(1)	7	〃	
指宿				2(2)	1(5kw) 3	6	13(4)			5	36	〃 施設を整備した	
種子島	1			2	1	3	2(1)			1(1)	15	〃	
喜界島				2		2	2(1)			1(1)	12	〃	
吉仁屋										6(3)	7	〃	
南大東島										3(1)	5	〃	
宮古島										6(5)	10	耐弾完成	
石垣島										6(5)	10	〃	
第二石垣島										6(4)	8	〃	
小嶽	1	1				2	3			3(1)	6	〃	
沖繩	1	1	1			2	4			3(2)	15	〃	
										4(4)	20	〃▷施設を整備した	

別表第五

		朝	鮮
基 地 名		兵 装 標 準	記 事
元	山	丙	完 成
旅	順	〃	〃
斐	津	〃	工事中
平	沢	〃	〃
黄	州	〃	〃
光	州	〃	〃
麗	水	〃	完 成
涪	島	丁	〃
鎮	海	丙	〃
釜	山	〃	工事中
迎	日	〃	〃

別表第六

		台	湾
基 地 名		通 信 施 設	記 事
台	北	丙	○
紅	毛	丁	
新	竹	乙 + 丙	○
台	中	丁	○
台	南	乙 + 丙	○
大	山	丁	○
高	山	甲 + 丙	○
東	維	丙	○
台	港	丁	○
萱	東	½ 丁	
恒	蘭	½ 丁	
婦	春	丁	
桃	仁	½ 丁	
淡	園	½ 丁	
蘇	水	丁	
二	澳	丁	
後	林	丁	
虎	龍	丁	
馬	尾	丁	○
麻	公	丁	
花	豆	丁	
連	港	丁	

註 概ね表の通りの計画であつたが実際には○印の外には約10×丁の兵器により現地にて適宜実施せるに付詳細は不明である。

第三項 水上特攻基地の整備

水上特攻基地は震洋、蚊龍、海龍の一種乃至全部を收容待機の目的を以て昭和二十一年四月から急速編成に着手したのであるが基地の位置がいつまでも決定せず立ち上りが極めて後れたのみならず其の度重なる変更等に依り著しく進捗を阻まれた。

然し本土決戦を前にして関係者一同大に張り切り輸送難、資材難を克服工作庁関係者並に部隊兵力の全力を挙げて七月末には九州、四国、伊豆房総方面は概成を見ることが出来た。

特攻基地無線兵装は特攻兵器の收容数及び指揮官所在地に依り概別表の如き標準に依り整備せられた。尙挺身基地と名付けられた。分散分遣所には放送を主としたラジオ受信機と補助的にT M 軽便電信機が配置せられたが電源関係には非常な困難があつた。

施設殆んど山間横穴に行われた為装備法の良否は通信能力に至大の影響があるので之が準備実験を通信学校並に技研横須賀出張所に於て詳細に行い更に装備実施に当つては職員の見学を巡廻指導を行われた。

然し海龍、蚊龍の生産が意の如くならず故障続出し用法にも亦はつきりした方針なく一般に極めて低調であつた。

第四項 航空特攻基地整備

昭和二十年初頭から飛行機の存在を秘匿し置き敵の本土上陸に際して特別攻撃をする為の飛行場が内地に数十ヶ所設営せられた。之等の飛行場は中心基地との間に有線又は無線の通信連絡を必要としたが其の位置が多くは山間の僻地であつて有線の敷設には多くの資材と時日を要するので無線電話の急速整備が実施せられた。即ち中枢基地との間に使用する航空無線電話機による一回線の無線電話と基地の情報放送を受信するラジオ受信機を装備の事とし部隊に供給した。供給は七月初めから行われたが輸送が極度に悪化して居たので仲々行渡らず終戦当時に全部整備されていたかは疑問である。

秘密飛行場の所在は別表の通であるが記録がないので正確は期し難い。

右の外筑波山附近、房総半島南部、十国峠附近等に櫻花三型の基地が建設中であつて司令部との通信、情報受信及び対機送話等に対する無線施設

の要望があつたが具体的決定を見ない儘に終戦となつた。

第五項 艦船の整備

一、開戦前艦船の無線兵器の整備は昭和十六年艦本制定の艦船無線兵装標準によつて実行された。

即ち昭和十四年の④計画、昭和十六年の⑤計画の建艦計画に従つて所要の無線兵器の整備が実行された。

只商船等の徴用特別艦船は出陣準備計画書の無線兵装標準によつて昭和十六年秋頃から兵器生産に移行徴用の都度整備が行われた。以上の状況で開戦当時の第一線艦船は戦備完了の状態であり直ちに作戦に従事した。

二、開戦前から艦隊通信の最も欠陥とされて居た通信方式の改善は兵器の研究完成と共に開戦後新造艦船及び損傷艦船等機会ある毎に整備に努めた即ち其の目的とした処は次の諸項であつた。

- イ、無線通信能力の持続を図る為に防禦甲板下の電信室を強化すること
 - ロ、中波通信を可能ならしめること
 - ハ、対防諜衛上超短波通信を強化すること
 - ニ、敵信傍受の能力を強化すること
- 以上の目的達成の為に左の要領によつて無線機の強化を行つた。

艦船無線兵装増強要領

艦種	増強要領
軍艦	(一)電室四カ所とし防禦甲板下の受信室、送信室を主用電信室とす (二)敵信傍受用受信機を増備す艦隊旗艦六台戦隊旗艦四台 (三)中波送信機の増備艦隊旗艦三台、戦隊旗艦三台、其他一台 (四)二五W超短波電話機の整備、艦隊旗艦三台、戦隊旗艦二台 其他一台
駆逐艦	中波送信機一台増備
防備艦艇	中波電話機一台増備

三、昭和十八年中期艦船兵装標準を全面的に改訂した。其の目的は前述の暫定的無線兵器の強化を新型艦にも適用し正式化したものである。

航空機用電波探信儀は同年八月空六号が完成された。
電波兵器は英米に比較して頗る遅れていたので作戦上の不利は甚大であつた之が為戦備に關しては最優先に取扱つたが新兵器の事ではあり生産面、整備面に於て非常な困難があつた。

昭和二十年に射撃用の電波探信儀が完成されたが、既に敗戦期であつたので、太平洋戦争の電波兵器の戦備は陸上、艦船、航空機の見張用電探の整備に終始した状況であつた。

二、電波兵器整備に關する統帥部戦備計画概要

イ、本土見張哨戒用電探は陸軍担当す 但し軍港要港に必要な見張用電探は海軍に於ても整備す

ロ、朝鮮、台湾、支那、仏印は本土に準ず

ハ、其他の地区海軍主として整備を担当す

三、軍令部戦備計画概要

電波兵器生産に關しては次の計画によつて航本、艦本に於て無線兵器工場の転換、新設工場の計画等によつて之が實現に努力した。

電波兵器生産計画概要

兵器種別	カ月生産数量			
	十七年七月以降	十八年七月以降	十九年七月以降	二十年七月以降
陸上見張用電探	二〇	四〇	五〇	五〇
輕便式電探(一、二、三型)			五〇	一〇〇
艦船用対空電探	二〇	三〇	五〇	五〇
艦船用対艦船電探	二〇	三〇	五〇	五〇
航空機用電探(空六号)	三〇〇	五〇〇	八〇〇	一〇〇〇
射撃用電探			二〇	二〇
照射用電探			四〇	四〇
電波探知機		一〇〇	三〇〇	三〇〇

資料焼失のため關係者の記憶に基く数量にて正確を期し難し

第二項 陸上電波兵器の整備

第一目 陸上見張所の整備

一、昭和十七年中期見張用電波探信儀の生産開始と共に左の計画の下に整備に着手した。

見張所種別	昭和十七年七月以降		昭和十八年七月以降		記事
	整備数	兵器数	整備数	兵器数	
辛			一〇	一	対空見張所
戊	一〇	二	一五	二	対空見張所

対空見張所は昭和十七年は太平洋の要地マーシャル、カロリン、ニューブリテン、マリアナ、アリューシャンの整備が行われた。次で本土、蘭印方面が整備された。

対艦船見張所は潜水艦警戒を目的として沖繩列島、呂ソン海峡、千島列島に整備された。

昭和十七年進攻作戦中は輸送も楽でラポール、トラック、マーシャル、キスカ等の整備は順調に進み対空見張には尠からず貢献した。

対艦船見張所は機ね交通不便な孤島多く整備には困難を来した而も潜水艦に対する効果は期待出来ず結局之等の見張所も対空見張に利用する結果となつた。

二、昭和十九年以降空襲の激化と戦線の後退に依つて、電探見張所の大増設が計画された。

即ち本土、台湾、比島、マレー、ジャバ、中南支沿岸の総てに亘つて電探網によつて完全なる警戒が出来る事を目的とした。

従つて一見張所の兵器も増備することとして左の標準によつた。

見張所の標準

種別	整備兵器	記事
A	一一号×二台 一三号×二台	各見張所共自力発電機装備
B	一一号×一台 一三号×二台	〃
C	一三号×二台	〃

三、電波探知機の整備

艦船装備の電波探知機の効果に鑑みて敵機の電探又は味方識別機を捕捉する目的を以て昭和十九年中期頃から陸上見張所の全部に之を整備することとなつた。

四、陸上電波兵器整備概要

第二目 測的用電波兵器整備

一、昭和十八年八月射撃用電探S3完成し一砲台一基の整備標準にて太平洋要地、本土、台湾、比島に整備が計画されたが兵器の不備と輸送難によつて外地のものはラポールを除き殆んど成果を挙ぐるに至らなかつた二十年本土要地砲台には相当整備され初期は防空防禦に相当の成績を挙げたが敵機の偽瞞妨害の為漸次効果を減退した。終戦時に於ける整備状況は左表の通りである。

道海北		大湊		畿 近			四 国	州		九	地 区	整備数量
室 蘭	千 歳		小 松	大 阪	舞 鶴	福 知 山	松 山	佐 世 保	熊 本	鹿 屋		
1	1	1	1	2	1	1	1	5	1	5		
中 国												
計		関 東 北 部	房 総	京 浜	平 塚	伊 豆	遠 州 地 区	伊 勢 湾	美 保	倉 敷	呉	整備数量
46	1	6	4	3	2	1	4	1	1	3		

二、昭和十九年四月照射用電探(L2)が完成、夜間戦闘機に協力する探照燈の指導用を目的として整備が計画された。

配備標準は探照燈二燈に付L2一基として戦備計画が立てられたが、生産整備共に予期通り進まず、整備教育準備中に終戦に至つた。

第三目 艦船の整備

一、昭和十七年五月、二号一型対空見張用電探及び二号型対水上艦見張用電探の完成によつて次の整備計画を立て実行に着手された。

艦船電波兵器整備標準

艦 種	整備順位	兵器種別及数		記 事
		二号一型	二号二型	
戦 艦	3	1	2	
巡 洋 艦	2	1	2	
航 空 母 艦	1	2		
潜 水 母 艦	2	1		
防 空 駆 逐 艦	2	1		
駆 逐 艦	2		1	
対 潜 艦 艇	1	1		
潜 水 艦	1		1	

右計画によつて十八年末には第一線の艦艇には概ね完成され二号一型は相当効果を發揮したが二号二型は故障多く調整も困難で技術者を艦隊に派遣して之が実用化に努力したが殆んど効果は發揮出来ず改造に改造を加え十九年頃から実用可能の域に達した。

二、昭和十八年中期一号三型及び電波探知機の完成によつて更に艦船の電波兵器の強化が計画された。

一号三型及び電波探知機の生産は概ね順調に進み十九年中期迄に概ね予期の整備を見るに至つた、但し潜水艦は空中線装備に相当の困難を感じた。兵装標準は次の通りであつた。

艦種	整備順位	兵器種別及数			
		二号一型	一号三型	二号二型	電波探知器
戦艦	3	1	2	2	2
巡洋艦	2	1	2	2	2
航空母艦用	1	4	2	2	2
同右乙	2	2	1	2	2
潜水母艦	2	1	1	2	2
防空駆逐艦	1	1	1	1	1
駆逐艦	2	1	1	1	1
対潜艦艇	1	1	1	1	1
旗艦潜水艦	1	1	1	1	1
輸送潜水艦	1	1	1	1	1
潜水艦	1	1	1	1	1
輸送船	3				1

第四目 航空機の整備

一、昭和十八年五月波長二米の航空機用電波探信儀が完成多座機に整備された二、三座機及び戦闘機用電波探信儀は種々研究されたが遂に新兵器は実用するに至らずに終戦に至つた。

二米電波探信儀は其後改良を加え三座機偵察機にも整備された。

整備計画は昭和十八年は多座機の18昭和十九年以降多座機の全部、三座機13整備を目途に戦備計画が立てられ、十九年の整備機数は数百機に及んだが飛行機の消耗多く実際作戦に従事中の飛行機で実動機数は数十機程度であつた。

二、夜間戦闘機用の電探は昭和二十年五月完成したが厚木航空隊所属機五機が整備され実験を兼ね実用した程度であつた。

三、電波探知機は昭和二十年初頭完成したが実験を兼ね作戦部隊飛行機数

機に整備した程度であつた。
 四、航空機用電波兵器の完成が遅れた事は数次の海戦で惨敗した最も大なる原因の一つであつた、之が研究促進に關しては多大の努力が払われたが結局研究機関が貧弱であつたのが主たる原因で昭和二十年二月航空機電波兵器研究を主眼とした第二技術廠を設立されたが時既に遅く成果を挙ぐるに至らなかつた。

編纂記録

一等警備正 石 黒 進